

平成24年第1回定例会

大多喜町議会会議録

平成24年 3月8日 開会

平成24年 3月21日 閉会

大多喜町議会

平成24年第1回大多喜町議会定例会会議録目次

第1号（3月8日）

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	3
行政報告.....	3
諸般の報告.....	4
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	7
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7
一般質問.....	8
苅込孝次君.....	8
藤平美智子君.....	12
野村賢一君.....	19
小高芳一君.....	29
志関武良夫君.....	50
野中真弓君.....	57
吉野信一君.....	72
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	83
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	85
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	87
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	88
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	90
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	91
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	97
会議時間の延長.....	99

議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	99
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	100
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	104
散会の宣告.....	105

第 2 号 (3 月 9 日)

出席議員.....	107
欠席議員.....	107
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者.....	107
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	107
議事日程.....	107
開議の宣告.....	110
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	110
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	111
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	116
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	118
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	122
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	123
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	128
議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	129
議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	132
議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	157
議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	161
議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	164
議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	165
議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	169
議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	173
議案第 26 号から議案第 32 号の一括上程、説明.....	175
発議第 1 号の上程、説明、採決.....	211
休会について.....	211

散会の宣告.....	212
------------	-----

第 3 号 (3 月 2 1 日)

出席議員.....	213
欠席議員.....	213
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者.....	213
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	213
議事日程.....	213
開議の宣告.....	215
行政報告.....	215
諸般の報告.....	216
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決.....	216
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	259
日程の追加及び順序の変更.....	262
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	263
議案第 2 7 号から議案第 2 9 号の質疑、討論、採決.....	265
日程の追加及び順序の変更.....	271
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	271
議案第 3 0 号から議案第 3 2 号の質疑、討論、採決.....	272
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	278
日程の追加.....	286
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	287
閉議及び閉会の宣告.....	288
署名議員.....	289

平成24年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成24年3月8日(木)

午前10時00分 開会

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野信一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	野村賢一君	12番	正木武君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	花崎喜好君
企画財政課長	小野田光利君	税務住民課長	関晴夫君
健康福祉課長	磯野幸子君	子育て支援課長	石井政一君
建設課長	磯野道夫君	産業振興課長	菅野克則君
環境水道課長	川崎照恭君	特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君
会計室長	渡辺嘉昭君	教育課長	高橋啓一郎君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋謙周	書記	小倉光太郎
------	------	----	-------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第 3 同意第 1 号 大多喜町教育委員会教育委員の任命について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 号 大多喜町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 大多喜町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6 号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7 号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8 号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9 号 大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 10 号 大多喜町教育委員会事務局職員等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開会及び開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成24年第1回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本日は、平成24年第1回議会定例会を招集させていただきましたところ、議長さんを初め議員各位には、大変お忙しい中をご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、平素は町政の運営に当たりましては、多方面からのご支援、ご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

それでは、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました第1回臨時議会以降についての資料により、ご了承をいただきたいと思います。

さて、本日からの第1回議会定例会でございますが、平成24年度当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて若干ご説明をさせていただきます。

昨年3月11日に発生をしました東日本大震災及び世界的な金融危機という2つの大きな危機に直面し、国ではこのような状況下、最優先課題であります東日本大震災からの復旧・復興及び原子力発電所の事故による災害の速やかな終息に全力を尽くすことが肝要であるとしております。

また、地方財政においては、地域経済の低迷に伴う地方税収の低下や国の財政状況の悪化など今後の状況は不透明であり、社会保障や公債の償還など義務的経費の増加が予想されることから、ますます厳しい財政状況は続くものと思われまます。

一方、本町の財政の見通しでございますが、歳入では、依然として低迷する景気の影響により、町税などは、大きく伸びる期待はできない状況であり、自主財源の確保に苦慮する状況でございます。さらには、地方交付税においては例年並みに推移するものと思われまますが、その他の譲与税や交付金については減少する見込みであります。

次に、歳出でございますが、医療・福祉関連の経費や一部事務組合の負担金等の増加が大きく、経常的な経費の割合が高い水準で推移していることから、政策的経費の財源確保は難しい状況となり、依然として厳しい財政状況は続くものと見込んでおります。

このような状況を踏まえて、平成24年度一般会計当初予算では、大多喜小学校屋内運動場の大規模改造事業や過疎対策事業等の投資的事業に加え、高齢者や子育ての福祉事業も積極的に推進を図るべく予算編成を行いました。当初予算額として45億2,900万円と、昨年当初より3億6,300万円減となりました。主な減額の要因は、役場庁舎の増改築工事が完了したことによる事業費の減が大きなものがございます。また、4特別会計を含めると70億6,024万7,000円で、前年度比3.6パーセント減となりました。

以上、平成24年度当初予算編成方針等を申し上げ、定例議会冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくご審議の上、全議案可決ご同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に諸般の報告であります。第1回議会臨時会以降の議会の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会については関係議員から報告をお願いします。

初めに、千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、1番野中眞弓議員にお願いします。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 千葉県後期高齢者医療広域連合の平成24年第1回定例会が2月15日、千葉市のホテルオークラにて開催されました。

提出されました案件は9件あります。そのうち主なものは、23年度の一般会計及び特別会計の補正予算、それから24年度一般会計及び特別会計の予算です。この4件も含め、ほか5件、合計9件、すべて可決しました。24年度予算につきましては、事務経費である一般会計は、歳入歳出とも20億5,052万円、医療費支払いの会計であります特別会計は4,514億4,595万3,000円です。

なお、関係書類をお手元に配付してありますので、ごらんください。

以上です。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会関係について、4番小高芳一議員にお願いします。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは、報告をしたいと思います。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の報告をいたします。

去る2月24日午前10時に平成24年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が大原の消防署会議室にて招集され、本町から正木議長、野村議員、そして私の3名が出席をいたしました。執行部より付議された議案は8件でありまして、すべて全会一致で、原案のとおり可決をいたしました。議案の第1号でありますけれども、これは一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

そして、第2号議案でございますけれども、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

3号議案でありますけれども、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

4号議案でありますけれども、平成23年度の夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算であります。これはお手元にある資料のとおりであります。

続きまして、第5号議案でありますけれども、平成24年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合の一般会計についてであります。これもお手元にある資料のとおりでありますので、後でござらんをいただきたいと思います。

続きまして、第6号議案でありますけれども、平成24年度の夷隅郡市広域市町村圏事務組合外房線の複線化事業特別会計予算についてであります。

続きまして、第7号議案は、指定管理者の指定について。

続きまして、第8号議案、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてということで、議案第8号まで先ほど申し上げましたけれども、全会一致で可決をされました。

一般会計の主なものを申し上げておきたいと思います。新たな事業であります。消防費ということで今度、指令センターが千葉のほうに2カ所に集約をされるということになっておりますけれども、その共同運用消防指令センターの整備費の負担金ということで、1億2,927万1,000円が計上されました。そして、もう1点、夷隅郡市の広域消防救急無線共同化にかかわる負担金ということで、1億3,001万7,000円が新たに計上されております。

以上で報告を終わります。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅環境衛生組合議会関係について、9番野口晴男議員にお願いします。

9番野口議員。

○9番（野口晴男君） 夷隅環境衛生組合議会報告をいたします。

去る2月27日、平成24年第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が夷隅環境センター会議室に招集され、正木議長と私の2名が出席をいたしました。執行部から付議された事件は5件で、すべて原案のとおり可決しました。

議案第1号は、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、他の組合議会報告と同様ですので、割愛します。

議案第2号 夷隅環境衛生組一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、人事院並びに千葉県人事委員会の勧告に基づき、千葉県の方針が指示されたので、給与条例等の一部を改正するものでした。

議案第3号 夷隅環境衛生組合職員の勤務時間、給与、休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、年間有休休暇の給与の方法の条例の一部を改正するものでした。

議案第4号は、平成23年度夷隅環境衛生組合会計報告予算（第2号）はお配りした資料のとおりです。

議案第5号 平成24年度夷隅環境衛生組合会計予算はお配りした資料のとおりで、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億8,930万4,000円とするものでした。

以上で夷隅環境衛生組合議会報告を終わります。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、2月24日に実施された例月出納検査の結果について、監査委員から報告されておりますお手元に配付の報告書によりご了承をお願いします。

なお、本日、矢代健雄監査委員は体調不良のため欠席する旨の報告がありました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（正木 武君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

10番 藤 平 美智子 議員

11番 野村賢一 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（正木 武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例議会の会期は、本日から3月21日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例議会の会期は本日から3月21日までの14日間とすることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第3、同意第1号 大多喜町教育委員会教育委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 同意第1号 大多喜町教育委員会教育委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本町の教育委員でございます加曾利和男委員につきましては、保護者代表の教育委員として、平成20年4月から町教育委員として1期4年間にわたって、本町の学校教育及び社会教育の振興・発展にご尽力をいただきました。

本年3月31日をもちまして任期満了となりますが、在任中には老川地区の教育環境に関する意見だけでなく、保護者としての立場からも多くの貴重な意見をいただくことができました。委員の子女は現在15歳であり、子女が20歳に至るまでは保護者の資格を満たしておりますので、引き続き、保護者代表の大多喜町教育委員といたしまして任命したいと考えます。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、今同意案のとおり議会の同意を求めるものです。

住所、大多喜町粟又567番地、氏名、加曾利和男、生年月日、昭和32年1月5日生まれで

す。

加曾利氏の経歴につきましては、昭和50年3月に千葉県立茂原農業高校を卒業され、同年4月から夷隅中央農協に勤務し、平成24年1月からはいすみ農業協同組合の勝浦支所の支所長代理として活躍されております。

また、地域では、誠実な人柄から老川小学校のPTA会長を歴任するだけでなく、教育行政について高い見識を有しておりまして、町教育委員として適任であります。

以上のことから、このたび再任をいたしたくご提案をしたものであります。何とぞご同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号はこれを同意することに決定をいたしました。

◎一般質問

○議長（正木 武君） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 苅 込 孝 次 君

○議長（正木 武君） 初めに、5番苅込孝次議員の一般質問を行います。

苅込議員は一括質問、一括答弁による質問です。

5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） 私は、町の災害に対する危機管理についてお尋ねいたします。

町の防災計画の災害想定は、平成7年発生 of 兵庫県南部地震を想定して計画されていると思いますが、これはこれでよろしいんですけども、昨年のマグニチュード9.0という大地震が起きましたが、この地震の脅威は、津波と原発の放射線の陰に隠れた感じで、大地震自体の驚異は影が薄いような感じがしたわけですが、首都圏直下地震など、今後4年以内に70パーセントの確率で起こるであろうと、東京大学地震研究所が発表しました。

また、地震の調査研究を行っている政府の特別機関である地震調査研究推進本部では、南関東でマグニチュード7クラスの大地震が、今後30年以内に70パーセントの確率で起こるであろうと予想しております。

これを証明するように海洋研究開発機構は、東日本大地震で東北地方に沈み込んでいる太平洋プレートの内部の力のかかり方が変化していて、この正断層型がずれるとマグニチュード8クラスの地震が発生しやすくなっていると発表しております。それぞれが余りにも具体的に現実味を帯びています。

昨年以來、マグニチュード3から4程度の地震が既にもう200回以上起きておりまして、これは地下のストレスが、これで解消されるのではなく、逆に断層が変化していて、大きな破壊力を今ため込んでいるとのことであります。

まことに不気味な気がいたしますが、このような中、東日本大震災から1年がたとうとしている中で、各自治体も、住民の安全・安心な生活を目指してまちづくりを推進しております。当町も地域防災計画の見直しや実効性のあるマニュアル策定が急務と思います。この危機感が単なる取り越し苦勞であったと杞憂^{きゆう}に終われば、これにこした幸せはないことす
け

れども、「備えあれば憂いなし」と言います、再確認のため、大多喜町の危機管理と備えについてお伺いいたします。お願いします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、お答え申し上げます。

東日本大震災から1年が経過しようとしている中、防災計画の見直しや実効性のあるマニュアル策定が急務となっております。大多喜町の方策と備えについての伺いでございます。

ご承知のとおり、大多喜町の地域防災計画につきましては、平成20年度、今議員さんおっしゃられたとおり改めて作成をされております。平成7年の阪神・淡路大震災を想定基準としておりますので、地震の規模としましてマグニチュード7.2と同程度の直下型地震を想定して計画が策定されております。

昨年の東日本大震災は、特に海岸線の津波の影響による被害が膨大でございました。それに伴いまして、その対策が、今回各地で防災計画の見直しを迫られているところでございます。本町の場合、津波による影響の被害はほとんど皆無に等しいのではないかと思います。改めまして、本町の防災計画の大きな見直しは必要ないものと考えております。

しかしながら、地震による家屋の倒壊ですとか地すべり等の可能性も大きいことから、5年ほど前から、各地区単位に防災訓練を実施しているところでございます。この訓練の中で、本年度は大多喜地区を代表にしまして、区長さんを中心に、住民の安否確認の訓練も行ったところでございます。

また、ご指摘の住民の災害時の避難の行動マニュアル等は必要であると考えております。各行政区及び地区等を中心に、避難場所の確認あるいは経路の確認等、具体的な方法でマニュアル化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） ありがとうございます。この後、私は一括質問で、この後また大勢の議員の皆さんが質問があると思いますので、私は簡単に一括質問なんですが、最後に、今年度からこの大震災を踏まえて、消防団員の安全確保と災害時の対応能力アップのために、災害対応指導員というのを、総務省の消防庁ではこれを計画しているということでございますが、町のそれぞれ消防団の安全と住民の避難誘導のために、このリーダーの養成にひとつ派遣していただきたいと思うわけですが、そのうち消防長からこういう通達があると思いますが、それもお願いしたいと思います。

それから、緊急時の道の駅の活用についてなんですが、この災害時の避難場所とか応援部隊の活動拠点として、この道の駅は非常に有効であるというようなことでありまして、県の防災危機管理課では、県内に22の道の駅で組織されているこの道の駅で、県ブロック連絡協議会と協議して、この道の駅の災害時の利用について検討するようでございますので、町もこの対策に乗りおくれなように検討してみたいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 最後の道の駅等の防災の避難所としての指定というふうなことでございますけれども、大多喜町の道の駅をごらんになっていただければわかると思うんですが、やはり大多喜町の道の駅の場合は、避難して入ってくる場所が今の食堂ぐらいのところしかスペース的にはないというふうに私どもは考えています。ほかの道の駅ですと、ああいう広場的な、かなり広いところに家屋が、建物ができていますので、避難所として適当かなというふうに思いますが、本町の場合ちょっとその辺は、避難所としての面積がちょっと足りないのかなというふうに考えております。

ちなみに、町内では17カ所の小学校とか福祉センター、あるいは高校も含めまして17カ所今のところ指定をしてございます。そこが避難所となっておりますけれども、今月中に、今月の末に、まだ議員の皆様にはお知らせしてございませんけれども、町内のゴルフ場と緊急の避難場所の協定を町長が行う予定で今事務を進めております。

何でゴルフ場かといいますと、ゴルフ場にはおふろもありますし、食堂も備えています。万が一のときには、1日とか2日とかではなく緊急的なものでございますけれども、そういう協定をして、住民が少しでも安心できるようなシステムづくりも今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） ちょっと道の駅が場所が狭いということではありますが、県内の22の道の駅で組織するブロック連絡会が、この災害時の場合の、例えば自衛隊の応援部隊とか何かがある場合の駐車場みたいな活動拠点にすることもできるわけですから、それも今後考えておいてほしいと思います。

私は以上です。ありがとうございました。

○議長（正木 武君） 災害対策指導員の設置についての町の見解はという苅込議員の質問がありますけれども、総務課長、どうですか。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） その件につきましては、現在総務省から詳しい通達等がまだうちのほうに来ておりませんので、それが来て、それから検討させていただきたいと思います。

それと、最後のご意見を一応慎重に、うちのほうもいざというときに検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 藤 平 美智子 君

○議長（正木 武君） 次に、10番藤平美智子議員の一般質問を行います。

藤平議員は一問一答による質問です。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 私は、平成24年3月定例議会におきまして議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を一問一答方式でさせていただきます。

最初に、農林道にかかる橋梁の安全確保についてお伺いをいたします。

総務省は平成22年2月に社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視一道路橋の保全等を中心として一の結果に基づく勧告を農林水産省、国土交通省に行っております。

このたびの調査結果に基づく勧告の主な事項は、長寿命化対策の推進、そして橋の安全性及び信頼性の確保であります。本町におかれましても、社会資本として既存の橋等の維持管理が重要であると判断されます。

そこで、災害時の集落孤立化を防ぐためにも長寿命化修繕計画を策定し、安全性を確保すべきであります。本町の現状及び見解についてお伺いをいたします。

最初に、本町の町道、農道、林道の橋梁の現状についてお伺いをいたします。

私も調べてみましたが、大多喜町の管理している橋梁数は、平成23年度末までは現在83橋となっていました。このうち農道別・林道別・地域別に集落の日常生活に密着した影響等のある数についてお伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 町道、農道、林道の橋梁の現状についてということでございますが、町が管理している橋梁数につきましては、先ほど議員さん申されましたとおり、平成23年12月末現在で、町道の橋梁が83橋、農道の橋梁が3橋、林道が2橋で、全体で88橋となっております。

これらの橋梁の多くは、1960年代から80年代にかけて30年間、全体の66パーセントがかけられております。特に70年代がピークとなっており、10年間で全体の32パーセントの橋梁がかけられました。今後これらの橋梁が一斉に老朽化し、その補修費や老朽化のためのかけかえ費用が大きな負担となることが予想されております。

また、地域別ということでございますが、幹線1、2級道路につきましては、比較的新しくかけかえたものもございまして、中の集落的な部分については、まだ補修等はされており

ません。ただ、点検した結果につきましては、比較的年代は古くても状態はいいというような結果を得ております。ただ、地区ごとについては、ちょっと今資料がございませんので、後ほど回答したいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 現状把握はどのような方法で行われているのかお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 現状といいますと、通常の道路のパトロール等でございます。それにつきましてはせんだって、22年度で83橋すべてについて、目視によりまして点検は行っております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 各橋梁の維持管理に係る課題はどういうことか、それについてお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 比較的目視いたしまして、鋼材といいますか、けた部分のさび、あるいは橋脚部分のクラック、ひび割れですか、そういったものを目視により点検して、必要であれば補修をするというような形で、現在主に行われておりますのは高欄といいますか、橋梁、けたとか、高欄の塗装とか、そういうものを主に行っております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

次にお伺いいたします。

長寿命化修繕計画の策定の見通しについてお伺いいたします。

現在、大多喜町におきましては、建設後50年を経過する高齢化橋梁は全体の10パーセントを占めていると伺っておりますが、県や国交相によると、多くが高度経済成長期に建設されており、一斉に老朽化が進み、かけかえ費用の集中が懸念されているとありました。

そこで、本町における長寿命化修繕計画策の見通しについてお伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 長寿命化修繕計画の策定の見通しについてということでありませ

が、先ほど申し上げましたとおり、一斉に老朽化を迎え、修繕費が集中してかかることから、橋梁の長寿命化を図り、維持管理費用の縮減と予算の平準化、地域道路網の安全性を確保するために、平成22年度において町道にかかる全83橋の調査を実施いたしました。

平成23年度で大多喜町橋梁長寿命化修繕計画の策定をいたしました。計画対象橋梁につきましては、全橋梁83橋のうち規模の小さい木橋、ボックスカルバート、RCスラブ橋の11橋を除いた72橋を対象として策定をいたしました。

現在ホームページで公表をいたしております。また、林道の2橋につきましては、平成21年度にて調査を実施いたしましたが、計画策定には至っておりません。農林道の橋梁3橋につきましては未調査、未策定でありますので、林道・農道につきましては今後町道と同様に、未調査橋梁は調査を実施いたしまして計画策定を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ただいま答弁いただきました。ありがとうございます。

そこで、農林道の管理者といたしまして、災害時の集落の孤立化防止にも備えまして、農林道にかかる橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、安全性を確保すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

これは町長、お願いいたします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 議員のご指摘のとおり、とりあえず町といたしましては町道を優先いたしました。この農林道につきましては、これから今お話のありましたとおり、これから計画を策定してまいりたいと思います。それで、やはり88橋全部は検証してみたいと思います。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

3点目の、今後の推進方策についてお伺いいたします。

今後増大する橋梁の老朽化への対応策として、橋梁長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な補修やかけかえから、予防的な修繕や計画的なかけかえへと転換されることが望まれます。また、財政負担も懸念されますが、そのために可能な限りのコスト削減と効率的な維持管理への取り組みを切に希望いたしますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 今後は、策定されました計画に基づきまして、対策優先順位に従いまして維持修繕を実施するとともに、策定した計画をもとに、5年に1度の頻度で基本的に定期点検を行い、健全度を把握してまいりたいと思います。橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として道路パトロールを実施するとともに、比較的対応が容易なもの、これは排水とか水回り等の清掃でございますが、こういったものについては日常維持管理作業により、従来の事後的な補修やかけかえから予防保全型へと転換し、施設の状況を定期的に点検し、異常が認められる際には、致命的欠陥が発現する前に速やかに対策を講じ、維持管理費に係る費用の縮減を図るとともに、長寿命化を図り、地域道路網の安全・安心の確保をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 前向きな答弁ありがとうございます。

町民の安心・安全のためにも、計画に基づいて取り組んでいただくことを希望いたしまして、この質問を終わります。

次の質問に入ります。

小中学校における校外学習についてお伺いをいたします。

大多喜町は、千葉県中央博物館大多喜城分館を初め、町内に点在する史跡や文化財のほか、城下の町並み、薬草園、県民の森あるいは養老溪谷など、歴史的にも文化的にも価値のある、自他ともに誇れる場所が多くあります。

また、四季折々には自然景観のすばらしいところもあり、それにはさまざまな産業も営まれております。このような我が町大多喜の魅力を子供たちに知っていただき、次の世代につなげていくことは大切だと思います。

もちろん、次世代を担う子供たちには、町外に出てさまざまな体験や学習をすることも大事であると理解しておりますが、意外と知られていない町内の価値ある史跡や文化、産業、自然など、大多喜町の魅力を校外学習を通じて理解していただくことも重要であると思います。

そこで、校外学習についてお伺いしたいわけでございますが、校外学習は自然と豊かな緑を次世代に、また環境、教育、郷土愛をはぐくむ心の教育にもつながっていくものと思います。

そこで、本町においての小中学校、児童生徒の校外学習の実施状況についてお伺いをいた

します。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 小中学校の児童生徒の校外学習の実施状況についてお答えさせていただきます。

小中学校における校外学習の実施状況ですが、平成23年度、ことしの状況で申し上げますと、各小学校とも年間を通しまして、おおむね12回から18回実施しております。

また、中学生におきましては6回程度実施しておりますので、学年ごとに見ますと、おおむね年間3回前後実施している状況であります。この実施回数につきましては、小学校、中学校の修学旅行や小学生のスキー教室、また、中学校で行っていますキャンプ旅行や、単純に自然を見るだけでなく、キャリア教育と申しまして地域の方々の会社とかを訪問する内容も含まれております。

町内の小中学校7校の合計で見ますと、年間90回余りとなりまして、研修旅行や社会見学で大多喜町の外に出向いて実施したのが、およそそのうちの40回です。町内や学区内で社会科、理科、また先ほど申しましたキャリア教育などを実施しましたのが、およそ50回となっております。

今年度の校外学習の実施状況は以上申し上げたとおりでございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 今いろいろと答弁していただきましたけれども、町内の史跡や文化、産業、自然など、町の魅力を取り入れた校外学習はされていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 町内の歴史や文化など、町の魅力を取り入れた校外学習ということですが、そちらにつきましては学校間で学習の目的がそれぞれありますので、若干の違いがあるものの、各小学校それぞれの創意工夫によりまして、積極的に取り込んでおります。

小学校低学年では、生活課の学習で学区内の探検などを行っております。また、3年生や4年生の社会科では、指導要領に基づきまして、地域の産業や消費生活の様子、人々の健康や生活や、良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解し、地域社会の一員としての自覚を持つようにするとありまして、商店や工場、それと消防署などを見学しております。

また、五、六年生では、日本の社会や産業を大きくとらえるという観点から、大手工場と

して横浜の自動車工場とか東京湾の製鉄会社とか、国会議事堂、地域民俗博物館などを見学していますけれども、一方で6年生の社会科のねらいの中に、国家、会社、社会の発展に大きな働きをした先人の偉業や優れた文化遺産について、興味、関心、理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切に、国を愛する心情を育てるようにするとあります。そのねらいを受けまして、大多喜城や城下町を見学する機会を設けて、町内での校外学習を実施しております。

また、学区で地域の方々の協力を得まして、自然の田んぼの休耕田をビオトープとして、年数回自然観察を実施している学校もございます。

中学校におきましては、自然から人へと教育の方向性を若干変えております。総合的な学習の時間を活用しまして、職場体験学習を町内の企業や事業所で実施したり、城下の町並みを中心に商店を訪問して、インタビューしたり、店員の体験をしたりしています。

以上のような状況で、町内の校外学習を実践している状況でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

食、歴史、文化、産業、自然など、大多喜町の魅力を再発見するプログラムを町外の子供たちにも発信していただき、校外学習に他の学校からも来ていただくようになるよう、意欲的な取り組みを企画していただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

最後に、ご当地ナンバープレートの導入についてお伺いをいたします。

まちおこしの一環として全国の自治体の中で、町の象徴を発信する目的で、原付バイクなどにつけるナンバープレート、ご当地ナンバープレート導入をするところがふえております。現在大多喜町では、NHKの大河ドラマ「本多忠勝・本多忠朝」の誘致活動も始動し、これから本格化していくものと思います。そのためには大多喜町の魅力を積極的に情報発信し、多くの方々に知っていただくことが必要であると思います。

このような中で、町がどこよりも先駆けて、現在町のイメージキャラクターの選考を進めているなど、町の自然や歴史文化など、地域の魅力を町内外に積極的にPRしていこうと計画をされております。

その1つとして、大多喜町のイメージキャラクターやキャッチフレーズを入れたご当地ナンバープレートの導入をすることは町のイメージアップや郷土愛にもつながると考えますが、この導入についての町の考えをお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） ただいまのご当地ナンバーの導入についてのご質問にお答えいたしたいと思えます。

市町村が交付いたします原動機付自転車用の課税標識であるナンバープレートのデザインを工夫することで、観光、地域振興、町の知名度アップを目的として、オリジナルナンバープレート、いわゆるご当地ナンバーを作成している自治体がございます。

県内におきましても、成田市、香取市、君津市が既に実施しており、鎌ヶ谷市が平成24年、本年4月から実施予定でおるようでございます。採用されている図柄につきましては、地域の観光名所や特産物、ゆかりのある人物や文化、歴史をモチーフにしたもの、ゆるキャラなどのイメージキャラクターをプリントしたものなど、さまざまなものとなっております。

本町におきましても、このご当地ナンバーの導入につきましては、議員がおっしゃったように大河ドラマの誘致や観光・地域振興のため、その必要性はあるとは考えておりますが、課税標識というナンバープレート本来の目的と費用のバランスを踏まえて検討を慎重に行う必要があるものと考えます。

しかし、現在ナンバーの在庫がまだ400枚程度ありまして、新規登録者が年間80名程度であり、在庫がなくなり、新規にナンバープレート作成する段階で導入について考えたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

いすみ鉄道のムーミンも人気上昇中のようです。特に子供たちの見る目は輝いており、子供たちに夢と希望の存在でもあります。それにあわせて、大多喜町のマスコットキャラクター、そしてご当地ナンバープレートの導入が決定すれば、新たな地域の振興に、活性化に生かしていく大きな目標となるものと思えます。

例えばナンバープレート1,000枚を作成した場合、1枚単価315円の費用がかかるとも聞いております。価値観においては人それぞれであります。原付バイクの新規購入者には、流行に敏感な若年層の人が多いいことは想像がつきます。

先ほど課長の答弁にもありましたけれども、千葉県においては君津市、成田市、佐倉市が既に導入しているそうです。観光の町としても知られている大多喜町を存分にPRできるものとも思えます。ぜひ実施の方向に検討していただくことを希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時52分）

○議長（正木 武君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

（午前11時03分）

◇ 野 村 賢 一 君

○議長（正木 武君） 11番野村賢一議員の質問を行います。

野村議員は一問一答による質問です。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 私、地方交付税に関する報道がテレビで最近新聞等によく見られるようになりましたので、地方財政をめぐるさまざまな動きが相次いだことを、特に平成16年以降本格化した三位一体の改革において、税源移譲、国庫補助金の縮減と並ぶ改革の内容の一つとして、地方交付税について焦点になっていることが大きいものと思われています。

また、平成20年に起きた、百年に一度と言われた世界的な金融情勢の悪化をきっかけとした国内の景気動向の急変に伴って地方財政が急激に悪化し、結果として税源に乏しく、財政力が弱い団体だけではなく、潤沢な地方税収があり、財政力が強いとされていた地方団体を含めた多くの自治体が深刻な財政不足に見舞われ、結果として、地方交付税の意義がクローズアップされてきました。そこで、地方交付税の税の基本的なことを一般質問で聞きたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

非常にこの交付税に関しては、法律が変わったり、利率が変わったり、率が変わったり、いろいろと大変難しい問題でありますけれども、執行部の皆様の親切丁寧なご説明を受けたら幸いだと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、地方交付税の算定方法についてお伺ひしたいと思ひます。

基本的に、その市町村で必要な標準的経費、標準的収入に入ってくる金額の差が地方交付税として国から交付されるものと理解しておりますが、その標準的経費とはどんなものであるのか、ご説明をお願ひしたいと思ひます。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、地方交付税算定の中の標準的経費というのはどのようなものかについてのご質問でございますが、議員お話のとおり、本来地方の税収入とすべきものを団体間の財源の不均衡を調整し、国がかわって徴収した税を地方に一定の基準で分配をするという、その地方交付税の本旨でございます、国が地方にかわって徴収をする地方税と呼ばれておるもので、おっしゃるとおり財政需要額から基準の財政の収入額を引いた額を地方交付税として分配されているものです。

その中で申します標準的経費につきましては、単位費用または測定単価のことかと思いますが、その単位費用につきましては、標準的条件を備えた地方団体が、合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、または標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準として算定すると、地方交付税法の第2条第6号に示されております。

また、測定単価というものを具体的に申しますと、人口や世帯数、行政面積、また道路の面積及び延長、児童数や生徒数、学級数、学校数並びに農家数などの各数値でございます。市町村においての基準財政需要額は、行政規模が平均的な10万人の人口を有し、また行政面積が160平方キロメートル、また3万9,000世帯程度、また道路延長がですね……

（「課長、すみません」の声あり）

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） その問題は、その後に回答してもらいたい説明だったんですけども、何で、先に回答からやると、あと私、質問がなくなっちゃうんですよ。まず、その標準的経費とはどんなものかと、算定方式を聞いているわけではございませんので、お願いします。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） はい、すみません。地方交付税法の第10条で、普通交付税額の算定は基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額であると定められております。この計算式の中での基準財政需要額とは、法定単位費用掛ける国勢調査人口等の測定単価、また寒冷地補正係数を掛けたものだと定められております。

基準財政収入額とは、標準的な税収入の見込み額に基準の税率を掛けたなのだと、同じように地方交付税法で定められております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 算定まで、また同じく答弁されちゃって困っちゃっているんですけ

れども、どうしたらいいですかね。

標準的、基準財政需要額のことだと思うんですけども、それでは、今財政担当として大多喜町が129平方キロメートル、人口1万ちょっとのこれからの自治体を運営する基本として、国に求める計算として算定として、今年度は15億だったっけ、交付金が来るということなんですけれども、その大多喜町の15億の交付金の申請はどのような計算したか教えていただけますか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 先ほどの交付税法の計算のとおりでございますが、計算式の内容でお話ししたほうがよろしいですか。地方交付税につきましては、特別交付税と普通交付等とございまして、普通交付税、地方交付税の計算でございますが……

（「すみません、いや、計算じゃないんですよ」の声あり）

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 大多喜町は、15億ぐらいの国から交付金が来るわけですよ、それには執行部の皆さんたち、課長さんたちがここに並んでいますけれども、それぞれ財政のいろんな事業をやるのに要求をしていると思うんです。会議していると思うんです。その全体のまとめたのは15億、平成24年度は、このぐらい国から応援してもらえないと大多喜町の行政はやっていけないと、そんなような計算も出ていると思うんですけども、その15億というのは財政の担当として各課、例えば産業振興課、健康福祉課、いろいろと予算折衝したと思うんです、それで出てきたのがこの金額と思うんです。それに至るまでのプロセスの計算というのはどんなふうにしたのかといいますと、計算といいますより、各課の要望をどのくらい取り入れて計算出したのか、こんなようなことも聞きたいと思うので、算定方法はまだいいです。そんなようなことで、私の質問が余りよくないかもわかりませんが、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 地方交付税につきましては、町の全体の予算の範囲の中で、私ども企画財政のほうで要求に対しての分配をしております。国に対して地方交付税を要求するというよりは、国のほうが大多喜町の、例えば財政的な運営をしていく中で、配分を国からしているものでありまして、大多喜町においては標準的な財政経営をしていくために分配されるものでございまして、町のほうが要求するという税ではございません。一応国のほうで定められた基準にのっとって計算をしまして、交付税の交付をお願いするわけですから

ども、その額が24年度につきましては15億2,000万ほどでございます。それを各課に分配するに当たりましては、町全体、地方交付税自体を固有の財産、例えば町の税金、固定資産税とか町民税とか、そういった税金と同じようにとらえる、その固有の財源だと国は考えていいよということで分配されているものでございますので、その分配につきまして各課に割り振る、それはあくまでも一つの財源として割り振るだけでありまして、各課の要求を交付税はとりあえずは抜きにして全体の予算の中で査定をさせていただき、その中の財源の一つとして交付税をとらえております。要求の中では、当然5か年計画とかそういったものにとっているかどうか、また費用対効果等を算定させていただきまして査定をさせていただく、その財源の中の一つとして地方交付税をとらえておりますので、個々の事業に対して交付税を幾ら割り当てるといふのは、財政係として後ほどちょっと考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 質問しているほうもよくわからなくなっちゃった。

その財政担当は各課に、その交付税の算定状況を周知されているのかどうか。ここで産業振興課長にお聞きしたいんですけども、産業振興課というのは農業の振興、商工業の振興、大多喜町が力を入れている観光の振興にもかかわっているところでございますけれども、いろいろ事業が多いと思います。その中で24年度予算に関して、財政担当との交渉はしたのかどうか、どの程度の交渉をやったのかお聞きしたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 先ほど企画財政課長お話しいたしましたけれども、予算協議におきましては、交付税関係については、議論はしておりません。

産業振興課におけます予算要求につきましては、先ほど議員さんお話がございました、農林水産業費、商工費あるいは観光費とございますけれども、予算要求書に基づきまして事業ごとに必要な予算に対して計上し、財政担当課と協議した上で予算化をしております。それで事業を執行しております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今、課長の話を聞くと、事業に対する予算要求をして、議論はしていないという話はお聞きしたんですけども、そこら辺は議論はしていないということは、すごい不透明なことですね。ということは、小野田課長のところは企画財政で、将来の大多

喜町の5か年計画とか、いろんな計画等、肝心金元の金庫元を握っているわけですよね。そうなってくると、じゃ、おれたちの予算の配分で言うことを聞けど、そんなようなことでやっているんですか。それともあと、例えば健康福祉課長なんかも、福祉でも何でも大多喜町独特の事業ができるできない、そんなようなことがあると思うんですよ。やりたいのにできない、そこら辺はどうなんですか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、野村議員さんのご質問なんですけど、まず1つ整理しておきたいなと思いますのは、まず交付税につきましては一つの基準がございまして、先ほど課長も話しましたけれども、いわゆる基準財政需要額というのは、行政の人口がまず10万人が一つの基準であるということと、それから160キロ平米という、あるいは3万9,000世帯という、それから道路延長が500キロメートルという、こういう一つの算定基準があります。これにそれぞれ町の、いわゆるさっき質問いただきましたように、まず大多喜町は1万1,000人であるとか、道路が何キロであるとか、大多喜町の面積は何平方キロであるとか、それを掛け合わせた数字で最終的にはそれを交付税が決まります。

それで、その金額につきましては、出てきた金額につきましては、町のいわゆる財源として、もちろん町の自主財源がございまして、それにあわせて、それを、約70パーセントぐらいになりますかね、税と合わせて。それを町のさっき出ました5か年計画、あるいはいわゆる行財政改革の中でいろいろ事業のいいとか悪いとかという、そういう検討もした中で、それで各課から要望してきたものを、それから5か年計画と合わせて、そういったものであわせてやっている、そういう状況であります。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今、町長から基準財政需要額の話が出ましたので、ここでちょっとお聞きしたいと思いますけれども、それこそ交付税というのは基準財政需要額から基準財政収入額ですか、町へ入る税収の、それプラス地方譲与税とかの中で、交付金のほうの金額が出ると思うんです。しかしながら、町の収入額の100パーセントじゃなくて75パーセントで計算しろという話も聞いています。あとの25パーセントが好き勝手に使っていいよと。

だから、逆に言えば、市町村でも非常に財政的に潤っているところは、非常にその金が大きくて、大多喜町は自主財源も乏しく、やっぱりそういう面で非常に少ないと思うんですが、ここで大多喜町の留保財源25パーセントというのは、今どのくらいあるんでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 先ほど町長が70パーセントと申しましたのは、税収とかそういうものと、交付税の分を合わせた財源が約70パーセントぐらいの町の収入を占めますよというお話です。あと基金の関係でございますが、町のほうでは財政調整基金、また減債基金、その他福祉基金とか、そういったものがございます。一般会計の合計の基金額でございますが、18億2,400万円ほどございます。

一応それを留保財源というか積み立てておるものでございますので、そういったものを今後活用して財政もまた調整をしていくし、時によっては、その基金を取り崩して事業執行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 基金じゃなくてね、課長、今年度は自主財源が16億5,200万あって、依存が28億7,000万で約45億の予算ですよ。その中に地方交付税で15億来ると。今、交付税の算定の中で、基準需要額引く収入額、大多喜町は当然国から交付金もらっていますから、その収入額の100パーセントは計上してこないと、75パーセントで引いて、あとの25パーセントは、留保財源として各市町村で自由に使いなさいよと、そんなようなルールがあると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 交付税につきましては、一応全額自由に市町村で使っているよということになっております。なので、財政としては、一般の税収とあわせて地方交付税は自由に使っております。ほかに財源といたしましては、交付金とか補助金関係とか、そういったものを財源として今執行しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今、交付金というのは、ほかの観点で質問したいと思いますが、じゃ、この交付金というのは原資は何でしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 地方譲与税とか、交付金のほうですけども、そういったものは国税とか県税、そういったものを割合に応じて町へ配分される税金でございます。仮にですけども、例えば揮発油税とか自動車税とか、そういったものが国と県と町の中で割り振って交付される額でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 原資は国税5税じゃないですか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） すみません、地方交付税の原資としては所得税とか酒税、法人税、消費税、タバコ税等の国税でございます。私、地方譲与税とか交付金の話かと思ひまして、すみません、勘違いをいたしました。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 次に、近年交付税は年々減少し、町の財政状況は厳しい常日ごろと聞きますが、最近の決算状況を見るとそうじゃないのが実情なんです。我々がいつも課長さんところのいろいろお願いに行ったりなんかするときには、「金がねえよ」と二言目には断られるわけですけども、職員の言葉をまねますけれども、職員初め課長さんたちは、しっかりと財政の状況を承知しているかどうかお伺いします。

○議長（正木 武君） 一人一人聞きますか。

○11番（野村賢一君） いや、代表で簡単にしてください。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 先ほど答弁をさせていただいたとおり、予算要求時に私どもがちょっと交付税の配付額については、それぞれ周知をしております。また、今回ご質問いただいた中では、改めて交付税に対して調べていく中では、交付税の算定式等とはともかくとして、各課にその算定方法やおおのの状況に対する交付税額を周知する必要があるのかなと、また課長はもとより、職員一人一人に交付税としてこういうふうにもらっているんだよと、大切な財源であるということの認識を深めさせる必要があるのかなというふうに私どもも感じております。

非常に交付税を個々に分けることについて、作業的には時間がかかりますが、やはり歳入をもう一度見直して、課税客体の的確な把握とか、またあらゆる面から歳入を見直して財源確保に努めるとか、また歳出においては今改革時期にあることを認識して、すべての事務事業の必要性、またその効果性、緊急性等、費用対効果等を十分検討して、事業の存廃も含めて、全体にわたる見直しを行うことを改めて認識をさせることには非常に有効であると考えましたので、また24年度、今後執行していく中では算定したものを一度各課にお知らせする、

そういったものでまた予算をちゃんと見直せよということを周知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 町長あれですかね、町長の指導がいいかもわかりませんが、課長さんたちは非常に要求に対して「金がない、金がない」と二言目に言うんですけれども、こんな寂しいことはないんですよ、議員として。やっぱり国から自由に使っていい交付金もあるし、大多喜町は目的税の入湯税とかそういうのもありますし、いろんなことを考えまして、まず担当課にお願いが行った場合には「金がねえよ」と。どこから、よくそれだけの言葉が、まず最初に「検討します」とか、いろんな情勢を説明してくれるんならいいですけども、二言目に「金がない」というのは、やっぱり大多喜町にとっても、将来的には非常に不安を感じるわけなんです。町長、いかがですか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 確かに職員の言うように、金がないのは事実なんでございますけれども、実際に今町が45億の予算を組みます。しかし、いわゆる投資的といいますか、そういう財源というのは、現実的には本当の原資というのは2億から2億5,000万、これは年度によって違いますけれども、大体そのぐらいの数字なんです。それに、いわゆる補助事業を絡ませながら、いろいろ投資的なものにつきましても、それを5億ぐらいとか膨らましていくんですね、5億、6億に。やはり使えるお金というのはそのくらいしかなくて、実は、後は経常経費でほとんど要するに財政が硬直しているんです。ですから、どうしても財政としてはお金がないということが先に来ってしまうんですが、じゃ、それを原資をできるだけ有効に生かしていくために、それぞれ地域の皆さん方から、5か年計画の中でいろいろ要望いただきました。そういうことで5か年計画の要望いただいたものを策定して、それは毎年度計画的にやっていくということで、非常に投資できる財源というのは、今申したように本当に小さいということでございます。

ですから、その辺はちょっとご理解をいただきたいなと思います。ただ、もう一つは、今申し上げましたように、確かに財源をどうするかという問題になりますと、今まで36パーセント程度の財源で、あとはほとんど他の財源、いわゆる交付税とか、それらに頼る今の財源でございます、依存財源でございます。

そういう状況を考えますときに、やはりどうしても自主財源というものを36パーセント、もっと40あるいは50とかに持っていく努力をしていかなければならないとわけです。これは

先ほど出ましたけれども、老川地区においては駐車場の有料化ということで、あるいは入湯税とかということで、確かに町の収入として1,000万先のものがあるわけですね。それと同じように今回お願いしまして、町の中にまた町有地を有料化ということで、これは町としてやはり資産をうまく活用し、町としての収入も図っていく、あるいは地域の産業を活性化した中でやはり税収を図っていく、あるいは多くの定住化を含めまして、できるだけそういう税収を図っていく必要がありますが、現状の中では、依存財源がやはり非常に高い町でございまして、投資できるお金というのは本当に限られたものですから、5か年計画に沿って順次進めていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 町長が、きょう議会の冒頭で、今後の交付金は不透明であると、非常に厳しくなる。これは国が景気がよくなれば、当然交付金もふえるのは当たり前であって、悪くなれば当然低くなるわけですね。今たまたま入湯税の話が出たんですけれども、入湯税というのは基準財政収入額に入りますか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 入湯税につきましては目的税ですので、入らないと解釈しております。……はい、入ってございません。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 入りませんよね。1時間やれというのは非常に難しいな。

交付金のことでちょっとお聞きします。

例えば生活保護でも、他町より大多喜町は非常に倍ぐらい生活保護の金を出しているんだと、そういうことは国から当然交付金の中で、そういう政策というのはできるんですか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 生活保護の経費でございますが、生活保護費については、国が支給しておりますので、町からは出しておりません。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） そうじゃなくて、国から交付金の中で含まれていると思うんですよ、入っていませんか。

それで、交付金というのは好き勝手使っていいということじゃないですか、町で。そこで、普通の他町村より、大多喜町は生活保護が非常に分厚いんだよと、そういうことができるかどうかということをお聞きしたんですけれども。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 生活保護の経費ですけれども、町には直接入ってきませんで、国から県に経費が行きまして、県が町の場合は直接対象者に分配する。それを窓口で町がお預かりして分配しているだけございまして、町には入ってきておりません。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 町に入ってくるこないじゃなくて、交付金の中から自由に使っているわけですよ。別にそのほかに交付金から自由に使っているわけですから、生活保護者に、国の基準とかいろいろあると思うんですけれども、その上乘せで町独自の生活保護のあれはできるのかどうかという話を聞いたんです。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 生活保護の支給につきましては、今お話が出たようにね……

○11番（野村賢一君） わからない。

○町長（飯島勝美君） そうです、そういうことなんですけれども、町から、いわゆる財源でそれに上乘せできないかと、こういうご質問だと思います。しかし、今の生活保護につきましては、月額やはり若干の、それもあるかもしれませんが、10万先出ます。それでそれに町の財源、いろいろ医療・福祉さまざまな形で、硬直化した財政の中で今10万先出る生活保護費に、町の財源で乗せるということは、町としては考えておりません。これは、例えば国民年金を考えますと、それより考えますと非常にやはり手厚いかなと思っております。ですから、町の財源としては考えておりません。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） ちょっと私の質問が悪かったかもわかりませんが、生活保護ばかりではなく保育士とか、あと最近、中学生まで医療費無料とかいろんな問題やっていますよね、町独自の。それを例えば、じゃ交付金を自由に使っているんだよと、この前私も一般質問しましたけれども、保育園の子供を2人目から無料にしたらいかがというか、そんなような質問したんですけれども、それ以来全然音さたないですけれども、そういうことも含めて、交付金というのはやっぱり国のある程度一定基準を定めたものに関しては、交付金は使えないという話が一時期、今聞いた、磯野さんが言ったとおりでと思います。

しかしながら、それを例えば大多喜町独特で福祉に国の基準以上あげた場合、そのときは国からの交付金がふえるかといったら、それはふえないと思うんですよね。そういうことを今聞いたんですけれども、それでよろしいですね。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員ご質問の、例えば先ほどの上乘せ分等については、交付税の中の算定には入りませんが、それは政策として必要があれば、その分の予算を取るという方法は可能だと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 課長からいきなり算定方法の答弁が出ちゃって、議論がかみ合わなくなっちゃってきたんですけども、もっとやりたいなと思ったんですけども、先々の答弁が出ちゃって、だから余り具体的な質問者を出すと、こういう問題が起きるんですよ。うちのほうの局長は心配していて、具体的に書けと言うんですけども、具体的に書いた場合、答弁が先に来ちゃったり、質問が後になったり非常にやりにくいんですよ。だから、課長さんも勉強する、我々も勉強するんで、余り具体的な質問状を出すと本当にやりにくいものがあります。そんなことを、不平不満を垂れながら、これで一般質問を終わらせていただきます。また、再度勉強してやらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

◇ 小 高 芳 一 君

○議長（正木 武君） 次に、4番小高芳一議員の一般質問を行います。

小高議員は一問一答による質問です。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思いません。

まず、1点目でありますけれども、たけゆらの里大多喜の社長の公募についてということをお願いをしたいと思います。

前回の一般質問等でこの問題を取り上げましたけれども、ちょっと時間のほうがありませんでしたので、その続きということでご理解をいただきたいと思います。

町長、たけゆらの里の出荷組合の農薬の研修会の中で講話を行ったそうであります。その中で、もう5年後にはこのまま行くと赤字になるだろうというような見通しをされたようであります。今回のこの質問も、だんだん利益が減ってきて、いずれは赤字になり、町のお荷物になってしまうのではないかという心配で、今からもう遅いだろうという気もあるんですけ

れども、それはどこに原因があつてどういうふうに対応したらいいか。前回経営分析をして、課題と対策、それから目標なり戦略を立てたらというところまで行ったんですけれども、今回その続きという意味合いにおきまして質問させていただくんですけれども、もう年度末であります。ですから、そろそろ23年度の経営の決算が出ると思うんですけれども、経営状況を簡単に結構ですから見通しをお示しいただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それじゃ、私のほうから、たけゆらの里の経営状況につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、今年度の経営状況の見通しというご質問でございますが、今年度をご承知のように、3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響もありまして、観光面での出控え、また消費意欲の低迷などによりまして、たけゆらの里への入り込み客もかなり減ってきております。1月末比較で、前年度より約9パーセントの入り込み客が落ちております。人数にして約1万6,600人余りの減員というふうになっております。伴いまして、比例いたしまして、この総売上高も前年同期比較、同じく9パーセント落ちの約2,500万円余りの減少をしているという状況でございます。

見通しといたしましては、これから先もそう期待できる要素もございませんので、前年比較9パーセント落ち程度の状況が続きますので、結果的には、総売り上げで約2億9,000万程度になりまして、3,000万円程度の減収というふうになりますので、かなり経営的には厳しくなっているんじゃないかなというふうに感じております。

部門別に見ますと、やはり売上高の大きいのは農産物直売所での売り上げが大きく、前年比約88パーセント程度の約1億9,500万円程度となっております。前年比約2,700万円程度の落ち込みとなるのではないかと今現在は予想しております。

なお、農産物の売り上げに対しましては、現在15パーセントの手数料をちょうだいしておりますので、有限会社たけゆらとしては、約400万円程度の手数料ダウンが生じるというふうに今予想しております。

また、農産物の売り上げのみならず入り込み客の減員によりまして、全体的に売り上げが落ち込んでいる中、施設の修繕等も実施しておりますので、経営的にはこれからもだんだん厳しい運営となっていく状況にあるのかなというふうに考えております。

今年度の状況は、今現在はこの状況ですが、やはりことしはそういう減収もありますので、たけゆらからの寄附金等もそんなに見込めないのかなというようなことで、今予想をしてお

ります。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 今、お話ありましたけれども、大体見込みで利益はどのくらい出そうですか。おおよそで結構です。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今月まだ締めなければわかりませんが、今の予想でいきますと、若干冷蔵庫とか、そういったものの修繕があります。そういったものがありますので、恐らく500万を切ってくることは間違いないと思います。それで、その辺があとどのくらいになるかというのはわかりませんが、多分500万を切って400万までいくかどうか。ですから、ほとんど寄附という段階にはならないのかなというふうに考えております。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） わかりました。

大分厳しい、急速にということ、入り込み客も年間、今まではトータルですと55万とかという中の1月全体のということでは、ちょっと今数字聞いただけではそんなでもないのかなというような気はするんですけども、いずれにしても剰余金500万以下になる予想だということでもあります。現状はわかりました。

それで、その次の質問なんですけれども、寄附金の扱い、今回ないということでもありますけれども、寄附金は当初から3,000万以上から始まって、今とうとう出せないというようなことがありましたけれども、この寄附金は使用料ということとというようなお話を前町長からも、そういう意味合いがあるんだということをお聞きしました。

たけゆらの里が有限会社になって、会社として経営をしていくということになったときに、なぜ町に使用料は払わなかったんですか。本来施設があって、それを有効に活用して会社で経営するのであれば、町に対して使用料は当然払うべき話だと思うんですけども、なぜ払わなかったんでしょうか。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それじゃ、寄附金の取り扱いの関係のご質問でございますけれども、当初、有限会社たけゆらの里に、町が指定管理ということでお願いをするわけでございますけれども、寄附金の取り扱いにつきまして、毎年収益の中から継続的に寄附金を今現在いただいております。町の寄附金は、経理上その額を損金として、要するに町への寄附というこ

とで損金として計上できるということで、そのような方法をとられたのかと思います。それをとらないと、それが全部収益となりますので、これは当然法人税で持っていかれますので、そういう関係で損金ということで、寄附金をすることによって損金として計上して、早ければ税対策というんですか、そういう関係でそういう方法をとったんじゃないかなというふうに考えます。

寄附金としての取り扱いじゃなく、今議員さんがおっしゃられたように使用料ということで、町にいただくことも一つの方法ではあると思います。この経理上は、損金と使用料ということで全く同じ形になるわけでございますけれども、仮に使用料というふうにした場合は、例えば去年と同じように、震災なんかの影響があった場合には、かなり入り込み客の数も減るわけですよ。そうすると収益もかなり落ちます。ただ、使用料はそのままというふうになりますので、決めた使用料はそのままいただきますよと。ただ、寄附金の場合は収益の中から寄附をしますので、例えば収益がなければ、額が小さくても寄附金でおさまるといふ、弾力性というんですかね、そういう面から見ると寄附金のほうが、たけゆらの里としては弾力性があるのでいいのかなというふうに感じます。

それが使用料とすれば、経営上非常に何か特別な場合があっても収益が上がらなくても、それでも使用料は使用料として納めなくちゃいけないというようなことで、そういうことも考えられますので、取り扱いとしては、寄附金のほうが弾力性があるというふうな感じはいたします。でも、それが使用料としていただくほうがいいということであれば、別に使用料として取ることも可能ですが、今のところ、その辺のところは今後慎重に対応していきたいと、取り扱いについては慎重に対応していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 限られた時間でありますから、簡潔にひとつお願いをしたいと思うんですけれども、副町長、違うんですよ。会社が運営するんで、あそこで施設を借りて運営するんですから、使用料を払うのが当たり前。これから出発しないといけないんですけれども、当初から使用料は払わない、もし利益が出たらその分払いましょうよという形で町というか、会社がスタートしてしまったんです。本来であれば、あそこに使用料として当然土地代金、施設代金払うのが当たり前、それをしないでということではずっと来ているという意味合いがあるんです。

ちょっと申し上げますと、その前には組合がやっていたときには、農産物で77万、郷土料

理で65万、乳製品で100万の使用料を町に払って、合計大体2,900万、当初から3,000万ぐらいの寄附やりましたよね、ちょうどそのくらいなんですよ。その分は、会社がやる前に組合と町と一緒にやっていたときには、その使用料ということで町に納めて、次に会社になったときは使用料はなしよ、利益が出たらあげましょう。私に言わせれば会社を経営するのは甘いんじゃないですかという意味で言いたいですよ。

要するに当然あの施設はそれだけの施設ですからお金を使用料を払う、当然の話だと思うんです。そういう意味から、今現時点で500万ぐらいということは、もう完全に赤字という意味で言っているんだらうというふうに思います。ぜひ使用料はそういうことだということでご理解をいただきたいと思うんですよ。

次に、経営の実質的な権限ということでお聞きをしたいんですけれども、あそこでだれが権限を持ってやっているのか、非常にあいまいな部分ありますよね。きょうは町長、副町長、社長、副社長、ここにいらっしゃいます。あそこはもう部長さんがということなんですけれども、1年置きにほぼ変わっている。だれがあそこを引っ張っていつているんですか、だれに権限があるんですか。お願いします。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 権限ということでの質問でございますが、実質的な権限は取締役社長であります町長にあるというふうに私自身は考えます。

実質の権限ということでございますけれども、今の所長も事あるごとに町のほうに来て、社長といろんなことを方策等相談しております。そのたびに、社長からそれぞれの所長に指示を与えておりますので、そんなに今の所長が権限がないとかいうものではないかと思えます。

したがいまして、権限といえますか、所長もお話を聞きますと、やはりいろんな生産者の方にもいろんな指導もしているようです。これからは、所長の権限をきちっと守っていただけるように、生産者また従業員等も含めてこれから話し合いなりして、よりよい方向に持っていくのが必要かなというふうに私自身は今思っております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 当然、権限は社長ということは当たり前だと思います。じゃ、お聞きしますけれども、社長は交流センターに月に何回行きますか、どういう指示をしますか。副社長も同じ、何回行って、どういうお話をしているかお聞かせください。

○議長（正木 武君） 簡潔にお願いしますね。副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それじゃ、たけゆらの里に何回行くかということで、そんなに数は行っておりません。イベントがあるときにご招待いただいたり、たまに私もちょっと買い物で、たまに行って、その店の中を見させていただくこともあります。この間もちょっと行ったんですけども、ちょうど勝浦でビッグひな祭りが行われた3月3日でしたかね、そのときにちょっとたけゆらの里に私行ってみました。行きましたら、やはりせっかく勝浦にビッグひな祭りがあって、お客さんもかなり勝浦に行っているわけですね。当然、勝浦に行く途中のたけゆらの里でございますから、かなりお客さんもふえるんじゃないかというふうに思ったんですが、行ってみてちょっとがっかりしたのは、やはり品物が余らないというのがちょっと実感を受けました。ですから、せっかくああいうふうに入り込み客が期待できる時期に、やはり売るのがないというのは、これは消費者にとってもやっぱり残念、そこにせっかく寄っていただいた方も残念に思うんじゃないかと思います。ですから、そういうことを考えますと、これからの運営についても、やはりいい品物をたくさんそろえて売ることが私は必要じゃないかということで、そんなに回数行っておりませんが、時たま私は買い物でたら寄らせていただいております。

以上です。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私は、社長といたしまして大体月に3回程度です。それと、あとは部長あるいは職員とは1週間に2回から3回程度連絡をとっています。書類が上がってきて、問題が出るたびに私のほうから聞き返しまして答えをもらっております。ですから、連絡事項につきましては週に3回程度はやっております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 町長は、町長になる前に社長でいらっしゃいました。会社の経営ってそんなに簡単なものではない。副社長は買い物するときという話でありますけれども、町長も、こういうそばに来たときに指示をするという状況であります。このような形でどんどん売り上げが落ちて、実質的に赤字の方向にあるということは、やっぱり社長として責任があるでしょう。社長はやっぱり現場にいて的確な指示を、毎日毎日指示をして、例えば品物が無いという話がありました、組合員が悪いのか会社が悪いのか、そういう話ではもちろんないと思う。どういうふうになれば品物があってお客さんが来てくれるということを、常にや

っぱり戦略を練りながらやっていかなくてはいけないというふうに思うんですね。

町長が充て職という形、副社長もそうです。そういう中で、果たして経営ってできるんでしょうか。そんなに簡単に会社の経営ってできっこないというふうに思うんですけども、あそこに部長さんに権限を任せてあるからいいだろうと。やっぱりこれからのこういう過当競争の中であって、それを勝ち抜いていくには、やっぱりあそこに司令塔としたものがしっかりいながら常に指示をして引っ張っていく、これが普通の会社のあるべき姿ではないんでしょうか。基本的に、今行った回数を聞きました。町長が社長で、あそこの社長ということは私は無理なんだ、副社長もあそこで会社の副社長というのは無理でしょう。また、大丈夫だよということであれば、行政のほうは行政のトップは町長だよ、やっぱりこっちへ一生懸命見てほしいですよ、当然トップとして。向こうも、会社の社長で全部見ろっていったってそれは無理な話だと私は思います。ですから、今お聞きしましたけれども、社長はそういう形で、これからもそんな形で指示を出して業績を上げることができるんですか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、小高議員ご質問の考え方はそのとおりであろうと思います。事業というのはそんなに甘いものではございません。やはり日々の数字の流れ、あるいはお客の動向、状況というのはやっぱり常に敏感にとらえていかなければ事業というのはできないと思います。それはそのとおりだと思います。

しかし、今、たけゆらの里の仕組みというのが一つございます。これは、私は2年余りなんですが、いわゆる農業者の皆さんの一つの施設として、農産物をあそこで売れるという一つの農業政策の中で恐らくできたものだと思います。そういうことで来ておりまして、たけゆらの経営者と、いわゆる農産物生産者組合という組合との契約の中で成り立っています。もちろん食事処とか直接のものは別なんです、農産物についてはそういうことで、農家の皆さんと直接の契約をしているわけではないんですね。

ですから、どうしてもそこは、今いただきました経営者を置いたらいいではないかという話は、私はそのとおりだと思います。しかし、経営者というのは経営をする以上、権限を持たせなければ経営はできません。今の経営の仕組みの中では、そこに経営者を置いたとしても、経営の権限を発揮することはできないというのが一つの仕組みになっています。ですから、まずこの辺が解決しない限り、先に進むことは難しいのかなと思っています。

ただ、この状況でいいのかというと、それは私はいいいとは思っていません。恐らく、先ほどもお話ししましたけれども、農薬研修部会で私は2回講話をいたしました。この先の見通

しとして、恐らく数年の中で赤字に陥るでしょうというお話も申し上げました。私はそうなると思っています。ですから、今早いうちにこの問題の解決に向けて、今組合員の皆さんとこれから協議をしていかなければならないと思っています。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 次の質問のほうの答弁もあったようですが、今言ったように、本当に司令塔となる人をやっぱり選んでいかないといけない。その方法は公募であってもいいだろうし、あるいは執行部のほうで、この人はという部分で探してもいいだろうし、今のままでは当然だめだということはおわかりいただけていると思います。

それと、指定管理者制度の中では全然別の話でありますので、あそこに有限会社たけゆらの里が経営するという意味では、今の形の中で問題はないというふうに私は思っていますけれども、社長を公募するなりというとりあえず質問をしてありますので、答弁をお願いします。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 今の答弁の中で、大分社長の心がけの話が出ちゃったような感じもいたしますけれども、社長の公募につきまして、あるいは企業経営ですとか農産物の販売におきまして、販売戦略などにノウハウを持った方が社長に就任していただければ、それはそれなりにやはり経営的には安心だし、効果も期待できるんじゃないかというふうに私自身もそうは思います。

しかしながら、今現在、社長と私副社長なんですけど、社長としての報酬もいただけていませんし、副社長としての報酬もいただけていません。新たに社長を公募するというような形をとりますと、やはりそれなりの報酬を支払うというようなことで、やっぱりそれだけの経費が出てくるということでございます。今現在は、言ったように社長は今まで企業経営されてきた社長でございますので、その辺は、今の社長で私は十分じゃないかというふうに考えております。また的確なアドバイスもしておりますので、新たに、たけゆらの里の程度の規模の中で、新しい社長を公募して迎えるということはどうかなというふうに私自身は考えてきております。

いずれにしても、公募によって素晴らしい社長が来ても、今社長が言っておりましたけれども、やはり権限も与えられる社長、そういうものがなくちゃいけないと思いますので、これにつきまして、今後の経営につきましては社長の公募に当たっても、小高議員がおっしゃるように、現場での指揮命令が必要だということでの、その辺もまた今後考えていかなくち

やいけないというふうな考えは私自身持っております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 副町長、ちょっとやっぱり経費の問題が出ましたけれども、まずその点を取り上げておきたいと思えますけれども、私が思うには今の部長が権限を持って、そのままそこを全部やればいいんだろなというふうに権限を全部持たせて、町はあくまでも協定で結んで、農業振興の部分も含めてやるべきだろうというふうに思っているんで、協定を当然指定管理者と結ぶわけですから、町が。余分なというか、農業振興の部分も離ればそれはだめだよということで協定を結べばいい話で、それは今の形でできていると思うんですよ。

経費の問題出ましたけれども、例えば100万払って来てもらっても、100万以下の仕事しかできなければ、これは高いんですよ。500万、600万払っても、それ以上の仕事というか、伸ばしてくれれば安いんですよ。みんな課長さんだって700万もらっている。それは長い経験があり、知識があり、部下を引っ張ってやるから、それだけ能力があるからもらうのであって、その部分が例えば逆に言えば100万ぐらいの人でいいんだよといったら、その人しか、その程度と言ってはあれですけども、ぐらいの仕事しかできないでしょう。多分そういう意味で、それはやっぱりそれだけの人材を据えてやるべきだろうと、それは経費が高いんじゃないくて、それ以上にやれば安いんだという部分があると思うんですね。だから、ぜひ今の制度で十分やれる話だと思うんですね。それはしっかりとやっていかないと、さらに大変なことになるんじゃないかということをお願いしておきたいと思えます。

そこで時間のほうがないんで、町長にちょっと4点だけ頭に入れておいてもらいたいことを、これは建設的なことじゃないんですが、今までの経緯も知っておいてもらいたいという部分で言いますので、お願いをしたいと思いますけれども、あそこで会社を町がやるというときに、つくる部分、生産する部分は農家に任せなさいよ、農家はもうつくるだけ、専門にどんどんつくる、売る部分は町が全力で全部売るから。そういうふうにする分けといいますか、したんですよ。それは会社になるときに、剰余金もいっぱいたまって、税務署からこれはどうするんだということを指摘されている会社、組織にとにかくしなくちゃいけない。だれがやるんだというときに、町がやるのか生産者がやるのかというときに、そのときに出た話なんですね。会社は売ること全部売ってあげるから、農家はつくることに専念して、両方農家がつくって売るのは無理でしょうということでやったのが1点です。

それともう一つ、あそこの施設をつくる時に町が何人か雇用をして、何人か募集をして社員として入れたんですけれども、パートかどうかのところはちょっと定かじゃないんですけれども、そうやって募集をして町がやったんですね。生産者があれを例えば経営すると、やっぱり雇用の面で非常に不安、あそこで働いている人が、生産者がやれば当然パートということである可能性だってあるけれども、町がやればきちんとした雇用を守れるということだから、この会社でという部分で雇用を確保する。今赤字になって、これつぶれたらやっぱりこれは雇用の部分でも大変な問題になるわけですよ。それは当初から会社がやる時には、あそこの従業員しっかりと雇用するということで出発したんだということでもあります。

そして、当時は農林課なんですね、農林課があれをやるときには、農林課は全力をもってあそこを支えていくんだという当時の課長さんが、町がやる場合ですよ、生産者がやったら知らないよとは言いませんでしたけれども、そういう売りでした。町がやるからには絶対何が何でも成功するから、農林課は総力を挙げてあそこはやっていくんだという話でした。そういうことで出発していますよということでもあります。

それから、その中で言えば交流センターの猪の解体の部分ですね、私はこの前もう少し体制を整えてから渡してくださいよと言いました。農林課は全力をもって支えると言いながら、あれは実質的に人件費入っていませんから、その部分はあそこに任せておいて、その分は多分人件費を食っちゃっているはずですよ。全力で支えていると言いながら、赤字部分をあそこに押しつけるのはどうなのでしょう。やっぱりそれはきちんと行政がやるべき方向性を示してから、ある程度渡してもよかったのではないかなという思いがあります。当然、赤字がまたそれによって膨らんだでしょうという部分は申し上げておきたいと思います。

それから、もう1点、あそこの施設は3億売りますね。町長は、企業誘致で、この町を少しでも人口をふやしたいと言いました。私はその部分では大賛成でありますけれども、一方で、企業を立ち上げることもどんどんやっていかなくちやいけない。あの施設は生産者と町と一緒に立ち上げて3億売る会社に育てたんです。そういうことができるんですね。これをつぶしてしまったら大変なことで、さらにどんどん伸ばしていかなければいけない話じゃないですか。企業誘致なんて簡単な話ではない。一方では、自分たちで起業していく、その一番の見本となる施設であるという部分もあるんだと思うんですね。ですから、さらに優良企業になるように、やっぱり全力をもってお支えいただきたいというふうに思います。

ちょっと感想があれば一言。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今のご意見なんですけれども、それはそのとおりであろうかと思えます。地元の農産物をまずあそこで売れる場所をつくるということは、当然一つの大きな柱であります。それから雇用を守る、これも重要な柱でございます。それから、起業を支援するというのは、私のもともとの公約の中にあります。企業誘致もそうですが、いわゆる起業させるということは一つの私の柱でもあります。そういうことで、これは当然そのことはやっぱり守っていかなければなりません。しかし、赤字をずっと続けてきたときに、まだいいんですよ、しかし、この後、赤字をずっと毎年毎年続けたときに、じゃ支援をしていきましようということが議会が果たしてそれを認めてくれるかということの問題がございます。

ですから、私はそのことのお話を皆さんにしているんですね。ですから、そうならないうちに何とかやはり双方でいろいろ研究し合って、これを解決しようというお話をしております。特に今経営の問題につきましては、確かに農産物を生産者の皆さんを守ることは当然のことなんで、ただ、やはりそれが行き過ぎたときに経営者として、例えばそこに品物がない、じゃ出してほしい、組合員さんに言う、組合員さんのほうからそれが出てこない、それ以上経営者には権限がないわけです。ですから、そういう状況もある。ですから、そのときに足りないものをどこから仕入れて入れるか、それはできないと。そういう大きな問題もあります。

ですから、その辺も含めて経営権というものは、部長でも私はいいと思うんです。その辺までしっかりとできるようにしていければ。だから、逆に言うと、組合員さん一人一人とたけゆらの里が契約することがやはり望ましいのかなと思いますが、これはまだまだこれからいろいろ組合さんとまた協議をしなければ、過去の経緯もございます。そう簡単にできるものじゃございませんが、この辺から解決をしていかなければ、多分再生をしていくというのは非常に難しいかなと今思っています。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いし、午後 1 時から会議を再開します。

（午後 零時 12 分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小高芳一議員の一般質問を続けます。

なお、残り時間は30分です。答弁はなるべく簡潔にお願いしたいと思います。

（午後 1 時 00 分）

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは、引き続き質問させていただきたいと思います。

たけゆらの里のほうは、町長の手腕にかかっていると思いますので、これから議論が出てくると思います。ぜひしっかりとした対応をしてくださるようお願いをして次の質問に移りたいと思います。

平成24年度の当初予算について、飯島町長になって3回目になりますかね、予算編成、町の状況、やっぱり相当厳しい中での予算編成ということで、大変ご苦労されていると思います。今回の予算につきまして、町長はどのような考え方、そしてまた町長自身、この予算をどういうふうに評価しているのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 24年度当初予算について、どのような考え方で予算編成を行ったのか、また町長の予算についての評価はどうかというご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

国の状況等につきましては、町長は冒頭にごあいさつの中でお話をされましたので、その辺は省略をさせていただき、本町の24年度の財政の見通しについてお答えをしたいと思います。

歳入では、依然として低迷する景気の影響等によりまして、税収入等が落ち込みまして、また自主財源の確保が非常に困難で状況であります。

また、地方交付税につきましては、国の概算要求はほぼ前年並みとなっておりますけれども、不況の影響によりまして、地方譲与税とか各種交付金が減少する見込みである。また、歳入の増額を見込むことは非常に困難な状況となっております。

一方、歳出におきましては、医療福祉等の関連経費や、また広域ごみ処理施設建設等、一部事務組合の負担金の増額が今後も予想されると思っております。

また、人件費、公債費の総額に占める割合も高い水準で推移するために、経常的な経費の割合が非常に高く、かつ政策的経費の財源確保は難しいなど、かなり厳しい財政状況が続くと見込まれております。

そこで、24年度の予算編成に当たりましては、職員一人一人が厳しい財政状況を十分に理解して、税収入初め財源確保に努めるとともに、行政サービスの受益と負担のバランスのとれた予算編成を基本といたしました。

歳入では、課税客体の的確な把握、徴税、使用料及び負担金等の滞納整理の促進とか、城見ヶ丘団地や未利用地の積極的な売却、受益者負担の適正化など、あらゆる面から歳入を見直して財源確保に努めるように周知したところでございます。

また、歳出におきましては、国・県の行政改革など大きな変革の年にあるということを確認しまして、すべての事務事業の必要性とか緊急性、費用対効果等を検討して、事業の廃止も含めて見直しを行って予算編成を行ったところでございます。

さらに、大多喜町総合計画第3次5か年計画ですか、それとの整合性を図りながら、新規事業につきましては、事業費が過大にならないよう適正な積算による要求といたしました。

続きまして、町長の評価につきましては東日本大震災の復興や……

○議長（正木 武君） 町長の評価なら町長が言ったほうがいいんじゃないか。

○企画財政課長（小野田光利君） 以上です。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 全部言ってくれてもよかったんですけども。

町長の評価ということでございますが、東日本大震災の復旧・復興や円高によりまして、地方交付税の例年並み交付が危ぶまれているところでありまして。地域経済の低迷に伴いまして地方税収の低下など、今後の状況というのは大変不透明であり、なおかつ義務的経費の増加が予想されているところでありまして。

私といたしましては、精一杯の予算の編成であるというふうに考えております。また、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等により大きく変わることが予想されますことから、できるだけ義務的経費は抑え、また、すべての事務事業の必要性、緊急性、費用対効果を十分に検討しまして、事業の廃止も含め全般にわたる見直しを行うことはもちろんでございますが、人口増の対策のための財源等の経費は惜しまずに進めてまいりたいと思います。

また、税収の確保に努めまして、また今は不測の事態に備えまして、できるだけ町といたしましても基金の積み増しといいますか、積み立てることを目標に今進めているところでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 今言われたやつは、もらった予算書というか、指針のほう、概算を見ればわかるんですけども、そういうことの細かいことではなくて、町長はやっぱこの町

をどういうふうにしたいという思いで当然当選されて、この行政の中でまちづくりも進んでいくわけですよ。この予算で自分の思いが100パーセントできているのか、そういう部分をどんなふうを考えておられるのか、これだけの予算でやっぱりやりたいこと、いろんなことがあるんだらうと思うんですよ。限られた予算であると、どうしてもそこを削りここを削りという部分じゃ、多分思いとしてはもっともっとという部分があるんで、その辺がもう100パーセントといえれば別に、じゃ、それでいいのかという感じなんですけれども、やっぱり引っ張る首長としての満足はいかない、こういうこともやりたい、ああいうこともやりたいというような評価の中でどうなのかなという部分をお伺いしたかったんですけれども。

次に移りたいと思います。

特に2番目でありますけれども、重要な施策は何かということでお答えをいただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 2番目のご質問の重要施策は何かについて、お答えをさせていただきます。

建設的なものから申し上げますと、農林水産業費全体の予算は、前年度に比べ減額となっておりますが、養老溪谷の拠点センターの管理運営事業、また商工費の遊歩道の整備事業の測量とか環境調査、設計業務、また土木費で言いますと町道の改良事業であります辺地計画で計画をしております宇野辺当月川線の地質調査とか路線測量、設計業務、また増田小土呂線の歩道設置工事等が建設的なものでありますと主でございます。

また、施設管理的な事業といたしましては、教育費であります大多喜小学校屋内運動場の耐震補強大規模改造工事、また中央公民館のホール棟でございますが、耐震補強工事が予算的には大きな事業でございます。

さらに予算的には大きくありませんが、総務費の中で定住化対策事業の委託料で、品川までの高速交通体系の整備の一環として、バスターミナルの基本設計業務委託を計上しております。

また、予算上、全然見えてはきませんが、平成24年度においては土地開発基金を活用しまして企業誘致、また分譲宅地のための土地の事前買収とか、老川地域のかわまちづくり計画の中で、環境学習、施設、また観光施設として有効であろうと思われる養老川の河川水を利用した小水力発電です。

また、さらに高齢化や後継者不足により、遊休化している農地、空き家を活用しての人口

対策、人口増対策等を含めた農業体験者の研修、就農希望者の受け入れ等を計画しております。町においては、町の予算を使いつつ、民間の活力を有効に引き出して活性化していくということを基本といたしまして、平成24年度においても新たな施策を提案してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ありがとうございます。

今の中でいろいろやらなくてはいけないことの部分は今挙げられましたけれども、大きな事業ということで。私、この中で今お話しありましたけれども、土地開発基金の積み立てという新しい考え方があるのではないかなというふうに思っているんですけども、これは上瀑と総元の住宅分譲を売ったお金をここにためて基金にして、次の土地対策ばかりかなと思ったんですけども、今はほかの分野にも使うということなんですけれども、具体的にここにお金を基金として積んで、それからそれを原資にして使うという考え方について、詳しく説明をお願いできますか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 現在の大多喜町の財政の中では、基金の中である程度自由に使えるのが土地開発基金かなと私のほうは考えております。ただ、土地開発基金でございますので、何の事業にもちょっと使えるという状況ではございません。ただ、今全国的にどうか、千葉県もそうですけれども、企業誘致のために無償で譲渡しますよといってもなかなか会社が来てくれない状況の中では、既に町が先に取得しておいて、いい場所を確保して、来たい企業があったときにすぐに、うちのほうでこういう財産、町の町有財産としてありますよと、すぐに対応ができるように、以前の議会でももっと積極的な企業誘致を進めろというような議員さんのほうご提案もございました中では、そういったほうに予算を使っていきたい。

また、ほかの小水力発電等については少しずつ予算の中で見てございますので、そちらはまた土地開発基金以外のものを使って推進をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ありがとうございます。

今までですと、例えばそこで分譲して上がった財産収入は、一般会計というか、そちらの

ほうに入れて、あとほかの部分で使ってしまったわけですよ。今回はそのお金を一たんこっちに基金として積んで、また新たな仕掛けをする。こういう考え方は大賛成なんです。前も、例えば午前中の話に戻っちゃいますけれども、交流センターで集めた基金を一般財源として使わないで、それは次の直売の投資に使うべき話だろう。あるいは城見ヶ丘の団地で財産収入がふえたら、次の投資に、住宅施策に使うべきだと、そういう考え方で、そうすると1回の原資で次から次へ動かせるのではないかなと、常に町は何か事業をやると、そこで最初投資したから回収しようという考え方なんだろうけれども、その部分を次にどんどんつなげていく部分で、1回原資さえつくってしまえば、そこからどんどん回転してやればわかりやすいし、あるいはそのお金で次の投資ができるのではないか。一般会計は小さいものだから、常に何かやると、そこに一般会計にして補充をしてしまう。

前から私は思っていたんですけれども、余りいい考え方ではないというふうに思っていたんですけれども、この基金の使い方をこれからはしっかりと、私はそういう使い方、住宅分譲したら、次にさらに大きくするとか、そういう部分で人口対策に仕掛けるという部分の原資を1回つくってしまう。そこにどんどんふえていけば、ふえていくとは限りませんが、そういう形にしておくべきではないかなというふうに思っているんですけれども、それは考え方として、町長、別にこの基金ばかりじゃなくて、ほかの部分のそういう仕掛けという部分については、考え方として持っていってらっしゃいますか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまご質問いただきました質問内容なんです、全くそのとおりでございます。

やはり町の投資的な財源というのはもうほとんどございません。そういうことで、補助事業の中で、先ほど申しましたように公共施設であるとか道路とか、そういうものに大体が入ってしまいますのでなかなか難しいということで、まず土地開発基金につきましては、やはり人口増対策ということも含めまして、住宅のいわゆる土地を手当てをしながら、まずそれを売りまして、それをまた回収したものを再投資するというので、わかりやすく言いますと、仮に1億のものを投資して、ほぼ1億近くのを回収して、それをまた回転していくという回転することによって、それが何億にもなってくるわけでございます。そういう形をとりたいと思っております。

それで、あとは一般の事業につきましても、できるだけ町は投資したもの、町は利益を出す必要はございませんので、最低限まず原資は回収しながら、またそれを再投資ということ

で、民間の皆さんが投資しやすいような環境のところには、またどんどん町として投資をし、そしてまたそこに民間の皆さんが投資してくれると。民間の活力を使わなければ、この限られた財源の中でまず活性化しませんので、さまざまな事業についてはほとんどそういう形で進めてまいりたいと思っています。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） よろしく申し上げます。

次に移ります。

財政の見通しについて、町税の落ち込みがとまらないが、中長期的な見通しと対策または財政力の低下についての町長の見解を伺いたいと思いますけれども、先ほど課長のほうから上の部分についてはある程度答弁ありましたので、今年度予算につきましては財政力、自主財源がまた減ったということで、財政力は多分県下でも最低になってしまったんだろうなという思いがあります。この辺のことにつきまして、町長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今のご質問ですが、全くそのとおりにかと思えます。ただ、やはり町税3税ですけれども、いわゆる所得税、固定資産税、また法人税も含めまして、なかなかこの辺につきましてはそれほど多くを望むことはできません。それ以外の税収というのがそう簡単にふえるとは思いませんので、今私ども町として、先ほど申しましたように、例えば1つの一例なんです、小水力発電を今検討しております。これは町の財源を使わずに、いわゆる売電によって収入を図るといような形、あるいは先ほど申しましたけれども、町のいわゆる資産を使いまして、駐車場で収入を得るとか、そういう形のもので、少しずつやはり町の税収、町が単独である程度稼げるような考え方をしていかなければ、なかなか皆さんの税金だけを上げるというのはやはり、町全体が活性化すれば当然そこに行きます。しかし、なかなかそれは一朝一夕にしてできるものではございませんので、町自体はやはり税収を図るような、収入を図るようなことをともに進めていきたいと思っています。これは同時に進めていかなければならないと思っています。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ぜひそういう仕掛けをしてほしいというふうに思いますし、そういう部分で予算を余りけちると言っちゃなんですけれども、必要な部分の投資というのは、ぜひ将来のための投資という部分で考えていただきたいと思えますし、別に産業振興課ばかりではなしに、教育の分野であったりとか、あるいは福祉の分野であったりとか、そういう

部分でも十分、そういう視点に立った考え方もぜひ頭に置いていただきたい、企画は全部総合的にやるんでしょうけれども、いろんな部分での人口増対策なり、あるいは税収の部分の考え方というのはいっぱいあると思うんですよ、教育から、福祉から、産業から。課長さんたちもそういう部分での頭を使うばかりでなくて考えていただきたいというふうに思っています。

次に、4番目の地方交付税の見積りの内容と臨財債分の見積り金額ということでお願いをしたいと思いますけれども、野村議員のほうから地方交付税のほう大分話がありました。ちょっと1つだけ、ここでせっかく質問してありますので、お答えをいただきたいと思うんですけれども、地方交付税が15億2,000万ということでありまして、そのうちの臨財債分の見積りとして、交付税に算入されるのは幾らかということでお答えをしていただきたいと思うんですけれども、常に町債がいっぱいあるといっても、臨財債分が半分あるから余り心配ないんだよという話でありますけれども、実際に交付税の算定の中でどれほど算定されているのかお答えいただけますでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 交付税の中での臨時財政対策債分という話でございますが、24年度においては、予算編成を編成上に不足する財源を補うために臨時財政対策債ということで2億5,000万円を計上いたしました。この臨時財政対策債自体は、国の地方交付税の特別会計の財源不足によって、本来交付すべき地方交付税を国が減額せざるを得ない場合に、町がその財源の穴埋めとして、国にかわって発行する地方債でございますので、実質的には地方債の代替財源として考えられるもの、本来は国が借金をすべきものを町がかわって借金をするという形の臨時財政対策債でございます。現在の大多喜町の発行の可能額は2億5,250万円程度でございます、そのうちの2億5,000万円を24年度においては計上させていただいております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ということは、今年度の予算で町債として返すお金が4億8,000万強でありますけれども、事業債と臨財債分は大体、ちょっと計算したら55対45になるんですけれども、それよりも多く交付税算入されているということでよろしいでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 臨時財政対策債については、すぐに国が翌年度にその分、

対策債分を町へ交付してくれるとか、そういうような状況のものではないために、後年度という言い方でありまして、来年度幾ら幾らというような言い方ではお返しいただいではおられないんですけれども、そのうちの約70パーセントぐらいが交付税として算入をされてきます。それは毎年の計算の中で出てきますので、ちょっと幾ら幾らとかは今申し上げられませんが、すみません。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 時間がありませんので、あれですけれども、要するに交付税の算定するときに国の全体の予算が少なくなってしまうと、臨時対策債が戻ってくるよと言われても、結局は戻ってこないじゃないかという部分が出てくるんじゃないかということでお聞きをしたわけでありまして、必ずその部分はいい借金だよなんていうことは、一つには言えない部分もあるんですよということは、私よりもそちらのほうが多分知っていると思うんですけれども、そちらの答弁はいつもそうやって言われるんで、ちょっとここで聞いておきたいなという部分がありましたので、申し上げただけです。

次に、5番目の事務事業の必要性、効率性、財源及び効果について徹底的な見直しを行って予算編成をしたと。行政サービスの受益と負担のバランスのとれた予算編成。先ほど課長さんのほうから答弁ありましたけれども、徹底的にやったということで、次には徹底的にやったんだから、無駄な部分は出てこないだろうというように解釈してしまうんですけれども、なかなかそうもいかないんだろうなと思うんですけれども、ここで1点だけ皆さんのほうにお願いしたいのは、行政サービスの受益と負担、これからこういうことがどんどん出てくると思うんですけれども、負担をしていただくことがふえてくる。

そうすると、今までは行政サービスをほとんどどんどんやっていたものが、これからも負担をとるときにはやっぱり住民感情として、やっぱり「何だよ、これから取るのかよ」という話がどんどん出てくる。そのときに実は皆さんご承知だと思います。久保の駐車場の件であります。私たちが行ったときには、当初は住民の理解を得られていたというような話でありましたけれども、久保の人たちは1回説明来ただけで理解も何もしていないよというような意見がありました。

つまり、これから負担をしていただくには、やっぱりある程度の説明は、納得行くかどうかは別として、1回2回ぐらいの全町民を対象にした説明は開いていただかないと、我々もそれを前提にしての採決をするわけですから、結果として、「いや、なかなか難しかったよ」と、それはそれで仕方ない。でも、説明はきちんとしてあげて、やっぱりそのところ

を納得行かないんですかという部分については、もう少しやってあげるといふ部分は必要ではないかというふうに思うんですけれども、そういう理解を得るための説明というか、そういう部分はぜひお願いしたいというふうに思っていますけれども、一言で結構ですから、町長、だれでも結構ですからお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 久保の駐車場につきましては、確かに説明という点では不十分だったかなと思います。ただ、昨年12月に5区の区長さんを集めて説明会を開いております。それで、どうもいろいろお聞きしますと、4区の区長さんは新年会か何かでやはり区民に説明してあるそうです。そういうことでありまして、その後、暮れに文書で5区に、全部有料化についての文書も配布してあるということなんですが、それでも不十分であったと、こういうご指摘もいただきましたので、またこれからはその辺は十分また注意してやってまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 小高議員、残り5分です。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） よろしくお願ひしたいと思います。

6番目に、町の予算でありますけれども、町の予算というのは、私は基本的に町民の行政サービスのために執行される。その対象は町というふうを考えていたんですけれども、亀田の関係については全然違う、鴨川市ですね、鴨川市の大学の施設に補助金を送るといふことなんで、町の予算の執行範囲は地域とか施設とか、あるいは人って言うていいんですかね、その部分はどこまで、これは新しい考え方だと思ふんですね、町以外に補助を出すといふことですから。それは、どの範囲までこれからやろうというふうに考えておられるのかお願ひしたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 町予算の対象となる地域、また施設の範囲等についてお答えをさせていただきます。

地方自治法には、町の対象となる地域、施設の範囲について具体的にうたわれておりませんが、地方自治法の第1条の2に、地方自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするがあります。

これによりまして、地域住民に有効であると判断できるものについては予算の対象地域とし、かつ施設等の範囲としてよいと解釈をしております。

また、亀田医療大学の補助の件でございますが、それにつきましても地方自治法の第232条の2には、地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるとうたわれておりまして、同じく町の予算の対象地域、また施設の範囲として支障はないと解釈しているために予算計上をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） その解釈は非常に難しい部分も一つあると思うんですよ、公益性とか地域住民にと。じゃ、実際にそれがどういうふうに、公益性とはどういうことを言うんですか、別に医療大学の部分だけではなしに、あらゆる部分に全部公益性という部分はあるわけで、今度町が、そういう部分というのはどこの範囲までも出せるよという部分、あるいは町長が変われば、私はこういうふうなことでほかにも出したんだという、あるいは情報があれば出すんだということになれば、それは限りなくとは言いませんけれども、今まではせいぜい夷隅郡内の範囲でありましたけれども、これからそれをさらに外枠に広げるといって、そこに出すという部分ではなるわけで、その辺は別に心配なされていないのか、やっぱり一つの行政がよく言われる前例という部分から言いますと、非常に大変な問題ではないかな。今回1回だけというふうに済むかどうかわかりませんが、それはやっぱり町の執行部の考え方がそうなんですよということを示すという部分では、大変大きな問題だというふうには言わざるを得ないんですけれども、その辺は、これからはそういうもの、公益性があればどこでも、申請さえあれば、解釈そのものはきちんとしていないですよ、「公益性、公益性」って言うけれども。その辺は一線なり引く部分というのではないのでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 亀田の医療大学への支援ということの問題だと思います。私ども、これは今、先ほど課長が答弁したところにあるわけでございますけれども、基本的には私学の支援なんですけれども、まず学校が法人として設立をされますと、これは当然学校としては借入金ができるわけですね。

まず、学校設立時には借入金ができないという中で、こういう支援ということがあります。当然、今度亀田も、これが実際に学校が設立して動き出すということになれば独自で借金ができますね。それは、どこの学校もみんな同じなんです。今回の場合は、設立という前提が1つありました。

それと、もう一つは、これから公益性という中にありましても、やはりまず国があつて県

があって、それで自治体があります。ですから、町単独で何でもやるというものではなくて、今回の場合は、医療の崩壊という中で看護師は、やっぱりどうしても日本の国内の中で非常に不足していると、絶対数が不足していると。そういう中で国策の中でもありますし、県としてもやはり全国のワースト1という看護師不足の中で、県としても重要施策の中でありま。当然、看護大学の設立の中で国がまず支援をします。そして同時に県が支援するという事で、その関係構成市町村が出したということで、ある程度はやはり国、県、町というのは一つの一体的な動きになろうかと思っております。

それで、もう一つは今回やはり町として、町を超えて出しているということなんですが、やはり我々町の本旨は住民の福祉の増進にあります。それは、やはり住民の皆さんが医療を安心して受けられるという、この体制は町としてとるべきであると思えます。それで、やはり今、亀田病院のほうには相当数の町から医療、治療を受けているわけですね。そういう中で夷隅医療センターと同じぐらいの人がそこに行っているわけでございます。そういう意味で、やはり看護師の不足によって、医療の機関が患者の受け入れができないという、そういう状態になったときに、住民の皆さんが医療を受けたいということができないという事態ということは私どもは避けたい。そういう意味で、やはりそういう考え方が住民の福祉の増進というのが基本にあると。当然安心してやはり医療が受けられるという、その体制は町としてとらなければならない、そういうことで今回はご提案をしているところでございます。

○議長（正木 武君） 小高議員に申し上げます。

非常に重要な問題で、持ち時間の1時間を過ぎましたので、質問を終了させていただきます。

○4番（小高芳一君） 反論もありますけれども、時間ですので、終わりにします。

○議長（正木 武君） はい、よろしく申し上げます。

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（正木 武君） 次に、8番志関武良夫議員の一般質問を行います。

志関議員は一問一答による質問です。

8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 私は3点ほど質問させていただきますが、前の議員さんたちの質問の内容と重複するところがあります。その点についてはご了承願いたいと思います。

今後の大多喜町の方向性ですね、これについてちょっと伺います。歳入歳出では依然とし

て低迷しており、景気の影響と住民減少により町税収入が落ち込み、自主財源の確保が困難な状態であり、不況の影響により、地方譲与税や各種交付金が減少する見込みとのことですが、今後、大多喜町として財源確保をどうしていくのか、お尋ねしたいと思います。

それと、これには人口減少と企業の景気の低迷によって税収が上がってこないのが最大の原因だと考えられますが、この点について、町長どういうふうにお考えになっておりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問なんですが、税収、財源をどうしていくかということになるわけですが、私ども2年ほど進めてきておりますのは、やはり人口減少ストップということが1つあります。それは何かといいますと、やはり税収確保という面で非常に大きなものがございます。それで、私どもがまず最初に申し上げてきましたのは、若い人の定住化ということの中で、まず若い人がそこに住んでいただくということが基本かなと思っております。そのために私どもも、今いろいろ土地の分譲も含めまして、若い人たちが家を建てられるような、そういう投資をこれから町としてはやっていくわけですが、その一つはまず人口をふやしていくということ、そこにいろいろな資産というものをつくっていただければ当然税収にはね上がります。

特に今、町の税収の基本は、いわゆる所得税と固定資産と法人税があるんですが、固定資産と所得税については比較的安定しているんですね、法人税についてはもう既に落ちるところまで落ちまして、ほとんど均等割というところにありまして、これ以上法人税は落ちないという状況にあります。それでこれは、ですから今年度の24年度の税収についても若干の落ち込みがありますけれども、安定しているのは固定資産と所得税ということでありまして、大きな落ち込みにはこれからはならないんだと思いますが、ただふえる期待はないんですね。そういうことで今町として進めているのは、今申しましたように、どうしたら若い人たちに住んでいただけるか。そこに若い人たちが家を建てられるような状況をつくっていく。定住化に向けての町として投資しやすいような環境をまずつくって行って、町にいろいろな固定資産がふえるような、そういう施策を進めていきたいと思っております。

それから、もう1点は企業誘致あるいは地域の産業を支援しながら、まず産業を活性化していくということなんですね。これは、やはり企業誘致は先ほども出ましたけれども、なかなかそう簡単にできるものではございません。やはり一番最初に私ども今進めているところは、今現在大多喜町にある事業所、これらと協力関係の中で、できるだけその事業所が事業

規模を拡大できるような施策、支援ということを進めています。

それで、そういうものを少しでも地元の今ある産業を拡大していけるように支援をしながら、また当然、企業誘致も進めていかなければならないと思っています。そういうことで、これらも税収の一つの中に考えているところでございます。

あともう一つは、先ほど企画課長も計画の中でありましたが、この地域に遠くから、まず首都圏のほうからこちらに住んでいただくためには、まず交通体系というのを同時に進めていくということで、それらも一緒に進めながら、またここからいわゆる首都圏に通えるような、そういう交通体系も含めまして、できるだけここに人口増対策が、基本的には税収確保につながると思いますので、そういったことは総合的にまた進めてまいりたいと思っています。

○議長（正木 武君） 8 番志関議員。

○8 番（志関武良夫君） 人口増対策、これは大きな自主財源にも係ることですが、先ほど野村議員のほうから、交付税の問題が提起されましたけれども、その点についても町としても、この交付税の問題は大きなウエートを占めているわけですね。財政面でも経常的経費の割合が高く、かつ政策的経費の財源確保は難しく、厳しい状況が続くということでございます。今後の大多喜町に非常に不安を抱かざるを得ないようなそういう状況の中で、これから経費をやはり削減して、できるだけ経費を削減して、幅広く改革を進めていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは議員のおっしゃるとおりだと思います。先ほどは収入、財源についてのお話をいたしましたけれども、同時に進めるべきは、経費をどうやって抑えていくかということにあります。それで、特に今役場の場合は、やはり人件費の占める割合が非常に高いわけでございます。その人件費をどう詰めていくかというのは、今計画の中で毎年毎年人員削減というのは計画的に進めているところでございます。

また、これをまず着実に進めていく、人件費の圧縮というのは着実に進めていかなければならないと思います。それから、そのほかには当然いろいろな事業を見直しまして、無駄なものは削っていくということが必要であろうと思っています。ですから、当然収入と、また逆に言えば歳出の部分の両面で進めなければならないなと思っています。

○議長（正木 武君） 8 番志関議員。

○8 番（志関武良夫君） 今、町長が言われたとおりだと思いますけれども、町税が町民に大

大きく負担をかけるような、そういう状況になってきますと、非常にまた町から離れる人も多くなってくるというような、そういう不安定な状況になってくることも考えられます。町民の生活の安定ということを第一というふうに考えて、町の現在の町民の方々が住みやすいような環境づくり、また町としても努力していただきたいなというふうに思います。

この質問については、これから町のほうと議会で、一体となって町民の生活を安定させるべく、そういう形をとるように努力していきたいというふうに思います。

この質問はこれで終わりにさせていただきたいと思います。

それと、先ほど町長が言われました企業の誘致、これは以前にも私が、企業の誘致については現在非常に難しいというようなことを言ったことがあると思うんですね。その点については、町長は努力するというようなことでございましたけれども、今の社会情勢、日本の経済の状況、そういうものを見きわめていきますと、企業の誘致、これは非常に難しい。それで大多喜町にとっても企業を誘致するというような、そういう環境整備が整っていない。昨年度の12月17日の読売新聞の中に、茂原市と袖ヶ浦市に大きな工業団地をつくるというようなことで新聞に載っていたんですけども、県の方針として、来年度から着工していくというようなことが書かれているんですね。そういう茂原市にしても、工業団地をつくるにおいては、今の工業団地もちょっと余っているんですね。私もこの間工業団地の中をちょっと見たんですが、これから茂原市が工業団地を、県が率先して大きな規模でつくっていくということになりますと、圏央道から5分あれば来ちゃうんですね。だから、そういう状況の中で、大多喜町にこれからそういう町長が力を入れていることは、私はこれは悪いことじゃないと思うんですね、企業の誘致、これは悪いことじゃないと思うんですが、果たしてそういう今の大多喜町の環境の中に、企業が来てくれるような、そういう企業があるのかどうかということですね。ちょっと考えると非常に難しいというのが私の率直な考えです。そういう点についても、これからどういう対策をとっていくのか。私は企業誘致ばかりを考えるんじゃなくて、切りかえることも大切じゃないかなと。状況に合わせた施策といいますか、そういうものも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えるんですけども、町長の考えはどうでしょう、お伺いします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 企業誘致についてでございますけれども、確かに今企業誘致というのは非常に難しいなと思います。これは今の日本の国内の経済状況を考えますと、いわゆるさまざまな要因があります。円高の要因であったり、いわゆる賃金形態がもちろん日本は高い、

だから生産性は、どうしても生産の競争力では非常に国内では難しいということで、大半のものが海外に出るといった状況にあります。近隣の茂原市においても、工場の撤退とかということで大変揺れ動いているわけでございます。

しかしながら、すべての産業が国内から海外に行くということではなくて、またあるいは国内で消費するものは当然あるわけでございます。そういったものの産業も当然でございます。ですから、私どもは最初から大きなものは考えてはおりませんが、小規模のものでも、まず誘致をしていく必要があるということでございます。

それで、今お話もありましたように、そういう準備をしていないではないかという、それはそのとおりでございます。ただ、私どもは2年の間に、実は2件ほど申し込みが来ました。土地をあっせんしたり何かしながらやるんですが、なかなか進まないところもございます。しかし、全くゼロではないということなんですね。ですから、これは粛々と進めてまいりたいと思います。また営業も続けてまいりたいと思いますが、もう一方で方針転換はどうかという話でございますが、方針転換をするわけではございませんが、企業誘致は誘致として、また別途に先ほど申しましたように、地元の足元に今大多喜町は事業所がございまして、これらをどういう形で拡大していくかというのが1つあります。

それで、現状そういう話の中で今話をしている最中ではございますが、例えば今大多喜町にあります事業所、こういう事業所でも、いわゆる大多喜以外に、例えば山形であったり、埼玉であったり、さまざまなところに工場も持っているんですね、複数。そういったものを大多喜へ集約していただくというようなことも今進めております。そういうことで、今何かはそういうことで、何とかよそにあるものを大多喜に集約してくれないかという相談もしております。

また、現在、大多喜町にあります事業所といいますか、そういったものをできるだけ大多喜に統一できないかということで、さまざまなことで今ご相談をしているところでございまして、両面でこれから企業誘致も含めまして、旗をおろすことではなくて、それも粛々と進めながら、もう一方では足元もしっかりとやっていきたいと、このように思っています。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 町長のそういう企業誘致にかける意気込みといいますか、そういうものは感じられますけれども、大小かかわらずゼロではないというようなことでございます。それは確かにそうです。そうだと思いますけれども、私もいろんなところからそういうお話も聞きまして、いい話だなというようなことで、町長にもちょっと先日ご相談をしまして

れども、そういうものが大多喜町に来ていただけるようなことがあれば、非常に雇用の問題でも、かなりの雇用ができるんじゃないかなというふうなことでは思っておりますけれども、今後ともそういう方向性、小さい企業でも大多喜町に来てくれるということであれば、非常にありがたいことだというふうに考えておりますので、ぜひそういう企業がありましたら、積極的に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

この質問については、これで終わらせていただきます。

それと職員の、今現在60歳定年制になっておるんですが、これは平成23年12月29日の千葉日報の記事なんですが、今までは国は60歳定年といっても65歳で延長できるような、そういうシステムができていたんですね。退職されましても、希望があれば延長をやることもできている、そういうシステムになっているんですね。それで、これから役場の職員が60歳で定年制を迎えた場合、今後の役場の職員の構成にも大きく影響してくる。そういうものの中でどういうふうに町では考えているのか。また一般の企業ですと再就職、定年制を65歳にすると、大きく年金制度にもかかわってくるわけですがけれども、65歳でやめて今度再就職をした場合には、国のほうから、その企業に対しまして70万円ほど助成があるんですね、その人に対してね。だから、そういう問題もありますけれども、町としては今後そういう職員の定年制についてどういうふうな扱いをしていくのか、これ非常に大きな問題だと思いますので、考えていることがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 平成25年度から段階的に年金の支給年齢を引き上げるということに伴いまして、職員の定年が60歳でございます。その辺の考えはどうかというふうなご質問だと思います。

昨年の国の人事院の勧告では、志関議員さんご指摘のとおり、平成25年度から段階的に年金の支給年齢を65歳に引き上げるというふうになっております。そうしますと、今の定年制をそのまま行きますと、退職後無収入の期間が生じるという懸念がございます。そういうことで、職員の高齢期の生活の不安ですとか、職務に専念の環境整備が必要であるというふうに国のほうも勧告をしております。

これに伴いまして、国家公務員制度の改革基本法の中では、定年を段階的に65歳に引き上げるについて検討することとしております。政府は平成23年のうち、今年度中に定年延長にかかわる一定の結論を得るものとしておりますけれども、先ごろの報道ですと、定年は延長せずに、再任用制度というふうな形を設けるというふうなことも報道されているような

のを聞いております。こういう状況を見据えながら、千葉県内あるいは近隣の市町村と均衡を図りつつ、職員の定年延長については検討してまいりたいなと思っています。

基本的に、60歳以降の給与を抑制することによりまして、全体の総給与の総額は抑制しながらしていかなきゃいけない。先ほど町長が人件費の話をしましたけれども、人件費を膨らませないような考え方で、そういう制度の導入を考えていかなきゃいけないかなというふうにも考えています。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 厚労省の審議会の中で、65歳までの雇用を義務化するというようなことになったわけですね。それで、今60歳で定年でやめると、65歳から年金がもらえるような感じになりますね。その間の5年間というものを空白期間がある。その空白期間は本人の希望によって、働ける場所を希望することもできるわけですね。それで60歳から、私はこのまま継続して65歳まで働かせてもらいたいということであれば、それもできるわけなんですね。その点については、町のほうでは雇用の問題もかかってくるので、厚労省の審議会ではこれは決定しておりますから、その点についてはどういうふうにご考えておりますか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） その関係につきましては、町の条例の中に職員の再任用、改めて任用する、再任用に関する条例がございます。その中で、平成25年、来年の3月31日までで期限は定められていますが、64歳まで再任用しますよと。要するに60歳定年になっても64歳までは再任用で、改めて再任用しますよというふうに定めています。その再任用の方法としましては、給料をそれなりの減額も、給料も減額しますので、我々課長職であれば、その下の職、あるいはそのもっと下の職というような形になろうかと思いますが、そういうふうに職もかえて改めて任用して、給料も70パーセント、60パーセントに抑えて再任用する条例も今できていますので、そういうふうな方法もあろうかと思えます。

以上です。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） はい、わかりました。

雇用問題ですから、働く人の職場の確保ですから、ひとつそういう点につきましても慎重に取り扱いをしていただきたいと思いますなと思ひまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 1時56分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午後 2時07分）

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（正木 武君） 1番野中議員の一般質問を行います。

野中議員は一問一答による質問です。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 私は3点にわたって一般質問を行います。

まず1点目は、子供の医療費助成の拡大についてです。

本町では今、子供の医療費の助成を、入院は中学3年生、通院は小学校6年生まで行っております。ことしの2月でしたか、千葉県は、来年度より通院を中学3年生まで拡大すると発表しました。私このときに、ちょっと書いたときに誤解しておりまして、通告が間違っていますので、ご訂正ください。本町の助成の範囲ですが、これを入院、通院ともずっと飛んで、高校3年生まで拡大する考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） ただいまの子供の医療費助成ということで、子供の医療費助成の範囲を入院、通院ともに高校3年生まで拡大する考えがあるかのご質問でございますけれども、先ほど議員言われたとおり、新年度といっても24年12月ごろになるかと思えますけれども、県は入院は中学3年生まで拡大する予定であり、通院については現状維持ということで小学3年生までとのことであります。

本町では、現年度より入院を中学3年生まで拡大いたしました。また、通院については小学6年生までの助成対象であり、他を見ても別におくれている状況ではございません。このようなことから当面は現状給付とし、現段階での拡大予定はございません。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 高3まで拡大する場合、経費はいかほどになるか試算されていますでしょうか。

また、私は段階的にということの前から言っているんですけども、仮に段階的に中3までにするとしたら、その半分までというふうに非常に大ざっぱなくくり方ですけども、中3までとすると幾らになるかわかりますでしょうか。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 今のご質問でございますけれども、中学生まででしたら幾らか、高校3年生まででしたら幾らということでございますけれども、その前に今年度と昨年度の医療費の伸びといたしますか、ふえぐあいですけども、17パーセント程度ふえているかと思えます、現時点で。それで、これやっていないからわからないんですけども、想像というか推計でいきますと、中学生まで拡大した場合にはおおよそ200万円程度、それと高校生まで行った場合にはプラス80万円程度になるんじゃないかなと、そのような大ざっぱな試算をしておりますけれども。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 中学生まで拡大するとすれば200万円増という意味ですね。高校生までふやすとすれば、それにさらに上乘せして280万円ぐらいでできるのではないかということですね。

そうすると、そんなにたくさんお金ではありませんよね。今、この手元に社会保障推進千葉県協議会、略称千葉県社保協、毎年8月ぐらいまでの間に市町村に福祉関係のアンケートなどをお願いして、まとめた結果が載っているんですけども、この中で今中学3年生までの医療費の助成をしている自治体が13、そして高校1年生まで助成している自治体が1、都合中学生以上は14自治体、54千葉県に自治体がある中で14自治体がやっております。

大多喜町も進んでいない、おくらしているほうではないというのは確かなんですけども、我が町を中心に考えると、隣のいすみ市では去年、平成23年4月から高校1年生までの助成を、長南町では平成21年から中学3年生まで、市原市では平成23年8月からやっております。少し飛びますけれども、一の宮町では23年8月から同様に始めております。同じ郡内の御宿は来年度から始めるらしいよという話も聞いておりますが、やはりこの地区では若者の定住対策、若者支援ということで、ほかの地域よりかは進んできていると思うんですね。先ほど、町長は若い人たちに定住してもらいたいと、この交通の不便な大多喜でも定住してもらいたいということでやられてきていますけれども、こういう福祉の施策もやはり定住、ここに家を建てて住むかどうかの選択肢の一つになろうと思われれます。

そして、このアンケートの回答の中で、大多喜町も今後の中学生への通院医療費拡大についても検討していきたいということを答えられているわけです。いつごろ実施するのか、実施を目指して検討するのか伺いたと思います。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） いつごろ実施するのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、現時点では考えはございません。県下を見まして、そのような形で進んでいきたいかなと思っていますけれども。いずれにしましても、おこなっている地域のほうが進んでいるというのが現実かと思えます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 町長の考えを伺いたしたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 野中議員さんが、町民の皆さん、また住民の皆さん方を思う気持ちは十分理解できます。しかしながら、課長が今答弁いたしましたように、現状では考えてはおりませんが、まず大多喜町は、何よりも依存財源が64パーセントという数字でございます。そういうことで自主財源が非常に少ない町の中で、課長の言うように、それほどまだおこなっているものではないということでございますが、周りの状況を見ながらまた進めてまいりたいと思いますが、議員さんの住民を思う気持ちは十分わかりますが、そういうことでひとつご理解を願いたと思います。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 実際よそのアンケートに「検討したい」と。だから、いつごろの実施を目指して、今はできないと、だけれども、どのくらいまでには実施すると。意外とこのアンケートを見ても、来年からやるというところはあるわけで、周りもやるからじゃなくてやっぱり独自の施策としてやっていくことが必要だと思えます。

先ほど課長は、昨年度に比べて今年度は17パーセントほどふえているということをおっしゃいました。今は子供の医療費について言うと、2月までは出て、伺いました。ただ、今インフルエンザがはやっているから、今までよりも高額な医療費が3月には請求されるかもしれませんけれども、償還払い、町独自の医療費助成部分については、昨年度が316万6,000円、今年度いただいた資料によれば、2月までで218万3,000円、同じペースであれば1年間で238万円ですから、町独自の助成部分についてはふえているわけではないと思うんですね。

子供の小さい乳幼児から現物支給の分を含めると17パーセント増かもしれませんが、そういう意味では、去年よりかは、もしかしたらインフルエンザという特殊なものを除けば下がっている。安心して医者にかかれることによって、早期治療ということが考えられるんじゃないか。そういう意味では支出を少なくする、住民の支出を少なくする、それから医療費の支出も少なくするという意味では、私は早くやらなければならない問題だと思います。

よその例ですが、いすみ市の場合、いすみ市は、一昨年22年12月から去年の3月まで、中学3年生までの入院費、それから通院費を無料にしました。23年度のその上乗せ部分については、一人1年間で1万5,255円かかっていました。ことし高校1年生まで拡大しました。そして、まだあと3月の支払いが一月残っていますけれども、今まで払った分を11で割って、さらに12を掛けて1年分を出して子供の数で割ったところ、1人当たりの医療費は1万439円、3分の1減っています。市が払った医療費も、中学3年生までやったときよりも、ことしのほうが総額減っている。おととの予算の範囲の中でおつりが来ているという状態があるわけです。長南町はちょっとわからないんですけども、ですから財政がないからではなくて、やはり早くやって医療費にお金をかけないという施策が必要だと思いますけれども、その件についてどうでしょうか。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 医療費のほうを早くしろというようなご質問だと思いますけれども、ただ医療費につきましては、いすみ市さんの例で言えば下がったということですが、下がる上がるはその時々々の生徒の状況にもよりますし、いろいろな絡みからそうになっているのかなと思います。ただ、下がるばかりじゃなく上がることもありますし、その辺を加味しまして、本当に状況とすればわからないというのが現状かと思います。議員言われるように、定住化とか人口対策とか、いろいろ確かに子供の医療費、少なれば少ないほどいいとは思いますが、先ほど町長言われたように、依存財源とかいろいろございますけれども、その辺からいまして、現段階では拡大のほうはちょっと見合わせたいというようなことございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 繰り返します。対象を拡大しても医療費が下がるような、そういう保健活動を町全体で取り組んでいただきたいと思います。そして、本当にぐあいが悪いときには、すぐにお医者さんに安心してかかれる、そういう健康づくりをしていただきたい。そし

て、即刻やっぱりできるだけ早い時期に、少なくとも義務教育の間は、小児科というのは18歳までが小児科の範囲です。親元にいるのも大体18歳ぐらいだと思いますけれども、親元にいる間くらいは医療費無料化にする、保険を払っていて、そしてなおかつ多額の保険窓口負担があるというのは、先進国では日本が最悪だということを聞いております。できるだけ我が大多喜町は、いろんな意味でユートピアであるように願っています。子供の医療費の無料化も、ことしの8月とか12月から始められるとベストかなということを期待して、次に行きたいと思います。

その次は、国民健康保険税の軽減についてお伺いいたします。

国民健康保険が非常に高く、国民健康保険加入者の負担能力を超えている、こういう住民が少なくありません。国民健康保険の場合、赤ちゃんが生まれると即翌日から均等割が賦課されます。これは大変厳しいことです。高校生まで均等割を免除する考えがあるか伺いたいと思います。

国民健康保険は3部門に分かれています。医療費分、高齢者医療の支援分、それから介護保険の支援分と。40歳未満は医療費と支援金だけですので、この医療費、支援金の均等割を免除する考えについてお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、国民健康保険税の高校生までの均等割を免除する考えはないかとのご質問でございますが、国民健康保険制度につきましては、他の被用者保険と比較し、高齢者や低所得者を多く抱えている等の構造的問題を抱えております。

また、医療の高度化等に伴い、医療費の増加が国民健康保険財政を圧迫しているのが現状であります。本来、国保事業につきましては、国庫支出金等と加入者が負担する保険税で賄うべきものと考えますが、国民健康保険加入者の負担を軽減するため、町といたしましても法定外の繰り入れを現在行っているところであります。

このようなことから国民健康保険財政の状況を考えますと、現在、高校生までの対象者、ゼロ歳から18歳まで374名いらっしゃいます。その医療分2万3,000円、後期分8,000円、合わせて3万1,000円になりますけれども、この均等割を高校生までの分を免除を行うことにより、財政状況が現在以上に逼迫することとなると考えますので、保険税の軽減につきましては現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 本当に国民健康保険は、所得のない者、それから低所得者、失業者、そういう人たちにも多大な保険料が賦課される、残酷な健康保険制度だと思うのですが、赤ちゃんがおぎゃあと産まれたその翌日から保険料が課せられるという、健康保険組合というのはほかにあるのでしょうか。町長どうでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 野中議員さんの、先ほど申しましたけれども、本当に住民の皆さん方を思う気持ちはよくわかるんですが、やはり財源には限りがございます。そして、特に国保につきましても、野中議員さんも審議員でございますので、十分ご承知の上だと思いますが、やはりこれも審議した中で、法定外の繰り入れというものは元来ないものでございますが、それを今回負担額、いわゆる不足額の50パーセントを法定外繰り入れというところまで頑張っておりますので、その辺はひとつぜひご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 質問に答えていただきたいと思います。

子供が産まるとすぐに保険料が値上がりするという保険制度は、ほかにご存じでしょうかということをお伺いいたしました。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その辺は、私は不勉強でまだしていませんので、その辺はちょっとわかりませんが、それは担当課長がもし知っていれば答えていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 国民健康保険以外にはございません。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 今年度レベルで、赤ちゃんがおぎゃあと産まれたら、翌月から幾ら保険料がふえるのでしょうか。課長さん、お願いします。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） その月々といいますか、産まれた月によって変わってきますので、一概には計算はできておりません。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） わかりやすい大ざっぱな計算しますと、23年度は医療分と支援金の分で均等割が、1人当たり3万1,000円課せられております。4月におぎゃあと子供が生まれ

ると、3万1,000円、その年は健康保険料が上がることになります。

1回の分が、今は10回払いですから、赤ちゃんが産まれただけで3,100円即取られるわけですね。今、ここからそちらのほうにいらっしゃる方は、決してそういうことはないわけです。自分の給料の何パーセントということで、子供がふえようが、それからどんなに資産があろうが、給料の中での賦課しかありません。ところが、国民健康保険は収入がなくても課せられるし、それから家族がふえれば課せられるし、本当に大変な制度だと思うんです。それが来年度は均等割、この両方で2,500円上がりまして、1回の納付料は4,185円ふえることになります。ところで、4,185円が安いか高いかという問題ですけれども、国保家庭の平均所得というのはご存じでしょうか、町長。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その辺はちょっと存じておりません。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 平均所得は大体100万円程度と認識しております。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 国民健康保険制度の中には、軽減制度というのがあります。世帯にかけられる平等割と人数に課せられる均等割があるのですが、この2つの課料に対して2割、5割、7割の軽減があるんですが、大多喜町の国民健康保険の場合、どのくらい軽減世帯があるかといいますと、国保世帯は1,933世帯で、加入件数といたしましては48.8パーセントです。町じゅうの世帯の半分が国民健康保険に加入していると考えられます、世帯数で。その中でも約2,000件ある中で、軽減を受けている世帯が940世帯、加入者の48.6パーセントが軽減を受けています。そのうち7割軽減の世帯が538件、60パーセント近く。どういう人が7割軽減かという、世帯全体の所得が33万円以下というんです。その方が国保加入の4分の1以上占めているんですね。軽減世帯というのは、本当に人数からすると、ほとんどが非課税の方たちばかりの世帯だと考えられるんです。そうすると、約2,000件国保家庭がある中で、そのうちの半分が所得がない家だと。ということは、所得割の総額で、所得のある人たちの平均を出すと、1世帯200万円の所得しかないんですよ。200万円の所得で赤ちゃんが産まれて、毎月毎月4,100円ずつふえていく。どこが少子化対策だって思ってしまう。そういうことを考えても、私は子供の均等割については、やはり町独自の軽減対策が必要だと思えます。

それから、もう1点聞きたいことがあります。

来年度の子育て世代の負担増は、国保とは限りません、子供1人当たり幾らになるのか伺います。というのは、来年度は子ども手当が減額されます。それから、年少扶養控除が廃止になります。特定扶養控除も減額になります。こういうことを勘案しますと、子育て世代の税金絡みの負担増がどのぐらいになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） その件につきましては、ちょっと試算しておりませんので、調べまして後ほどお答えしたいと思います。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 後ほどではおそいので、私の試算でよろしかったら聞いていただきたいと思います。

子ども手当の減額は1万円から1万3,000円になります。4月からの1年間で、これが3万6,000円収入減になります。年少扶養控除が廃止ですが、所得税の場合は38万でした。多分、年収200万くらいの方の所得税の課税率は5パーセントですから、国税部分が1万9,000円の増税になります。地方税、住民税については控除額が33万で、課税パーセントが10パーセントですから3万3,000円の増税になります。高校生のお子さんがある家庭も少なくなりまして、これは1万7,600円の増税でしょうか、小学校に上がっている子供たち、3歳以上かな、例外もありますけれども、おおよそ3歳から中学生までのお子さんを持っている家庭については、子供1人当たり8万8,000円の負担増というか収入減というか、お金が来年4月からかかっていくわけです。所得が200万しかない家庭で増税・減収入、その上に子供がおぎゃあって産まれたら、来年度からは4,000何ぼの保険税がふえる。これが国保の家庭に課せられた保険料なんです。

財源がないっておっしゃいますけれども、少なくとも町には住民税の控除が減った分、1人当たり3万3,000円のお金は入ります。この中から対策を出せるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 今の議員さんのご意見お伺いしておりますと、かなりの増税になるというお話ですが、事国保につきましては、来年度1人当たり9,000円以上の法定外の繰り入れを予定しております。

また、特定扶養につきましても、国のほうでは高校の無償化が進んでおるということで特定扶養を下げるということでもありますので、今、議員さんのほうからご指摘のあった8万

8,000円、この負担よりも少ないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 一度もらっていたものを、また上げ過ぎたから回収するよみたいなものってというのは許しがたいと思うんですね。福祉というのはだんだん増進して、先ほど町長もおっしゃいました、福祉の増進なんだと。これはちっとも増進ではありません、後退です。この均等割を実施している自治体があります。私は今とりあえずオークションじゃありませんけれども、一番高いところで要求しました、免除という。

愛知県の一宮市なんですけれども、そこは軽減制度が国よりもちょっと進んでおりまして、法定減免である2割、5割、7割を町が独自に1割ずつ積み増して、3割、6割、8割でやっています。どの子にも均等割の軽減をとということで、大多喜町では小中学生、高校生までの国保加入者は374人ですけれども、この中に既に軽減家庭のお子さんもいらっしゃいます。その方はこっちに置いておいて、今軽減を受けていない、そういう家庭のお子さんをせめて2割軽減ぐらいはできないだろうか。大多喜のパソコンは何人が軽減受けているかというのをはじき出してくれないそうで、その辺何人対象者がいるのかわからないと言われたんですけれども、3万3,500円の2割であれば6,700円の軽減になるわけですけれども、6,700円でも高いよりは安いほうがいい、気持ちの上で守られている、若い人たちが守られているという安心感を得ることも、若者定着にとっては大事な要素だと思います。どうでしょうか、すべての子供の均等割を最低でも2割軽減するということを考えられないでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 今おっしゃられた全部の子供の均等割を2割軽減というお話ですが、それをやるには当然財源が必要になってきます。そうなりますと、町からの法定外をこれ以上やっぱり入れますということは、社会保険の方も町内にはたくさんいらっしゃるわけですから、国保の方だけこのような形で入れるということについてはどうかなというように考えております。その財源をどうするか、町にとって財源がなければ保険税に上乘せという形に結局なってしまいますので、そうなりますと軽減もなしという同じような形になってしまうのではないかというふうに思われます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 乱暴な言い方をします。財源は住民税増税3万3,000円、この中から

充てることができるのではないのでしょうか。

私たちには、皆さんそうだと思いますけれども、年少扶養控除は関係ありませんからそういう面では増税にはなりません。だけれども、子供のいる世帯についてはこれでひっかかってきて、これで3万3,000円取られるわけですから、その一部を軽減に回せと。

それから、社会保険の人もいるので不公平になるというんだけど、社会保障というのはお金のあるところから取ってきて、お金のないところを埋めていくという税の再配分が本来の仕事なわけで、自助努力とか不公平とかそういう問題ではないと思います。不公平と言うのであれば、同じに働いても、こんなに給料もらえる人とこれだけしかもらえない人と、そのことのほうが私はよっぽど不公平だと思うんですね。

医療保険というのは社会保障ですから、生きていくのに困っている人たちに手を差し伸べるのは当然だし、どの子も健やかに、親の経済力にかかわらず健やかに育ててもらえる権利があるし、私たちはそれを守っていかなければならないと思いますので、今、国民健康保険は本当にいろんな問題を抱えています。

特にお年寄りの方なんかはお金もなくて、保険料を払ってもお医者さんに行けなくて、多分全国的な推計だと、5,500人ぐらいの人が病院にかからないで死んでいるのではないかと、1年間に、そういう統計も出ています。そういうことをなくすためにも本当に命を守る健康保険であるためにも、ぜひ子供の均等割を軽減していただきたいと思います。いかがでしょうか。検討課題です。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 均等割の軽減ということで、最初は全額ということでしたが、次の案として軽減ということでございますが、いずれにいたしましても、また町も福祉あるいは医療についてもさまざまところで負担をしているところでございますが、やはりそれだけではございませんので、それで先ほど課長も申しましたように、本町は著しく他の市町村から劣っているということであれば別なんです、それほどまだ劣っているほどではございませんので、全くやらないということではございませんけれども、とりあえず今年度は考えておらないというお答えしか出せませんが、いろいろご意見をいただきましたことにつきましては、またいろいろと考えてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 「全くやらないわけではない」という言葉は、可能性としては前向きに考えるというふうに受け取らせていただきたいと思います。

その次に行きます。

3点目、町長の施政方針についてです。

町長が就任されて2年たちました。ちょうど折り返し点です。過ぎた2年間の町長ご自身の総括と、それから今後の施策について、以下3点ありますが、具体的にどういうことをお考えになっているのか伺いたいと思います。

このことについては3点一緒のほうが、初めるときには答弁していただきやすいかなと思うんですけども、1点ずつ答えていただいてもよろしいし、1から3まで一緒に答えてくださっても結構です。質問については上のほうから1点ずつやらせていただきますけれども。

前の質問者と重複している部分もあると思いますので、その辺は上手に割愛しながらでも結構ですので、お願いします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、ただいまの質問3点一緒ということでございますので、それぞれ担当課もございますので、担当課からそれぞれまずご説明をしまいたいと思います。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 安心して子育てができ、高齢者に優しいまちづくりということであろうかと思いますが、子育て支援課に関しましては、出生祝い金事業では、本年度から第三子より30万円の支給、入院医療費助成の拡大、それと保育関係では4歳から6歳までの園児への「えいごであそぼ」を三育学院英語講師により、昨年10月から開始したところであります。引き続きこのような事業を中心に継続していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、健康福祉課では、お年寄りに優しいまちづくりに関する方針についてお答えさせていただきます。

今年度、平成24年度から26年度までの計画期間で、大多喜町保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画を策定しております。第5期計画においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・生活支援などのサービスを包括的に利用できる体制を財政面を考慮しつつ整える方向で考えております。

少子高齢化と核家族化の進行が進む中で、後期高齢者の割合が高く、しばらくはこのまま

推移すると見込まれますので、高齢化に伴う疾病の予防と在宅医療の充実、認知症対策が重要になると考えております。

生活面においては、通院、買い物、ごみ出しなどの高齢者の日常生活を支援するサービス体制の整備と生きがいづくりに向けた支援を充実し、高齢者が自立と尊厳を持って生活できることを目指してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 私のほうで、2つ目の災害対策、安全で住みやすいまちづくりについて回答させていただきます。

災害対策並びに安全で住みよいまちづくりの具体的な方針について、ご質問でございますが、まず災害対策について申し上げますと、昨年の東日本大震災によりまして、東北地方の方々には多くの犠牲者や被害を出したことは、まことに遺憾でありご苦難でもございました。

このような状況下、本町においても、この地震による目立った被害はございませんでしたが、観光客の減少や原発の事故による風評等何らかの被害を受けていることは実感しております。本町の災害と言えば、夷隅川の氾濫による水害が大きな記憶として残っているところでございますが、これらの対策も排水機場の整備などによりまして、従前より安心できる状況となっております。

また、地域の住民の方々には、毎年各地区ごとにそれぞれの目的を持って防災訓練等を実施しております。防災意識の向上を図っているところでございます。安全で住みよいまちづくりの観点では、防犯灯等の整備は通学路の整備を積極的に行ってきたところでございます。今後ますます災害に強いまちづくりや、住民が安心して暮らせる環境整備を推進してまいりたいと考えております。災害対策、安全で住みやすいまちづくりについての回答でございます。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） それでは、私のほうから、産業振興で活気あるまちづくりということでお答えさせていただきます。

ご質問の産業振興で活気あるまちづくりということでございますけれども、まず観光振興で申し上げますと、大多喜町は城と溪谷の町として、広く県内外から多くのお客さんがおいでになります。特に秋の紅葉シーズンには、交通渋滞となるなど紅葉も大分有名になってきたところでございます。

さらにお客さんにおいでいただけるよう、小沢又から小田代までの親水遊歩道の延長、集客施設としての拠点センターを充実させ、都市と農村の一層の交流を深めてまいります。

また、農業につきましては、耕作ができないことにより遊休化している農地及び空き農地を利用しての人口増対策も含めた農業体験研修や就農希望者の受け入れ、多面的機能を有している農地及び農業用施設を国や県の補助を取り入れ、地域の財産としての地域住民と一体となって守っていく農地保全への支援、農業の活性化の阻害要因となっております、猪、鹿、猿の捕獲や防護柵を設置することによる獣害からの被害防止対策の推進、また商業につきましては、今まさにご当地グルメブームの中にありまして、町内で生産された食材を使った郷土料理、イノシシ丼、タケノコ料理等の里山膳による地域おこし、また大多喜ならではの特産品、じのものん等ございますけれども、商工会や飲食店と一体となって物産や工芸品等、町内外に誇れる商品開発の支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、ただいま、それぞれ担当課のほうで今お話をいただいたところでございますが、子育てあるいはお年寄りに優しいまちづくりということで、これは今お話にもございましたけれども、新年度もまた継続して進めてまいりたいなと思っております。また、災害対策あるいは安全で住みやすいまちづくりということの中で、また今後も災害に強いまちづくりということで、住民が安心して暮らせる環境整備を推進してみたいと思っております。

また、産業振興につきましては、活気あるまちづくりということで今お話も申し上げましたけれども、いろいろと今までさまざまなことを進めてまいりました。またこれからさらに農業、観光、商工業に向けましても活気あるまちづくりのために、またさらに進めてまいりたいなと思っております。

○議長（正木 武君） 野中議員、残り10分です。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 安心して子育てができ、お年寄りに優しいまちづくり、飯島町長になって前進している部分もあると思っておりますけれども、相変わらず前進していない部分もあります。今、長南町の議員さんいらっしゃるんですけども、私今回の中3までの助成のことを調べていく中で、こういうことこそ本当に安心じゃないのって思うんです。例えば子育てにしても、県下で一番早く中学3年生までの医療費の無料化をしている。

それから、国民健康保険で言えば、どこの町でも滞納を抱えています。今、平成12年ぐらいから滞納者には資格証を出せとか、だんだん短期証にしろとかっていうことで制裁が加えられていますけれども、資格証、短期証をどうしていますかというこの質問の中で、滞納はあるにもかかわらず、資格証も短期証もやっていません。資格証、短期証やったからといって滞納が減るわけではない。住民は短期証と1年のやつとは色か何か違ったりするから、やっぱりそうだと思っておどおどしたとか、ためらった気持ちになるだろうけれども、そういうのもやっていない。きちんと訪問活動とか、多分そういうので対応なさっているんだと思うんです。

だけれども、大多喜町はそういうことがなくて、杓子定規に進んでいる部分というのは非常に多いと思います。国の指示どおりにやって効果の上がらないものについては義理と人情というか、情を持って私は住民に接していただきたいと思います。

それから、保健活動でしょうか、保健活動にも力を入れて、特に予防、病気にならないまちづくり、健康のまちづくりということを積極的に民と官、町民と行政が一体になって進めていかなければ、もうこれ以上の医療費、それから介護保険負担増というのは大変だと思います。これはいすみ市の件ですけれども、いすみ市では子供の医療費無料化、1年間で3分の1減らすことができた。担当がおっしゃっていたには、ああきっと保健センターの活動が功を奏しているんだと思います。どうしたら病気にならない食生活をするとか、上手な医者のかかり方とか、それから病気にならないための手洗いだとかというのを、かなり熱心に進めてきているんですということを言っていました。本当に保健活動のそれは重要性だと思いますけれども、シフトを予防のほうに、強固に移してほしいと思います。

医療費というのは、マイナスをゼロにする事業なんですね。例えば農林振興とかそういうのというのは、積み重ねれば成果が積み重なっていくんですけれども、医療というのはぐんと落としたものを引き上げる仕事で、お金を注ぎ込んでやっとなぜかゼロにするということだから、ここの落ち込みがないようにする活動に力を入れていただきたいと心から思います。

近隣で、既にそういうことをやっているのだから、大多喜は先ほどの答弁で2回も「決しておこなっているわけではない」という答弁がありましたけれども、決して進んでいるわけではありません。自分の町はやっぱりいろんな施策が進んでいると、みんなが元気だよ、病気にかからないで医者に行く分遊び回っているよというような、そういうまちづくりを進めていただきたいと思います。いいお手本が本当に長南町であり、いすみ市だと思います。

それから、防災の面では、先ほどからたくさんの方がおやりになっておりました。地震が

あったからといって、特別に新たになるものは目立ってはないかもしれませんが、1点、障害者の避難所の手当てというか、障害者とか超お年寄りとか、そういうところで細かい配慮をしていただきたいと思うのが1点と。

もう一つは、もしも巨大地震が来てパイプが切れて、特にライフライン、水道なんかのパイプが切れちゃったときのことを考えますと、避難所になるところには大型の水槽を用意しておく、埋め込む必要があるのではないかという思いがあります。きちんと確かめたわけはありませんが、大多喜町以外では、大型水槽を何カ所か埋めてあるという話を聞いたことがあります。私が初めて町議選に立候補したとき落選しました。その共産党の議席が大多喜町になかったとき、夷隅郡市のほかの自治体では、それを一斉にやったというふうに聞いておりますので、今トイレにしる何にしる、まず水がなければという思いがありますので、その対策も考えていただきたいと思います。

あと、余り時間ありませんが、今、産業振興で観光と農業を中心とした答弁がありました。それに、私は基本的な考え方として、今循環社会と言われると、環境の循環ということが言われていますけれども、こういう周辺地にあっては地域経済、地域内の循環経済というのはとても大事なことだと思います。地域の資源を生かして、そして産業振興していく。私の印象なんですけれども、飯島町長になってから、町長は企業人ですから企業サイドの発想が中心のような気がします。

企業誘致、先ほどの答弁の中でも地域の企業活動の拡充ということをおっしゃいました。それも大事なことなんですけれども、大多喜は地の利から考えたら、やはり農林業をどうやって回して、どうやってそこで価値を生み出してやっていくかということが重要だと思います。あと、余り時間がないと思います。

○議長（正木 武君） 残り1分です。

○1番（野中眞弓君） 林業を生かした施策で功を奏している自治体が幾つか見られます。北海道の美幌、それから岩手の紫波町、長野の宮田村、それから高知の梶原町、そういうところでは林業を木材だけではなくてエネルギー源として使う、それだけではなくて、そこで発生したCO₂の削減量を売ることによって収入も得ているというようなことをやっています。大多喜町も森林面積84パーセント、国有林が半分は占めていますけれども、木材として役に立たなくなってしまった溝腐れ病のサンプスギをほうっておくわけにはいきません。それをエネルギーとして生かすというような、そういう産業振興も、町の大地を守るという点でもやっていただきたいと思います。

以上、要望になってしまいましたけれども、この件についてはまた引き続きお願いしたい
きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩します。

（午後 3時08分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

（午後 3時18分）

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（正木 武君） 7番吉野議員の一般質問を行います。

吉野議員は一括質問、一括答弁による質問です。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 通告によりまして一般質問をいたします。

初めに、町が今力を入れています人口増対策ということで、婚活イベントについてお伺い
します。

出会いの広場インおおたきのキャッチフレーズで、今までに3回実施してきたかと思いま
すが、町民の皆さんが関心を持っておりますので、そこで伺います。

初めに、各回の男女別応募数をお伺いします。

続いて2番目が、各回のめでたくゴールインしました組数とプライベートなことがあるか
と思いますが、ちょっと皆さん関心を持っておりますので、できればお願いしたいと思いま
す。

それで、これは企画課のほうをやっていると思うんですが、各回の反省と、今後の対応、
この辺は民生委員さんも協賛ということで協力してやっているということをお伺い
しますので、その辺ですね。

それから、全国的に今話題になっております「街コン」の今後の計画・対応についてどの
ように考えているか、その点、5点お願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 婚活イベントについて答弁をさせていただきます。

まず1番目のご質問であります、各回の男女別の応募者数、これについては応募者数と参

加者数、多少キャンセル等ございまして違いますので、参加者数でお答えをさせていただきます。

1回目は、大多喜ハーブガーデンにおきまして、昨年の6月26日の日曜日に開催いたしました。毎回、民生委員さん、先ほど議員さんのご質問にありましており、民生委員さんのご協力を得まして開催をしているものでございます。当日の参加者数は、男性が40名、女性が39名で計79名でございました。多少初めてということもあり、私どももちょっと欲を出してしまい、かなりの大人数になってしまったことがございました。

2回目は、大多喜城ゴルフ倶楽部におきまして、昨年の10月22日の土曜日に開催いたしました。応募人数は前回の反省を生かしまして、男女とも25名程度で募集をいたしました。参加者数は男性25名、女性16名の計41名でございました。

3回目につきましては、会場をハーブガーデンに戻しまして、本年の1月29日の日曜日に開催いたしました。3回目につきましては、40代、50代の男性とおつき合いできる女性の方、大人のパーティーということで募集をかけさせていただき、男女10名程度という少人数にいたしましたところ、当日の参加者、男性は11名で、女性は10名の計21名でございました。

以上でございます。

続けて2番目のご質問でございます。ゴールインした組数または交際中の組数についてお答えをさせていただきます。この婚活イベントは、出会いの場を提供するということで、出会いの場が少ない大多喜の中において、結婚相手とめぐり会えないために未婚である男女を出会わせる場としての位置づけでございまして、その中で終了後の交際の状況まではちょっと把握しておりませんが、会場でまたは後日で希望の相手が合致した方につきましては、お互いの連絡先をお教えする、交換していただいて、その後につきまして個々の責任においておつき合いをいただくと。大人の婚活でございまして、個々の責任においておつき合いをしていただくこととしております。

町が、後々のトラブルまで責任を負えないということもございまして、これはカップルになった方々の組数だけについて、ちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

1回目のカップル数でございまして、40組あります中で10組がカップルとなりました。カップル率で言いますと25パーセント、2回目が16組中の4組でやはり25パーセント、3回目が10組中の2組で約20パーセントという結果でございまして。

3つ目の質問でございます、各回の反省と今後の対応についてでございますが、町において今後の予定でございまして、3つほど考えております。年齢や条件等を限定しまして、参

加人数は男女とも15名程度として、ある程度特定した婚活を実施していきたいと考えております。それにはお嬢さん募集とか自営の方、また農業とか畜産業の後継者の方とのイベントとか、再婚希望者だけのイベントとか、そういったものでやるものが1点と。

あと、2番目といたしましては、なかなかうまく話ができない男性の方、女性の方が多いために今まで交際の機会がなかったということもございます中で、どうやってお話をしているかというのわからないというのもありましたので、男子会、女子会のような気軽な会を開いて、お酒を飲みながらでもいいと思うんですけども、そういった会を開いて、そういう中で男性、女性、どういうふうに接したらいいのか、マナー講座をちょっと実施したいと考えております。

また、3つ目といたしましては、パーティーだけではなくて、いすみ鉄道内でのイベントとか、そば打ちや農業体験、また紅葉の散策とか、名所めぐり等の活動を通じて親睦を深めるという、そんなイベントも考えております。

以上のようなものを反映して、今後も実施していきたいと考えております。

4番目のご質問であります全国規模で行う街コンの計画についてお答えをさせていただきます。

一般的な出会いの場とは異なりまして、定められた地域の複数の飲食店をめぐって、そういう中で出会いを求めるといふ、いわゆる街コンでございますけれども、開催している地域の状況を見ますとかなり大規模なものでございます。複数の飲食店等の協力が必要不可欠でございます。本町ではちょっと難しいかなと私どもは感じております。また、参加人数も100人規模で行っているなど、かなり大きな規模でございます。難しい中では現在の企画をもう少し続けて、初めてまだ1年もたっていない状況の中で、現在の企画を実施して、その状況を見きわめて、今後も続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 大多喜からというか、大多喜のあれに合った婚活なんですけど、この参加した人の町内、町外の比率というか、その辺がもしわかりましたらわかる範囲で。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 1回目でございますが、ちょっと人数が応募者数になっているかもしれませんが、町内の男性が1回目でございます、15名でございます。あと、いすみ市が13名、勝浦市が6名、御宿町が3名、茂原市が2名、睦沢町が1名。1回目は町内

と限定せずに行いましたので、かなりばらばらになっております。

女性のほうですが、町内が5名、いすみ市が10名、市原市が5名、茂原市が4名、勝浦市が6名、御宿、白子、大網ほか2名とか、あと遠いところでは、松戸とか東京のほうから1名とか、そういうような状況になっております。

2回目については大多喜町と御宿町で共同して、男性は限定して行いましたので、男性が町内が20名、御宿町が5名でございました。女性が、町内が4名と、町外で言いますと、いすみ市が5名、茂原市が2名、御宿、勝浦、一宮、白子、千葉が1名ずつでございました。

3回目につきましては、男性が町内だけの男性40代、50代の男性という限定をしましたので、町内の男性が11名、女性はいすみ市が3名、茂原、一宮、白子、大網、九十九里、松戸、鴨川が各1名という参加者の状況でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） もう1回いいですか。

○議長（正木 武君） はい、どうぞ。

○7番（吉野僖一君） 結構広範囲に来ているので、できればこの街コンのいいところも、全国規模でやったほうが、人口増対策ということにはいいと思うので、今後の課題で検討してもらいたい。これまちおこしということで、地域の飲食店さんとか、何かインターネットでやって、プレスレットか何かで1時間でぐるぐる回ったりして、何かすごく活性化になるということなんで、インターネットで検索するとわかると思うんですけども、今後の課題で、できるだけまちおこしということで、またいろんな面でいいと思うので、よろしく願います。

1番目は、これで終わりにしたいと思います。

続きまして、2番目の城見ヶ丘の住宅団地についてお伺いします。

平成23年6月3日の第7回議員全員協議会において議題の、そのときの（4）の城見ヶ丘住宅団地の共同住宅用地の処分について協議、広報やインターネットで公募しておったと思うんですが、1月末で一応インターネットの申し込みは締め切っておると思うんですが、その結果と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 城見ヶ丘住宅団地の共同住宅用地の処分につきましては、議員の申されるとおり、一般定期借地権による、51年間の土地の貸し付けによる共同住宅用地とい

うことで、平成23年10月から24年1月末の期間で募集を行いました。申し込み等はありませんでした。

また、町内の業者にもお話をさせていただきましたけれども、現在の経済状況では入居者の確保は困難と思われることや、最近では一戸建てでないと入居者がいないなどのことから、希望等はありませんでした。今後は、圏央道の開通等によりまして、首都圏へのアクセスが容易になることなどの交通網の改善がなされると需要があるのではないかと考えますので、引き続き募集を行ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 今、課長さんから、なかなか時代が時代で売れないということなんです。先ほどの婚活イベントとかで、まちづくりということで暮らしやすい住みやすいまちづくり、若い人の定住化ということで、きょうの一般質問の中でいろいろまちづくりについてあったんですが、できればこういうのも絡めて、若い人は一時的にあそこに入って、町営住宅にするか、そうしないとなかなか売れないんじゃないかと思うので、その辺はいろいろ検討して、若い人が一時的に入ってそこで暮らして、できれば人口増というか、そういうあれになると思うので、婚活とまたその辺のあれも絡めて対応したほうがいいんじゃないかと。じゃないとなかなか売れないというか、そういうことなので、町営住宅とか、そういう方向性の考えはあるかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） イベントとか、そういう人口増に対するということも含めまして、現在、一般的借地権ということで共同住宅ということでやっておりますので、これらの見直しといいますか、方法がもう少しほかの方向であるのかなというようなこともこれから協議していきたいと思っています。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） やはりインターネットでやったんですけれども、宣伝の仕方とかいろいろあると思うので、もう少し検討して前向きに、あと今ちょっと先輩議員から、一時的に税金のあれを安くするとかいろいろ対応の仕方があると思うので、大分ダンピングしてあるんで、これ以上は無理かと思うんですが、その辺もいろいろ検討してもらいたいと思います。次に、3番目行きます。

買い物難民についてお伺いします。

大多喜地区は別として、大店法の緩和以来、各商店街の後継者問題も絡んで、店じまいして少子高齢化に伴う、いわゆる買い物難民が今後増加いたします。

町は、この政策対応をどのように考えているか伺います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 買い物難民対策ということでございますけれども、ご質問の買い物難民、いわゆる買い物弱者における今後の政策対応をどのように考えているかということでございますが、以前にも、買い物弱者対策につきましてはご質問をいただいているところでございます。

町といたしましても、独居世帯や高齢化が進展する中で、取り組んでいかなきゃならない重要な課題といたしまして、どうしたら買い物弱者をなくすことができるのか、対策を検討するためのプロジェクトチームを昨年の11月に産業振興課を中心といたしまして、関係各課及び商工会等の団体を交えまして、立ち上げ検討を重ねているところでございます。

この協議検討の中で、買い物に困っている人々がどのくらいおられるのか、買い物についてどのように考えているのか、どのような要望や希望があるのか、実態がわからなければ具体的な対策がとれないとのことによりまして、全世帯を対象にアンケート調査を実施することで今準備を進めております。

また、この買い物弱者対策を具体化していくには、協力していただける小売業者や商品の配達サービスのできる業者の参入が不可欠でございますので、業者の意向調査もあわせて行い、対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 本当に、これは中野地区というと、ちょっと語弊があるかもしれないですけども、商店街がやっぱり後継者がいないということで、店じまいするというのが現況でありまして、本当に人口が減って、この先あと5年先、10年先を考えるとぞっとしちゃうんですが、一応町のほうも一生懸命やっているし、町民も、何かこれを研究している人も何人かいるということで聞いておりますので、その結果もまた期待しておりますけれども、この辺は町、議会、住民と今後の大多喜町の課題でありますので、今後ともよろしく対応願いたいと思います。

続きまして、4の道路整備と地域開発についてお伺いします。

この辺も、先ほどの買い物難民とか道路整備ということで絡みますけれども、当町は、過去に大多喜ではスーパー林道ということで川畑から平沢、そして田代まで開通して現在有効に活用されています。そして今後は、田代から宇野辺、栗又への道路整備が急務と思うが、町の考えを伺いたい。

2つ目に、この道路の経済波及効果は今後の町発展に重要な道路と思うが、町長の考えを伺いたい。

よろしく申し上げます。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 川畑区から平沢を通り、田代区までの道路につきましては、基幹農道として千葉県が工事を行い供用をしております。ご指摘の田代区から宇野辺を通り、栗又区に通じる道路、宇野辺当月川線につきましては幅員も狭く屈曲、急坂地が多く、通行に支障を来しております。このようなことから、辺地対策事業での実施について概略設計を実施いたしまして検討いたしました。栗又区の県道小田代勝浦線から宇野辺集落を通り、県道勝浦上野大多喜線の最短ルートで試算いたしますと、工事費が約54億ということでした。

また、現道を利用するルートで約37億円という試算であり、莫大な経費がかかることから、関係課等で協議・検討を行い、集落を中心とし、栗又側の県道、小田代勝浦線から集落を抜け、トンネルまでの区間を、現道を拡幅利用するルートが約3億円程度となりますので、このルートを実施することといたしました。

また、観光としての道路につきましては、県道小田代勝浦線の改良工事の要望を県に行うとともに、地形的に経費のかからないと考えられます、町道会所弓木線を利用したルートの道路改良をする方向で考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 今、最後、会所から弓木に抜ける、あれは町道なのかな、その整備ということが最有力らしいんですが、できましたら大多喜町は過疎地域の指定を受けているので、うまく作文をつくって予算取れば、何十億って、こんなにかかるのかなと思うんですが、その辺の養老溪谷の観光時期の交通渋滞の緩和とか、さっきの買い物難民とか学校の統合問題とかいろいろ絡んでいますので、過疎地域指定の予算を何とか作文でうまく使って、取れるものは取ってやっていただければなと思いますが、その辺についてちょっとお伺いします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） この路線につきましては辺地地区に該当しますので、辺地対策事業でやりたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） はい、建設課長、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、5の地籍調査の今後の対応について。

これも9月議会で質問しましたがけれども、この件については平成23年9月12日の第3回定例会で一般質問をしました。当町としては、上瀑地区から、現在は老川地区を実施中と伺っていますが、その後の経過と今後の計画対応についてお伺いします。

実は、ことしになって県道177号線、勝浦上野大多喜線の歩道整備のため、県と町と関係地権者の境界の立ち会いが実施されました。これ場所的には西畑の郵便局から三条、田代のほうに向かう、小湊に向かう道路ですね、弓木田代をずっと歩道整備されまして、大道橋というところまで整備が終わっておるんですが、その延長で中野の局のところの交差点まで工事をするというので地権者の立ち会いが行われたわけです。順調に行けば、土木のほうに行ってお伺いしましたら、平成26年の春までに道路と歩道の整備が終わる予定だそうです。この間、だから西畑の郵便局から大道橋まで。

そこで伺います。

先ほど質問しました買い物難民の中野新町区商店街は独居老人世帯が多く、地籍調査も①の件で基準点が出ましたので、皆さんが元気なうちに対応していただけるか伺いたい。もしできなければ、いつごろの予定になるのか伺いたい。その基準点は今回の歩道整備も絡めまして、伊保田の営林署の山があつて、そこに基準点があるということで、やはり町に何か所かそういう基準点があるらしいので、老川はこれから山のほうの地籍調査ということであれば、優先順位からすれば、できればそういう人が住んでいるところを先にやっていただけるかどうか、その辺も伺いたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 地籍調査のその後の経過と今後の計画対応ということのご質問でございますが、現在、小田代の0.27平方キロ、小沢又地区の0.19平方キロの調査を引き続き行っておりますところでございます。

また、地籍調査促進に向けた国及び県の取り組みということで、国の委託により、県において地籍調査に関する公告が2月24日と3月5日に千葉日報に掲載をされました。地籍調査済み状況マップにつきましては、地籍調査立ち会い済み区域図を23年の12月から町ホームページに掲載をいたしました。

また、ご指摘の県道勝浦上野大多喜線については、千葉県による道路及び歩道の整備に係る基準点ということですが、地籍調査に使用できる基準点は設置されておらないということでございます。

しかしながら、この境界図面等につきましては登記の際、法務局に資料が保存されますので、今後行われる地籍調査等に資料として使用は可能であります。

また、今後高齢化に伴い、境界のわかる人がいるうちに、国調ができないかのご質問がありますが、現在5か年計画におきまして、老川地区を順番に計画を立てて行っておりますので、虫食いの他の地区を行うということは、事務の煩雑と国の認定を受けた地区外ということになりますと、補助対象外となることから困難と考えます。

次に、中野地区の調査をいつごろになろうかのご質問でございますが、老川地区で平成15年から実施いたしまして、23年度までに行った面積が3.62平方キロメートルであります。老川地区全体の19.4パーセントの進捗状況でありますので、これから考えますと、かなりの年数が必要となりますので、具体的にいつという回答はできませんけれども、老川地区が終了してからということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） こちら辺はあれ課長さんじゃちょっと今のお答えになっちゃうと思うんですけども、町長さんは、できれば次の5か年計画、国・県の予算絡むということなんですけれども、その辺を基準点が伊保田とかあるらしいんで、その辺で住居地を先にやっていただければな。というのは結局、今後、西畑とか中野地区とかの開発も絡めまして、それが終わっているか終わっていないかによっては、すごく進捗がスムーズにいくかいかないかということがありますので、できましたらその辺、中野近辺優先的にできればお願いしたいというか、堀切区もちょっと町道が狭いところもあるんで、確かに救急車も入らないし、そういう絡みもあるので、できましたら調査方法いろいろあると思うんですけど、何とか善処、前向きに検討願えればなど、そういう考え。町長さんにちょっとお願いしたい。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 吉野議員のお気持ちもよくわかります。やはり地域のことを考えますと、そのとおりかもしれませんけれども、何よりもこれは補助金事業でやっております。本町だけではなくて、本町は、それでもこの地籍調査事業については早く着手しているところなんです。まだ全く着手していないところもございます。しかし、県の要望事項の中にしましても、実はなかなか予算がついてこないのが現状なんです。要望事項の中でこのままいったら100年かかるんじゃないかというような話もあります。

しかしながら、本町は最初につかかったところでございますので、できれば順番に、確かにさっき課長が言ったように虫食いでやりますとなかなか難しいものですから、できるだけ我々が1年でも早く進むように、補助金をできるだけ獲得できるように努力して、できるだけ早く進めるようにしたいと思います。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） この件に関しては、ちょっと私も宍倉町長さんのときですか、まちづくり検討委員会というのがありまして、県庁へ勉強会に行きまして、そのときの全国総合開発計画ということで、そのときは国は20年で全国地籍調査が終わるとということで、説明を受けたんです。それがたまたま議員になって、総務課へ行ってちょっと話し聞いたら、吉野さん、その話は100年、200年かかってできるかどうかというふうに聞かれたんで、それはちょっと自分が聞いた話と違うんで、こういう経過というか質問しているんで、できるだけ国・県を動かして、そういう大震災とか台風とかあったときの災害復旧なんかのときも、地籍調査が終わっているところはスムーズに現場復帰ができるということなんで、その辺を前面に出して、国・県のほうもまたよろしくお願ひしたいというか、それでこの質問は終わりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、6の野菜工場についてお伺いします。

先ほどから先輩たちが、工場誘致とか、町長さんもそういうことで質問されておったんですが、なかなか今企業というのは外国に工場をつくって、タイの水害のニュースが出たときに450社も500社近くの企業はみんな海外脱出しちゃって、国内が空洞化というかそういうことなんで、たまたま野菜工場については「報道2000」というテレビ番組かな、それで千葉大学の日本農業の技術を視察する外国人たちが、台湾の投資家や韓国の官民共同体などが訪れているのは、千葉大学の植物工場だということで、テレビの報道「新報道2001」に、ことしの1月22日に放送がありました。

千葉大学の柏の葉キャンパスの太陽光、人工光や栽培液によるコンピューターによる管理

栽培を紹介ということでやっておりました。植物工場誘致と未来型の農業、野菜工場等の研究対応について町の見解を伺います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ご質問の植物工場誘致と未来型の農業、野菜工場等の研究対応についてということでございました。まず植物工場とは、施設内で植物の生育に必要な光、温度、湿度、養分、水分などの環境条件を人工的にコントロールして、終年で自動的に主に葉物野菜や苗を生産するシステムで、太陽の光を使わないで生産を行う完全人工光型と、温室等の半閉鎖的な環境で、太陽光を利用して雨天や曇りのときに、一時的に人工光源や夏の高湿抑制技術等により計画的に生産を行う太陽光利用型の二通りの栽培方法があります。業種的には農業の部類に入るわけでございます。

植物工場の利点といたしましては、季節、天候に左右されず、1年を通して高い生産性による安定供給ができ、工業用地や建物内などの非農地でも生産が可能で、労働力の平準化が図れ、産業環境の快適化、軽労化、無農薬のため安全で安心して食べられる反面、設置コスト、運営コストが莫大で厳密な環境制御が難しく、果菜類等の経済栽培可能な品目が少なく、販路、単価を安定的に確保する必要がある等の課題もあるようでございます。

植物工場は主に農業組合法人、農業生産法人あるいは株式会社が参入しておりまして、個人の経営はほとんどないようでございます。

本町におきましての農業は、今後も農地を耕作する農業について推進をしていきたいと考えておりますが、ご質問にございますように、野菜工場につきましては大学や企業等の研究機関で研究が進んでいくものと思われまます。

また、本町へ進出あるいは立地する植物工場や農家等がありましたならば、土地の有効利用や雇用の観点から受け入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） これもインターネットで調べますと、やはり視察が大分もういっぱい、1人1万円ぐらいの視察経費がかかるそうですけれども、やはり今後の町のことを考えるのであれば、たけゆらの里とかいろいろありますけれども、そういうところでやっぱり実験的なあれでも、補助金が多分やり方では出ると思うんで、その辺の対応についてもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ただいま申し上げましたように、本町ではそういう野菜工場、立地するということであれば受け入れていきたいと思えますけれども、今東北地方の地震災害で被害を受けたところ、野菜工場、要するに塩害等で耕作はできない場所に野菜工場、復興関係もあると思えますけれども、野菜工場をつくりまして、雇用とまた地域の農業者の技術も生かした工場をつくっているというような話も伺います。

また、レストラン内ですね、大多喜にはございませんけれども、レストラン内に工場をつくりまして直接お客さんに野菜を選んで消費してもらおうと、買っていただくと。お客さんも安全で安心して、目の前にある野菜を食べられるということでございます。

本町におきましては、そういう工場を進出したいということであれば、受け入れてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 課長さんも大分勉強しておりまして、きのうかな、東北のほうの現場、災害復旧ということで、でかいハウス、やっぱり億単位の経費がかかるということで、補助金絡みでないとなかなか対応できないと思うので、何かそういういい話があったら、やはりある程度対応できるように勉強しておいてもらいたいというか、これも町民みんなで考えて、今後の大多喜町の農業ということで、こういう野菜工場ということで、時代がそういう時代、フル生産、365日いつでも生産できるというか、確かに経費はかかるみたいなんで、その辺の今後課題があると思うんですが、補助金をうまく利用して、できればやってみたらいうことで。

以上で終わります。

○議長（正木 武君） 以上で通告のあった7名の議員の一般質問はすべて終了しました。

これで一般質問を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第5、議案第1号 大多喜町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案つづりのほうに戻っていただきたいと思えます。

議案つづりの3ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 大多喜町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず本文に入る前に、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例につきましては、教育委員会事務局及び公営企業に勤務する職員の定義が明確でないことから、改めて規定するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町職員定数条例の一部を改正する条例。

大多喜町職員定数条例（昭和36年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議会」の次に「、教育委員会」を加え、「、農業委員会」を「及び農業委員会」に、「及び教育施設」を「並びに公営企業部局」に改め、「並びにその他の職員」を削る。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上、本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

あと、皆さんのお手元に資料があると思いますので、その資料のほうをごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第6、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案つづり5ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本文に入る前に提案理由のご説明を申し上げます。

大多喜町役場におきまして、労働安全衛生法第13条によりまして、産業医の設置が義務づけられておりますので、この産業医に対する報酬の額を定めるものでございます。

この産業医でございますけれども、すべての業種の事業所において常時50人以上労働者を雇用している事業所は、1人以上の産業医を選任しなければならないとされております。

健康診断の実施あるいはその結果に基づきましての措置とか助言、あるいは作業環境の維持管理、衛生教育等を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「介護保険事業協力歯科医」の欄の次に「産業医 年額 27,900円」の欄を加え改める。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上で本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番苜込議員。

○5番（苅込孝次君） この産業医というのは、50人以上の職種の場合1人置くということは、これは役場のことを指すんですか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 提案理由で申し上げましたけれども、大多喜町役場において設置するものでございます。

○5番（苅込孝次君） はい、わかりました。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） この産業医は年何日ぐらい仕事を、どんな仕事を委託する計画なんでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） これも提案理由で申し上げましたとおり、健康診断の実施ですとか、その結果に基づく助言とか指導、あるいは仕事の場の作業環境の指導、あるいは衛生環境、衛生教育をやっていただきます。

そして日にちでございますが、これ年額で定められていますが、大体二月に一遍ぐらい。あと、作業環境といいますか、職場の環境を見ていただくのが二月に一遍ぐらい、健康診断が年に一遍、職員の健康診断がございます。その後に、職員のそういう健康診断に対する助言もやっていただく予定で、改めて日にちは規定しておりません。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第7、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 議案つづり7ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず本文に入る前に、提案理由の説明を申し上げます。

常勤の特別職であります町長及び副町長と教育委員会の教育長の給料に関しましては、平成17年度より減額を始め、平成23年度からは一律25パーセント削減しており、引き続き厳しい財政状況が続くことから、平成24年度においても、引き続き給料月額の25パーセントの削減を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例。

（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

（大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例）

第2条 大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上で本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（正木 武君） ここで10分間休憩します。

（午後 4時06分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時18分）

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第8、議案第4号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案つづり9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、本文に入る前に提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、国の人事院及び県の人事委員会の勧告において、平成18年から実施してまいりました給与構造改革等に伴います経過措置額を段階的に廃止するもので、その差額相当額の2割を毎年減額して、5年をかけて差額がなくなるように措置するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条制。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「額）」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）から平成24年3月31日における差額相当額に5分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）（その額が1万円を超えるときは、1万円とする。以下この項において「減額基準額」という。）に同年4月1日から起算して1年を経過するごとに減額基準額を加えた額（その額が差額相当額を超えるときは、差額相当額とする。）を減じた額」に改める。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） この条例の改正により、影響を受ける職員数とその影響額はどうなりますか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） ちなみに申し上げます。先ほど提案理由の説明で申し上げましたが、この条例改正は18年から改正を行っております。18年当時の影響職員数でございますが、131名いました。年間の影響額が3,692万ほどございました。それが平成24年で徐々にその額に達してきておりますので、24年現在で4名になりました。ちなみに、年間額で105万7,000円ほどでございます。

そして、平成25年には1人になってしまいまして、その差額が給与額で100円でございます。それで対象が終わります。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第9、議案第5号 大多喜町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 議案つづり11ページをお開き願いたいと思います。

本文に入る前に提案理由の説明を申し上げます。

平成21年4月に、介護従事者の処遇改善を図ることを主な目的として介護報酬の改定が行われ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための財政措置として、国より介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付され、3年間の期限で基金を創設して運用を図ってまいりました。

平成24年3月31日をもって基金を解散することとなっておりますので、大多喜町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例の制定につきまして、今回ご提案をするものでございます。

本文に入らせていただきます。

議案第5号 大多喜町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例の制定につい

て。

大多喜町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

大多喜町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例。

大多喜町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例（平成21年条例第11号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第10、議案第6号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、ただいま議題となりました議案第6号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。存じます。

議案の本文に入ります前に、提案理由の説明を申し上げます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法、同法施行令及び同法施行規則が改正されたこと並びに東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）が12月2日に公布され、同日から施行されたこと。また、大規模な災害発生などによる被害に係る雑損控除等の適用対象期間について、これまで災害のやんだ日から1年とされておりましたが、地方税法施行令の改正により3年以内とされたことから、町税条例についても改正を行うものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町税条例の一部を改正する条例。

大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

これは、たばこ税になるんですが、県の税率を1,000本当たり644円引き下げた分を町のほうを1,000本当たり644円上げるということで改正されましたので、その点ご承知おきいただきたいと思います。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「f) については」を「f) がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の町民税の税率の特例等）

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日。

第2号 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日。

(町民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の町税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

わかりますか。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） よくわかりません。まず、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲ということになっておりますけれども、これは4,618円から5,262円、2,190円から2,495円、プラス644円、プラス305円になっておりますけれども、これは町の今までたばこ税がふえるということなんですか。極端な話。

（「はい、そうです」の声あり）

○11番（野村賢一君） 今までの町に入ってきたたばこ税より、またプラスでこの金額ということですね。

もう1点ありますから、もう全然わからないんですよ、かぎ括弧ばかりで。

それと、平成26年度から平成35年までの個人住民税の均等割の引き上げ、特別措置を規定

ということで500円ずつ加算になっていますね。この加算の理由は何でしょうかということ
を2点お聞きしたいと思います。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） たばこ税につきましては、今まで道府県たばこ税の税率が
1,000本当たり644円、これから引き下げられるということになりまして、その分を市町村た
ばこ税のほうに上乘せされるということになります。そういたしますと、試算した結果です
と、今年度の場合、1カ月約95万円の増額になる予定であります。

それともう1点、均等割の関係ですけれども、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施す
る防災のための施策に要する費用の財源を確保するために、臨時の措置として均等割を500
円上げるということになります。

○11番（野村賢一君） すみません、もう一度ゆっくりお願いします、500円のところ。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 500円なんです、均等割が500円上がるということで、この
目的といいますのが、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源
を確保するために上げるということに。それで500円上がることになりました。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） これは時限立法と考えてよろしいですか、恒久的な。どちらでしょ
うか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） これは時限立法です。26年度から平成35年度までです。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私もこれを見るだけだと全然わかりません。たばこ税のことはわかり
ました。そのほかに、災害による云々という文言が入っております。それと500円のこと、
均等もわかりました。退職金のことも入っております。この税法の改正では、何がどうなっ
たかということ、かいつまんで箇条書きで説明してくださるとありがたいのが1点。

私の印象では、国の復興増税との兼ね合いが非常に強い。政府が出した復興財源の全容わ
かりますでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 箇条書きの件ですが、これにつきましては、後ほど作成して

議員の皆様方にお渡ししたいと思います。

国の復興増税の関係ですが、私の押さえている限りでは所得税のアップ、それと個人住民税、法人税の増税ということは認識しております。あと、町条例に関係するものとしたしましては、今回提案させていただいたものだけであります。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） たばこ税は住民に影響がありません。退職金と均等割についてはどのくらいの影響を見込んでいますか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 退職金につきましては平成22年度を例にとりますと、退職金、分離課税なんです、対象者が27名いらっしゃいました。そのうち、これが税率が10パーセント控除がなくなりますと38万413円の増税ということになります。それと、均等割のほうですけれども、平成23年3月1日現在、均等割の課税者数4,919名いらっしゃいますので、249万500円の増ということになります。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。マイクをお願いしますよ。

○1 番（野中眞弓君） 均等割につきましては、市町村民税が500円、それから県税も500円ということで、私たちが実際に県税を払う窓口というのは町ですよ。ですから、私たちにとっては、均等割については実際はこの2倍の負担がふえるというふうに考えられますよね。考えていいですよ。わかりました。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議ありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私は、議案第6号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、反対の立場から討論いたします。

今回のこの条例改正は、4点含まれています。1つは、たばこ税のこと、それから退職金のこと、均等割のこと、それとあとは災害に遭った方への対処の仕方と。

退職金や均等割、合わせると、町民への影響は500万を超え、これ決して少なくない額ですけれども、復興財源としてということで、これはみんなが、国民が痛みを分かち合おうという点では、私は反対するものではありません。

ところが、この条例、法律というのは、単に町だけで見るものではないと思うんです。国がどういふもとで出されてきて、こういうことになったのかということきちんと見なければならぬと思うんです。質問したのですが、復興財源についてきちんとした答弁がありませんでした。私が調べてきた範囲ですけれども、ちょっと発表させていただきます。

昨年7月に、政府は復興財源の見積もりとして、当面5年間で19兆円、10年間で23兆円必要だということを出しました。そして、当面5年間の19兆円、そのうちの8.5兆円は予備費や剰余金や節約や国有財産の売却などで手当てをします。残りの10.5兆円を復興増税とするというふうに決めまして、我々庶民にかけられる所得税は2.1パーセントの賦課税をかけ、25年間で1年当たり3,000億円、25年で7.5兆円、これ5年間ですよね。とりあえず5年間で7.5兆円ではないな。うそだ、うそだ。全体で7.3兆円、住民税、県と市町村で1,000円、国民1人当たりかかるわけですが、これが10年間で1年当たり600億円、10年だ0.6兆円、6,000億円ですね。退職金については全体で0.2兆円、法人税については10パーセント賦課税と知り、これは3年間で1年分8,000億円、3年分2.4兆円、ところが法人税については、実効税率を5パーセント下げる。この手続の中で、5パーセントを下げると国税が1.2兆円上がってくるだけですが、何だかんだで0.4兆円下がって、企業が復興財源として出すのは年間8,000億円だと。それから、法人住民税のほうは0.5パーセント賦課になって、うそだ、5パーセント減税になって、0.2兆円、これも何かプラスになるのが0.2兆円でゼロと、わかりませんよね、私は書いてあるから、それこそ書いたからわかるんですけれども、数字をべらべら言われてもなかなかわかりませんが、法人税については3年間の増税が8,000億円、1年ごとね。そして、減税が8,000億円、3年たてば法人税はずっと8,000億円減税になるわけですね。復興財源のほとんどは国民だけが負うという、そういう政府の計画のもとでつくられてきた町税の条例変更なわけです。

そういう点で、今だれに課税するのか、どこからお金を取るのか、大金持ちから取ろうよというのが世界的な流れになっている中で、今こんなに国民が困っているのに、復興財源を

口実に、さらなる増税を国民にかけるといふ、この政府のやり方とそれを反映した徴税条例については反対いたします。

○議長（正木 武君） 次に本案の賛成者の発言を許します。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今、反対者の討論を聞いたんですけれども、私何かもわかりません、正直言います。数字を読んでいただいたんですけれども、理解できません。

この件に関しては、大震災の対策の財源の一部として地方税法を改正し、地方自治体、国民みんなでその負担をお願いするものということでございます。

もうじきで1年たちますけれども、寒い冬の中、震災の方々はそれなりに苦労してきていると。私個人としては何らかの形で応援するのがいいのではないかと。また、たばこ税については県に配分されていた税の一部が町に来るということですから、先ほど自主財源が少ないとか何かいろいろありましたけれども、いろいろな含みを考えまして、この議案第6号に関しては賛成いたします。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第11、議案第7号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○**税務住民課長（関 晴夫君）** それでは、議案第7号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

議案の本文に入ります前に、提案理由の説明を申し上げます。

新税システムの導入に伴い、公課に関する台帳、いわゆる名寄せ帳と言っておるものが、日本工業規格A3判用紙からA4判用紙に変更となりましたことにより、1枚当たりの表示件数が少なくなり、また同一所有者の公課に関する台帳の写しを1件として取り扱い、公布することとしたため、条例の改正をお願いするものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町手数料条例の一部を改正する条例。

大多喜町手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「公課に関する台帳の閲覧及び写し」「閲覧 1枚につき300円 写し A3判以下1枚につき 300円」を「公課に関する台帳の閲覧及び写し」「閲覧及び写し 1件につき 300円」に改める。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**議長（正木 武君）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長（正木 武君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（正木 武君）** 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（正木 武君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長

○議長（正木 武君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめこれを延長します。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第12、議案第8号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 17ページをお開きください。

議案第8号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

まず提案理由でございますが、本案は土地改良事業により造成され、施設の老朽化が進み、補修及び更新が必要となってきた水利施設について、国庫補助事業であります土地改良施設維持管理適正化事業を実施するために受益者から分担金を徴収し、整備補修を行うのに必要な経費といたし、本条例の一部を改正するものでございます。

本文でございますが、大多喜町分担金徴収条例（昭和39年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、第8号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

第7号 土地改良施設維持管理適正化事業

第2条第1項中第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

次に、別表でございますが、別表中13款地域総合整備事業の項の次に、次のように加える。分担金を徴収する事件として、「土地改良施設維持管理適正化事業」受益者として「区域内関係者」、事業種目として「土地改良施設整備補修及び更新」、事業費に対する負担率として「補助残の75%」でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第13、議案第9号 大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(高橋啓一郎君) 議事日程つづりの19ページをごらんください。

議案第9号の大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を説明させていただきます。

この改正は、大多喜中学校と西畑小学校の屋内運動場が改築されまして、建物の面積や概要が変わりましたので、改定後の現状にあわせまして、新年度、平成24年度の4月1日から使用料金を改正しようとするものでございます。

まず、西畑小学校の屋内運動場ですが、改築によりましてアリーナの面積が440平方メートルから487平方メートルに広がりました。今までの使用料が300円でしたが、総元小学校や上瀑小学校のアリーナ面積が479平方メートルと同程度となりましたので、使用料につきましても1時間当たり同額の450円にしようとするものでございます。

次の大多喜中学校の屋内運動場につきましては、アリーナ面積が876平方メートルとなりまして、バレーコートが2面とれるようになりました。この広さは大多喜小学校のアリーナ

面積とほぼ同程度でございますので、使用料につきましても大多喜小学校と同様に、片面ずつの貸し出しとして1面当たり450円とするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

大多喜町行政財産使用料条例の一部を改正する条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表西畑小学校屋内運動場の項中「300円」を「450円」に改め、同表大多喜中学校屋内運動場の項中「450円」を「片面450円」「全面900円」に改める。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今、改正で1時間当たり使用料450円と言いましたね。これで1時間半当たりですと450円の半分は225円ですか、450円足す225円ということになりますか。それとも1時間当たりの使用料ですから、半分でも450円プラスして900円ということになりますか、どちらでしょうか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 時間単位の貸し出しをしておりますので、1時間を超えれば2時間となります。

○議長（正木 武君） 30分の場合って言った。

○教育課長（高橋啓一郎君） それで2時間。

○11番（野村賢一君） そうしますと、やっぱり町民の中から不平不満で出ると思うんですよ。30分しか使わないのに1時間取られちゃうということはどうなんでしょうか。常に使う、例えばどこか、おれ、大多喜中学のはよくわかりませんが、しょっちゅう使っている人が2時間っていったら長い、1時間半使いたいということで、週何回か使った場合、1時間半ですから2時間分払わなきゃ使えないということですね。そういうことになりますね、今の答弁だと。そうしたら、長く使う間に大変な金額の差が出ますよね。その処置はどうしますか。あくまでも1時間単位でもらいますか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 現在、ほかの小学校でも体育施設をお貸ししているんですけども、そのような苦情を聞いておりませんでしたので、現在考えがない状況です。

それと、もう一つは、一応利用時間を9時までとしております。9時以降に片づけ清掃ということで15分間、9時15分までの間に片づけていただくということで、皆さん使っていただく方は2時間程度プラス15分、またその若干前にもいらっしゃっている状況なんですけれども、町の運用としては一般的に2時間と解釈してお貸しして苦情がない状況であります。

根本的な解決にはなっていないと思うんですけども、町民の皆さんが協力していただいて運用が成り立っていると。できればこのままで、これからも進めていきたいと考えております。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 実は、これ苦情がないんじゃないくて、苦情があったんですよ。だから、私のところへ来たから今聞いているんです。課長、苦情があったんですよ。いつも30分しか使わないのに1時間分取られたと。週2回使っても、その分は何とかならねえかということで来たんですけども。じゃ、課長のところの耳に入っていないということは、どうですか、

○議長（正木 武君） 教育長。

○11番（野村賢一君） 教育長。振って申しわけないですけども。

○教育長（石井信代君） ただいまの話なんですけど、私も初めて聞いたんですけども、一般的に考えて、屋内運動場を使用するときは、スポーツ関係とか運動の練習とか多いと思うんですけども、やはり一連の動きとしまして、集合して準備運動して、主運動をして、あと整理までやりますと、やはり30分単位ではちょっと、1時間半では短いかなという感じ。最低でも2時間は必要かなという思いはしております。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） いいですか、議長、4回目で申しわけないんですけども。

それは勤務の都合でどうしても1時間半になっちゃうんですよ。例えば9時までだったら、7時半からじゃなきゃ始められないと。やっぱり地元の方ばかりじゃありませんから。地元から会社勤めの人もありますから、どうしてもそういう時間帯ができるわけですよ。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 30分単位で希望があるということ、きょう初めて認識させていただきました。この件につきましては、持ち帰りまして検討させていただきます。

基本的には今1時間でやっていますので、検討といいますか協議をさせていただきたいと思えます。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） この問題につきましては、野村議員の言うこともわからないわけじゃないんですけども、電気料金も今度上がりますね。そういう点からいきますと、やはり今までと違った考え方を持っていくのも、考え方って今までと同じなんですけれども、そういう考え方も持っていく必要もあるんじゃないかなというふうな考えも持ちますし、一般的によそで借りているのも、1時間単位で貸し出しをしているというのが主なところだと思うんですね。だから、その点をよく説明して理解を求めるといような形で、そういう形で私はいいいんじゃないかなというふうな形で思っていますけれども。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今、教育課長のほうから「検討してみます」と言いましたね、答弁。検討したら、これ議決やらなくていいですか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 今の「検討」という言葉についてちょっと誤解があるようで、条例については、基本的に時間単位で規定をお願いしたいと考えています。運用面での検討をさせていただきたいと考えた次第でございます。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 全面と半面に区切って貸し出ししているのが、大多喜小学校ですけれども、今までの実績で半面での利用申し込み、全面での利用申し込み、どのくらいあったでしょうか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 今現在、平成23年度の大多喜小学校の屋内運動場の利用状況なんですけれども、1週間、月曜から日曜まで7日間のうち5日間利用されております。日中で2日、あと夜間で4日で延べ6回を5日間に使っているんですけども、そのうちの1団体、バスケットボールの団体が全面を使っております。残りの5回ですね、そちらは半面の利用となっております。

○1番（野中眞弓君） わかりました。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第14、議案第10号 大多喜町教育委員会事務局職員等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 議案第10号の大多喜町教育委員会事務局職員等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

21ページになります。

国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、事務局の職員と教育機関の職員を合わせて「事務局職員等」と記載されていますが、今回議案として提案しました本町の条例では、「事務局職員等」との記載となっておりますので、法律と町条例との整合性を図り、教育委員会職員の定義を明確にするために、町の条例中の文言で、「事務局」とあるものを「事務局」に改めるものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町教育委員会事務局職員等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町教育委員会事務局職員等の給与及び旅費等に関する条例（平成3年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「事務局職員等」を「事務局職員等」に改める。

第1条中「事務部局」を「事務局」に改める。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で本日の会議はすべて終了しました。

長時間ご苦労さまでした。

なお、明日3月9日の会議は提案されている事件が多いことから、本日開催しました議会運営委員会で協議の結果、会議の開始時刻を午前9時に繰り上げて開くことにしますので、よろしく申し上げます。

これにて本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時11分）

平成24年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成24年3月9日(金)

午前 9時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野信一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	野村賢一君	12番	正木武君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	矢代健雄君
総務課長	花崎喜好君	企画財政課長	小野田光利君
税務住民課長	関晴夫君	健康福祉課長	磯野幸子君
子育て支援課長	石井政一君	建設課長	磯野道夫君
産業振興課長	菅野克則君	環境水道課長	川崎照恭君
特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君	会計室長	渡辺嘉昭君
教育課長	高橋啓一郎君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 小倉光太郎

議事日程(第2号)

日程第1 議案第11号 大多喜町立公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

- 日程第 2 議案第 1 2 号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 1 3 号 大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 1 4 号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 1 5 号 大多喜町消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 1 6 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 7 議案第 1 7 号 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 8 議案第 1 8 号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 9 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度大多喜町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 0 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 2 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 4 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 5 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 6 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度大多喜町一般会計予算（提案説明）
- 日程第 1 7 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 8 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 9 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）
- 日程第 2 0 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第 2 1 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度大多喜町水道事業会計予算（提案説明）

日程第 2 2 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（提案
説明）

日程第 2 3 発議第 1 号 大多喜町農業委員会の委員の推薦について

◎開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

（午前 8時57分）

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第1、議案第11号 大多喜町立公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） それでは、23ページをお開きください。

議案第11号の大多喜町立公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明させていただきます。

平成23年8月に公布されました第2次一括法によりまして、社会教育法につきましても一部が改正されました。改正の内容は、これまで法律で定められていました公民館運営審議会などの委員の委嘱、任命の基準が削除されまして、その削除された部分については、文科省省令で定める基準を参酌して、町条例で定めることとなりました。この改正を受けまして、条例第5条の審議会委員の委嘱基準及び定数について、条文の全部を改めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町立公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町立公民館設置及び運営に関する条例（昭和51年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（審議会委員の委嘱基準及び定数）

第5条 審議会委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱し、委員の定数は15人以内とする。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第2、議案第12号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、25ページをお開き願いたいと思います。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

介護保険事業は、現在第4期事業計画に基づき事業を実施しておりますが、本年度は事業計画見直しの年に当たります。平成24年度から26年度の第5期事業計画の策定を現在しております。介護保険利用者の増加に伴い、介護保険給付費が増加する中、1.2パーセントの介護報酬の改定と第1号被保険者の負担割合が20パーセントから21パーセントに引き上げられます。また、平成23年度に町内では2つの介護老人保健施設の開設や、認知症グループホー

ムの整備が行われ、利用者の増加と介護保険給付費の大幅な増加が見込まれることから、第5期事業計画においては、これらを踏まえて現行の条例について一部改正の必要があり、ご提案をするものでございます。

では、本文に入らせていただきます。

議案第12号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第1号及び第2号中「2万800円」を「2万5,800円」に改め、同条第3号中「3万1,200円」を「3万7,800円」に改め、同条第4号中「4万1,700円」を「5万1,600円」に改め、同条5号中「5万2,100円」を「6万4,500円」に改め、同条第6号中「6万2,500円」を「7万7,400円」に改める。

附則、第1条、この条例は、平成24年4月1日から施行する。（経過措置）第2条、改正後の大多喜町介護保険条例の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 利用率のことについてお伺いいたします。

要介護認定されても、目いっぱい使うわけではない、使えない方がかなりいらっしゃるのではないかと思います。保険料の段階別の利用率って出ますでしょうか。例えば1段階の方の利用率はこのくらい、2段階の方はこのくらいという、できたら教えていただきたいと思えます。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、平成23年度の見込みの数字でお答えいたします。

要支援1は0.5パーセント程度です。それから要支援2が1.5パーセント、要介護1が2.2パーセント、要介護2が3.5パーセント、要介護3が10パーセント、それから要介護4がやはり15パーセント、それから要介護5が20パーセントの程度です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） これは介護度別のパーセンテージで、このパーセンテージが何を意味するのか、私が伺いたかったのは介護料の1段階、2段階、3段階、4段階、5段階、6段階ってあるじゃないですか、それごとの利用率って出ないかなということなんですが、これは介護度別の、0.5パーセントというのはどういう数字なのか、要支援1と認定された方、すみません。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 確認なんですけれども、保険料の段階別の利用率ということでしょうか。

（「そうです」の声あり）

○健康福祉課長（磯野幸子君） すみません、それはちょっと今すぐ答えられません。調べてお答えいたします。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 今回の改定によりまして、相当金額的にふえるようでありますけれども、第1号被保険者の対象人数と増額する金額を教えてくださいと思います。

それから、負担割合、国・県・町・保険者の負担割合と金額がわかりましたらお願いをしたいんですが。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それではお答えします。

第1号被保険者の人数ですけれども、3,478ということで算定しております。それから保険給付費の全体の増額分ですけれども、3,407万4,000円となります。

それから、負担割合ですが、国が介護給付費の25パーセント、それから県と町が12.5パーセントになります。そして介護利用者の第1号被保険者が40パーセント、それから10パーセントは利用者の負担となります。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 金額、答弁。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 金額ですが、介護給付費でお答えしますと、国が2億4,955万7,000円、県と町が1億2,477万8,500円という負担割合で行いますとそういう計算になります。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 町の増額分はわかりますでしょうか。

それから、これは国保のほうになってしまうんですけども、介護保険の総額を知りたいんですが、第2号被保険者のそちらもやはり同じような値上げというか増額になるのでしょうか。1号と2号は同じような比率で上がるのか。介護関係ですので、ちょっと国保のほうに入ってしまったら、要するに65歳以上だけが上がるのか、40歳から65歳までは、そっちはじゃ、どうなっちゃうんだということで質問なんですけれども、わかりましたらお願いをしたいと思うんですけども。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 国保税のほうの介護分につきましては、今後、今算定をしておりますので、その結果といいますか、税負担が足らなくなれば上げるような形を予定しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、町のほうの法定負担分ですけども、今年度は1億7,010万1,000円ということで、前年度に比べて1,922万8,000円の増となります。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 第2号被保険者分なんですけれども、介護の総額の中から算定をされるということではないんですか、今まだこれからというのは、国保全体の中ではわかるんですけども、介護保険分は当然介護の給付費分として計算をされると思うんで、その辺はある程度の目安というか、わかっているんじゃないかと思うんですけども、ちょっとよくわかりませんが、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 23年度につきましては、介護分につきまして保険税である程度といいますか、ほとんど賄うことができておりました。この介護保険料の改定により不足する分が出てくるようであれば、当然、介護保険分について増額ということも考えられますので、改めてまた計算しまして、今度の国保税の改定でお示ししたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 先ほどにかかわるんですけども、保険料の段階別の利用は今出ないとしても、全体の利用率というのは出ますか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 先ほど介護度別の利用率というのをお答えしたときに、ちょっと取り違えまして、すみません、違う数字を答えたようですので、もう一度それも含めて後でお答えします。

それで、利用率なんですけれども、平成22年度の段階で74.9パーセントとなっております。

それから、額でございませけれども、よろしいですか、はい。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 私は、大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

今回の改定は、保険料の大幅引き上げです。20パーセントを超える引き上げになっております。今でも利用率が、答弁にありましたように74.9パーセントです。多分、段階ごとに利用率が出るとすれば、保険料段階の低い人たちの利用率のほうが低いのではないかと。保険料の段階の2号や3号の方たちというのは、本当に収入が非常に低い中でいや応なく保険料だけは取られている。それが収入が低いからこそ、年5,000円だの、7,000円だのという引き上げがっらいわけです。保険料を出せば利用料が出せないという状況がますます強まる。それに対してそれはもう国の決めた決まりだからという形で町からも助成金出さない、国へも要求もしていないようです。そういう形で利用者には大きな負担がかかってくる、この改定については反対いたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 賛成討論をさせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成をさせていただきます。

介護保険制度に関しては、平成12年度の制度導入以降、制度の浸透、定着がされた一方、サービス利用者数と介護保険給付が増大したため、第3期介護保険事業計画においては予防重視型システムへの転換を図り、第4期計画では施設整備及び介護従事者の確保のための処遇改善が図られてきました。平成24年度からの第5期計画では、高齢者世帯の増加や近隣関係の希薄化など、高齢者を取り巻く環境の変化に対応して、社会全体で高齢者を支える必要性がますます求められてきており、今回提案された条例の一部改正につきましては、介護保険給付が増加する中、約1.2パーセントの介護報酬の改定、また第1号被保険者の負担割合の変更等を踏まえまして、現行の条例について改正が必要になったものであり、本条例の改正につきましては賛成をいたすものであります。

以上。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第3、議案第13号 大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） それでは27ページをお開きいただきたいと思います。

議案第13号 大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

まず、提案理由でございますが、本案は、本町が設置及び管理をしております観光センターにつきまして、毎週月曜日を休館日としておりましたが、観光本陣の事業の充実、さらには町民及び観光客の利便性を図るため、毎週月曜日を開館日とするものでございます。

本文でございますが、大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条、観光本陣の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）でございますが、会議室及び町民ギャラリーにつきましては改正はございません。レンタサイクルにつきまして、月別に関係なく利用時間を午前9時から午後5時までといたします。人力車の利用につきましては、土曜日、日曜日及び休日に限り利用することができるとなっておりますが、これを削除しまして、平日でも利用できるようにします。

別表第2（第9条関係）でございますが、別表第2中、レンタサイクル、1人1回300円を1回300円に、人力車、1回30分3,000円を1回1時間3,000円に改めるものです。

附則としたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第4、議案第14号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(磯野道夫君) それでは、議案綴り29ページをお開き願いたいと思います。

それでは、議案第14号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本文に入る前に、提案理由の説明をいたします。

本条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次一括法が平成23年5月2日に公布され、公営住宅法について入居者資格が改正されることとなりました。現行の公営住宅法で単身入居者ができるものは、公営住宅法施行令により定められており、その内容は特に住宅の安定を図る必要のあるものとされ、高齢者や障害者、一定の要件を満たす者で、それ以外の者は同居親族がいることが公営住宅の入居の要件の一つとなっておりますが、平成24年4月1日に公営住宅法が改正され、政令で定められている従来の入居要件が廃止となります。大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例においては、入居要件の一部を政令から引用しているため、公営住宅法の改正に伴い、条例において入居要件を定める必要が生じたために改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、公営住宅法で定められている入居要件等の廃止に伴い、条例にて入居要件を定めるものです。

なお、入居要件につきましては、現行の政令の規定に合わせる内容でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「として令第6条第1項で定める者」を削り、同条第2号ア中「その他の令」を「その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この号において「旧令」という。）」に、「令」を「旧令」に改め、同号イ及びウ中「令」を「旧令」に改め、同条に次の2項を加える。

2項につきましては、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者に関する規定でございます。1号につきましては、老人についてでございます。2号といたしましては、障害者基本法に関するものがございます。3号につきましては、戦傷病者特別援護法に関するものがございます。4号につきましては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関するものがございます。5号につきましては、生活保護法に関するものがございます。6号については、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものがございます。7号につきましては、ハンセン病療養所入所者等に対する補助金の支給等に関する法律に関するものがございます。8号につきましては、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に関するものがございます。

3項といたしましては、入居者の調査に関する規定でございます。第6条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、第同条2項中「前条第2号イ」を「前条第1項第2号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に改める。第28条第1項中「第5条第2号」を「第5条第1項第2号」に改める。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） この条例は、公営住宅法の趣旨である住宅困窮者や低所得者に対して住宅を供給することをさらに推進しようとするものであるということになっているんですけども、また逆に大多喜町の今町営住宅というのは、経営的にはこういうものは推進する

とどういふ経済状態になるか。また、今生活困窮者の推進するということは、それなりに町で経営している町営住宅がある程度今も未納者があると思うんですよ。そういうことを含めていかがかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 今回の改正につきましては、入居者要件がなくなるということで、それを現在の現行のままのやつをそのまま引き継ぐというような内容でございます。現行の公営住宅においては高齢者や障害者、一定の要件を満たす単身者以外は同居親族がいることなどが公営住宅の入居の要件の一つとなっております。公営住宅法の改正によりますと、同居親族要件が廃止となることで、条例で制約しない限り、若年単身者及び他人同士で同居する寄り合い世帯の入居が可能となるようになってしまいます。若年層の単身者の入居を認めてしまいますと、民間借家の入居が厳しい高齢者、障害者等が居住の安定を図れなくなってしまうというようなことがございますので、そのようなことは余り適切ではないかというような考えで、今回そのまま引き継ぐというような形で改正を行うものでございます。

なお、滞納者でございますが、現在のところはございませんが、退去された方で何件か残っているというのは実情でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 経営的にはどうなんでしょうか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 現在のところでいいますと、借地しているというようなこともございますので、ちょっと厳しいといえますか、とんとんぐらいでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 障害者とか高齢者というのは、民間のアパートにはなかなか入れないという実情があります。今、大多喜町の町営住宅には障害者、老人の単身ですね、どのくらいあるのでしょうか。

もう一つ、障害者、老人というとやっぱりバリアフリーというか、そういうものって必要になってくると思うんですけれども、そういう対応、どのくらいしてあるのか、あるいはそういう人たちがこれから先入居希望があって入れるということになったら、バリアフリー化の工事というのはするのでしょうか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 現在、入居者数ということでございますので、現在の状況で申し上げますと、全111戸ございますが、その中で高齢者、65歳以上の者につきましては13件ということでございます。なお、身体障害者ということで2件ほどございます。

それと、今後のバリアフリーといえますか、それにつきましては現在町営住宅は一般的な入居者を対象にした構造となっています。これをすべて住宅をバリアフリー化することとはちょっと困難かなと考えております。

また、一部の住宅をバリアフリー住宅として改修いたしますと、高齢者や障害者向けの住宅にした場合、その団地に高齢者とかそういう方が集中してしまっていて、地域コミュニティーの形成にも偏りが生じるのではないかと考えています。

なお、今後の建てかえとか新築計画がございましたら、そのときには取り入れていきたいというように考えております。

現在、バリアフリー化ということにつきましては、入居者が個人費用ですか、個人の負担や介護保険の高齢者住宅改修費用助成制度などを利用して行う改修等については設置を妨げるものではないということでございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第5、議案第15号 大多喜町消防委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、議案綴り33ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第15号 大多喜町消防委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、本文に入ります前に提案理由のご説明を申し上げます。

この改正は、現行の委員会の構成が町議会議員から2名、学識経験者から4名となっておりますが、この学識経験者が消防団関係で組織されているため、広く住民の意見を反映するために、学識経験者を2名とし、住民代表を2名に改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町消防委員会条例の一部を改正する条例。

大多喜町消防委員会条例（平成2年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「4人」を「2人」に改め、同条の次の1号を加える。

（3）号、住民代表2人。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上、本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第6、議案第16号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) それでは、議案第16号 辺地に係る総合整備計画の策定についてのご説明をいたしますので、議案綴り35ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきますが、本提案理由の説明の中に差別的な用語が出てまいります。これは辺地認定の要件となる用語でありますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町会所・宇野辺においては交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の文化的水準が著しく低い山間地のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているため、辺地としての事業が可能でございます。町では、辺地地域の生活文化水準の向上のため、宇野辺隧道から県道小田代勝浦線まで1,600メートルの道路改良を辺地総合整備計画として策定を予定しております。つきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、総合計画を策定する場合は、当該市町村の議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第16号 辺地に係る総合整備計画の策定について。

辺地に係る総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

記として、1、会所・宇野辺辺地に係る総合整備計画は（別紙のとおり）となっておりますので、次の36ページをお開きください。

総合整備計画書。千葉県夷隅郡大多喜町会所・宇野辺辺地。辺地の人口であります、120人、面積2.4平方キロメートル。

辺地の概況。辺地を構成する町または字の名称。字の名称でございますが、栗又、面白、会所、田代の辺地に該当する大字及び小字でございます。地域の中心位置、大多喜町面白字井戸谷921番2。辺地度点数でございますが、155点となり、100点以上でございますので辺地に該当するということでございます。

2といたしまして、公共的施設の整備を必要とする事由でございますが、会所及び宇野辺地区に構成される本地域は、町の最南部に位置し、町の辺地地域の中でも辺地の度数が高い地域である。また本地域については、町防災組織における同一管轄域となっており、共有した防災ルートの整備や近隣地域一帯が観光資源として活用されている中で、観光交流機能の強化として共有した道路整備が有効であると考えられる。

町道宇野辺当月川線は山間部を通る道幅の狭小な路線で、車両のすれ違いが極めて困難であるため、路線整備により防災及び生活路線としての利便性の向上を図る必要があるということでございます。

37ページをお開きください。

公共的施設の整備概要でございます。整備の計画年度でございますが、平成24年度から28年度までの5年間でございます。施設といたしましては、交通・通信体系の整備、道路改良の町道宇野辺当月川線でございます。事業主体は大多喜町でございます。事業費は1億3,100万円を予定してございます。財源内訳でございますが、一般財源で1億3,100万円を用意をいたしたいと考えております。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1億2,500万円でございます。辺地につきましては、起債の充当率100パーセント、交付税算入率80パーセントということになってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番江澤議員。

○3番（江澤勝美君） 道路のメートル数をちょっと教えてもらいたいと思います。

(「幅ですか」「いや、メートル」の声あり)

○議長(正木 武君) 企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) 先ほど提案理由の説明の中で、ちょっとすみません、早口で申しあげましたのであれですけれども、1,600メートルでございます。

○議長(正木 武君) ほかにございますか。

5番荻込議員。

○5番(荻込孝次君) 質問じゃないんですけれども、辺地、辺地と聞き苦しい言葉なんですけれども、宇野辺の場合は辺地点数が155点となっているんですけれども、これは何点まであるんですか。この宇野辺の場合はどの程度になるのかしら。

○議長(正木 武君) 企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) 100点以上が、一応、辺地の度数というか、辺地度点数ということで、先ほどちょっとご説明をさせていただきました。上の点数というのはちょっと私どももわかりませんが、100点以上で辺地の計画ができると、辺地債の対象になるという形になっております。今回の会所・宇野辺は155点でございます。

以上でございます。

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありませんか。

7番吉野議員。

○7番(吉野僖一君) 先ほど道路のキロ数を言ったんですけれども、道路の幅と、わかりやすく、例えば田代から栗又とか、そういう場所的のところはどこら辺をいうのか、ちょっと教えてもらいたい。

○議長(正木 武君) 企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) 場所はですけれども、栗又のほうから行かまして、面白というか、宇野辺に上がる場所なんですけれども、そこから会所の中の集落を越えて田代に向ける道路なんです、きのうもちょっと、宇野辺の中を通ってですね、で抜けるんですけれども、集落を過ぎてトンネルまででございます。隧道まで。

(「隧道まで、隧道は入らないんだ」の声あり)

○企画財政課長(小野田光利君) 隧道までで、隧道は入らないです。

(「幅員は」の声あり)

○企画財政課長(小野田光利君) 幅員は、現況の幅員は、そうですね、4メートルないと思われませんが、ちょっと現況の幅員まではわからないんですが。

(「田代までは来ねんだ」の声あり)

○企画財政課長(小野田光利君) そうですね、きのうのご質問であったとおり、以上でございます。

(「田代までやんなきゃ意味ねえよ」の声あり)

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありませんか。

6番君塚議員。

○6番(君塚義榮君) この辺地度数ですね、これを策定する場合の基礎資料というのはどういったところでやるんですか、例えば人口密集地とか、あるいは道路の状態とか。

それともう一点、大多喜町でこれに該当するような場所はほかにありますか。あればどういったところですか、参考のために。

それと、今、宇野辺へ上がる隧道までと言いましたね。あれを通り抜けにはできないんですか。田代方面、当月川に、それを、だからできない理由はどういうわけなんですか。

以上です。

○議長(正木 武君) 企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) 大多喜町でほかに該当する場所があるかどうかというお話ですが、ちょっと人数等、地域の、要するに中心を含む5平方キロ以内の面積の中に50人以上の人口を有するとかですね、辺地度数は役場までの距離とか医療機関までの距離、郵便局までの距離、小中学校、駅または停留所までの距離とかが遠いほど、その辺地度数が上がってくると、そういうような条件がついております。そして、ほかには、そうですね、それによってその点数が上がってくるという形です、ちょっと上限まではわかりませんが、先ほど申しあげましたとおり100点以上が該当となっております。ほかの地区については、ちょっと私どももどの地区が全部辺地に当たるかというのまでは調べておりませんが、該当する場所があれば、また辺地の計画を立てる方法もあろうかと思っておりますが、多分、この会所・宇野辺地区しかないと私は考えております。

(「あるよ」の声あり)

○企画財政課長(小野田光利君) すみません、ほかにもあるそうですんで……

(「ほかのところあるよ」の声あり)

○企画財政課長(小野田光利君) すみません、私はちょっと調査不足で申しわけありません。

(「老川はほとんど辺地だよ」の声あり)

○議長(正木 武君) 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） 100点の度数ですけれども、例えば伊藤とか、ああいった離れたところは該当にならないかどうかね、ならない場合はそういったところでならないのか。その辺はわかりますか。それ、なりますか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） それでは、私の知っている範囲でお答えします。

伊藤とか会所、小倉野、その辺は辺地の該当地域になります。今までもそういうところで辺地対策事業ということで事業をやってきました。ですので、該当します。お答えします。あとまだ該当になるところもあるかもしれませんが、一応、私の知っている範囲はそういうところが該当になります。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 先ほど君塚議員も言ってくれたんですけれども、宇野辺の隧道の、こっちからというと、田代のほうから行くと先まで。トンネルと田代が計画に入っていないんですが、先行き、長期計画でそれ、田代から宇野辺までの計画があるかどうか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 昨日もちょっとお話をさせていただいたんですが、概略設計ということで、辺地対策をやるに当たりまして概略設計を行いましたところ、特に宇野辺から田代のほうですか、そちらにつきましては山といいますか、地形が複雑で、急坂とか、そういうようなこともございまして、かなり莫大な経費がかかるというようなことがありまして、今回宇野辺集落を重点とした会所側からの道路ということで計画をさせていただいたところでございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第7、議案第17号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 議案綴り39ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第17号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明を申し上げます。

まず、本文に入る前に提案理由の説明を申し上げます。

この規約の改正でございますけれども、千葉県市町村総合事務組合にて共同処理をしております事務のうち、議会議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償の事務及び非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の事務の共同処理団体にそれぞれ松戸市を加え、公平委員会に関する事務の共同処理団体に銚子市を加えるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

千葉県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約。

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3条第1項第3号に掲げる事務の項及び第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「木更津市」を「木更津市 松戸市」に改め、同表第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「館山市」を「銚子市 館山市」に改める。

附則、この規約は平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第8、議案第18号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第18号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてのご説明をいたしますので、議案綴り41ページを開いてください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合を構成する勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町においては、各市町が独自でごみ処理を行っておりますが、各市町のごみ処理施設は老朽化が進み、処理能力の低下、設備の故障等が生じており、将来にわたるごみの資源化、衛生的な処理を確保していくことが困難な状況となっております。そこで組合では、環境型社会形成推進交

付金により共同で広域ごみ処理施設を建設することとし、施設の建設に向けて事務事業の推進に取り組んでいるところでございます。

このごみ処理施設の建設につきましては、現在の広域市町村圏事務組合の規約第12条第2項で定めております均等割3パーセント、人口割97パーセントの負担割合はそぐわないことから、関係市町で費用負担について協議をした結果、負担の公平性の観点から現在の負担割合を見直し、均等割、人口割にごみ量割を加えた新たな負担割合とすることで関係市町の協議が調ったものでございます。

つきましては、現在の規約第12条第2項に広域ごみ処理建設に係る経費について新たにごみ量割を加味した負担割合を追加しようとするもので、一部改正する規約の改正について、地方自治法では関係市町の協議により改正する必要があるため、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和47年千葉県指令第1744号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。別表（第12条第2項）の関係でございます。負担金の負担割合でございます。経費区分、4条第1号から第7号まで、第9号及び第11号の事業に要する経費は、均等割100分の3、人口割100分の97とする、とありますが、これについてちょっとわかりやすく申し上げますと、広域市町村圏事務組合規約で共同処理する事務の中で、広域ごみ処理施設建設事業及び外房線複線化事業以外の事務ということになってございます。広域計画の策定や老人福祉センター、農林業センターの管理経費、共同研修の経費や消防関係経費、介護・障害等の審査会の経費等については現行どおり均等割3パーセント、人口割97パーセントの負担割合とするということでございます。第4条第8号の事業とは外房線複線化の事業でございまして、2市2町がJR複線化に対し貸し付けしたもので、外房線複線化事業特別会計設置条例により大多喜町は5パーセントと決まっております。次の4条第10号の事業に要する経費が広域ごみ処理施設建設事業に要する費用でございます。次の42ページにわたりますが、均等割、人口割に排出されるごみ量によるごみ量割を加えた新たな負担割合とするものでございます。

附則として、この規約は平成24年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） ごみ処理施設の、41ページの表の一番下のごみ処理施設にかかわるところなんですけれども、施設建設の均等割、焼却施設とリサイクルプラザともに10パーセントになっているんですけれども、均等割というのは、同じ率でこられると小さな自治体にとっては総体的に負担が重くなると思うんですね。何で10パーセントに決まったのか。ほかのところでは100分の3とか外房線は5でしたっけという低い割合になっているんですけれども、10パーセントに落ちついてしまった経緯というのはどうなんでしょうか。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ただいまの質問なんですけど、施設建設費ですね、焼却施設とリサイクルプラザの関係で均等割も10パーセント入っちゃっているということなんですけれども、これはですね、最初に協議をした中でそれぞれ率を市町で協議していただいて持ち寄りしました。

その中で、例えばいすみ市にしてみますと、均等割に重きを置いた割合になっておりました。勝浦市にしては、逆に人口割に重きを置いた割合で提示された。御宿につきましては、やはり人口割に重きを置いて割合を出されました。じゃ、大多喜町はどうかといいますと、前にもちょっと議会のほうでお話をさせていただいたんですけれども、例えば焼却施設については人口割を10、それからごみ量割を90ということで、これはなぜかといいますと、大多喜町のほうで出すごみの量、これが非常に少なく、町にとっても有益だということで出させてもらいました。リサイクルプラザについては、やはりこれは人口割を20と、それからごみ量割を80という形で出させていただいたんですけれども、当然町にとっては有利だということで提案をさせてもらったんですが、それぞれの市町で思惑はございます。そういうことで、じゃ、どこでおっつけるかということになるわけなんですけれども、そんな関係から均等割も必要だといういすみ市もございます。そんな中から今回焼却施設については人口割が50、そして均等割が10入ってきたと、ごみ量割を40とした100パーセントにしたような形です。リサイクルについては、これはそれぞれ市町で努力している部分もございますので、これは人口割を多くして50と、均等割の10を入れてごみ量割の40ということで2市2町が落ちついた数値ということになっております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

(午前10時04分)

○議長(正木 武君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時14分)

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第9、議案第19号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) それでは、議案第19号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算(第5号)のご説明をいたしますので、議案綴り43ページをお開きください。

平成23年度大多喜町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正第1条であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,408万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,399万6,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、繰越明許費の補正であります。

第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」によるということで、48ページに第2表がございますので、こちらをごらんいただきたいと思っております。

第2表、繰越明許費補正、繰越明許費事業として5事業がございます。まず、民生費の子ども手当支給事業63万円ではありますが、制度改正の成立が年度末となる見込みのため、システム修正業務の年度完了が見込めないことから、平成24年度への繰り越し事業とするものであります。

次に、衛生費の環境衛生事務費63万円については、産業廃棄物処理に係る大多喜エコタウン訴訟の弁護士費用であり、2審の上告を最高裁で審理中であり、判決日が未確定であるため、平成24年度への繰り越し事業とするものであります。

次の農林水産業費、農業体質強化基盤整備促進事業1億852万2,000円は、町内10カ所、合計で66.6ヘクタールの暗渠排水事業で、国の第4次補正予算により急遽事業化した国庫補助事業であり、年度内の事業完了が見込めないことから、平成24年度へ繰り越すものであります。

次の土木費、町道改良事業5,689万5,000円は、町道増田小土呂線歩道設置工事及び黒原佐野線災害防除工事、また中野大多喜線、大多喜高校線の改良工事等であり、それぞれ警察協議に時間を要したことなどの事由によりまして、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものでございます。

次に、災害復旧費、農業施設災害復旧事業350万円は百鉢地先の農業用施設災害復旧工事であります。震災の影響により工事の材料が確保できず、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものでございます。

以上が、明許繰越費の補正であり、繰り越し事業費総額1億8,217万7,000円を繰り越すものでございます。合計額につきましては、1月の第1回議会臨時会において繰り越しのご承認をいただいております商工費の粟又地先公衆便所浄化槽改修工事の施工管理委託料40万円及び改修工事1,160万円、計1,200万円を加えた額となっておりますのでご承知おきください。

43ページにお戻りをいただき、地方債の補正であります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるということでございまして、先ほどのまた48ページの後段に、第3表、地方債の補正の内容をお示ししてございます。

過疎地域自立促進特別事業債としては、空き家改修補助金の減額や、有害獣被害防止対策事業の減による農林業振興協議会補助金の減額及び上水道出資債につきましては、南房総広域水道企業団が行う水管橋耐震補強事業に係る出資金の減額で、農林業施設整備事業債については養老溪谷拠点センター管理事業の減額であり、それぞれ事業債の額の変更に伴い限度額を変更するものであります。

それでは次に、事項別明細書により歳入歳出補正予算の内容をご説明いたしますので、52、53ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、款1町税、項1町民税、目1個人町民税の補正額800万円は現年分徴収見込みによる増額であります。

目2法人町民税の補正額906万5,000円についても、現年分徴収見込みによる増額であります。

次の項2固定資産税、目1固定資産税150万円の減額は、滞納繰り越し分で分割納付をしていた企業が業績不振により分割納付ができなくなったということにより増減額であります。

項4たばこ税、目1町たばこ税1,880万円の増額は、実績見込みによる増額であります。

款2地方譲与税、項2自動車重量譲与税450万円の減額。次の款3利子割交付金30万円の減額及び次の欄の款4配当割交付金90万円の増額、さらに款6地方消費税交付金1,250万円の減額は実績見込みによる補正であります。

次の款7ゴルフ場利用税交付金1,100万円の減額は、震災の影響で来場者の減に伴う実績見込みで、款8自動車取得税交付金700万円の減額補正及び款9地方特例交付金28万5,000円の減額補正についても実績見込みによる減額であります。

54、55ページをお開きください。

款10地方交付税1億4,633万4,000円の増額は、交付実績に基づくものであります。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金166万円の減額は、入所児童の実績の減少に伴う減が主な内容であり、その他実績見込みによるものであります。

次の目4給食費負担金250万8,000円の減額は、小中学校の給食費負担金及びいすみ市負担金分が主な内容で、インフルエンザの流行等で休日が増えたことによる実績見込みでございます。

目6災害復旧事業費負担金197万1,000円の減額は、弓木百鉢地先の農地農業用施設災害復旧事業の受益者負担金で、県負担金が平成24年度となることにあわせ、全額を減額したものであります。

であります。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目6教育使用料100万円の減額補正は震災に伴う使用制限によりまして社会教育施設使用料及びスポーツ施設使用料並びに学校施設使用料がそれぞれ減額となったものであります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金4,424万6,000円の減額は、子ども手当給付負担金の減額が主で、支給額の変更に伴うものであります。

項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金144万4,000円の減額は、交付決定に伴う実績見込みによる減であります。

目3土木費国庫補助金1,135万8,000円の減額は、社会資本整備総合交付金を活用した庁舎建設事業の契約実績による減額であります。

56、57ページをお開きください。

目5農林水産業費補助金、節2農業体質強化基盤整備促進事業補助金999万円の増額補正は新規事業であり、町内10カ所、合計66.6ヘクタールの暗渠排水事業に係る国庫補助金であります。

項3国庫委託金、補正総額で33万2,000円の減額は、各節欄記載のとおり実績見込みによる増減の補正であります。

款15県支出金、項1県負担金、補正総額738万4,000円の減額は、各節欄記載のとおり交付決定に伴う実績見込みによる増減であります。

目1総務費県負担金7万円の増額は、県権限移譲事務交付金の実績見込みの増であり、また目2民生費県負担金、節4子ども手当給付負担金の339万9,000円の減額補正は、子ども手当給付額の減に伴うものであります。

目3土木費負担金300万円の減額は地籍調査事業費の減に伴う県負担金の減であります。

項2県補助金、目1総務費県補助金233万3,000円の減額は、各節欄記載のとおり交付決定に伴う実績見込みによる減額であります。

次に、目2民生費県補助金655万4,000円の減額補正は、各節欄記載のとおり交付決定に伴う実績見込みによる増減であります。そのうち、節12の介護保険事業補助金540万円の減額は、ニットーライト跡地に建設中のグループホームの施設規模縮小に伴う減であります。18床から9床となったものであります。

次の目3衛生費県補助金14万1,000円の増額補正についても、交付決定に伴う実績見込みによる増減であります。

目4農林水産業費県補助金483万2,000円の減額補正については、次のページにまたがりませんが、それぞれ交付決定に伴う実績見込みによる増減であります。

58、59ページをお開きください。

次の目5商工費県補助金1万4,000円の減額及び目6土木費県補助金42万5,000円の減額についても、実績に伴う減であります。

目8農林水産施設災害復旧事業費補助金304万1,000円の減額は、交付決定が平成24年度となることに合わせ、全額を減額したものであります。

項3県委託金、目1総務費委託金439万円の減額は、それぞれ実績に伴う増減であります。そのうち主なものは節5千葉県議会議員選挙費委託金であり、平成23年4月10日執行の選挙において当選挙区は無投票であったため、全額を減額するものであります。

目4土木費委託金71万2,000円の減額は、国県道維持委託金であり、これも実績による減額であります。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入200万円の増額は、光ファイバーケーブルの貸付収入であります。

目2利子及び配当金2万円の減額は、庁舎建設基金預金利子の実績に伴う減であります。

款17寄附金、項1寄附金、目2指定寄附金、補正額325万円は、節1ふるさと納税及び節2教育費寄附金並びに節3民生費寄附金として用途を指定し寄附を受けたものであります。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整繰入金の9,891万7,000円の減額補正は、当初予算において財源措置したものでありますが、財政資金に余裕が生じたことから減額補正をするものであります。

60、61ページをお開きください。

目2交通災害共済基金繰入金及び目3ふるさと創生基金繰入金並びに目4福祉基金繰入金は、それぞれ事業実績による増減の補正であります。

次の目5庁舎建設基金繰入金777万7,000円の減額補正は、庁舎建設事業の入札結果に伴う契約額の減及び国庫補助金の活用などにより事業費の削減ができたことにより減額するものであります。

項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金131万7,000円の減額補正は、子ども医療費分高額療養費の実績による減であります。

次の款19繰越金160万3,000円の増額補正は、前年度の繰越金の残りの分でございます。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金25万4,000円の減額補正は、延滞

金の実績見込みによる減額であります。

項3雑入、目3雑入814万9,000円の増額は、次のページにまたがりませんが、説明欄記載のとおりそれぞれ実績の見込みによる増減であります。中でも大きなものは、スポーツ振興くじ助成金399万9,000円であり、減額の理由は野球場の修繕工事の減額及び震災による補助率減に伴う減額であります。

また、62、63ページ上段の古紙やペットボトル、不用金物類の売却単価が上昇したことに伴う売却収入の増528万9,000円であります。さらに、傷害保険に伴う日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金690万円であります。

62、63ページでございます。

款21町債、項1町債は、48ページ第3表の地方債の変更でご説明しました内容と同じであります。

目1総務費300万円の減額は、過疎地域自立促進特別事業債の空き家改修補助金200万円の減額や、有害獣被害防止対策事業の農林振興協議会補助金100万円の減額が理由であります。

また、目2の衛生費30万円の減額は、上水道出資債として南房総広域水道企業団が行う水管橋耐震補強事業に係る出資債の減額が理由であります。農林水産業債60万円の減額は、農林業施設整備事業債として養老溪谷拠点センター管理事業の減額が理由であります。

以上、歳入補正の予算の説明とさせていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますが、歳出予算におきましても、事業の実績見込みによる精算に基づく補正が多くなっておりますので、一部割愛した中での説明とさせていただきますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

それでは、64、65ページをお開きください。

初めに、款1議会費、項1議会費、目1議会費24万1,000円の増額は、関係職員の共済費の率の変更に伴う増、会議録作成委託料の不足に伴う増額のほか執行残等の実績見込みによる減額を相殺したものであります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費945万2,000円の減額は共済費の率の変更に伴う増のほか同じ共済費の追加費用負担金の減、派遣職員1名の減に伴う社会福祉協議会への補助金の減が主な内容であります。

目2文書広報費23万円の増額及び目3財政管理費5,000円の増額は、予算不足に伴う実績の見込みであります。

目5財産管理費4,254万2,000円の増額補正であります。主なものは節13の委託料の減額、

節15工事請負費の減額及び節25積立金の増額であります。これは庁舎建設に伴う委託料や工事の実績減、また、次のページになりますが、積立金として財政調整基金へ3,000万円、また減債基金積立金として3,000万円を積み増しすることによる増額であります。

66、67ページの中段からになります。

目6企画費の補正額は1,312万6,000円の増額であります。主なものはふるさと基金積立金417万円の増額及び過疎地域自立促進基金積立金1,799万9,000円の増額、その他いすみ鉄道に対する補助金611万4,000円の減額、また要望量の減に伴う空き家改修事業補助金200万円の減額、その他事業実績等の増減を相殺した補正であります。

目7電子計算費389万8,000円の減額は次のページにわたりますが、中庁舎のネットワーク保守料9カ月分の減額や、基幹系システム導入の執行残が主な内容であります。

68、69ページの上段でございます。

目8諸費42万円の増額は峯之越区集会施設改修工事に伴う補助金であります。

項2徴税费、補正額合計で17万6,000円の増額は、共済費の増額のほか各種委託料の実績見込みによる減額であります。

項3戸籍住民基本台帳費250万5,000円の減額補正は、やはり共済費の増額のほか実績見込みによる減額を相殺したものであります。

項4選挙費、目2千葉県議会議員選挙費416万9,000円の減額は、次のページにかかりますが、無投票であったため、準備のためにかかった経費を除いた額の残りすべてを減額するものであります。

70、71ページをお開きください。

項5統計調査費、補正総額8万円の減額は、共済費の増額のほか実績見込みによる減額を相殺したものであります。

項6監査委員費7万4,000円の減額補正は、監査委員研修不参加に伴う旅費及び負担金の減のほか支出見込みに伴う減額であります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は301万4,000円の減額であり、その主な内容は社会福祉事務費のパソコンシステム機器導入執行残に伴う備品購入費の減及び次のページの国民健康保険特別会計繰出金である基盤安定負担金の減であります。これは国庫基盤安定負担金の交付決定による減額であります。その他支出見込み、実績見込みによる増減であります。

72、73ページをお開きください。

目2 国民年金費4万2,000円の増額補正は、共済費の増及び予算不足に伴う増額であります。

目3 老人福祉費70万6,000円の増額補正は、老人ホーム施設措置事業の措置対象者の退所に伴う扶助費103万円の減額及び高齢者在宅生活支援事業の外出支援サービス委託料163万2,000円の増が主な内容で、その他支出見込み及び実績による増減であります。

次の目5 介護保険事業費882万2,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金326万4,000円の減額及び介護基盤緊急整備特別対策事業の地域密着型施設等開設準備支援等事業補助金540万円の減額が主な内容であります。介護保険特別会計繰出金については、主に施設サービスの利用減に伴う介護給付費、町法定負担分の減額が主で、地域密着型施設等開設準備支援等事業補助金はニットーライト跡地に建設中の介護施設の規模縮小に伴う補助金の減額であります。その他支出見込みによる増減であります。

目6 後期高齢者医療費414万7,000円の減額は、後期高齢者広域連合負担金244万1,000円の減額及び次のページの療養給付事業175万6,000円の減額で、実績によるものが主な内容であります。

74、75ページをお開きください。

項2 児童福祉費、補正総額5,012万8,000円の減額は、目2 児童措置費5,038万5,000円の減額が主であり、子ども手当支給事業に係る支給額の減額に伴う扶助費の補正であります。その他支出見込みによる増減を計上いたしました。

款4 衛生費、目1 保健衛生費、補正総額489万6,000円の減額は、各目各事業ともに実績等による支出を見込んだ増減を相殺したものであります。

次に、項2 清掃費、補正総額625万2,000円の増額補正は環境センター運営事業が主で、ごみ処理を委託しているいすみクリーンセンターの焼却炉修理負担金の増が内容であります。

項3 上水道費33万1,000円の減額は、南房総広域水道企業団への補助金及び出資金の減であります。

78、79ページをお開きください。

款5 農林水産業費、項1 農業費、補正総額1億553万1,000円の増額補正は、農業振興団体助成事業の水田農業推進協議会補助金の減額及び養老溪谷拠点センター管理事業の工事請負費の減額並びに農業体質強化基盤整備促進事業の増額が主な内容であります。中でも明許繰り越しでご説明をいたしました新規の国庫補助事業である暗渠排水工事10カ所で、合計66.6ヘクタールの増額が大きな補正であります。

80、81ページをお開きください。

項2 林業費、補正総額523万2,000円の減額は、有害獣被害防止対策事業が主なもので、防止さくの要望が少なかったことによる農林業振興協議会補助金の減額であります。その他実績見込みによる増減の補正であります。

款6 商工費、項1 商工費、補正総額526万3,000円の減額は、各目各事業ともに実績及び支出見込みによる増減であります。

目3 観光費、遊歩道整備事業の基本計画設計委託料については、入札による執行残であります。

款7 土木費、項1 土木管理費は次の82、83ページにまたがりませんが、補正総額805万5,000円の減額であります。これは目3 国土調査費795万円が主な内容であり、地籍調査業務委託料の事業費の減に伴うものであります。その他実績見込みによる増減の補正であります。

82、83ページ中段になります。項2 道路橋梁費、補正総額37万円の減額及び項3 都市計画費2万円の減額は、それぞれ実績見込みによる増減の補正であります。

項4 住宅費、目1 住宅管理費、補正額169万8,000円の減額は、住宅・建築物安全ストック形成事業で要望が少なかった戸建住宅耐震診断費用補助金の減額が主な内容で、その他実績見込みによる増減であります。

84、85ページをごらんください。

款8 消防費、項1 消防費、補正総額475万2,000円の減額は、目3 消防施設費、消防水利整備事業の執行予定であった防火水槽撤去工事が執行調整が不調となったことに伴う減額及び目4 災害対策費、防災無線維持管理費の防災用無線機器購入に伴う執行残による減額が主な内容であります。その他実績見込みによる増減であります。

款9 教育費、項1 教育総務費、補正総額26万2,000円の減額は、それぞれ実績見込みによる増減であります。

項2 小学校費は次の86、87ページにまたがりませんが、目1 学校管理費及び目2 教育振興費とも実績見込みによる増減であり、補正総額75万7,000円の減額であります。

86、87ページをお開きください。

項3 中学校費、目1 学校管理費639万5,000円の減額は、中学校管理事務事業扶助費の増が主な内容であります。これは事故に伴う災害共済給付金の支払いであります。その他目2 教育振興費を含め、それぞれ実績見込みによる増減であります。

項4 社会教育費については88、89ページにまたがりませんが、補正総額は31万6,000円の減

額で、主なものは目2公民館費、公民館運営事業の消防施設修繕料の増、またホール棟耐震補強設計業務委託料の減であります。その他実績見込みによる増減であります。

88、89ページ中段でございます。

項5保健体育費は次の90、91ページにまたがりませんが、補正総額349万円の減額であります。主な内容は、目2学校給食費262万円の減額であり、学校給食センター運営事業の休日が増えたことによる賄い材料費の減であります。

また、目3体育施設費、海洋センター管理運営事業費の震災に伴い夜間使用を控えたことによる減及び施設改修工事の執行残などがあります。その他実績見込みによる増減を相殺し、結果として減額となったものであります。

90、91ページ中段でございます。

款10災害復旧費は、補助金交付申請を平成24年度にすることによる財源の変更であります。

以降、92ページから101ページまでの給与費明細書は人件費の補正に伴う特別職及び一般職職員に係る給与費明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で平成23年度大多喜町一般会計補正（第5号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 何点かあります。できるだけ順序よくやりたいと思いますけれども、あっちこっちになったら申しわけありません。説明の中で大分わかったものもありますので、できるだけ前もって通告した中から質問したいと思います。

今回のこの補正予算案は、今までと違って事業別に整理されていて、それはそれでいいのですけれども、今まで聞いたことのない事業名が出てきたりして、その辺の用語の説明もありますので、よろしく願いいたします。

73ページ、外出支援サービス委託料があります。当初予算が1,296万に対して、今回の補正で160万、合計で1,439万になっております。これ前々から、毎年200万近く上がっていくので、何とか対策をとというふうに求めてきましたが、今経費節減対策の進捗状況がどうなっているのかまず伺いたいと思います。

1点ずつでいいんですよ。

○議長（正木 武君） はい。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 外出支援サービスの経費節減対策の進捗状況ということでございますが、まず、平成24年1月1日から今まで申請者の方が1カ所の会社としか事業契約ができなかったものを、町内2カ所のタクシー会社どちらでも利用できるようにという形態に変えております。その後、乗り合いのことについても、野中議員のほうからいろいろとお話しいただいてはいるところでございますが、まずタクシー会社のほうにお話をしたところ、1カ所は理解していただけたんですけれども、もう1カ所は検討させていただきたいということでお答えをいただいております。

そして、1月からの利用形態を変えたことで、利用状況を見てみますと、かなり利用者及び利用額が下がった会社がございます。この辺を見てみますと、なかなか乗り合いについて理解をいただくというのは難しいのではないかなというふうに考えております。

それからあと、このサービスを利用している方の利用状況も見ますと、まず通院の方が60パーセント以上です。それから買い物につきましては25パーセントぐらいになって、そのほかとなっておりますので、通院となりますと個々それぞれかかっている医療機関も違いますし、時間帯も違うと思いますので、なかなか乗り合いにしていくということが難しいということも思われます。ですので、町の総合的な交通体系と合わせてその辺を改善していくという状況ではないかというふうに考えております。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 今のことについてなんですけれども、お客さんのほうが乗り合いにしたいということに対して、事業者のほうで渋ると、そしたら私たちはほかの会社を、できれば町内の会社はもちろんいいんですけれども、ほかの会社に乗るかえるというか、あるいはほかの会社にももっと大多喜のほうに入ってもらいたいみたいなことをしてもいいのではないかなと思うんですけれども、その辺の対応をもっと強気で進めていただきたいなと思います。

それからもう一つは、外出支援サービスが公共交通網の一環であるならば、お医者さんに行くときにそれぞれが違うからではなくて、やっぱり経路図みたいのがあって、時刻表があって、規制があるのが私は当たり前だと思うんです。ただ、タクシーを使うというのはドアツードアという、高齢化社会にとってはそれは必要なことだから、乗り合いタクシーという形で追及してもらいたいと思うけれども、全部自分の思う時間でやってほしいというのであれば、私は個人で対応すべきだと思いますから、その辺公共交通的な意味を含めた対応でや

っていただきたいと思います。

その次行きます。ページがちょっとわかりません。介護保険事業計画策定業務の補正が21万5,000円の減額になっております。当初予算を見ますと200万です。こういう基本計画みたいなもの、実施計画もそうですけれども、できるだけ自前でやってほしいと、その中で職員が鍛えられる、地域の実態がわかっていく、どうしたいかという要望というか、政策も出てくるはずだと思いますので、できるだけ自前でやってほしいという要望を出してきました。今回のこの事業計画策定に当たってどのくらい自前で取り組んでいたのか、それから、これから先自前で策定する覚悟はあるのか、これは介護計画だけではありません。でも、とりあえずこの介護保険の計画での取り組みを教えてください。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、介護保険事業計画策定の状況についてご説明いたします。

介護保険事業計画につきましては、実質担当者は1人で行っておりまして、ほかの事業の中で時間をつくって担当しているというのが実情でございます。全体の中の自前で行った部分といいますと、計画の部分の印刷、印刷部分につきましては完全に自前で行っております。そのほかにつきましては、委託機関の担当者と常に連絡をとりながら、データを合せて計画を策定しているというのが実情でございます。担当者のほうに確認しましたところ、自前のできる部分というものは基本的な高齢者保健福祉計画、地域支援事業計画、介護保険事業計画の基本的な部分というのはできる可能性はあるということです。ただ、自前でなかなか難しい部分というのは、人口認定者数、それから事業量などから推移しまして、そちらから保険料の推計をしていく作業が非常に複雑で、やはり専門的な知識を必要とするということで、なかなかすべてを自前でやるというのは難しいということであります。今回、1人が担当して行ったわけですが、3カ月間ほとんど土日、8時間全部というわけではありませんが、かなりの時間休日出勤をしております。そういう面で、労働時間等の管理もなかなか難しいところもありますし、健康面等も考え合わせると非常に厳しい状況だと思います。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 人的な手当を何とか町長して、職員が自分でやっぱり自分の町の実態、それから事業計画が立てられるというのは本当に本来の姿だと思うんです。それをコンサルタントのようなところにね、基本計画って頭脳だから、脳みそを外注するというのはや

っぱり情けないなという思いがあるんですけども、その辺の人的な手当てについてはどんなふうを考えられますでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いろいろ委託する事業につきましてはですね、それぞれノウハウがあるんだと思いますが、ただ、町といたしましても職員の削減計画というのがございます。ですから、なかなか人をふやすというのは難しいわけですね。こういう計画を策定というのは、相当の人数、またそれなりの能力を擁した人を配置しなければならないということで、今の現状の町の中ではなかなか難しいのかなと思っております。ただ、町の中でも、これに限らずできるものは進めて今いるところでございます。例えば水道事業につきましてはですね、もう既にいわゆる委託事業を廃止して、そこにプロパーを養成し、その技術者を養成しまして、そういったところにもやはり、できるところはやっていきたいと思いますが、なかなかできる部分とできない部分がございますので、これはまた十分検討した中でこれを実施するかしないかというのは決めていかなければならないなと思っております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

3 番江澤議員。

○3 番（江澤勝美君） ちょっと教えてもらいたいんですけども、57ページの一番上、農業体質強化基盤整備促進事業費、これ場所がわかったらちょっと教えてもらいたいんですが。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 農業体質強化の場所というご質問でございますけれども、全部で66.6ヘクタールございますけれども、場所は小土呂6.4ヘクタール、八声14.8ヘクタール、久我原19.4ヘクタール、三又2.7ヘクタール、笛倉小内21.6ヘクタール、百鉢1.7ヘクタール、の6工区で工事を予定しております。

（「はい、結構です」の声あり）

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 75ページ、予防接種事業があります。当初予算1,813万に対して今回、数字がちょっと苦手なんです、268万9,000円の減額になっています。もったいないなと思うんです。実施状況、実施率、教えてください。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 予防接種事業の減額でございますが、実は集団予防接種で今

回日本脳炎を予定しておりました。ところが、国の方針がなかなか出なくて、集団接種を予定した部分ができなかったということで、報酬、賃金が減額に、それから需用費の薬剤師分が減額になっております。それからもう一つ、委託料のほうで、これは主に子宮頸がん等の予防ワクチン及びヒブ及び小児肺炎球菌の予防接種です。こちらが、国では80パーセントの接種率ということで計画をしておりまして、町もそれに合わせたわけですが、平均して約67パーセントの接種率でございます。比較的、ヒブとか肺炎球菌の接種率のほうが高いのですが、子宮頸がんについてはことし2年目になりまして、ちょっと関心が薄れてきたというような感がございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） いろいろな面で医療費の高騰が言われていて、やっぱり予防が大事だという点ではもっとこの予防接種、日本脳炎のこの集団接種の未実施については別として、子宮頸がんを含む三種のワクチン、実施率67パーセントというのは残念だなと思うんです。来年度の啓蒙活動について積極的にやっていただきたいなと思いますけれども、その辺の考えについてどうでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 啓発活動についてですけれども、ヒブとか小児肺炎球菌につきましては、乳幼児の健康相談ですとか健診等も活用しながら、保護者の方に伝えていくということは日々やっております。それをまた継続していきたいと思います。それから子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、今年度は学校の性教育の時間に少し時間をいただきまして、生徒さんとか保護者の方にお話はしてまいりました。また、これを少し充実させてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 6 番君塚議員。

○6 番（君塚義榮君） 56ページと73ページなんですけれども、これグループホームということが載っています。これ当初、議会のほうの説明は18床という形でスタートしたと思うんですけれども、これがどういうわけで8床になったのか、これ9床ですね、ワンセット9床ですよ。2セットの予定だったんですけれども、今度ワンセットになって9床になっているんですけれども、この理由ですね、どういうわけでこういうふうになったのか。

それと、当初18床の場合、経費が1人当たり15万円前後と言ったんですけれども、それが9床になった場合もっと高くなるおそれが一般的には考えられるんですけれども、その点はどうか。

それと、こういった事業は国吉病院のハピネスもやっぱり認知症であるし、グループ的に回復をやっているんですけれども、そのハピネスとグループホームと根本的に違う、治療までいかないんですけれども、形態はどういうふうに違いますか。これを一つ、1点目です。

もう一点目は、79ページに養老溪谷拠点センター管理事業というのがあります。養老溪谷拠点センターというのは最近よく出てきた話なんですけれども、恐らくこれ当初は中山間整備事業で直売所をつくる予定だったと思うんですけれども、それができなくなってこういった形でまた生まれ変わってきたんだらうと思うんです。これは結構な話なんですけれども、拠点センターをどこへつくるのか、また完成はいつごろか、多分補助事業あると思うんですけれども、こういった原資が、名前が連なるのか、土地改良事業といろいろな、過疎地域とか、そういったいろいろな原資があると思うんですけれども、こういった事業で成り立っているのか。それをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、グループホームのユニットが2ユニットから1ユニットに減った理由ということでございますが、当初、信和会さんが大多喜町に施設を設置したいというご要望があったときにはたしか2ユニット建てたいということでいられたかと思いますが、実際に設備整備をする段階において、大多喜町の中で利用者数がそこまで見込めないというふうに見られたのではないかと思います。

それから、18床から9床になったということで、1人当たりの経費が変わるのではないかとご質問だと思っておりますけれども、それについては利用料というのは介護度と、それから生活費ということで分けられておりますけれども、それについては料金が決まっておりますので、ベッドが減ったということで、1人当たりの負担額がふえるということはないのではないかと思います。

それから、ハピネスとの違いはどうかといいますと、グループホームにつきましては、認知症の高齢者の方がご自宅で生活するのと同じような形で生活できるというのが特徴でございます。ハピネスのような施設でリハビリを兼ねて、要するに訓練ですね、リハビリ訓練をしながら生活するというのでは少し生活内容、お世話、介護の内容が違ってまいります。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 79ページの養老溪谷拠点センター管理事業でございますけれども、これにつきましては小田代の十字路のところの警察の裏でございます、場所は。それ

で、中山間事業というお話ございますけれども、当初そういう事業であったということは聞いておりますが、それはだめになったということで、県からの補助をいただきまして、県50パーセント、町50パーセントでございますけれども、この79ページにかかわる事業につきましてはトイレの設置でございます。今、駐車場の整備もことしの3月までには完成する予定、舗装が完成しております。また、建物につきましても、24年度事業で計画をいたしております。

以上です。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） ちょっと聞き取れなかったんですけれども、どういった補助事業で何パーセントぐらいの割合できているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 補助事業の名称はちょっと忘れてしましまして申しわけございませんけれども、県50パーセント、町50パーセント。失礼しました、観光地魅力アップ事業でございます。これ県の補助事業でございます。県50パーセント、町50パーセント。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） 地元負担はないわけですよね。それでこの内容ですね、これからの運営する基本になるものはどういったものなんでしょうか、農産物ですか、あるいは地元産オンリーでやるのか、あるいは仕入れて販売するのか、あるいは今盛んに騒がれている独自産業ということも聞きますけれども、加工施設はすぐわきにありますから、そういったのも販売すると思うんですけれども、一番基本になるものはどういったものを販売するのか、トイレの設備も含んでいるんですか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） トイレ、駐車場については町が管理をします。基本的に町が管理をしていくという、建物につきましては、町がつくりますけれども、どこが管理するということはまだ決めておりません。道の駅という形態で事業を行いたいと思いますので、農産物あるいは観光宣伝という施設で使いたいと思います。まだどこが管理というのは、まだこれからです。今のところ町が管理をするというふうになってはおりますけれども、どこが管理をするというのはまだ決めてございません。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 歳出でいうと81ページなんですけど、有害獣被害防止対策事業489万1,000円の減額になっています。防護さく等の設置補助事業だと聞いています。489万の減額というのは、今有害獣の被害に困っている農家にとってはこんなに余らせたのという気持ちです。この費用は歳入のほうを見ますと、59ページか、補助金で442万5,000円を返しているんですね。ほとんどこれ素人目に見ますと、町の負担なしで設置できたはずの事業がそっくりそのまま返って行ってしまったと、大変もったいない話です。申し込みが少ない段階でどんな対策をとったのか、それを伺いたいと思います。これが残っていることによって町の基金がふえるとか繰越金がふえるという事業ではなさそうなので、本当に困っている人たちに働きかけがあったらもっとこなせたいんじゃないかという思いがあるんですね。そこの取り組みを聞かせていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 有害獣被害防止対策事業の減額ということでございますけれども、結果的にこの数字となっております。議員ご指摘のように、お金が余っている時点でまだまだございますよというようなお知らせをすればよかったとは思っておりますけれども、結果的にはそれはしませんでした。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） 私もそれに関連したことなんですけれども、57ページの一番下の5節ですね、野生猿鹿保護管理事業補助金というのがあるんですが、猿鹿なんていうのは害獣なんですけれども、これを保護管理というがどういうことをしたんでしょうかしら、それと同時にこの歳出のほうですね、81ページの歳出のほうとはどういうことをやったか、どういう関連があるかちょっとお聞きします。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 野生猿鹿保護管理事業というのは、これは県の事業の名称でございまして、基本的には野生猿鹿を保護しながら適切な数、適切な数というのはちょっとここでは申し上げることができませんけれども、適切な数を保護しながら駆除をするということでございます。

それと81ページの有害鳥獣駆除対策事業でございますけれども、猿10頭分、イノシシ100頭分の追加の補正でございます。

○議長（正木 武君） 5番苅込議員。

○5番（苅込孝次君） よくわからないんですが、57ページに戻るんですけども、この保護管理をするということは適切な数を残しながら、あとは駆除するという事なんですけれども、そういうことですね、というのはあれですか、適切な数を残しながら、またそれより超えた猿鹿、いわゆる害獣は駆除するというのは、どこかのおりで捕まえたり、鉄砲で殺したり、そういうことはやっているんですか、この歳出のほうからすると。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 駆除にしましては、今議員お話しのように、檻あるいは銃ありますね、それで殺傷して個体数を減らしております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） ページで57ページの国土調査費県負担金の減額の300万と、82ページの関連性があるかどうかわからないんですけども、国土調査費の795万円の内訳というか、ちょっと説明いただければ、よろしくをお願いします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 国調に関する補助金の減ということでございますが、これにつきましては当初町のほうで県のほうに要望いたしました、県支出金の要望額が満たされなかったために、事業量の減による減額と執行残による減でございます。内容といたしましては、当初2,600万だったんですけども、県のほうの決定額が2,200万となったためでございます。それで減額といたしますか、計画を見直しをしたんですけど、見送った件といたしました小田代地区のGとH工程を見送り、先送りにするというような形で対応をさせていただきました。以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 89ページの文化財保護費工事請負費のところなんですけれども、13万6,000円計上されておりますけれども、この工事の場所と改修内容について教えていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 今回補正の文化財保護費13万6,000円ですけれども、3カ所あります。薬医門の表示看板の修理と田嶋酒屋さんのプレートの取り付け工事、あともう一つ

が大手門跡地の標柱の修理、以上の3点でございます。

(「ありがとうございました」の声あり)

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番(野中眞弓君) 81ページなのかもしれません。遊歩道の整備事業が258万3,000円の減額になっていて、その中で基本計画設計委託料が223万6,000円です。これ当初予算から見つけることができませんでした。どのくらいの、入札でしたっけ、で出たんだとおっしゃいましたけれども、どういう入札というか委託料なのか教えていただきたいと思います。

ついでにもう一つ、83ページに住宅・建物安全ストック形成事業、これ170万の減額になっています。この事業の内容を教えてください。

それと、これにかかわるかどうかわかりませんが、耐震診断の実施件数ってどのくらいあるんでしょうか。

○議長(正木 武君) 企画財政課長。

○企画財政課長(小野田光利君) それでは、遊歩道整備事業のほうのお答えをさせていただきます。

これは面白峡の遊歩道の整備事業でございます。平成23年度においては基本設計業務と、また測量設計のほうをやらせていただきました。基本計画の設計委託料のほうですが、当初354万9,000円を見込んでおりましたが、それは入札によりまして131万3,000円になったことによる、その執行残でございます。また、地形測量についてはですね、当初654万2,000円を見込んでおりましたが、入札によりまして619万5,000円となったことによる残でございます。

以上でございます。

○議長(正木 武君) 建設課長。

○建設課長(磯野道夫君) 住宅建築物安全ストック形成事業についてでございますが、この事業のあれにつきましては一戸建て木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修工事費用の一部を助成するものでございます。内容といたしましては、昭和56年に建築基準法の一部改正がございまして、耐震基準が見直されまして、国では昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震化を図るため、県市町村へ助成制度の設置を求めておりましたが、本町では平成22年度から助成制度を実施しております。あと実績ということでございますけれども、23年度におきましては、診断と改修工事5戸ずつ見込んでおりましたが、要望がなかったということでございます。

(「全部、全滅」の声あり)

○建設課長(磯野道夫君) はい、そうです。5戸を見込んでありましたが、一件もなかったということでございます。

以上です。

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありますか。

6番君塚議員。

○6番(君塚義榮君) くどいようですけれども、もう一度聞きたいんですけれども、養老溪谷拠点センターのことなんですけれども、この当初、前身は恐らく組合で出資してあそこへ直売所をつくってきた経緯があると思います。その影響でこれができるのか、といいますのは、懸念されるのは、組合員が出資して一人頭たしか5万円ぐらい出資しています。

そのくらい出資してつくった前身、現在ある直売所なんですけれども、今度は県50パーセント、町50パーセント出資してできる、今度は組合員自体は別に出資するわけじゃないんですけれども、そういった新たな施設に対して、今までの施設は組合員が出資してつくったんですから、組合員以外は出せなかったわけなんですよ。今度は県、町で出した施設なんですけれども、これを組合員をもっと広げるか、あるいは現状のままでいくのか、その点がどうなっていますか。

○議長(正木 武君) 産業振興課長。

○産業振興課長(菅野克則君) やまびこのことだと思いますけれども、とりあえず今のところはやまびこと、うちのほうが建てる建物につきましては、まだ何ら決まっておられません。やまびこに例えば管理委託とか、そういうのをさせるかもわかりませんが、とりあえず今のところはまだ決まっておられません。

○議長(正木 武君) 町長。

○町長(飯島勝美君) この事業はですね、まず二つに分けられると思います。一つは駐車場とトイレ、これは観光地ということもございまして、これは町がつくりまして、町がまず管理をしていくと、これはほかの施設もみんな同じでございます。もう一点はですね、これから24年度で実施いたしますやまびこセンターということでございます。これは当初、議員がお話にもあったようなお話もあったようでございます。これは私も町長になりましてから、10年来の要望であるということも受けてきました。しかし、民間の皆さんと出資しての三セクというのはね、なかなか事業としては難しいわけですね。ですから、町としてはできれば補助事業を使いまして、町が施設をつくりました暁にはですね、やはりたけゆらと同じよう

な民間委託と、ということは、まず、施設を一回つくりますと、これはこれで町としてはそれで一回終わります。しかし、共同事業になりますと、その後の運営でも赤字が出たときに大変なわけですね。施設は町としてつくりますが、それから先は委託ということで、運営については皆さんでお願いするというので、その運営先、委託先についてはまだこれから決めなければいけません、基本的にはやはり老川地域でございますので、老川地域の皆さん方がまず基本的にその地域の農産物、あるいはあの地域での特産のものをできるだけやっていただけるようなものがあるのかなというふうに思っております。

○議長（正木 武君） 6番君塚議員。

○6番（君塚義榮君） 私が一番懸念するのは、現在のたけゆらの里でも、町長がこの前話したとおり荷がないと、せっかくお客がきても荷がない状態がたまたまあるということですね。特にやまびこセンターを今まで見ますと、土日しか開業していないんですよ、実際問題。これをですね、建物ができました、立派なのできました、駐車場できました、だけれども、中の荷物がいないということはね、恐らく可能性があると思うんですが、それだけお客がいないと、こちらみたいに国道がすぐわきにあって、あそこも国道があるんですけども、お客の流通層がどんどんあそこ通るんならいいんですけども、もみじ祭りとか、春先ですね、そういった観光シーズンはある程度お客あると思うんですけども、平日はね、そんなにお客はないと考えていますよ。僕はあくまで思惑なんですけれども、そういった場合に非常に経営上苦しくなるんじゃないかと思います。それでお聞きしたいんですけども、あそこをもし開業して赤字が出た場合、それに対する町の補てんを考えているのか。その辺ですね。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは今お話を申しましたとおりですね、やはり事業の運営の赤字というのはほかの事業でもみんな同じなんですけれども、じゃ、例えば赤字を出し続けたものをそこに補てんするというものを議会に毎回お願いして、それを補てん承諾してもらえないと思うんですね。ですから、先ほど申しましたように、施設としては町がつくれます。しかし、運営は委託します。ですから、それは運営をする側はやはり黒字に出すように、また赤字にならないように努力していただくということが基本でございます。ですから、やはりさっきも言いましたように、共同事業になりますと、町がいわゆるそこにお互いの責任が出ますが、町としては、施設は一回つくりますと、これは町でやります。しかし、それから先の運営については委託した先がしっかりと運営していただくと。またもう一つはですね、運営の方法につきましては、たけゆらとはぴったり同じものではないと思うんですね。という

のは、たけゆらの場合はやはりどちらかというとなど喜町の産品以外は絶対だめですよ、よそのものから、よその地域の人を入れるということはできませんよということは基本にあります。しかし、それはこれから委託する先がですね、そういうことをもっと踏まえて経営の独自性というものを発揮すれば、それはまたそんなに難しいものではないんだと思いますが、ただ、あくまでも運営の赤字について補てんするということはないということで、その話はしてあります。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

やまびこの件は、24年度の予算でがんがんやってください。これは補正予算でトイレと駐車場の件なんで、問題がちょっと違いますんで、これはこれで終わりにしたいと思います。直売所のほうは。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 55ページ、特別交付税が5,149万5,000円計上されておりますけれども、これは災害対策にしたものか、何にしたものか、その辺について町長お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 説明欄記載のとおりでございます、普通交付税と特別交付税で分かれております。普通交付税のほうは約15億7,500万ほど、違うな。

（「内容」の声あり）

○企画財政課長（小野田光利君） 内容ですよ、はい、特別交付税のほうで例えば災害とか、そういうような地域の事例に基づいて交付をされておっての増額でございます。普通交付税のほうは間に何度か調整があつて分割してきますので、そのときの数値の差だと思います。

（「特別交付税の5,149万5,000円についてお伺いしているんです」の声あり）

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 藤平議員ご質問の特別交付税でございますが、これは恐らく災害対策については大多喜町の場合、今回特別交付税の中に入れておりません。なぜかという、そういう該当がございました。この辺でいいますと、旭市とか銚子、あの辺、あるいは浦安市、ああいう災害があつた場合にはおっしゃるとおり特別交付税の中に算入されます。しかし、今回の場合はそういうことではなくて、普通交付税の中に算入されないものの特別な要因があつた場合の特別交付税でございますので、起債の中でも交付税の中に対象になら

ないで特別交付税の対象になるものがございます。そういうものとか、人口の差異、あるいは特別な事業をやった場合にこの交付税の対象になりますんで、そういうものがこの中に入ってきます。恐らく特別交付税の場合は12月と3月に交付がされます今まで全く12月交付分も3月交付分も予算に計上されませんでしたので、今回改めて計上するものでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ただいまの藤平議員の質問に関して、後ほど財政課長より、皆さんの、議員にわかりますように配付しますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） これが私としては最後の質問になると思ひます。

光熱費についてなんですけれども、23年度はあの震災、原発の影響で電氣の使用制限というか、お願ひしますということが出てきたと思ひんです。今回、この補正を見ますと、教育委員会関係の諸施設では使わなかったと、要するに夜間貸し出しをやめるとかという対応で光熱費がそれなりに浮いています。そのことについてはまた住民のスポーツをする権利という点ではクエスチョンマークがありますけれども、そのほかの役場の施設については、ほとんど光熱費の節減がこの予算じゃ認められなかったんですけれども、むしろ増築部分については80万を超える電氣代の増加になっています。どのように事務方部分では節減したのか、どういう取り組みをしたのか伺いたいと思ひます。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 具体的な例として教育課の分をお聞きいただきましたので……

（「教育課はね」の声あり）

○教育課長（高橋啓一郎君） 一応教育課の分もうちょっと細かく説明をさせていただきますよろしいでしょうか。

光熱費につきましては、東日本大震災の関係で節電ということで15パーセント目標の依頼が東電からありました。教育課ではその目標を達成しようという考えで、実際に使っている電氣の節電を目標にして施設の貸し出し等を制限したわけなんですけど、東電からも申し出がありまして、基本契約をもっと低い基本契約に変更して運用目標を立ててもらいたいという依頼を受けました。それを了承しまして、全部の学校で契約を変えました。それによりまして、基本料金部分が結果的には年間60万円減少することとなりました。あと実際の電力の消費量も減らしまして、その部分で15万の電力の消エネが図れました。合計で学校の教育施設

よして75万電気料を減らしております。ただ、先ほどおっしゃいましたように、使用料という形で今回の補正の減を上げさせていただいておるんですけれども、実際利用する団体については大変迷惑をかけていた状況でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今回建物が新しくなりましたですね、電気料の節減がそこに反映されていないではないかなと、数字の中だと、こういうことでございますけれども、基本的に旧庁舎の設備内容と、今度の増築棟の設備内容というのは根本的に違うんですね。ですから、これはですね、今年度はまず今の庁舎の数字というものが基本となりまして、それをどうやって節減していくかということになります。ただ、今の設備の中で、今職員の皆さんも最大限に努力していることは間違いないんですね。ですから、天気の良い日、これはまず照明を消すとか、それからちょっと暖かくなれば暖房を消すとか、こういうことをしております。そしてまた、ちょっと天候の悪いときには照明をどのぐらいつけるとかということ、何種類かの照明のつけ方とか、そういうので非常に工夫しております。そして、温度が何度に上がればもうすぐ暖房を消そうと、そういうことで努力はしております。ただ、今までのいわゆる光熱費というものと比較対象がちょっと違いますもんですから、今年度の数字が出た中でまたこれから比較になるんだと思います。ですから、もともとの施設内容が全然違いますんで、これはちょっと前年度との比較にはならないと思います。ただ、当初からですね、今までよりはかかるなということだけは、私ども試算の中ではありました。ですから、これは来年度どういう数字になるか、その数字から見て、また次年度へ向けてまたやっつけていかなければならないなと思っています。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

9 番野口議員。

○9 番（野口晴男君） 87ページなんですけれども、旧田代分校管理事業についてお伺いしたいんですけれども、21万9,000円、田代分校の中に大多喜町の農機具、文化財ですよね、が、もう10年以上もこのまま寝ている状態なんですけれども、そういうあれが、あと教育関係、子供たちに公開しているのか、この21万9,000円が文化財に利用になっているのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 田代分校の管理費としまして21万9,000円の減額を要求してお

りますが、その内訳についてお知らせします。

その内容につきましては、電気料の減が15万円、それと清掃管理料の減が6万9,000円の内訳になります。電気料につきましては、田代分校に陶芸教室の窯がありまして、今それが故障していて200ボルトの電気が利用が要らない状況でありました。その状況が7月に把握できましたので、それ以後その電気をストップして経費を削減しているものです。

清掃管理料につきましては、ご近所の方に草刈りとか、あの周りをお願いしているんですが、その分について町の予算をお話ししまして、若干減額をさせてもらっている分でございます。

あと文化財としまして農業関係のいろいろな農具を保管させていただいているんですが、その部分についてはそのまま継続して保管をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 9番野口議員。

○9番（野口晴男君） 文化財を今後とも何とか生かしてお願いしたいと思います。当時、教育長が小高教育長時代からだから、かなり前からなんで、その件、またお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 私は、議案第19号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算に反対の立場から討論させていただきます。

予算案執行については粛々に行われているとは思いますが、不正があるとも思っておりません。ただ、人件費削減ということが言われておりまして、それによってやはり人材の育成が

ちょっと手薄になっているのではないか。自分の町のことを自分の職員が長期的な計画も含めて計画を立てられるということは、住民にとってはとっても大事なことだと思うんです。よく知っている人が隔々まで気の配った行政が行き届く、その最低の条件ではないかと思えます。

介護保険の基本計画、それからここでは遊歩道整備の基本計画設計委託料が大変問題だと私は思います。介護保険については先ほど伺いました。遊歩道整備については、減額が223万6,000円とあります。ところが、当初予算が354万9,000円、そして入札が131万1,000円、この差は一体何だろう、余りにもかけ離れ過ぎているのではないか、あるいはこの計画を立てられたのがコンサルタントで、そのままのみにして予算を取ったのかという点で、私は頭脳部分の専門性というものを養成していない。コンサルタントにいいようにされる可能性だってある。こういう町政では困るわけで、人件費削減、それは決して行財政改革のしきの旗ではありません。その辺を高々と掲げるような行財政改革は今後十分に考えていただきたいといういい例ではないかと思えます。そういう点でこの補正予算については反対いたします。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） ただいまの補正予算の第19号ですか、執行部との議論の中でほとんどの実績ということで、おおむね良好かと思えます。異議ありません。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第10、議案第20号 平成23年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第20号 平成23年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）のご説明をいたしますので、議案綴りの103ページをお開きください。

平成23年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

まず、（歳入歳出予算の補正）第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,394万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,826万6,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは次に、事項別明細書により歳入歳出補正予算の説明をいたしますので、106、107ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金12万5,000円の増額補正は、鉄道経営対策事業基金に対する利子の増であります。

次に、款5繰入金、項1繰入金、目1繰入金1,406万7,000円の減額補正は、車両購入及び自動列車停止装置が当初見込んだ金額より安く導入できたことにより、基金からの繰入金を減額するものであります。

続いて、歳出についてご説明いたします。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費12万5,000円の増額補正は、歳入でご説明いたしました基金を国債で運用し、利子がふえたことによる基金積立金の増額であります。

同じく目2助成費1,406万7,000円の減額補正は、やはり歳入でご説明いたしました車両購入及び自動列車停止装置が当初見込んだ金額より安く導入できたことによるいすみ鉄道への交付金の減であります。

以上で平成23年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いし、午後1時から会議を再開します。

（午前11時50分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 零時57分）

○議長（正木 武君） 午前中の会議で、議員の質問に対して一部答弁できなかった点について、執行部から説明がありますのでお聞き願います。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 先ほど補正予算の段階で、特別交付税の回答をさせていただきましたが、一部修正をさせていただいて、皆さんのお手元に答弁書の形でお配りしましたけれども、それとちょっとごらんいただきたいと思います。

特別交付税そのものはですね、普通交付税に算定できない個別な理由ですとか、緊急の財政措置、これは地震とか台風、自然災害による被害対策でございます。これに要するものに

措置される交付金でございます。12月交付分とこれは申し上げましたが、12交付分と3月交付分、12月交付分につきましてはルール分といたしまして、算定根拠はある程度しっかりしたものがあつたものでございます。3月交付分につきましては、その市町村の特殊財政事情によりまして交付されるものでございます。

そして、先ほど私のほうで、今回震災について、特別交付税の中に算定ありませんよというふうな回答をさせていただきましたが、一部算定はされておるようでございますので、その内容についてもご説明申し上げます。

算定の主な項目でございますけれども、上水道の高料金対策あるいは有害鳥獣対策、文化財保護対策、地籍調査対策、病院対策、消防団対策、震災対策、遠距離通学保護対策、特別支援学級対策が主な算定根拠になっておりますが、今回補正をさせていただきましたのは、12月交付分の、要するにルール分だけでございます。それにつきまして、主に高料金対策がその中の31パーセントぐらいを占めております。あとはおおむね10パーセント前後でございます。そして震災につきましては、確かに銚子、旭とか、あるいは浦安のほうに行っているんですが、その中で大多喜町に対しては消防団の団員数で、わずかですが、これは千葉県全市町村全部に団員数割で多少の特別交付税が算定をされておりました。そこを訂正させていただきたいと思つた。

3月交付分につきましては、これから交付されるんですが、そのルール分の算定項目以外のものに対してそれぞれの市町村の一般財源を投じた事業に対しまして、全体の枠、要するに全体の枠というのは特別交付税の3月交付分の全体の枠の中から、ある程度県が采配をして市町村に交付されるものでございます。その財政事情としましては、観光客の入り込み状況ですとか過疎対策あるいは国際交流あるいは中小企業対策、地方バス路線対策、そのようなものに対して一般財源をどのくらい投じているかというふうな状況を県のほうで把握をしまして、それに対して何割というふうな決まつたあつたはございませんので、県の裁量でその辺が交付されるというふうなことでございます。

以上、訂正を含めまして回答とさせていただきます。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 辺地に関しての計画をご説明させていただく中で、現在辺地に該当する地域がどこがあるかということをお答えできませんでした。先ほどの回答の中で総務課長が答弁した内容につきましては、過去に事業化したもの、辺地事業で行なつたものの例を挙げていただきました。現在、今回提案させていただいた以外にある辺地

地域でございますが、小倉野、星井畑、それを一つにした1地区のみだということでございます。その他、過去にも辺地に該当する地域はあったんですが、5キロ平方メートルに50人以上の人口という、その人口要件から現在はだめになっている、要するに辺地事業としては該当しないというような状況となっており、現在は2カ所だけ辺地の該当となるという状況でございます。

以上でございます。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） それでは、日程に入ります。

日程第11、議案第21号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） ただいま議題となりました議案第21号 平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本文に入ります前に、提案理由のご説明をいたします。

109ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正予算でございますが、まず歳入におきましては一般分の療養給付費及び高額医療費の実績見込みの減に伴います国庫負担金の減額及び退職分の療養給付費、高額療養費の実績見込みの増に伴います療養給付費の増額等が主な理由でございます。

歳出につきましては、退職被保険者等療養給付費及び一般分退職分の高額医療費の実績見込みによる増額等の補正であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,071万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、112ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、歳入のほうからご説明させていただきます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正額1,978万6,000円の減額でございますが、一般分被保険者療養給付費の実績により減額となるものであります。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額65万円の減額で、実績による減額でございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目出産育児一時金補助金、補正額10万円の減額でございますが、これも実績による減額でございます。

5目高齢者医療制度円滑運営事業補助で、補正額3万9,000円の増額であります。

5款療養給付費交付金1,688万1,000円の増額であります。

7款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金65万円の減額でございます。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金で72万3,000円の増額であります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金140万9,000円の減額でございます。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金でございますが、前年度繰り越しいたしました616万4,000円の増額であります。

続きまして、114ページをお開きいただきたいと存じます。

11款諸収入、2項雑入、5目退職被保険者等返納金245万3,000円の減額でございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き歳出についてご説明いたします。

116ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額6万9,000円の増額ですが、職員共済費の増額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、補正額がございませんが、交付金減額のための財源内訳の変更によるものであります。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額1,010万8,000円の増額ですが、療養給付費の増額分でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費270万円の増額であります。

2目退職被保険者高額療養費366万1,000円の増額ですが、これは高額療養費の増額分でご

ございます。

2款保険給付費、4項出産育児一時金、1目出産育児一時金、補正額がございませんが、交付金減額のための財源内訳の変更によるものでございます。

7款共同事業拠出金でございますが、県内市町村の過去3年間の事業費総額や被保険者数の推移を勘案し、国保連合会が算出するものであります。

1目高額療養費共同事業拠出金でございますが、260万円の減額でございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金1,523万7,000円の減額でございます。

9款諸支出金、3目償還金5万8,000円の増額で、平成22年度分の返還金の増額分でございます。

以上で平成23年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議ありますので、挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第12、議案第22号 平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、議案第22号 平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。127ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正予算であります。歳入につきましては、保険料の調定見込みの増に伴います増額補正と、歳出につきましてはその保険料を広域連合に納付する見込みの額の増額補正であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億888万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、130ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、補正額261万5,000円の増額でございます。

2 目普通徴収保険料、補正額134万4,000円の増額でございますが、特別徴収、普通徴収、保険料ともに75歳到達者の増並びに案分の実績に伴います増額でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出でございますが、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額395万9,000円の増額ですけれども、保険料の確定に伴いまして、広域連合へ納付する納付金の増額でございます。

以上が歳出でございます。

これで平成23年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 普通徴収保険料滞納がどのくらい、現時点でありますか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 平成23年度分、納期到来分の方までですと、9名の方で9万9,100円の滞納がございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第13、議案第23号 平成23年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、議案第23号 平成23年度大多喜町介護保険特別会

計補正予算（第3号）について、本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算ですが、歳入につきましては、所得段階別人口の変動による保険料の増額、介護保険サービス利用実績減に伴う支払基金交付金及び繰入金の減額、介護予防事業の事業量減による諸収入の減額でございます。

歳出につきましては、人件費及び事務費の増額、介護サービス利用実績減に伴う介護給付費の減額、保険料滞納繰り越し分及び地域支援事業負担金交付決定に伴う基金積立金の増額、東日本大震災に伴う事業量の減に伴う減額でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

133ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,710万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,498万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、138、139ページをお開き願いたいと思います。

それでは、歳入からご説明いたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、補正額78万2,000円でございますが、保険料算定の段階別人口の変動に伴う増減及び滞納繰越分の増額でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、補正額229万8,000円の減額でございますが、交付決定による減額補正でございます。

項2 国庫補助金、目5 介護保険事業費補助金、補正額15万2,000円の増額でございますが、介護保険事業処理システム改修事業補助金による増額でございます。

款4 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金、補正額353万5,000円の減額でございますが、交付決定の減額による補正でございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金、補正額1,746万2,000円の減額でございますが、交付決定に伴う減額と過年度分の精算でございます。

目2 地域支援事業支援交付金、補正額60万4,000円の増額でございますが、介護予防事業の実績に伴う増額でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額302万2,000円の減額でございますが、介護給付費及び地域支援事業の減額と職員人件費及び事務費の増額でございます。

項2基金繰入金808万6,000円の減額でございます。介護従事者処遇改善特例基金解散による繰り入れと、介護給付費準備基金繰入金の減額によるものでございます。

140、141ページをお願いします。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額599万の増額でございますが、前年度繰越金の精算分の補正でございます。

款8諸収入、項2雑入、目1雑入、補正額22万5,000円の減額でございますが、生活保護者の予防給付介護負担金、運動教室いきいき塾の参加者減による減額でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出でございますが、142、143ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額19万7,000円の増額でございますが、共済費の負担率改定、庁用車点検修理による増額でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、目1から6まで要介護認定者の保健給付費の実績に伴う増減でございますが、補正額3,025万の減額でございます。

続きまして、項2介護予防サービス等諸費でございますが、要支援認定者の保険給付費の実績に伴う増減でございますが、補正額44万円の減額でございます。

項3その他諸費でございますが、保険給付にかかわります審査支払い手数料の実績増に伴う補正額4万円の増額でございます。

144、145ページをお開き願います。

款2保険給付費、項4高額介護サービス等費は補正ございません。

項5高齢者医療合算介護サービス等費でございますが、要介護認定者の医療費と介護給付費の1年分を合算により算出し、高額対象となった場合に支給しております。補正額59万円の増額でございます。

次は補正がございませんで、次、款3基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、補正額353万円の増額ですが、介護給付費の余剰金の積み立てでございます。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目2一次予防事業、補正額87万円の減額でございますが、東日本大震災に伴う夜間の事業中止による減額でございます。

項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的支援事業、補正額10万3,000円の増額でございますが、共済費の負担率改正による増額でございます。

以上、歳出でございます。

これで平成23年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 142ページ、143ページで、施設介護サービス給付事業4,930万の減額になっています。この要因について教えてください。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 平成23年度に介護老人保健施設2施設が整備されました。当初、早い時期で整備がされるという予定になっておりましたが、実際にオープンしたのが10月、それから12月ということで、その分につきまして介護給付費の支出が減額になっております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議ありますので、挙手によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第14、議案第24号 平成23年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 水道事業会計補正予算について、ご説明させていただきます。

今回の補正予算の提案理由といたしましては、収入では一般会計補助金増に伴います県補助金の増額、新規水道加入者増による加入負担金の増額、また支出では、南房総広域水道からの受水増、漏水修繕工事増、過年度分水道料金還付等、これらの実績に伴う増減の補正でございます。

それでは、157ページをお開きいただきたいと思います。

議案第24号 平成23年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）。

（総則）

第1条 平成23年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款 水道事業収益、補正予定額742万9,000円、計4億7,040万6,000円。

第2項 営業外収益、補正予定額742万9,000円増、計1億5,095万9,000円。

支出、第1款 水道事業費用、補正予定額135万2,000円、計4億6,467万5,000円。

第1項 営業費用、補正予定額228万9,000円増、計4億907万8,000円。

第2項 営業外費用、補正予定額6万3,000円増、計4,873万6,000円。

第3項 特別損失、補正予定額100万円減、計646万1,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧中「1億2,400万6,000円」を「1億2,275万9,000円」に、「1億2,377万7,000円」を「1億2,253万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款 資本的収入、補正予定額205万8,000円、計416万8,000円。

第1項負担金 補正予定額205万8,000円増、計415万8,000円。

支出、第1款 資本的支出、補正予定額81万1,000円、計1億2,692万7,000円。

第1項 建設改良費、補正予定額12万8,000円増、計1,269万9,000円。

第2項 企業債償還金、補正予定額68万3,000円増、計1億1,422万8,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第6条中「4,799万7,000円」を「4,836万2,000円」に改める。

158ページをお願いいたします。

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第8条中「209万9,000円」を「273万2,000円」に改める。

明細につきましては、水道事業会計補正予算積算基礎資料によりましてご説明をさせていただきます。

160ページ、161ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、款1水道事業収益、項2営業外収益、目3県補助金、補正予定額742万9,000円、計7,442万9,000円。

節1県補助金742万9,000円増、これにつきましては、一般会計補助金増に伴う県の高料金対策補助金の増額でございます。

次に、支出でございますが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、補正予定額139万4,000円、計2億2,314万6,000円。

節21動力費31万3,000円増、節26受水費108万1,000円増、これは各浄水場、配水池の電気料金の増及び南房総広域水道からの受水費の増に伴うものでございます。

目2配水及び給水費、補正予定額55万8,000円、計2,417万円。

節の主なものといたしましては、節19修繕費152万円増でございます。これは漏水修繕工事の実績による増でございます。

節20路面復旧費152万円減、これは路面本復旧の実績による減でございます。節23材料費39万9,000円増、これは貯蔵品材料費の執行に伴う増でございます。

目3総係費、補正予定額74万3,000円減、計4,633万円。

節5法定福利費25万7,000円増、これは職員4名分の共済費の増でございます。節18賃借料100万円減、これは水道料金システムのリース期間終了に伴う無償利用による減でございます。

目4減価償却費、補正予定額10万8,000円、計1億1,319万1,000円。

節1有形固定資産減価償却費10万8,000円の増、これは実績による減価償却費の増でござ

います。

目 5 資産減耗費、補正予定額76万8,000円、計160万4,000円。

節 1 固定資産除却費76万8,000円増、これは工事に伴う資産除却の増でございます。

目 6 その他営業費用、補正予定額20万4,000円、計63万7,000円。

節 1 材料売却原価20万4,000円増、これは貯蔵品売却資材の執行に伴う増でございます。

項 2 営業外費用、目 1 支払利息、補正予定額200万円減、計3,984万5,000円。

節 1 企業債利息200万円減、これは当初予算見込みの利率が借りかえによりまして下がったことによる減でございます。

目 2 雑支出、補正予定額106万3,000円、計292万8,000円。

節 2 雑支出106万3,000円増、これは過年度分の水道料金還付及び特定収入に係る消費税による増でございます。

目 3 消費税、補正予定額100万円、計596万3,000円。

節 1 消費税100万円増、これは実績による支払消費税の増でございます。

項 3 特別損失、目 1 過年度損益修正損、補正予定額100万円減、計646万1,000円。

節 1 過年度損益修正損100万円減、これは実績により水道料金不納欠損額が当初見込みを下回ったことによる減でございます。

164ページ、165ページをお開きいただきたいと思います。

積算基礎資料の資本的収入及び支出の収入ですが、款 1 資本的収入、項 1 負担金、目 1 加入負担金、補正予定額205万8,000円、計415万8,000円。

節 1 加入負担金205万8,000円増、これは新規水道加入者の増でございます。

次に、支出でございますが、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 配水施設費、補正予定額12万8,000円、計791万1,000円。

節 5 法定福利費 4万3,000円増、これは職員 1 名分の共済費の増でございます。節 23 材料費 8万5,000円増、これは配水管布設替工事の材料費増でございます。

項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金、補正予定額68万3,000円、計 1 億1,422万8,000円。

節 1 企業債償還金68万3,000円増、これは企業債借りかえに伴います元利均等の影響による増でございます。

159ページ、163ページの補正予算実施計画書、それから166ページから173ページまでの企業明細書は記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 161ページですが、受水費が181万ふえています。この要因は何でしょうか。

そして、今のところ漏水修繕工事何カ所ぐらいやっけていらっしゃるのでしょうか。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 161ページの受水費ですが、108万1,000円増ということで計上をさせていただきました。これは南房総広域水道より3万8,470立方メートルの増加ということで計上をさせていただきました。

それとあと漏水修理の関係なんですけれども、大体年間で50から60件、例えば23年度でございまして、もう既に50件近くを修繕を行っております。大体、経費的にはですね、1件当たり10万前後、大きいところだと20万、30万かかる場合もあるんですけれども、有収率が76.61ということで、22年度決算でも出ておりますけれども、なるべく80パーセントに持っていけるよう努力している状況でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 受水量が3万8,470立米、これってかなりの量だと思うんですけれども、漏水による増量なんですか、それとも使用量がふえての受水量の増加なんですか。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ふえた分が使用なのか、漏水なのかというご質問でございます。これは両方ございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第15、議案第25号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(齋藤健二君) それでは、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算を説明させていただきます。

175ページをごらんいただきたいと思います。

議案第25号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

実績に伴う増額、減額でございます。

(総則)

第1条 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款 特別養護老人ホーム事業収益、(既決予定額) 2億9,829万1,000円、(補正予定額) 159万6,000円の増額です。計 2億9,988万7,000円。

第1項 営業収益、(既決予定額) 2億9,818万9,000円、(補正予定額) 145万8,000円の増額、計 2億9,964万7,000円。

第2項 営業外収益、（既決予定額）10万2,000円、（補正予定額）13万8,000円の増額です。計24万円。

支出、第1款 特別養護老人ホーム事業費用、（既決予定額）2億9,406万4,000円、（補正予定額）200万7,000円の減額、計2億9,205万7,000円。

第1項 営業費用、（既決予定額）2億9,256万3,000円、（補正予定額）200万7,000円の減額、計2億9,055万6,000円。

続きましては、積算基礎資料にて説明させていただきたいと思いますので、178ページ、179ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算積算基礎資料。

収益的収入及び支出。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益、第1項営業収益、補正予定額145万8,000円の増、第1目介護報酬収益、補正予定額846万8,000円の減額です。これは実績に伴う減額でございます。

第2目介護負担金収益、補正予定額992万6,000円の増額です。これも実績に伴う調整でございます。

第2項営業外収益、補正予定額13万8,000円の増、第1目受取利息、第2目寄附金、いずれも補正予定額1,000円の減額です。実績に伴う減額でございます。

第3目その他営業外収益、補正予定額14万円の増額です。実績に伴う増額でございます。

続いて支出です。

第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用、補正予定額200万7,000円の減額です。

第1目総務管理費、補正予定額117万6,000円の減額でございます。実績に伴う減額でございます。

第2目施設管理費、補正予定額10万円の減額です。これも実績に伴う減額でございます。

第3目居宅介護事業費、短期入所関係でございます。補正予定額40万円の減額です。実績に伴う減額でございます。

第4目施設介護事業費、補正予定額50万円の減額です。実績に伴う減額でございます。

第5目減価償却費、補正予定額16万9,000円の増額です。これにつきましては、22年度末に行った浄化槽制御盤交換工事、資材置き場の屋根がえ工事及びテレビ、ベッドの備品を購入したことによります減価償却費の調整でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 1時50分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時05分）

◎議案第26から議案第32号の一括上程、説明

○議長（正木 武君） 日程第16、議案第26号 平成24年度大多喜町一般会計予算から日程第22、議案第32号までの各特別会計予算及び各事業会計予算までを一括議題とします。

なお、各議案は日程にお示ししたとおり、本日、提案説明までとします。

議案第26号から順次説明を求めます。

初めに、日程第16、議案第26号 平成24年度大多喜町一般会計予算について説明をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第26号 平成24年度大多喜町一般会計予算の提案説明をさせていただきます。

○議長（正木 武君） 座って説明することを許可します。

○企画財政課長（小野田光利君） ありがとうございます。

議長のお許しをいただきましたので、座って説明をさせていただきます。

説明の時間が長時間に及びますので、あらかじめご了解ください。また、事業別予算書に変更したことに伴いまして、事業の統廃合や内容の見直し、業務の組みかえ等を行ったために、前年度との増減額が多少比較しづらくなっておりますので、こちらについてもご容赦願います。

それでは、お手元の平成24年度大多喜町予算書に沿ってご説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開きください。

平成24年度大多喜町一般会計予算。

平成24年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億2,900万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次に、債務負担行為であります。第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

次に、地方債ですが、第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

次に、一時借入金、第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

次に、歳出予算の流用ですが、第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号といたしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものであります。

6ページをお開きいただき、第2表をごらんください。

先ほどの第2条での債務負担行為のできる事項を定めるものであり、西畑小学校に導入い

たしましたパソコン導入事業費を債務負担行為として、その期間及び限度額を表のとおり定めるものであります。

次に、第3表地方債であります。平成24年度に発行を予定している町債の一覧であり、起債の目的、限度額、方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

過疎地域自立促進特別事業債2,250万円は、平成22年4月1日に過疎地域の指定となったことにより、新たに発行が可能となった地方債であり、大多喜町過疎地域自立促進計画に計上した事業のうち、ソフト事業に係るものであります。充当事業は少子化対策事業としての出産祝い金、定住化対策住宅助成事業として住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

次の上水道出資債210万円は、南房総広域水道企業団が実施する水環境耐震補強工事等に要する経費の、加入団体としての出資債であります。

次に、農林業施設整備事業債1,100万円は、養老溪谷拠点センター設置工事に係る起債であります。

次の道路整備事業債3,250万円は、辺地対策事業として実施する宇野辺当月川線の測量地質調査設計業務及び増田小土呂線歩道設置工事ほか3路線の町道改良事業に充当するものであります。

次に、義務教育施設整備事業債1億1,110万円は、大多喜小学校屋内運動場耐震補強大規模改造工事に係る起債であります。

次の社会教育施設整備事業債6,400万円は、中央公民館ホール耐震補強工事に係る起債であります。

次の臨時財政対策債2億5,000万円は、予算編成上に不足する町財源を補うために、制度上に許可されている起債であり、この起債に係る元利償還金は後年度地方交付税で補てんをされます。

次に、予算案の内容を事項別明細書によりご説明をさせていただきますので、予算書11ページをお開きください。

まず、歳入予算であります。

款1町税、項1町民税ですが、本年度予算額は目1個人町民税が3億4,126万1,000円であります。内訳として現年課税分が3億3,746万1,000円、滞納繰越分として380万円を計上いたしました。

目2法人町民税については、昨年度と同額の5,567万4,000円を見込み、内訳としては現年

課税分5,517万4,000円、滞納繰越分50万円であります。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税は5億4,443万1,000円であります。内訳は現年課税分5億3,893万1,000円、滞納繰越分550万円であります。減となる理由は評価がえによるものであります。

目2国有資産等所在市町村交付金であります。486万円を計上いたしました。

次の項3軽自動車税であります。2,566万1,000円を計上いたしました。内訳は現年課税分が2,536万1,000円、滞納繰越分が30万円あります。

次の項4たばこ税は、前年度比較1,720万円増の8,040万円を計上いたしました。昨年は価格値上げに伴うたばこ離れの影響を見越しましたが、前年度実績を勘案し、増額を見込んで計上させていただきました。

項5鉱産税は、前年度同額の250万円を計上いたしました。

項6特別土地保有税についても、前年度同額の20万円を計上いたしました。

項7入湯税も前年度同額の400万円を見込みました。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税であります。2,100万円を計上いたしました。

1枚めくっていただき、12、13ページをごらんください。

項2自動車重量譲与税は、前年度比較350万円減の4,900万円を計上いたしました。平成23年度実績及び国・県の財政情報により見込みました。

款3利子割交付金は200万円を計上いたしました。

款4配当割交付金は150万円を見込みました。

款5株式等譲渡所得割交付金は、前年度同額の60万円を計上いたしました。

款6地方消費税交付金は、前年度比較1,050万円減の1億1,500万円を計上いたしました。減の理由といたしましては、平成23年度実績及び国・県の財政情報を勘案したものであります。

次の款7ゴルフ場利用税交付金は、前年度比較900万円減の1億1,300万円を計上いたしました。減額の理由といたしましては、東日本大震災の影響による来場者の減等を見込んだものでございます。

次の款8自動車取得税交付金は2,500万円を計上いたしました。

次の款9地方特例交付金は、前年度比較1,370万円減の820万円を計上いたしました。これは減収補てん特例交付金で子ども手当の制度変更に伴う減を見込んだものでございます。

款10地方交付税ですが、前年度比較4,000万円増の15億2,000万円を計上いたしました。増

の理由といたしましては、平成23年度実績及び国・県の財政情報を勘案したものでございます。

1枚めくっていただき、14、15ページをごらんください。

款11交通安全対策特別交付金は前年度同額の200万円を計上いたしました。

款12分担金及び負担金は、目1民生費負担金は5,287万5,000円で、内訳は節1児童福祉施設費負担金の現年度分及び節2高齢者在宅生活支援事業負担金の外出支援サービス負担金並びに学童保育負担金が主な内容でございます。

目2衛生費負担金391万8,000円は、火葬場の運営費負担金としていすみ市から負担をいただくものであります。

目3教育費負担金31万4,000円は、日本スポーツ振興センターの負担金で、小中学校生徒の数に対する保護者負担分であります。

次の目4給食費負担金1億210万9,000円は、小中学校の児童生徒の学校給食費負担金6,906万円及びいすみ市の学校給食センター運営費負担金3,304万9,000円の合計額でございます。児童生徒の減少が主な減の理由でございます。

次に、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料649万6,000円は火葬場の使用料及び城見ヶ丘団地のし尿処理施設であるコミュニティープラントの使用料であります。

次の目2農林水産業使用料80万3,000円は、味の研修館及び農村コミュニティーセンター並びに基幹集落センターの施設使用料であります。

目3商工使用料190万8,000円は、観光物産センター及び商い資料館の使用料であります。

次に、目4観光使用料969万円は、麻綿原、粟又、桜台及び久保駐車場使用料941万2,000円と観光センターの施設等使用料27万8,000円であります。

次の目5土木使用料3,772万8,000円は、節1道路使用料850万円、節2住宅使用料2,754万9,000円及び節3駐車場使用料139万9,000円並びに節4法定外公共物使用料28万円の合計額であります。

次に、目6教育使用料367万円は中央公民館使用料、1枚めくっていただき、16、17ページをごらんください。海洋センター等のスポーツ施設使用料及び学校施設使用料であります。

項2手数料、目1総務手数料623万3,000円は、督促手数料及び税務証明や戸籍関連証明手数料などの諸手数料であります。

次の目2民生手数料の1万2,000円は督促手数料であります。

目3衛生手数料1,705万5,000円は、ごみの持ち込み手数料及びごみ収集運搬手数料の節1

清掃手数料1,655万円のほか、節4 狂犬病予防事務手数料48万4,000円が主なものであります。

次の目4 農林水産業手数料1万3,000円は鳥獣飼育許可手数料、次の目5 土木手数料30万8,000円は屋外広告物取扱手数料等であります。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金は、前年度比較4,289万円減の1億6,780万円であります。内訳は節1 障害者自立支援給付費等負担金7,098万7,000円、節2 国民健康保険基盤安定負担金368万円及び節3 子ども手当給付負担金1,540万9,000円並びに節4 子どものための金銭の給付交付金7,772万4,000円であります。

次に、項2 国庫補助金、目1 民生費国庫補助金788万7,000円は、節1 障害程度区分認定等事業費補助金12万6,000円及び節2 地域生活支援事業費等補助金313万7,000円並びに節3 次世代育成支援対策交付金462万4,000円の合計額であります。

次の目2 衛生費国庫補助金386万6,000円は、節1 合併浄化槽設置整備事業費補助金331万1,000円及び、1枚めくっていただき、18、19ページをごらんください。節2 感染症予防事業費等国庫補助金55万5,000円であります。

次に、目3 土木費国庫補助金は、前年度比較391万7,000円減の4,061万9,000円であります。

節1 社会資本整備総合交付金は、地域住宅支援としての町営住宅改修工事に係る補助金及び活力創出基盤整備としての町道増田小土呂線歩道整備工事に係る補助金であります。

また、節2 住宅建築物安全ストック形成事業費補助金は、中央公民館ホール耐震補強工事に係る補助金であります。

次に、目4 教育費国庫補助金は、前年度比較3,199万5,000円増の3,227万4,000円であり、大多喜小学校屋内運動場耐震補強大規模改造工事に伴う交付金が主な内容であります。

次に、項3 国庫委託金、目1 総務費委託金18万円は、外国人登録事務委託金及び自衛官募集事務委託金であります。

目2 民生費委託金230万6,000円は、節1 基礎年金等事務委託金が主なものであります。

次に、款15 県支出金、項1 県負担金、目1 総務費県負担金66万8,000円は、県権限移譲事務交付金であります。

目2 民生費県負担金1億698万3,000円は、障害者自立支援給付費等負担金、国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金、子ども手当給付負担金、子どものための金銭の給付負担金であります。

目3 土木費県負担金1,890万円は、国土調査に係る県負担金であります。

次に、項2 県補助金、目1 総務費県補助金79万6,000円は、地方消費者行政活性化基金事

業補助金及び、次の20、21ページをお開きください。住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金であります。

次に、目2民生費県補助金であります。前年度比較4,092万4,000円減の2,215万4,000円です。主なものは節1重度障害者医療費補助金999万8,000円及び節12児童クラブ設置育成事業補助金454万6,000円です。

目3衛生費県補助金2,374万3,000円は、節1子ども医療対策事業補助金及び節4子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金のほか、節5合併浄化槽設置促進事業補助金、節8南房総広域水道用水供給事業補助金が主なものであります。

目4農林水産業費県補助金は、前年度比較521万2,000円減の3,008万3,000円を計上いたしました。主なものは節1農業委員会交付金補助、また、22、23ページをお開きください。節4野生猿鹿保護管理事業補助金及び節6イノシシ管理事業補助金、節7有害獣被害防止対策事業補助金のほか、節10鳥獣被害防止総合対策交付金、節11観光地魅力アップ緊急整備事業補助金、節15農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金です。

次の目5商工費県補助金54万円は、栽培漁業振興対策事業費補助です。

また、目6土木費県補助金25万5,000円は、住まいの耐震化サポート事業補助金です。

目7消防費県補助金410万円は、石油貯蔵施設立地対策等交付金補助です。

項3県委託金、目1総務費委託金2,984万3,000円は、節2県税取扱委託金及び節5千葉県知事選挙費委託金並びに、次の24、25ページをお開きください。節7沢山川周辺区域環境管理事業委託金が主なものとなります。

次に、目2民生費委託金9万6,000円は、民生委員協議会事務委託金です。

目3農林水産業費委託金2,842万4,000円は、大多喜県民の森管理委託金です。

目4土木費委託金160万円は、国県道維持委託金であり、次の目5消防費委託金260万円は久保排水機場及び水門管理委託金です。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入1,533万2,000円は、町有の土地建物の貸付収入及び光ファイバーケーブルの物品貸付収入です。

目2利子及び配当金6万3,000円は、基金の利子分及び配当金です。

次に、項2財産売払収入、目1不動産売払収入4,118万6,000円は、土地売払収入として城見ヶ丘団地及び下大多喜、大戸の分譲地の売払収入が主なものであります。

目2物品売払収入は、存目として1,000円を計上いたしました。

次に、款17寄附金、項1 寄附金、目1 一般寄附金1,000円は存目計上。

目2の指定寄附金20万円は、ふるさと納税分を見込んだものであります。

次に、款18繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金9,950万3,000円は、財源不足を補うための基金からの繰り入れ分であります。

目2 交通災害共済基金繰入金から目5の小中学校施設整備基金繰入金までは、それぞれの基金の設置目的に応じた事務事業に充当するために繰り入れするものであります。

次の26、27ページをお開きください。

目5庁舎建設基金繰入金は、廃目とするものであります。

次の項2 特別会計繰入金、目1 国民健康保険特別会計繰入金49万2,000円は、子ども医療分高額療養費として国保会計から繰り入れするものであり、次の目2 後期高齢者医療特別会計繰入金1,000円は存目計上するものであります。

款19繰越金、目1 繰越金1億円は、前年度会計からの暫定的な繰越金の計上であります。

次の款20諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 延滞金50万4,000円は、税金等の延滞金収入を見込んだものであります。

次に、項2 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入204万8,000円は、後期高齢者の健康診査委託金であります。

項3 雑入、目1 高額療養費貸付償還金は100万円を見込み計上いたしました。

次の目2 滞納繰越分として38万円を計上し、次の目3 雑入は、次の28、29ページの中段までにその内訳内容を説明欄に記載しておりますが、前年度比722万8,000円減の5,757万7,000円を計上いたしました。

28、29ページの中段からになります。

款21町債、項1 町債、目1 総務債2,250万円は、過疎地域自立促進特別事業債で、ソフト事業の出産祝い金及び住宅取得奨励金並びに住宅リフォーム補助金に充当されます。

目2 衛生債210万円は、上水道出資債として南房総広域水道企業団への出資債であります。

目3 農林水産業債1,100万円は、農林業施設整備事業債として養老溪谷拠点センター整備事業に充当されます。

目4 土木債3,250万円は道路整備事業債の辺地対策事業として宇野辺当月川線の測量地質調査設計業務及び増田小土呂線歩道設置工事のほか3路線の町道改良事業に充当するものです。

目5 教育債1億7,510万円は、大多喜小学校屋内運動場耐震補強大規模改造工事のための

義務教育施設整備事業債及び中央公民館ホール耐震補強工事のための社会教育施設整備事業債であります。

目 6 臨時財政対策債 2 億 5,000 万円は、国の地方財政対策として一般財源の不足額を補てんするために許可されているものの起債でございます。

以上で歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算のご説明をさせていただきますので、30、31ページをお開きください。

初めに、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費、今年度予算額 8,881 万 6,000 円は、前年度比較 921 万 7,000 円の減になっております。地方議員年金制度の廃止に伴う減であります。議員 12 名の議員報酬、議会事務局職員の人件費及び会議録作成委託料、政務調査費補助金並びに議会関係団体への負担金が主なものでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、本年度予算額 3 億 1,478 万円は、特別職及び総務、企画財政、32、33ページをお開きください。会計関係の職員人件費、行政連絡員等への報酬及び職員健康診断、各種負担金、34、35ページをお開きください。社会福祉協議会への補助金等の総務管理費、また役場内事務消耗品や通信運搬費等の財産管理費、職員研修事業入札関係の電子調達管理事業の経費であります。

次に、34、35ページ中段の目 2 文書広報費 767 万 7,000 円は、情報公開・個人情報保護及び例規集データ更新等の文書管理事業と広報の発行やホームページの管理をする広報おたき発行事業の経費であります。

36、37ページをお開きください。

目 3 財政管理費 521 万 3,000 円は、財務会計システムの保守点検及びソフトなどの借上料が主なものでございます。

目 4 会計管理費 64 万 6,000 円は、会計室での事務用品、郵便料及びパソコン使用料等であります。

目 5 財産管理費は、次の 38、39ページにわたりますが、2,858 万 8,000 円で、町有車や町有建物の保険代、管理委託料等及び町有財産管理のための経費を計上した公有財産管理事業、役場庁舎の光熱水費及び各種委託等のための庁舎管理費、また、38、39ページになります。町有林の管理のための町有林管理事業であります。

次に、目 6 企画費 1 億 2,004 万円は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合等企画関係団体の負担金が主の企画事務費や基本計画策定空き家改修事業補助及び水道事業会計への繰り出し等を計上いたしました定住化対策事業、また光ファイバー網等の施設の保守管理費や、東京電

力、NTT柱へのケーブル添架利用料等を計上いたしました地域情報通信基盤維持管理事業、さらに中止となりました大多喜ダム跡地の環境管理事業のための大多喜ダム対策事業、40、41ページをお開きください。人口増対策としての結婚活動支援事業や、ふるさとづくり寄附金を財源としたふるさと基金積立事業、いすみ鉄道及び地方バス路線等地方交通体系の支援対策のためのいすみ鉄道対策事業が予算の内容でございます。

目7電子計算費7,610万7,000円は、次の42、43ページにわたりますが、電子計算業務費として電子計算機の保守委託料及び基幹系電子データの出力委託料、その他電子計算機借上料が主な内容でございます。基幹系システムの更新により大量一括処理委託がふえ、増額となりました。

42、43ページ目の目8諸費、予算額874万1,000円は、町主催行事開催時及び公金の損害保険のための総合賠償保険事業や、自衛隊募集事務費、税務事業還付費、大多喜交通安全協会への補助金及び各行政区への防犯灯電気料補助金が主の交通安全対策事務費で構成をしております。

次に、項2徴税费、目1税務総務費7,932万3,000円は、税務関係職員人件費のほか税務関連協議会等への負担金が主の税務総務事務費であります。

次に、44、45ページをお開きください。

目2賦課徴収費1,244万3,000円は、賦課事務費や徴収事務費、航空写真及び地図情報データの作成並びに修正委託料が主の地図情報システム管理事業、また課税資料の電子化のための税務資料ファイリング業務委託事業が内容であります。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民台帳費4,219万3,000円は、戸籍管理に係る経費全般であり、戸籍関係職員人件費、戸籍事務費、次のページになりますが、住民基本台帳ネットワークシステム事業で構成をしております。

46、47ページの中段からでございます。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費23万4,000円、また、次の48、49ページにまたがりませんが、目2大多喜町議会議員選挙費896万8,000円及び目3千葉県知事選挙費684万4,000円は、いずれも選挙に係る報酬や従事者手当等の経費が主であります。

目4千葉県議会議員選挙費、目5大多喜町農業委員会委員選挙費は廃目であります。

48、49ページの下段になります。

項5統計調査費、目1統計調査総務費885万1,000円は、統計関係職員人件費及び統計に係る統計の事務費でございます。

50、51ページをお開きください。

目2 各種統計調査費50万5,000円は、統計調査員の報償費、その他事務用消耗品等であり
ます。

項6 監査委員費、目1 監査委員費53万2,000円は、監査委員への報酬及び研修等の旅費、
経費等であります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、予算額3億7,398万5,000円は、54、
55ページにまたがりませんが、社会福祉関係職員人件費、社会福祉事務費のほか、52、53ペー
ジをごらんください。社会福祉関係団体助成事業、障害者福祉事業及び民生委員活動事業、
高額療養費貸付事業、戦没者追悼式関係事業、難病患者等居宅支援事業、次の54、55ページ
でお願いします。国民健康保険特別会計繰出金並びに少子化対策事業で構成をしております。
中でも事業費の大きなものは、障害者福祉事業であり、重度身体障害者医療費補助金及び身
体障害者介護給付費等の扶助費が主な支出であります。また、国民健康保険特別会計繰出金
も多額となっております。

次に、54、55ページでございます。

目2 国民年金費442万2,000円は、国民年金に係る職員人件費事務費であります。

目3 老人福祉費2,163万5,000円は、高齢者住宅生活支援事業が主で、外出支援サービス委
託料や緊急通報システム業務委託委託料が主な支出であります。その他敬老祝い品等の報償
費や老人クラブ活動費補助金等がございます。

56、57ページをお開きください。

目4 青少年助成対策費48万3,000円は、青少年健全育成事業として青少年相談員への報酬、
また相談員への活動費補助金などであります。

目5 介護保険事業費1億7,323万5,000円は、介護保険特別会計繰出金が主で、その他予防
ケアマネジメント業務委託料等の地域包括支援センター運営事業及び社会福祉法人等利用者
負担額軽減事業であります。

目6 後期高齢者医療費1億6,941万5,000円は、次の58、59ページにまたがりませんが、療養
給付費負担金が主で、その他後期高齢者医療広域連合負担金及び後期高齢者医療保険基盤安
定繰出金などがございます。

58、59ページをお開きください。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費5,422万4,000円は、子育て支援関係職員人件費及び
子育て支援対策事業としての医療費助成の扶助費などがございます。

目2 児童措置費 1億2,654万1,000円は、前年度比6,743万円の減額であります。これは子ども手当の制度変更に伴うもので、説明欄の子ども手当支給事業は平成24年2月、3月分の支給分でございます。子どものための手当支給事業は制度変更後の支給費でございます。

目3 母子福祉費127万2,000円は、ひとり親家庭等医療費助成事業の経費であります。

目4 児童福祉施設費 2億5,923万円は、60から63ページまでにまたがりませんが、保育園関係及び児童クラブ並びに子育て支援センター関係の予算であります。保育士等及び児童クラブの賃金、子育て支援センターの人件費、保育園2園の施設運営費のほか夜間警備委託、園児の送迎バス運行委託料、賄い材料費等であります。

少し飛びますが、62、63ページをお開きください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生費総務費 1億1,603万9,000円は、衛生関係職員人件費及び国保国吉病院負担金、亀田医療大学施設整備事業費補助金等の保健衛生事務費が内容であります。

目2 予防費4,237万4,000円は、次の64、65ページにまたがりませんが、がん検診委託料、予防接種医への報酬、予防接種委託料、医療材料費、次のページの健康診査委託料が主なものであります。

64、65ページの下段になります。

目3 環境衛生費7,339万円は、環境関係職員人件費のほか、66、67ページになりますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金が主なものです。前年度より3,386万5,000円の増となっておりますが、前年度まで項2の清掃費、目1 清掃総務費で編成しておりましたいすみ環境衛生組合負担金を見直しにより組みかえたことにより増となったものでございます。

66、67ページの下段になります。

目4 母子保健事業費704万9,000円は、母子保健協力医報酬及び母子保健事業に係る事務経費、次のページの乳幼児健康診査委託料であります。

次に、68、69ページになります。

目5 火葬場費1,264万4,000円は、斎場無相苑の施設運営費及び火葬炉運転業務委託料並びに火葬炉改修工事請負費が主でございます。

目6 地域し尿処理施設管理費135万4,000円は、城見ヶ丘団地のし尿処理プラントの維持管理経費であります。

項2 清掃費、目1 清掃総務費3,982万9,000円は、清掃関係職員人件費のほか環境センター管理経費、次のページになりますが、広域ごみ処理施設建設に係る夷隅郡市広域市町村圏事

務組合負担金などであります。いすみ環境衛生組合負担金の組みかえによるものが減の理由
でございます。

70、71ページでございます。

目2 塵芥処理費、予算額9,922万3,000円は、環境センターの運営経費やごみ収集委託料及
び粗大ごみ処理委託料、その他一般廃棄物処理業務委託、いすみクリーンセンターへの塵芥
処理負担金が主なものであります。

項3 上水道費、目1 上水道運営費、9,811万円は水道料金の高料金対策としての補助金、
また南房総広域水道企業団への補助金、出資金であります。

次に、款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費680万2,000円は、次の72、73ペ
ージにまたがりませんが、事務局職員の共済費、賃金、農業委員会委員の報酬、委員会事務経
費等であります。

目2 農業総務費4,849万円は、農業関係職員人件費及び農家組合長報酬が主な内容であり
ます。農業総務事務費は農業振興費より組みかえし、増となっております。

目3 農業振興費602万4,000円は、次の74、75ページにまたがりませんが、農林業振興協議会
委員報酬及び農業関連団体等への補助金、交付金等であります。

74、75ページをごらんください。

目4 畜産業費37万円は、消耗品のほか畜産関係団体への補助金等であります。

目5 農地費488万5,000円は、次のページにまたがりませんが、平沢ダム管理経費及び基幹農
道の維持管理経費、また農道等の補修用原材料費、農地及び農業用施設の環境保全事業団体
への補助金が主なものであります。養老溪谷拠点センタートイレ設置工事及び駐車場整備工
事が完成したため、前年度より減額となりました。

76、77ページをお開きください。

目6 農業施設費2,897万5,000円は皆増であり、各拠点センターの経費を一括して計上した
ものであります。養老溪谷拠点センターや集落センター、味の研修館、次のページにまたが
りますが、農村コミュニティーセンターの施設運営経費、施設管理臨時職員の賃金でありま
す。

目7 集落センター、目8 味の研修館、目9 農村コミュニティーセンターの運営費は組みか
えにより廃目といたします。

78、79ページの中段となります。

項2 林業費、目1 林業総務費、予算額2,995万9,000円は、林業関係職員人件費、事務経費

及び関係団体負担金、次のページにまたがります有害鳥獣駆除対策経費であります。

80、81ページをお開きください。

目2 林業振興費30万円は、県単森林整備事業委託料であります。

目3 大多喜県民の森運営費3,700万7,000円は、職員の人件費及び県民の森施設運営費等であります。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費、予算額3,693万5,000円は、職員人件費及び、次のページにまたがりますが、事務経費、消費者生活相談員報酬であります。

82、83ページをお開きください。

目2 商工業振興費1,609万6,000円は、久保駐車場の料金システム保守管理委託料、商工会への補助金及び街路灯電気料補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金及び商い資料館の維持管理経費などが主なものであります。

目3 観光費6,326万4,000円は、84から87ページにまたがりませんが、町営駐車場及び公衆トイレの維持管理経費、次のページの観光センター臨時職員賃金及び管理運営経費、公園管理、その他お城まつり実行委員会や町観光協会への補助金、次のページの大河ドラマ誘致実行委員会等への補助金、面白峡遊歩道整備事業の委託料などが主なものであります。増額の理由は、新規事業としての面白峡遊歩道整備事業の計上であります。

86、87ページをお開きください。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、予算額6,197万4,000円は、土木関係職員人件費、事務経費のほか道路台帳の更新業務委託料、関連団体負担金及び、次のページの国道維持補助金であります。

目2 登記費3,444万3,000円は、登記関係の人件費、登記促進事業などであります。

88、89ページの中段になります。

目3 国土調査費3,145万1,000円は、国土調査事業の臨時職員賃金のほか地籍調査等委託料が主なものであります。

目4 道の駅管理費424万6,000円は、次のページにまたがりませんが、石神地先の道の駅の維持管理経費及びトイレ清掃業務の委託料が主な内容であります。

90、91ページをお開きください。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費2,365万円は、道路維持のための臨時職員賃金、建設機器燃料及び修繕費、舗装打ちかえ工事請負費、その他道路補修用原材料費などあります。

目2 道路新設改良費8,855万円は、職員人件費及び宇野辺当月川線ほか4路線の調査及び

測量設計業務委託並びに道路改良工事の請負費が主なものであります。

目3 道路維持費733万5,000円は、次のページにまたがりませんが、町道の橋梁長寿命化に伴う部田塩渕橋ほか1橋の点検補修の詳細設計業務委託料及び修繕工事であります。

92、93ページをお開きください。

目4 交通安全対策費214万3,000円は、道路区画線工事費、その他カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用原材料費であります。

項3 都市計画費、目1 街路事業費343万8,000円は、歴史的景観審議会委員の報酬及び街なみ整備助成事業補助金が主な支出であります。

項4 住宅費、目1 住宅管理費、予算額2,247万5,000円は、次のページにまたがりませんが、町営住宅入居者選考委員報酬、その他町営住宅に係る修繕料、借地料及び中野団地、田丁団地の修繕工事請負費、その他戸建住宅耐震診断費用補助金などが主なものとなっております。

目2 宅地造成費1,020万8,000円は、城見ヶ丘団地分譲に係る定住化補助金が主たるものであります。

目3 住宅助成費1,640万円は、定住化対策住宅助成事業として住宅取得奨励金、リフォーム補助金及び太陽光発電設備導入促進補助金であります。

94、95ページの中段からになります。

款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費2億2,847万4,000円は、広域常備消防に係る負担金であります。

目2 非常備消防費3,295万2,000円は、消防団員及び消防委員への報酬、消防団の訓練及び火災等の出動手当、団員の被服費、団員健康診査委託料、その他消防団員の公務災害や退職報償金の支給事務負担金などであります。

96、97ページをお開きください。

目3 消防施設費1,085万3,000円は防火水槽の設置及び改修工事の請負費及び消防車両の修繕料や燃料費、その他消防用ホース等の備品購入費などが主なものであります。

目4 災害対策費836万8,000円は、防災会議委員等の報酬、災害時の職員時間外勤務手当及び久保排水機場等の管理委託料、次のページになりますが、防災行政無線施設の保守委託料、また防災行政無線個別受信機に係る備品購入費などが主な内容でございます。

98、99ページをお開きください。

款9 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費107万6,000円は、教育委員報酬、その他教育長の交際費などあります。

目2事務局費7,053万円は、教育長ほか一般職員の人件費、委員会事務経費、次のページの教育関連団体への負担金及び補助金、委員会施設管理経費が主なものでございます。

100、101ページの中段になります。

項2小学校費、目1学校管理費1億8,641万円は、104、105ページまでにまたがりませんが、小学校医等の報酬、その他小学校5校の学校事務経費や施設管理経費、パソコン使用料、その他、104、105ページの大多喜町小学校屋内運動場耐震補強大規模改造工事に係る経費などが主なものであります。

104、105の下段をごらんください。

目2教育振興費934万円は、108、109ページまでにかたがりませんが、小学校5校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金及び英語教室業務委託料、要保護世帯の扶助費が主な内容であります。

108、109ページをお開きください。

項3中学校費、目1学校管理費1,766万7,000円は、次のページにまたがりませんが、中学校医等の報酬、中学校2項の学校事務経費や校舎等の施設管理費のほかインターネット接続手数料、パソコン借上料などが主なものとなります。

次に、110、111ページの中段になりますが、目2教育振興費1,025万9,000円は、112、113ページにわたりますが、各中学校の教育活動で使用する教材費、クラブ活動助成補助金及び中学校遠距離通学費の補助金、要保護世帯の扶助費が主なものでございます。

112、113ページをお開きください。

項4社会教育費、目1社会教育総務費4,576万5,000円は、職員人件費及び社会教育委員報酬、関係協議会負担金、町子ども会育成会や文化団体への活動費補助金などが主なものであります。

目2公民館費1億531万3,000円は、公民館運営審議会委員報酬や中央公民館の光熱水費、次のページにわたりますが、施設夜間警備や清掃委託などの施設管理費のほか、本年度においてはホール等の耐震補強工事の施工監理業務及び工事請負費が大きな割合を占めております。また、ほかに公民館バス運営管理委託料などがございます。

114ページ、115ページでございます。

目3図書館費390万円は、図書館の光熱水費及び夜間警備委託、次のページのパソコン借上料、その他図書の購入経費であります。

116、117ページの目4文化財保護費103万5,000円は、文化財審議会委員報酬のほか消耗品、

文化財保存に関連した補助金負担金であります。

目5視聴覚教育費60万5,000円は、いすみ市、夷隅郡視聴覚教材センターの負担金であります。

項5保健体育費、目1保健体育総務費2,306万5,000円は、職員人件費及びスポーツ推進委員報酬、次のページにわたりますが、その他町体育協会補助金、夷隅郡体育協会への負担金が主なものであります。

118、119ページでございます。

目2学校給食費、予算額1億5,301万5,000円は、職員人件費及び学校給食センター運営委員報酬、光熱水費や賄い材料費、給食配送業務委託料並びに排水処理施設保守管理委託料、また施設の設備改修工事請負費などが主なものであります。

最下段でございますが、目3体育施設費3,294万1,000円は、次の120、121ページをお開きください。海洋センターの体育館やプール、野球場及びテニスコートの光熱水費や施設管理業務経費、またプール屋根改修工事の請負費などが主なものであります。

122、123ページをお開きください。

款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費180万円及び目2河川災害復旧費130万円は、災害時の緊急対策復旧費として予備計上しているものでございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金4億1,116万9,000円は、起債償還の元金分で、次の目2利子8,160万4,000円は、同じく起債償還の利子分であります。

款12諸支出金、項1基金費、目1土地開発基金費1,618万4,000円は、24、25ページの歳入でご説明をいたしました下大多喜及び大戸地先の分譲地の売払収入を土地開発基金に積み立てようとするものであります。

款13予備費、項1予備費、目1予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次の124ページから133ページまでは、給与費明細書でありますので、説明を割愛させていただきます、134、135ページをごらんください。

このページは、「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の振興状況等に関する調書」であり、地方自治法施行令第144条第1項第2号の規定により、予算説明書として提出するものであります。

継続費といたしましては、款6 商工費、項1 商工費、遊歩道整備事業であります。

次の136、137ページをお開きください。

ここでの表は、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であり、この表につきましても、地方自治法施行令第144条第1項第4号で定める調書として提出するものであります。

次の138、139ページにつきましては、「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」で、これにつきましても、地方自治法施行令第144条第1項第3号で定める調書として提出するものであります。

本年度以降、支出予定額のある事業といたしましては、西中学校パソコン導入費など、全13事業であります。

以上、速足での説明となってしまいましたが、これをもちまして、平成24年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、1つ訂正がございます。

当初予算の概要、別冊になっておりますが、当初予算の概要の中で、7ページでございます。歳出の性質別の5番でございますが、維持補修費を維補補修費となっております。申しわけありませんが、維持補修費に訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

すみません、もう一点訂正がございました。

予算書の135ページでございます。申しわけありません。予算書135ページの一番右側になります。継続費の総額に対する進捗率が、申しわけありません、千円の単位がついておりますが、これはパーセントでございます。ご訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ご苦勞さまでした。

説明の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時08分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時21分）

○議長（正木 武君） 説明を続けます。

議案第27号 大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について説明をお願いします。
企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、141ページからになります。

議案第27号 平成24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてご説明をいたします。

初めに、予算編成の概要についてご説明いたします。

この特別会計は、合併前の1市5町から拠出金等をもとに設けられた基金を運用するための会計であり、必要に応じて取り崩した基金を当会計で受け入れ、いすみ鉄道に交付金として支出し、鉄道経営の安定を図ることを目的としております。

基金の運用は、平成22年度まではいすみ鉄道への赤字助成でございましたが、長期収支見込では、平成23年度から黒字に転換することとなっておりますため、今後赤字助成はしない見込みでございます。

また、平成23年度からは老朽化した車両の更新等を実施しており、その助成が主な基金運用の内容となっております。

それでは、内容についてご説明をいたしますので、予算書141ページをお開きください。

平成24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算。

平成24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,521万9,000円と定める。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

次に、歳入歳出の内容につきましてご説明をいたしますので、歳入歳出予算事項別明細書の148、149ページをお開きください。

まず、歳入であります。款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金といたしまして38万3,000円を計上いたしました。これは基金の利子であります。

款2寄附金、款3繰越金及び款4諸収入につきましては、それぞれ存目程度の1,000円を計上させていただいております。

款5繰入金につきましては、平成24年度は1両の車両更新を予定しており、4,483万3,000

円を計上いたしました。この額は車両更新に係る経費の3分の1の額で、いすみ鉄道負担分の額であります。

次に、歳出のご説明をいたしますので、150、151ページをお開きください。

歳出でございますが、款1 鉄道経営対策事業費、項1 鉄道経営対策事業費、目1 事業費として38万6,000円を計上いたしました。歳入でご説明いたしました基金利子等を鉄道経営対策事業基金に積み立てるものでございます。

目2 助成費につきましては4,483万3,000円を計上いたしました。これは、やはり歳入でご説明いたしたいいすみ鉄道の車両更新に伴う会社負担分に対する交付金であります。歳出合計額は4,521万9,000円であります。

以上で平成24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の提案説明を終わります。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

次に、議案第28号 平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明を願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、議案第28号 平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の153ページをお開きいただきたいと存じます。

予算書の本文に入ります前に、予算編成状況についてご説明申し上げます。

平成24年度の予算につきましては東日本大震災の影響、長引く景気の低迷により、被保険者の所得の伸びが見込めない状況でございます。医療費につきましては年々増加傾向にあり、収支の均衡を図る面で大変苦慮しているところでございます。特に、医療給付費につきましては、平成23年度の実績見込み等を考慮し、前年度対比0.1パーセントの増加を予定いたしました。それに対しまして、保険料も対前年比1.3パーセントという増加を見込まざるを得ない状況となり、予算総額で前年度対比0.8パーセント増の13億2,371万7,000円にて計上させていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億2,371万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、160ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入からご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税でございますが、一般被保険者に係る医療給付分、介護納付分及び後期高齢者支援分の現年度課税及び滞納繰越分で、前年度比較531万8,000円の増で3億1,189万6,000円を計上させていただきました。

2 目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、退職被保険者に係る分で前年度比較81万8,000円の減で2,814万4,000円を計上させていただきました。

2 款一部負担金、3 款使用料及び手数料につきましては、前年度と同額、存目程度を計上させていただきました。

4 款国庫支出金、1 目療養給付費等負担金でございますが、2億5,928万8,000円を予定いたしましたして、後期高齢者支援金分、介護納付分に対する国の負担分の額を計上させていただきました。

2 目高額医療共同事業負担金でございますが、町が高額療養費拠出金として支払った分を、国県それぞれ事業の4分の1を負担するものでございます。754万3,000円を計上させていただきました。

3 目特定健康診査負担金でございますが、特定健康診査に対する国の負担金として138万7,000円を計上させていただきました。

4 款国庫支出金、1 目出産育児一時金補助金でございますが、補助額の変更により1件当たり1万円の補助で10件を見込み、10万円計上させていただきました。

2 目財政調整交付金でございますが、町の国保財政の状況に伴う交付金として6,793万9,000円を計上させていただきました。

次に、162ページに移りまして、5 款療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金でございますが、退職被保険者療養給付費に対する交付金で5,353万9,000円を計上させていただきました。

6 款前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金でございますが、前期高齢者の被保険者数に応じまして、社会保険診療報酬基金より交付されるもので、2億4,283万1,000円を計上させていただきました。

7 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金でございますが、80万円以上の高額療養費に対する共同事業拠出金に対する県負担金分で754万3,000円を計上させていただきました。

2 目特定健康診査負担金は、特定健康診査に対する県の負担分で138万7,000円を計上させていただきました。

2 項県補助金、1 目財政調整交付金でございますが、町の国保財政の財政調整交付金として県から補助される分で4,719万9,000円を計上させていただきました。

8 款共同事業交付金、1 目共同事業交付金でございますが、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業交付金として1億6,696万6,000円を計上させていただきました。

9 款繰入金、1 目一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金、助産費等繰入金、財政安定化支援事業、職員人件費等、特定健康診査事業への繰り入れと、国保財政の支援分として、保険税引き上げ分の2分の1相当3,400万円を加えまして、1億1,944万2,000円を計上させていただきました。

10 款繰越金、1 目療養給付費交付金繰越金は1,000円を予定し、2 目その他繰越金は平成23年度繰越金として787万7,000円を計上させていただきました。

164ページをお開きいただきたいと存じます。

11 款諸収入、1 目一般被保険者延滞金、2 目退職被保険者等延滞金につきましては存目程度で、それぞれ前年度と同額を予定し、計上させていただきました。

2 項雑入、1 目延滞処分費から6 目雑入まで前年度と同額を予定し、計上させていただきました。

7 目国保総合システム交付金は廃目となります。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出についてご説明させていただきます。

166ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、職員4名分の人件費、事務費及び県国保団体連合会への負担金で3,401万7,000円を計上させていただきました。

2 項1 目運営協議会費でございますが、運営委員の報酬で11万8,000円を計上させていただきました。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費から、168ページ5 目審査及び支払手数料は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、これに係る審査

支払委託料でございまして、7億6,149万3,000円を計上させていただきました。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費と2目退職者被保険者等高額療養費ですが、高額療養費の実績等を勘案し、3目一般被保険者高額介護合算療養費及び4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、介護給付費と医療費の1年分を合算し、高額が発生した場合に給付する経費としてそれぞれ計上させていただきました。高額療養費の計で9,819万2,000円を計上させていただきました。

3項移送費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等の病院から病院への移送費で、それぞれ5万円を計上させていただきました。

4項出産育児一時金でございますが、前年度と同額で10件、420万3,000円を見込み、計上させていただきました。

5項葬祭費につきましても、前年と同額で30件、150万円を見込み、計上させていただきました。

3款後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金ですが、社会保険診療報酬支払基金へ国保の被保険者数に応じて支払うもので、1億5,862万3,000円を計上させていただきました。

170ページをお開きいただきたいと思います。

2目後期高齢者関係事務費拠出金で1万6,000円を計上させていただきました。

4款前期高齢者納付金等で、1目前期高齢者納付金等でございますが、事務費拠出金として44万5,000円を計上させていただきました。

5款老人保健拠出金、1目老人保健事務費拠出金でございますが、老人保健医療費に係る整理事務費として5万3,000円を計上させていただきました。

6款介護納付金、1目介護納付金でございますが、社会保険診療報酬支払基金からの指示額により算出し、7,898万円を計上させていただきました。

7款共同事業拠出金、1目高額療養費共同事業拠出金でございますが、80万円以上の医療費に対する拠出金で、3,017万3,000円を計上させていただきました。

2目保険財政共同安定化拠出金でございますが、30万円以上80万円未満の医療費に係る拠出金で、1億3,679万5,000円を計上させていただきました。

3目その他共同事業拠出金につきましては、存目程度、2,000円を予定し、計上させていただきました。

8款保健事業費、1目保健事業費ですが、人間ドックに係る経費を見込み、236万6,000円を計上させていただきました。

172ページをお開きいただきたいと思います。

2項特定健康診査等事業費ですが、国保加入者の特定健康診査等の経費で、1,208万9,000円を予定し、計上させていただきました。

9款諸支出金、1項償還及び還付加算金でございますが、一般被保険者、退職被保険者等の保険税の還付金を、前年度と同額の155万2,000円を計上させていただきました。

10款予備費につきましては、前年度と同額の300万円を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

これで平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（正木 武君） 次に、議案第29号 平成24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明をお願いします。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、議案第29号 平成24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の185ページをお開きいただきたいと思います。

本文に入ります前に、平成24年度の予算編成状況につきましてご説明させていただきます。

本予算は、国では医療制度改革が進められておりますが、不透明な部分が多分にある中、医療保険者であります千葉県後期高齢者医療広域連合で賦課されます保険料率等の数値をもとにした予算編成をさせていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億964万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきますので、192ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料でございますが、年金からの特別徴収による保険料で、5,345万9,000円を計上させていただきました。

2目普通徴収保険料でございますが、納付書等により納付する保険料で2,020万8,000円を計上させていただきました。

2款使用料及び手数料、1目督促手数料でございますが、2万円を計上させていただきました。

3款繰入金、1目事務費繰入金でございますが、後期高齢者医療事務費に係る繰入金で、67万5,000円を計上させていただきました。

2目保険基盤安定繰入金でございますが、保険料軽減対象者分でございますが、このうち県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、3,465万9,000円を計上させていただきました。

4款繰越金でございますが、前年度よりの繰越金で、10万円を計上させていただきました。

5款諸収入、1目保険料還付金等でございますが、52万6,000円を計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出についてご説明申し上げます。

194ページをお開きいただきたいと存じます。

1款一般管理費でございますが、後期高齢者医療事務費で25万5,000円を計上させていただきました。

2目徴収費でございますが、保険料徴収事務費で44万円を計上させていただきました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者から徴収いたしました保険料と、低所得者の低減分の繰入金を合せて広域連合に納付するもので、1億842万5,000円を計上させていただきました。

3款諸支出金、1目保険料還付金でございますが、前年度の保険料やお亡くなりになった方、転出された方の保険料、再算定により減額となった方の分等の還付で、52万6,000円を計上させていただきました。

2項1目他会計繰出金につきましては、存目程度を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

これで、平成24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（正木 武君） 次に、議案第30号 平成24年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明をお願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） それでは、議案第30号 平成24年度大多喜町介護保険特別会計予算案につきまして、提案説明をさせていただきます。

予算書の197ページをお開きいただきたいと思います。

予算書本文の説明の前に、平成24年度の予算編成状況をご説明いたします。

平成24年度予算案につきましては、介護保険事業を円滑に推進するため、前年度の各種介護サービスの利用状況と給付費の実績をもとに、介護報酬の改定、23年度町内に整備された介護老人保健施設、整備中の町内の認知症対応型グループホーム等の利用状況を推計して、前年度比14.49パーセント増の10億5,266万4,000円の予算額で編成をさせていただきました。それでは、本文に入らせていただきます。

議案第30号 平成24年度大多喜町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,266万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、204ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者数を3,478名を推計し、1億7,259万8,000円、前年度比24.6パーセント増を予定し、計上させていただきました。

款2使用料及び手数料、項1手数料につきましては、保険料の督促手数料や情報公開手数料であり、前年度同様5万8,000円を計上させていただきました。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、介護給付費負担金につきましては1億6,546万8,000円、前年度比13.6パーセント増を予定し、計上させていただきました。

項2国庫補助金につきましては、介護保険の財政調整を図るための介護給付費の5パーセ

ントが基準となっている調整交付金を8,135万5,000円、地域支援事業費交付金のうち、介護予防事業を79万8,000円、包括的支援事業・任意事業を230万2,000円、計8,445万5,000円、前年度比16.3パーセント増を予定し、計上させていただきました。

款4 県支出金、項1 県負担金、介護給付費県負担金につきましては1億5,895万5,000円、前年度比16.8パーセント増を予定し、計上させていただきました。

項2 県補助金でございますが、地域支援事業交付金として介護予防事業に対し39万9,000円、包括的支援事業・任意事業に対し115万1,000円、計155万、前年度比4.7パーセント減を予定し、計上させていただきました。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金につきましては、第2号被保険者の負担割合29パーセントの介護給付費交付金2億8,948万6,000円、地域支援事業費交付金92万5,000円、前年度比11.2パーセント増を予定し、計上させていただきました。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金として、206ページに移りますが、介護給付費等にかかわる町の法定負担分12.5パーセント分と、職員人件費、事務費の繰り入れとして1億7,010万1,000円、前年度比12.7パーセント増を予定し、計上させていただきました。

206ページをお開き願います。

款6 繰入金、項2 基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費の被保険者負担分の不足を補うための財源として繰り入れるもので、758万4,000円、前年度比32.4パーセント減を予定し、計上させていただきました。

款7 繰越金でございますが、前年度からの繰越金として4,000円を計上させていただきました。

款8 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料でございますが、存目程度の延滞金1,000円を計上させていただきました。

項2 雑入でございますが、生活保護者の介護認定調査等手数料、予防給付費負担金及び介護予防事業参加者負担金であり147万9,000円、前年度比4.8パーセント減を予定し、計上させていただきました。

以上が歳入でございます。

引き続き、歳出の説明をさせていただきます。

208ページをお開き願います。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございますが、介護保険関係職員4名分

の person fee と介護保険業務用の事務費で2,825万4,000円を計上させていただきました。

項2 徴収金、目1 賦課徴収金でございますが、介護保険料賦課徴収にかかわります事務費で27万7,000円を計上させていただきました。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定調査等費でございますが、介護認定にかかわる医師意見書作成手数料などで324万8,000円、目2 介護認定審査会共同設置負担金でございますが、介護認定審査会共同事務処理負担金として331万7,000円を計上させていただきました。

項4 運営協議会費でございますが、介護保険運営協議会委員の報酬12名分として7万5,000円を計上させていただきました。

次に、210ページをお開き願います。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費でございますが、要介護1から5の認定を受けた方への在宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等の給付費で8億9,210万6,000円を計上させていただきました。

項2 介護予防サービス等諸費でございますが、要支援1、2の認定を受けた方への在宅介護、地域密着型介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等の給付費で2,672万5,000円を計上させていただきました。

項3 その他諸費につきましては、介護給付にかかわる審査支払手数料として65万2,000円を計上させていただきました。

212ページをお開き願います。

項4 高額介護サービス等費、利用者負担の上限を超えた場合に支給するもので、高額介護サービス費2,237万円、高額介護予防サービス費を前年度と同額の6万円を計上させていただきました。

項5 高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合算が年間の限度額を超えた場合にそれぞれの会計から支給されるもので、228万7,000円を計上させていただきました。

項6 特定入所者介護サービス等でございますが、低所得者の施設入所にかかわる食費、居住費の自己負担の軽減に伴う補助及び交付金で5,402万8,000円を計上させていただきました。

款3 基金積立金でございますが、準備基金への積立金で存目程度3,000円を計上させていただきました。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 二次予防事業費でございますが、要介護状態となるおそれの高い状態と認められる65歳以上の方を対象として行う介護予防事業であ

り、本町の場合、からだいきいき塾という事業名で実施しております。120万2,000円を計上させていただきました。

214ページをお開き願います。

項2 一次予防事業費でございますが、主に活動的な状態にある高齢者の生活機能の維持向上に向けた取り組みとともに、地域における自発的な介護予防の活動の育成支援を行う事業で315万8,000円を計上させていただきました。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 任意事業費でございますが、寝たきり高齢者へのおむつの支給、成年後見人制度の利用者支援等で160万5,000円を計上させていただきました。

目2 包括的支援事業費でございますが、包括支援センター職員2名分の人件費1,309万4,000円を計上させていただきました。

款5 諸支出金につきましては、国県支出金等の精算に伴う返還金としまして、前年度と同額の10万3,000円を計上させていただきました。

款6 予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上させていただきました。

なお、218ページから227ページは省略させていただきます。

以上が歳出でございます。

これで、平成24年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

○議長（正木 武君） 次に、議案第31号 平成24年度大多喜町水道事業会計予算について説明を願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、議案第31号 平成24年度大多喜町水道事業会計予算についてご説明させていただきます。

別冊の水道事業会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

（総則）

第1条 平成24年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- （1）給水戸数3,763戸。
- （2）年間総給水量107万4,745立方メートル。
- （3）1日平均給水量2,945立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益4億5,385万3,000円、第1項営業収益3億1,032万4,000円、第2項営業外収益1億4,352万9,000円。

支出、第1款水道事業費用4億5,099万8,000円、第1項営業費用4億466万4,000円、第2項営業外費用4,313万4,000円、第3項特別損失280万円、第4項予備費40万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は1億2,690万円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,690万円にて補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入8,742万9,000円、第1項負担金280万円、第2項企業債6,211万9,000円、第3項出資金2,250万円、第4項固定資産売却代金1万円。

支出、2ページ、3ページをお開きください。

第1款資本的支出2億1,432万9,000円、第1項建設改良費9,726万、第2項企業債償還金1億1,706万9,000円。

(企業債)

第5条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

配水管布設事業、限度額1,600万円、施設拡張事業、限度額4,380万8,000円、2事業とも起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率年5パーセント以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、債権者との協議により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越しして借り入れることができる。公的資金補償金免除繰上償還に係る借換、限度額231万1,000円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率年5パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、借入先の条件による。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。限度額6,211万9,000円。

3ページに入ります。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め

る。

(1) 第1項営業費用、第2項営業外費用との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費5,135万4,000円。

(一般会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,650万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は277万2,000円と定める。

予算に関する説明書5ページから7ページの予算実施計画、9ページ資金計画、10ページから17ページの給与明細書、22から23ページの予定貸借対照表本年度分は記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

続きまして、予算の明細につきましては、水道事業会計予算積算基礎資料によりご説明させていただきます。

24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出でございますが、収入の部、款1水道事業収益、予定額4億5,285万3,000円、項1営業収益、目1給水収益、節1水道料金3億949万円でございます。

目2その他営業収益、節1材料売却収益46万1,000円、節2手数料19万円、節4雑収益18万3,000円は表示テープ等の売却、給水工事設計審査、工事検査手数料、給排水管修繕工事代、水道料金督促料等でございます。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金、節1預金利息1,000円。

目2他会計補助金、節1一般会計補助金7,650万円は高料金対策補助金でございます。

目3県補助金、節1県補助金6,700万円は県の水道総合対策事業補助金でございます。

目4雑収益、節1雑収益2万8,000円は東京電力、N T T等の水道施設用用地の使用料等でございます。

26、27ページをお開きいただきたいと思います。

支出の部、款1水道事業費用、予定額4億5,099万8,000円、項1営業費用、目1原水及び浄水費、予定額2億1,885万1,000円、節の主なものとしたしましては、節1給料234万円は水道施設管理等の専門職員の2名分5カ月分給料でございます。節3賃金169万4,000円は浄

水場管理臨時職員 4 カ月分の賃金でございます。節16委託料2,354万5,000円は水道施設管理、汚泥処理、水質検査等業務委託料等でございます。節19修繕費304万5,000円は取水、導水、浄水、送水等施設の修繕費でございます。節21動力費730万8,000円は浄水場、排水場、井戸ポンプ等の電気料でございます。節26受水費 1 億7,600万1,000円は南房広域水道からの受水費でございます。

目 2 配水及び給水費、予定額2,328万2,000円、節の主なものとしたしまして、節 1 給料428万4,000円は職員 1 名分の給料でございます。

28、29ページをお開きいただきたいと思います。

節19修繕費745万5,000円は施設修理、漏水修理等の修繕料でございます。節20路面復旧費226万円は舗装本復旧費、舗装仮復旧常温合材費でございます。節21動力費346万5,000円は加圧所20カ所分の電気料金でございます。

目 3 総係費、予定額4,811万1,000円、節の主なものとしたしましては、節 1 給料1,747万6,000円は職員 4 名分の給料でございます。節16委託料820万7,000円は検針委託料、水道料金システム等電算機器保守、予算編成システム保守等の委託料でございます。節18賃借料396万8,000円は水道料金システム、パソコン及び周辺機器、予算編成システム等リース代でございます。

30、31ページをお開きいただきたいと思います。

節32保険料24万8,000円は 4 台分の自動車保険、大多喜配水場等の建物保険、水道賠償責任保険等保険料でございます。

目 4 減価償却費、節 1 有形固定資産減価償却費 1 億1,288万1,000円は建物、構築物、機械及び装置等の減価償却費でございます。

目 5 資産減耗費、節の主なものとしたしましては、節 1 固定資産除却費116万2,000円は構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品の除却費でございます。

目 6 その他営業費用、節 1 材料売却原価36万7,000円は貯蔵品の売却資材原価でございます。

項 2 営業外費用、予定額4,313万4,000円、目 1 支払利息、節 1 企業債利息3,800万1,000円は財務省財政融資資金18件、地方公共団体金融機構37件、他金融機関の借換債 4 件の支払利息でございます。

目 2 雑支出、節 2 雑支出295万円は特定収入消費税相当額、過年度分水道料金還付等の雑支出でございます。

目 3 消費税、節 1 消費税211万3,000円は消費税の確定申告の見込み額でございます。

項 3 特別損失、予定額280万円、節 1 過年度損益修正損280万円は水道料金不納欠損額でございます。

項 4 予備費、予定額40万円、節99、40万円は予備費でございます。

32、33ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございますが、収入の部、款 1 資本的収入、予定額8,742万9,000円、項 1 負担金、目 1 加入負担金、節 1 加入負担金210万円は新規加入及び口径変更等の加入負担金でございます。

目 2 工事負担金、節 1 工事負担金70万円は他会計負担の消火栓設置に伴う工事負担金でございます。

項 2 企業債、予定額6,211万9,000円、目 1 企業債、節 1 企業債6,211万9,000円は上瀑小から台交差点までの配水管布設、伊保田、面白施設の拡張、繰上償還の借り換え等の企業債でございます。

項 3 出資金、予定額2,250万円、目 1 出資金、節 1 一般会計出資金2,250万円は町道増田小土呂線の配水管布設事業に伴う一般会計出資金でございます。

項 4 固定資産売却代金、予定額 1 万円、目 1 固定資産売却代金、節 1 固定資産売却代金 1 万円は使用していない施設等の資産をインターネット利用により売却する際の売却代金でございます。

34、35ページをお開きいただきたいと思います。

支出の部、款 1 資本的支出、予定額 2 億1,432万9,000円、項 1 建設改良費、目 1 取水施設費、節34工事請負費100万円は緊急時における取水施設の機器交換工事でございます。

目 2 浄水施設費、節34工事請負費100万円は緊急時の浄水場施設の機器交換工事費でございます。

目 3 配水施設費、予定額4,726万6,000円、節の主なものといたしまして、節 1 給料289万5,000円は職員 1 名分の給料でございます。節23材料費31万5,000円は布設替工事用の材料費でございます。節34工事請負費4,081万円は県道大多喜一宮線及び町道増田小土呂線の配水管布設替、消火栓の設置、舗装本復旧等の工事費でございます。

目 4 固定資産取得費、予定額418万5,000円、節 2 機械購入費134万円、これは横山 3 号井及び面白浄水場取水ポンプの購入費でございます。節 4 量水器費284万5,000円は量水器新規設置分45個、検定期間満了437個の購入費及び取替経費でございます。

目5施設拡張費、予定額4,380万9,000円、節16委託料374万9,000円は新規面白浄水場及び伊保田加圧所の用地測量、土地調査に伴う委託料でございます。節34工事請負費3,150万円は伊保田加圧設置及び配水管布設工事の請負費でございます。節35土地取得費756万円は新規面白浄水場及び伊保田加圧所の用地取得費でございます。節36補償費100万円は新規面白浄水場用地買収に伴います補償費でございます。

項2企業債償還金、目1企業債償還金、節1企業債償還金1億1,706万9,000円は財務省財政融資資金18件、地方公共団体金融機構30件、他金融機関借換債4件等の償還金でございます。

以上で平成24年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（正木 武君） 次に、議案第32号 平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について説明を願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） それでは、説明させていただきます。

平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計を提案するに当たり、内容についてご説明させていただきます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第32号 平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算。

（総則）

第1条 平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）利用定員、施設介護サービス80人、居宅介護サービス4人。

（2）年間利用予定者数、施設介護サービス2万8,200人、居宅介護サービス1,200人。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定量は、次のとおりと定める。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益3億1,168万8,000円、第1項営業収益3億1,158万6,000円、第2項営業外収益10万2,000円。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用3億307万9,000円、第1項営業費用3億157万

8,000円、第2項営業外費用1,000円、第3項予備費150万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定量は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額537万6,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

支出、第1款資本的支出537万6,000円、第1項建設改良費537万6,000円。

2ページをお開けください。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は1,200万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1項営業費用、第2項営業外費用との相互。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2億2,665万3,000円でございます。

続きまして、積算基礎資料にて内容についてご説明申し上げますので、22ページ、23ページをお開きいただきたいと思います。

積算基礎資料。収益収入及び支出、収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益、第1項営業収益、第1目介護報酬収益2億5,863万7,000円を計上させていただきました。これは長期、短期入所の施設利用分と介護サービス費の交付金でございます。

第2目介護負担金収益5,294万9,000円を計上させていただきました。これは利用者様の負担金でございます。

第2項営業外収益10万2,000円、第1目受取利息1,000円、第2目寄附金1,000円、第3目その他事業外収益10万円を計上させていただきました。自動車販売費設置料と教育実習生受け入れ謝礼でございます。事業収益合計ですが、予定額として3億1,168万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、24、25ページをお開きいただきたいと思います。

支出でございます。第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用、第1目総務管

理費事務費ですが、1億8,913万円を計上させていただきました。

続きまして、節の主なものを説明させていただきます。第2節給料9,808万6,000円、第3節手当4,131万6,000円、第4節法定福利費4,316万3,000円、一般職31名分の人件費でございます。第14節委託料104万1,000円、介護師及び調理師34名分の健康診断委託料並びに腰痛検査、そして2年に一度義務づけられております建物調査の委託料でございます。第16節使用料292万2,000円、企業会計システム、福祉総合システムの賃借料、そして公金振り込みの千葉銀インターネットバンキングサービス使用料、そしてコピー使用料でございます。

続いて、26、27ページをお開きいただきたいと思います。

第2目施設管理費2,696万5,000円を計上させていただきました。第8節備消耗品費732万6,000円、尿とりパット、紙おむつ並びに医薬材料等でございます。第12節修繕料330万円、水道設備修理、調理器具修繕、倉庫屋根がえ修理等を計上させていただいております。第20節光熱水費854万4,000円、電気472万、ガス136万、水道料金246万を計上させていただいております。

第3目居宅介護事業費319万2,000円を計上させていただきました。臨時職員1名分の人件費等でございます。

第4目施設介護事業費7,426万5,000円を計上させていただきました。第4節法定福利費500万円、第7節賃金3,511万4,000円、臨時職員18名の人件費でございます。

28、29ページをお開きいただきたいと思います。

第8節備消耗品費210万円、薬用洗剤や洗濯洗剤、食器ほか厨房用品及び入浴介助時エプロン、長靴等でございます。第21節賄い材料費2,510万円、長短利用者の84名分の給食賄い材料代でございます。

第5目減価償却費801万6,000円を計上させていただきました。これは有形固定資産の償却費でございます。

第6目資産消耗品費1,000円を計上させていただきました。

第2項営業外費用、第1目雑支出1,000円計上させていただいております。

第3項予備費、第1目予備費150万円を計上させていただきました。

費用合計で3億307万9,000円を計上させていただきました。

続きまして、30、31ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費537万6,000円を計上させていた

できました。第1節工事請負費437万6,000円でございますが、地下タンクFRPライニング工事並びに暖房給湯用の膨脹水槽更新工事でございます。第2節備消耗品費100万円、エアコンそして業務用の大型冷蔵庫の購入を考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

以上で一括議題とした議案第26号から議案第32号までの平成24年度大多喜町一般会計予算及び各特別会計予算、各事業会計予算の提案説明を終わります。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（正木 武君） 日程第23、発議第1号 大多喜町農業委員会の委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

平成24年3月31日をもって、農業委員会の委員の任期が満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号及び大多喜町農業委員会の委員の定数に関する条例第2条の規定に基づき、議会が推薦する次期の委員として、議案のとおり、大多喜町黒原311番地、末吉繁夫さん、大多喜町横山70番地、浅野武重さんの2人を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は、大多喜町黒原311番地、末吉繁夫さん、大多喜町横山70番地、浅野武重さんの2人を推薦することに決定をしました。

◎休会について

○議長（正木 武君） お諮りします。

あす3月10日から3月20日までは、議案調査及び休日が入るため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、3月10日から3月20日までは、議案調査及び休日が入るため休会することで決定しました。

なお、既にご通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週14日及び15日の午前9時から各常任委員会協議会が役場第3会議室で開催されますので、ご承知願います。

この常任委員会協議会は傍聴ができますので、都合のつく方は傍聴されるようお願いいたします。

また、最終日、3月21日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集を願います。

◎散会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で本日の会議は全部終了しました。

長時間ご苦労さまでした。本日の会議を閉じます。

（午後 4時36分）

平成24年第1回大多喜町議会定例会会議録

平成24年3月21日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野信一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	野村賢一君	12番	正木武君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	矢代健雄君
総務課長	花崎喜好君	企画財政課長	小野田光利君
税務住民課長	関晴夫君	健康福祉課長	磯野幸子君
子育て支援課長	石井政一君	建設課長	磯野道夫君
産業振興課長	菅野克則君	環境水道課長	川崎照恭君
特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君	会計室長	渡辺嘉昭君
教育課長	高橋啓一郎君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋謙周 書記 小倉光太郎

議事日程(第3号)

日程第1 議案第26号 平成24年度大多喜町一般会計予算(質疑~採決)

- 発議第 3号 議案第 26号平成 24年度大多喜町一般会計予算に対する修正
動議
- 追加日程第 1 発議第 4号 議案第 26号平成 24年度一般会計予算に対する付帯決議案に
ついて
- 日程第 2 議案第 27号 平成 24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質
疑～採決）
- 日程第 3 議案第 28号 平成 24年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採
決）
- 日程第 4 議案第 29号 平成 24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採
決）
- 追加日程第 2 議案第 33号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第 5 議案第 30号 平成 24年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第 31号 平成 24年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第 32号 平成 24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑
～採決）
- 日程第 8 発議第 2号 大多喜町議会基本条例の制定について
- 追加日程第 3 発議第 5号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

◎開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成24年第1回議会定例会の最終日に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、議長さんを初め、議員各位には、年度末大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから町政運営に何かとご支援、ご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

それでは、本定例議会初日以降の行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました資料によりご承知をいただきたいと思っております。

さて、本日は、平成24年度当初予算に係る質疑と採決となっておりますが、さきの常任委員会協議会において関係各課より各種事業の詳細説明をさせていただきましたが、特に先日の定例議会2日目の終了後に配付、説明をさせていただきました亀田医療大学の建設に係る財政支援に関しましては、町からの助成に伴う要望及びその回答につきましては、ご説明を申し上げたとおりでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そのほか、人口減少の歯どめの策として、定住化対策や少子化対策、さらには大多喜小学校屋内運動場の大規模改造事業、中央公民館ホールの耐震改修事業、養老溪谷拠点施設整備事業等が主な投資的事業として予算化させていただきました。どうぞ議員各位におかれましては、これらの施策について十分ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、定例議会最終日に当たり、会議の冒頭に当たり、あいさつとさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に、諸般の報告であります。3月9日開催の本会議以降の議会の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。このうち、国保国吉病院議会の関係について、10番藤平美智子議員から報告願います。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 国保国吉病院組合議会について報告をいたします。

去る3月19日午前10時より、いすみ医療センター会議室におきまして、第1回国保国吉病院組合議会定例会がございました。本町からは、江澤議員、君塚議員、そして私の3名が出席をいたしました。執行部より付議された事件は4件、すべて全会一致で原案のとおり承認、可決されました。

議案第1号は、国保国吉病院組合一般職の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するものでございます。内容は、千葉県人事委員会の給与勧告に伴い、給与構造改革における経過措置額の改正をしようとするものであります。

議案第2号は、千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。銚子市と松戸市が平成24年4月1日より共同処理の追加依頼がされたことから、同組合議会の議決を求めるものであります。

議案第3号は、平成23年度国保国吉病院組合事業会計補正予算（第2号）でありまして、今回の補正予算は、収益的収入及び支出で2,212万4,000円の減額。収入予算の主なものは、人工透析室が未開設による外来収益で2,286万円の減額、医業外収益で地域医療再生基金の運用による夷隅地域病院群輪番制の補助金534万円の増額、医師確保推進事業480万円の増額であります。支出予算の主なものは、人工透析関係職員の人件費1,252万4,000円の減額、医師研究費資金貸付金事業で960万円の減額、資本的収入及び支出の資本的支出におきまして、人工透析室の未開設に伴う人工透析機8,000万円の減額補正するものであります。

議案第4号は、平成24年度国保国吉病院組合事業会計予算です。お手元の資料のとおりでございます。収益的支出及び資本的支出を合わせた支出予算の総額は37億9,472万9,000円とするものです。

以上で国保国吉病院組合議会報告を終わります。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） これより日程に入ります。

本日の会議は、既に配付いたしました議事日程第3号により進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

日程第1、議案第26号から日程第8、議案第32号までの平成24年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっております。3月9日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては平成24年度の各歳入歳出予算書により質疑されるようお願いします。

なお、質疑の際は予算書のページを示していただくとともに、質疑に当たっては、議題外にわたり、また、その範囲を超えることのないようご留意を願います。

まず、議案第26号 平成24年度大多喜町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありますか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） すみません、朝一番から。

10ページ、歳入で町税ですけれども、町民税の個人及び法人の23年度、できれば22年度もですが、そして24年度は見込みですが、平均所得どのくらいなのか教えていただきたいと思っています。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 22年度から24年度までの平均所得というご質問でございますが、22年度173万5,534円、23年度が162万1,994円、24年度が158万672円。

以上になります。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 39ページ、町有林管理250万でしょうか、委託先はどこでしょうか。

そして、今、町有林の状況、財産状況というのでしょうか、最も樹齢の高いものから若いものまでどの程度あるのでしょうか。ずっと町有林の管理については、少なくないお金が投入されてきていると思います。よろしく申し上げます。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 町営林の管理の委託先ということでございますけれども、委託先につきましては、千葉県森林組合市原支所でございます。

樹齢の高いものと低いものということでございますけれども、樹齢の一番高いものは79年生です。樹齢の低いものは21年生です。平均しますと50年生が平均だと思います。

また、財産の材積ですけれども、約4万7,000立米ということでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 今の町有林の管理委託の件でありますけれども、どの範囲を、どういう仕事を委託しているのか、お願いをします。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 事業の範囲ですけれども、林道泉水西部田線の草刈りと、あそこは側溝がございますので、側溝の清掃でございます。それとまた、南千葉ゴルフ場に接したところに新しい林道が1,000メートルございますけれども、その下刈りと、あと、そこは側溝はございませんけれども、道路の管理でございます。あと、公民館の裏、要するにここから野球場の裏、ずっとそこにかけての草刈りでございます。それと、二の丸浄水場がもとございましたけれども、その上に今、雑木、クヌギとかを植えてございますけれども、その下刈りでございます。それと、あと枝打ちと、ことしは除間伐も予定しております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

3番江澤議員。

○3番（江澤勝美君） 1点ほどお聞きします。

ページで7ページ、地方交付税、本年度予算が15億2,000万、前年度が14億8,000万で、ことし4,000万プラスになっていますけれども、23年度事業あるいは本年度もありましたけれども、事業によって後ほど地方交付税で算入されるという説明があったんですけれども、その交付措置がこの中に含まれておるのか、あるいは別に交付されておるのか、その点ちょっとお聞きいたします。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 地方交付税の中に含まれているかということでございますが、交付税の中に毎年、計算式の中に含まれております。常に毎年、臨時財政対策債の計算

の中で残高を計算式の中に入れてようになっておりまして、それによって算出をされております。発行の可能額が2億5,200万円のうち2億5,000万ということで、今回の計算をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 3番江澤議員。

○3番（江澤勝美君） 関連で。では、今年度予算の地方交付税とは別に算入されているということよろしいですか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 別にではなくて、この計算式、計算式というか、交付税の発行可能額の計算式の中に算入をされているという形ですので、はい、含まれております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 町有林のことなんですけれども、町有林の平均50年生の林ということですが、千葉県で問題になっている溝腐病などに侵されたものというのではないのでしょうか。要するに、このまま保育をしていくことによって価値のある用材がとれる林なのではないのでしょうか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ただいまのサンプスギの致命的な病気でございます、サンプ挿しスギですね、その致命的な病気でございます溝腐病でございますけれども、当時の苗木はほとんどサンプ挿しスギでございます。溝腐病は結構スギとして植林してございます。今も溝腐病の材木はございます。

ただし、今切って、また新しい、そうでない種類の木を植えるということは少し今のところ困難でございますので、今のところこのまま育てていきたいと。また、森林も、ただ用材という目的もございますけれども、やはり森林は地球温暖化のCO₂の削減のもとだと。気候も和らげる、また洪水も防ぐというような多面的な役割もあるということで、そういう観点からも、このままにしていきたいということでございます。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 用材として価値のない林を持ち続けることというのは問題があると思います。それと、温暖化の問題で必要だと。次々に更新される林については炭酸ガスの吸収はいいんですけども、もう固定化されてしまった森林というのは吸収力が落ちると言われています。そういう点では、更新していかなければ効力は悪くなるわけだから、このまま放置

しておくわけにもいかない。来年度の予算250万というのは決して安い額ではない。

この辺で、やはり町有林も含めて森林のあり方について検討する時期に来ているのではないかと思うんですけれども、来年度そういう森林のあり方について検討するような計画というのはないのでしょうか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 来年度除間伐も予定しております。その中で、要するに病気にかかっている材ですね、その更新も考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 39ページです。定住化対策事業でありますけれども、この委託料、基本計画策定の委託料ということでバスターミナルの件というふうに伺っておりましたけれども、この計画の概要について説明をお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） この定住化対策事業の基本計画策定委託料、バスターミナルの基本計画ということでご説明をさせていただきます。事業名のとおり、定住化対策事業ということで、現在、例えば東京の大学、また会社等に勤務なり、また通学される方については、ほとんど東京都内とかにお住まいであられると思います。そういった方をできる限り大多喜町から通勤・通学できるような形ということで、高速交通網の体系整備という計画を常に立てております。

その中で、オリブ地先に隣接する土地を町が買収なり借地なりをしまして、そこをバスの発着の場所に、起点にしたいという計画でございます。常にそこにバスが入りまして、方面ごとにそこから発着をしていくと。市原市の市原南インターの、仮称でございますが、その近辺に市原市においてもバスターミナルをつくりまして、また先日、本議会の中でもお話があったとおり、千葉県が金田のバスターミナルを起点として利用していくような計画を立てているということでございますので、大多喜についてはオリブに隣接するバスターミナルを起点とし、また市原市の南インターのバスターミナルを利用し、なおかつ金田のバスターミナルを利用して、できる限り大多喜町に住んで高速バスを利用して通勤・通学できるような形ということで計画をしております。

オリブ地先には、バスの発着所とあわせて、夷隅郡市内の方でもし高速バスを利用される

方がいれば、そういう方の駐車場も、多分有料になろうかと思えますけれども、今後確保していき、なおかつゴルフのお客さん等も活用できるような形で今計画をしている、その基本計画の委託料でございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 今のところ、バスの発着便数というんですか、どのくらいを予定といえますか、計画ではどのくらい走らせるような今、状況なんでしょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 現在というか、今までご説明をずっとしてきた中では品川に直通ということで計画をしております、朝晩は30分ぐらいの範囲で連続してそのバスが出られるようにということで計画をしておったんですけれども、品川に入ること自体が、京急さんがやはり駅の近くとか、またちょっと離れた場所の権利をお持ちなので、今、京急さんと交渉中ではございますが、かなり難しくもなっております。

今交渉中で、まだはっきりは言えませんが、そういった範囲では、逆に金田を利用することによって細かい、何度も往復ができるということで、30分ごとの離発着ということも十分考えられますので、1日10便ぐらいは多分出せると思います。また、ほかの方面のバスもありますので、その辺ちょっとまだ便数についてははっきり申し上げられませんが、都内にそのまま向かえるような形というのは、朝晩を重点に、また夜遅く帰ってこれるような方策もつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありますか。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 89ページの国土調査事業について、先ほど資料をいただいたんですが、内容確認ということと、あと国の長期計画で地籍調査ですか、その辺が国の長期計画でどういうふうになっているか、その2点をお伺いします。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 国調についてのご質問でございますけれども、24年度国調委託料ということで2,722万円計上してありますが、場所につきましては、小田代の5地区ということで、これは小田代交差点から旧茶屋場隧道ですか、そちらのほう、中野から行きました右側ということで0.7ヘクタール、小田代6地区といたしまして、これは老川小学校と小田

代交差点周辺でございますが、これの0.08ヘクタールでございます。小沢又地区につきましては、2地区といたしまして、小田代から小沢又地区に入りまして左右ということで0.19ヘクタール、小沢又3地区といたしまして、小沢又、水月寺の周辺ですか、そこで3.2ヘクタールというようなところを予定しております。

国のほうにつきましては、うちのほうではちょっとわからないんですが、5か年計画というか、当初認可をもらってある老川地区ということだけで予定しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 先ほど資料を皆さんに配ってあるので、その説明をお願いしたいことと、国の長期計画に載っておればいいんですけども、町は当然申請はしてあるんですよね。

○議長（正木 武君） 予算書の内容と違っておりますので、それは却下いたします。

ほかに質疑ありませんか。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 53ページ、難病患者等居宅支援事業、少額ですけども、5万7,000円。事業内容と対象者数は。

（「すみません、マイクをお願いします」の声あり）

○議長（正木 武君） もう一回お願いします。

○1番（野中眞弓君） 53ページ、難病患者等居宅支援事業があります。額は5万7,000円です。事業内容と対象者、お願いいたします。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 難病患者等の居宅支援事業に関してでございますが、在宅の難病患者に対する日常生活の便宜を図るために、日常生活の用具を給付する事業でございます。

難病疾患の登録を保健所にされている方が、大多喜町の場合57名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） それで、利用者は。対象者がいても、利用者はどのくらいなのでしょううか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 難病患者の支援事業につきましては、障害者及び高齢者の日

常生活用具の給付事業で対応できないものについて給付をするということになっております。今のところ、医療機器に関してのもの、例えば動脈血の酸素濃度ををはかるものですとか、たんの吸引をする機器、そういうものがこの事業での主な対象になっておりますけれども、現在のところ、町内でそれを必要とする方はいらっしゃいません。存目程度の予算計上になっております。

○議長（正木 武君） もう一つありますか。

（「まだあります」の声あり）

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 15ページ、歳入のところですが、給食負担金です。ことしも過年度分が10万円計上されております。どのくらい滞納者がいるのか伺います。

また、収納のための訪問時、そういう家庭に対して準要保護の説明などを実際していらっしゃるかどうかについても伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） まず、給食費の滞納状況についてお話しします。

滞納の状況ですが、平成13年が一番古い滞納でありまして、その年から平成22年までの滞納なんです、684万4,967円です。件数が、失礼しました、50世帯で75人で先ほどの金額になっております。

保護、それから要保護の家庭についての状況なんです、そちらの情報は教育委員会に保護、要保護の情報が入りまして、それから給食センターと連携を取り合います、本人には給食費に関しては連絡をとらずに給食費について減免なり免除なりの事務を行っております。

過去の滞納者の中で新たに保護家庭、また準要保護の家庭になられた方がいらっしゃるんですが、本来ならば欠損処理をすべきと考えておりますが、今現在まだその事務が滞っております、実際に給食費の滞納分に保護家庭、また準要保護の家庭が8件、今存在しております。その分については徴収を今控えている状態で、早急に欠損処理をしたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 50世帯の中に8件あるんですか。それとも、要保護、準要保護の8件を除いた数が50世帯ということですか。この50世帯の中には準要保護に当たるような家庭というのはないのでしょうか。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 先ほどの世帯数、また件数なんですけれども、要保護で滞納と
なられている方が3人分です。50世帯75人なんですけれども、その75人中の3人が要保護の
滞納があります。それと、準要保護につきましては、残りの5人です。

以上です。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） ちょっとすみません。これ、質問の回数でなくて答弁漏れで、42。

○議長（正木 武君） マイクをやったほうがいいんじゃないんですか。

○1番（野中眞弓君） 残りの42世帯の中で準要保護に値するような家族はありませんかとい
う答弁をお願いします。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 引き続き、回答を続けさせていただきます。

先ほどの50世帯ではなくて、75人のうちの8人ということでございます。

件数については以上で、それで、要保護、準要保護についてはほかにもあるかということ
ですが、今現在教育委員会で把握している要保護、準要保護は健康福祉課とも連絡をとって
いまして、この8人以外にはないと認識しております。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 123ページです。土地開発基金について質問したいと思います。

基金の残高、それから今回みやこの跡地を購入したということですが、買収金額。

そして、今回積立金として1,618万4,000円計上されていますけれども、城見ヶ丘団地の収
入といいますか、販売代金はこの基金の中に入れないのか。

そして、もう一点でありますけれども、この基金で土地を購入するわけですが、こ
れをすぐにまたほかに転売ということではないだろうし、ある程度の造成なりをしてとい
うことになると思うんですけれども、この中からそういう費用は捻出していくのか、またその
開発は一般会計のほうから出すのか、その辺のこの基金の使い方、使い道についてお願いを
します。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 土地開発基金の関係のご質問でございます。

この案件につきましては、大多喜町の条例でございます議会の議決に付すべき契約及び財
産の取得又は処分に関する条例の第3条で、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりま

して、付さなければならぬ財産の取得が「予定価格1,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)」という、そういったものでありましたので、買収の予定だけ、1月31日招集の臨時会において説明をさせていただいたところでございます。今回、その契約の内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

もとパチンコみやこの跡地の土地の先行取得でございますが、平成24年、ことしの3月8日に所有者であります大東興業株式会社と大多喜町の間で契約を締結いたしました。買収面積は3,163.94平方メートルです。約963坪になります。契約金額は5,366万円でございます。買収単価につきましては、1平方メートル当たり1万8,000円でございます。原資はおっしゃるとおり土地開発基金でございます。買収単価につきましては、国道297号線のトヨタ周辺の土地を鑑定価格と同額とさせていただきました。これは、税務住民課のほうで固定資産の評価がえに伴って不動産鑑定士に委託した、その結果と同額ということにさせていただいております。

あと、基金の残額でございますが、この買収を差し引いたものの残額が2億7,418万6,000円でございます。24年度の基金積み立ての予定をしております大戸と下大多喜の分を足しますと2億9,037万円となります。

それと、あと城見ヶ丘のほうですね。城見ヶ丘のほうの土地の売り払いの収入を基金に入れないかということでしたが、現在、24年度の計画の中では城見ヶ丘の団地のほうは、土地開発基金の中には入れない予定でございます。

なおかつ、造成の工事につきましては、現在のところ、基金の中で造成工事をやるという計画にはなっておりません。

なおかつ、今回みやこの土地を先行取得した理由でございますが、今後、市原南インターが開通をされると、今後価格上昇が懸念をされると。価格上昇が予想されるというんですかね。そういった中で、今後先行取得とか土地の取得に非常に困難を極めるし、町の活性化の中の計画の中ではとてもいい場所だということで、町の中でも協議をいたしまして、今回の基金で先行取得をしておこうということで、企業誘致、また宅地造成等の活用も視野に入れて買収をしたものでございます。

ご質問のとおり基金の使い道なんでございますが、確かに使い方においては、一応歳入歳出外の基金でございまして、他市他町では特別会計を組んでいるところもございまして、土地開発公社等を設立するほどの大きな規模ではないために、その運用は町の設置条例に基づ

いて、また町の権限において運用してございます。このような中、基金の運用が非常に不透明だということもご指摘をいただいておりますので、今後基金の取り扱いの管理規則を制定していきたいと考えております。その中では、地方自治法に規定します議会の議決案件の要件とか、逆を言えば、町の行政権、執行権、裁量権の権限を残したものとして有効な運用に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 今、最後に管理規則ということでありましたけれども、ぜひそれはお願いをしたいというふうに思います。

それで、この開発をするに当たっての造成費は一般会計ということになるんだろうと思えますけれども、土地を購入して、これを開発するとき一般会計分の造成費を、どんどん大きく土地を買ってしまうと、そちらの部分をそのままにしておくわけにはいかないわけですから、一般会計を食ってしまう部分が出てくるのではないかという心配がありまして質問したんですけれども、この基金の中でそういう工事も一緒に含めた中のものとして、この中で常にやっていくという考えはないんでありましょうか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 本会議の中でやはり小高議員からその辺のご質問もいただいておったのを記憶しておりまして、そのまま企画財政課の中では協議をしまして、現在の土地開発基金の中で造成工事までやるというのはちょっと不適當かなとも思いまして、原資をどこで求めるかは別として、活性化基金みたいなものを新たにつくって行って、そういった中で水力発電とか造成とか、そういったものをやっていったらどうかと。それはまだ私の考えだけでございまして、今後その辺を町長なり執行部と協議をしまして、そういった方法もあるのではないかとこのことを今後提案していきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありますか。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 55ページ、少子化対策事業、内容を教えてください。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） ただいまの少子化対策事業でございますけれども、これは出産祝い金でございます。それで、1子、2子が今10万円の支給をしております。これは45

名分、それと3子以降が30万円ということでございまして、これは10名分で、全体で55名ですか、それで750万という予算化をしております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 続いて、59ページの子ども医療対策事業費ですが、この中には中学1年生から3年生までの通院費は入っておりません。もしもそこまで拡大するとしたら幾らなんでしょうか、中学生の通院費の部分。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） ただいまの子ども医療費の中学3年までの拡大をしたらということでございますけれども、たしか8日にご回答してあるかと思っておりますけれども、200万ということで8日は回答しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 61ページです。13の委託料の英語教室業務の委託料81万でありますけれども、前年は途中でしたっけ、予算的に今年度はそういう意味からいうとふえているんでしょうか。それから、今後の計画はどのように立てておられるのか、お願いします。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） ただいまの質問でございますけれども、81万円の予算ということでございますけれども、昨年10月から半年分ということで、40万5,000円で今まで来ております。単純にその倍ということで81万ということで予算化しております。

それと、今後の計画ということでございますけれども、委員会のときもお話ししたかと思うんですけれども、何せ3歳から5歳までの園児に英語で遊ぼうという形でやっております。そういう中から子供さんにはやはり30分程度がいいということで、週1回30分ということでやっております。この点は継続して、これ以上とても計画的に無理なもので、この辺で継続してやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 63ページ、亀田医療大学施設整備事業補助金1,139万円計上されております。これに対応する法律や条例はどんなものがあるのでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 対応する法律等でございますが、まず補助金の交付につきましては、大多喜町補助金交付規則に基づき要綱を制定して実施をするという計画になっております。

ただ、まず、その大もとの法律でございますが、まず大きく言うと憲法第89条、こちらに公金の使用についての規定がございます。その中で、公の支配に属する事業に公金を使用することが可能ということが出ておりますけれども、亀田医療大学は私立の大学ではございますが、私立学校法によりまして文科省、所管庁の助成に関する指導、管理を受けております。そういうことで、私立大学ではありますが、公の支配に属する事業であるということが、まず1つ挙げられます。

それから、地方自治法につきましては、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という規定がございます。そのところで公益上必要性があるかどうかというところが問題になるかと思われまして、今、医療の荒廃ということが問題になっておりまして、医師、看護師の大幅な不足のもとに地域医療がかなり影響を受けて崩壊を来すというような状況になってきております。その点で、医療にかかわる従事者の確保ということで、それがひいては大多喜町の住民に対する福祉の向上にもつながるということで、このところの規定に当たるかと思えます。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 今の課長の説明、よくわからないんですけれども、大多喜町条例の補助金のことをもう少し具体的に説明していただくのと、予算書は補助金で出て、今、交付金と言ったような気がいたします。そこら辺の違いはどうなんでしょうか。

また、町条例で補助金の私学助成とか、そういうのは例規集を見ても出ていない。そんな中で、今、無理やり何か補助金をつけたような、理由がそのような感じがするんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） ただいま私のほうで交付金というふうにもし発言したとすれば、すみません、訂正させていただきます。補助金になります。

それから、大多喜町の補助金規則につきましては、大多喜町の住民に対して福祉になることに対しての補助金を交付することができるということで解釈しております。

それから、あと、その他の法律でもう少し説明させていただきますが、国民の医療を確保する法律に医療法というものがございます。これは昭和23年にできております。医療法の中で第30条の4というところに、すみません、ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか、すみません。30条の4というところに都道府県は基本的な医療の確保に関する計画を作成することになっております。その中の一つとして、救急医療の確保の事業ですとか、それから医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療従事者の確保、それから在宅医療の確保など、11項目について計画を策定することになっております。

そして、同じ医療法の中で、「都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない」ということになっておりまして、その協議をする対象の中が1から8までありまして、その1つに31条に規定する公的医療機関というのがございます。その31条の公的医療機関というものがどういうものかと申しますと、都道府県、市町村、その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所ということになりまして、大多喜町の場合は組合立でありますいすみ医療センターがその公的医療機関に該当するということになります。いすみ医療センターの場合は、一部事務組合でございますので、規約の中の共同事業というものが定められておりますが、その中にはこの亀田医療大学の助成事業については定めがございませんので、実施することはできません。いすみ医療センターでは、医師、それから看護師の確保について亀田医療センターの協力を求めるために助成が可能かどうかということで県に照会をかけております。県の医療整備課の回答が、構成市町村がそれにかわって実施することについて、住民の中で合意ができれば可能であるというような回答をいただいているというお話を伺っております。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 正直言って、よくわかりません。都道府県とか地域住民、構成する住民の許可があればいいとか、そのような話を聞いたんですけれども、この件はもう少し端的に説明できないですかね、法律的なことではなくて。どうしても補助金が必要なんだよと、そういう説明が端的にできないですか。

○議長（正木 武君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 今、健康福祉課長のほうからいろいろ説明しましたけれども、亀田医療大学の補助金の関係につきましては、確かにこの前の全員協議会の中でもお話をしてい

るかと思いますが、今現在、医師不足、また看護師不足ということで、どうしても今後医療をしていく上で看護師の不足がいろいろ大きな問題になっているということで、これはひとつ、いすみ医療センターもそうなんですけれども、看護師の養成の中で夷隅地域に看護師を、卒業生をこちらに向けてもらうとか、いろいろなことを亀田病院にもお願いをしてございまして、とにかく看護師を養成するんだということで、これは先ほど言った憲法上の問題だとか地方自治法の問題も何か話がございましたけれども、憲法上につきましては、公金の支出制限のことをうたっております。地方自治法の中で、先ほどのお話がございましたけれども、公益上必要があれば町のほうで補助金を出してもよろしいというような規定があるわけですが、当然、この亀田医療大学の補助金を出す場合には町のほうで補助金の交付要綱を定めまして補助金を出すというような形をとりたいと思います。

したがって、今回は、ですから、公益上必要があると。看護師の養成、また看護師をこちらに向けていただくような要望もいたしまして医療の充実を図っていくというようなことで、補助金の交付要綱を定めまして補助金の交付をしたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 今、副町長のほうから説明がありましたけれども、亀田医療大学のほうに我々の町としてきちっとした金額は支援するという形で出ているわけですね。そういう中で、亀田からはきちっとした回答が来ていないんですよ。だから、私は前回もそのことについて町長にも申し上げたんですが、そういうものについて、ただ要請するというだけでは、私はこれは回答になっていないというふうに思うんですね。選択するのは生徒のほうであって、看護大学が選択するわけじゃないんですよ。看護大学を卒業する人が選択するんであって、私が言っているのは、亀田で抱える看護師さんを亀田の中で医療センターのほうに何人かを回しますよという確約がとれる、そういうものはっきりとした中で出してもらいたい。そういう中でないと、きちっとしたお金は出しますよ、だけれども、きちっとした回答は出ませんよというような形では、これは何もならない。ただでお金をやるようなもの。

そういうことでは、私はこれは、県で出すのは何ぼ出しても構わないです。町で出すのは今の財政状況の中では非常に苦しい中で出すわけですから、きちっとした回答をもらう、そういうものを広域の中でもう少し首長の人たちが議論を詰めていただくことが私は大事だと

思うんです。そういうものをてんでんばらばらに、お金は出すけれども、医療センターのほうはわからないよというような、そういうことでは私はだめだと思うんです。だから、そのところをもう少しはっきりとさせてもらいたい。そういうことです。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 亀田医療大学につきまして、何度かご説明をしてきているところでございますが、まず1つは、法律的にどうかという問題もありますが、これは先ほど説明がありましたように、まず基本的にはそれは補助をしても問題はないというふうに私は解釈をしております。それはなぜならば、やはり私立であっても国が大学のいわゆる指導、運営管理をするということで、その中で公の中に属するというところでございますので、そういうことで、それに準じた形で県が支援する。また、私どもの町だけがやるわけじゃなくて、安房郡市、それから夷隅郡市、全体の構成市町村で皆出します。ということは、では大多喜がだめでほかが大丈夫かという話ではなくて、これは構成市町村、皆さん皆同じ条件でございます。そういうことで、それは皆さんも十分それを協議した中で支援ということになっているわけでございますので、そういう問題では問題ないと思っております。

もう一点は、今お話にもありましたように、ではもっと確たる確約はとれないかという話になるんですが、1つの事業所でとらえたときに、会社の中に社員として抱えた人を会社内で異動することは十分可能なわけでございます。しかし、会社を離れて、あなたは引っ越してそこに行きなさいというのは、なかなかこれはやはり基本的には難しいのかなというふうに思っています。ですから、社内異動というのは十分会社の命令で行けると思いますが、出向ということになりますと、なかなか難しいのかなというふうに思います。

また、生徒の皆さんを、あなたはここに行きなさいという形のもの、やはりその人には人権がございますので、人権を侵すということになりますので、それはなかなか難しいということで、基本的には、内容的にはお互いに地域の医療を崩壊させないようにということで、亀田病院さんのほうもいすみ医療センターのほうも、また、当然相談しながら今でも医師の派遣をしていただいたり、また夷隅郡市の救急医療の夜間の先生にも今、来ていただいたりということで支援をしていただいております。それは、基本的には支援をしていただくことには変わりはないわけでございます。

ですから、文書の中にそれをうたうということは、人権の問題とかかわる中でなかなか難しいということでございますが、あとは信頼関係の中でやっていくということだと思います。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 町長の言われることはわかるんですよね。町長の言うことはわかるんですけれども、では、今、医療センターのほうで、医療センターを抱えていて、それで確約がとれない中で、今後医療センターをどうしていくのか。亀田病院はますます充実した病院になっていくと思うんです。だけれども、医療センターのほうに卒業した看護師さんが来てくれなかった場合、選択は看護師さんですから、来てくれなかった場合、ではいすみ医療センターはどういうふうな形になっていくのか。やはり私は非常に閉塞状態な病院になっていくんじゃないかなと、そういう危機感が非常にあります。だから、私は言っているんです。

これは約束がとれないと、やはりそういう形になると思うんです。いすみ医療センターはそっちのけで、亀田看護大学を卒業した人は、亀田病院は大きくて非常に地位的にも名前の通っている病院です。だから、そこには卒業した場合には就職しますけれども、では医療センターのほうに行ってくれ、いや、私は医療センターのほうはだめですよというような形になっちゃったら、医療センターはどういうふうになりますか。確約がとれないと、やはりますます医療センターは充実させるどころじゃなくて閉塞状態になっちゃう。そういう大きな問題を夷隅広域の中ではどういうふうを考えているんですかね。それをちょっと聞きます。わかる範囲でいいです。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いすみ医療センターの医師、看護師の不足というのは、先ほど藤平議員さんの報告にもありましたけれども、実際に透析が毎年予算計上しながら、実はなかなかそれが確保できないで開設ができない状況にあるわけでございます。それを、では根本的にどうするかという話になりますと、亀田から1人、2人をこちに異動してくれという約束の中で解決できる問題ではなくて、全体的にとにかく国あるいは千葉県、特に千葉県は全国の中でもワーストワンになる医師、看護師不足なんですね。そういう中で、やはり千葉県の重要施策の中でも、何としても絶対数をふやさなければならないということが基本になるわけでございます。ですから、1人、2人で解決できる問題ではなくて全体的に看護師をふやさなければいけない、そういうことが一番大きな問題の中で今回のこの補助というのが始まっております。

もちろん、それは国の施策もそういうことになるわけでございますが、では、卒業された方が全部亀田に行くかということ、そういうことではないわけです。先ほど申しましたように、それは首に縄をつけてそこに勤めろということにはならないわけです。ですから、看護師さ

んによっては、東京に行くとか自分のふるさとに戻るとか、そういうことになるんだと思います。しかし、我々もいすみ医療センターとも協議をしているのは、できるだけ地域の皆さんが医療大学に行って、その地域に残るといような地道な努力も必要であると。東京の方あるいは沖縄の方がそこに来て、それで卒業されて、ここに残れというのはなかなかやはり難しいから、やはり地域としての努力も必要であると。これはあわせてやっていかなければならないわけでございます。

ですから、当然のことながら、まず絶対数が足りないということ、ここをまずふやすことが基本にあります。亀田さん自身も、大学をつくったからといって必ずしも看護師さんが間に合うかということではなくて、もう既に亀田さんのほうは、今現在、厚生労働省とも協議をしております、恐らくこれは認可になるだろうと、この間、院長が言っておりましたけれども、中国からの看護師の受け入れということで、多分来年度それを始めるということでございます。

そういうことで、今、喫緊の課題として看護師が全体的に足りないんだということなんです。いすみ医療センターは、今、いろいろ緊急で患者さんが来るんですね。しかし、いすみ医療センターとして受けられないんです。受けられないときに、ではどうするかといったら、亀田にみんなお願いしているんです。それは塩田病院も同じなんです。ですから、いすみ医療センターに患者さんが来ても受けられませんか。では、それをどうするんだ。それは亀田に実は協力していただいているということが現実でございます、ですから、では亀田が拒否したら、いすみ医療センターの患者さんをどこに持っていくんだと。いすみ医療センターでできないわけです。だから、そういう状況の中で、今、協力関係が非常に、塩田病院も含めて密接な関係になっているところでございますので、その辺をぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（正木 武君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午前11時07分)

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時19分)

○議長（正木 武君） 一般会計予算の質疑を続けます。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 亀田医療大学の補助金の関係であります。法律的には問題ないということでありました。しかし、今回、今までにない形であります。夷隅郡内の広域でもない、そのほかの地域に出すということでありまして、医療関係だけではなくに福祉関係でも、先ほどの答弁から言えば、そちらのほうにも公益性があれば出せるという話でありますけれども、地域外にもこうやって出すという基本的な考え方はどうなのか、どのように考えているのか。そして、それによって町民の医療の福祉に貢献するんだというような話がありましたけれども、医療大学の学生会館に補助金を出すことによって看護師が大多喜あるいは夷隅地域にふえるのかどうか、どのくらいを予想されるのか、お願いをしたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、この医療大学に支援をして看護師がふえるかということなのですが、当然卒業されますので、ふえることは間違いはないんですが、では何名ふえるかというのは、正直なところ、私ども先ほども申し上げましたように、それはなかなか個人の自由の中で難しいところがございます。しかし、何度も申し上げますが、やはりまず絶対数が足りないということが条件なんですよね。ですから、やはりどうしても看護師さんの絶対数をふやすということが、これは関係構成市町村もみんな同じ考えでございます。ですから、絶対数をまずふやさなければならない。そういう意味で、そこから絶対数をふやした中で一人でも二人でもやはりこの地域に残していく。

先ほども申しましたけれども、もう一つはやはりこの地域から医療大学に行っていただく、そしてその後、地域に残っていただけるような施策が今度は我々としても、また夷隅郡市2市2町でも協力をしてやっていかなければいけない。これは首長同士でも話をしておりますが、やはり地域からまず医療大学に行ってもらうことが重要であるということは認識しております。そこがまず第一歩になろうかと思っておりますので、その辺はしっかりやっていきたいと思っております。

（「公益性」「地域外の」の声あり）

○町長（飯島勝美君） もう一つ、公益性ということで、今回の補助金以外に、またほかの施設でも出せるかという話なんですけど、私どもは、まず基本的に今回の考え方は、やはりこれからまたしっかりと規定を設けていかなければなりませんけど、まず一つの国の施策の中で、まず絶対的に医師、看護師不足ということがありました。それで、千葉県はワーストワンという中で、千葉県の施策の中でも重要施策の中にあります。そういうことで、国、県、そして関係構成市町村の支援という中で今回やってきたんですが、やはり看護師は公共性の中で

どうしても必要だという中で考えるべきだと思ひまして、では何でも出せるかという考え方は私どもは持っておりません。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 地域外に出すという考え方はすけれども、別に看護師ばかりでなくて、今は介護福祉士でも非常に足らなくて困っている状態で、そういうところを養成するのができたなら出すのかという意味で、それは限られたところとはいうものの、やはり公共性には当然そういうことも必要になってくる話でありまして、看護師ばかりでなくて、本当に切実に困っている、そういう問題もあるということなので、それはここだけに、亀田だけにということではないんじゃないですかと。国や県が支援して、そういうものもいっぱいあるところもあるので、そういうこともこれから出すような方向が出てきてしまうのではないかと、あるいは出す気があるのかどうかということで質問をしたんですけれども。

それから、先ほどから町長が言っていますけれども、いすみ医療センターに亀田のお世話になって、いろいろな、医師でも看護師でもという話でありますけれども、医療の崩壊という部分では、千葉県の医療再生計画の中ではこの山武・長生・夷隅地域を重点的に医療崩壊を防ごうということをやっているんですけれども、県や国のこういう強化策というのは余り当てにならないから町でも出そうということと考えたということなんでありましょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今のお話のとおりでございまして、実は私も町長になりましてから山武・長生・夷隅のこの広域医療圏の中で、いろいろと今話題になっております、いわゆる九十九里圏の高度医療の救急救命センターということで建設の中で話が進んでおりました。それで、当然、この前もお話をいたしました、いすみ医療センターをつくる時の経緯というのが、実は私も太田さんのほうからもお話を聞いてきたんですが、当時はいわゆる市原の中に夷隅地域というのが組み入れられていたと。そういう中でいきますと、鶴舞病院があるということで、いすみ医療センターは必要ないということで、これはなかなか建設ができなかったという経緯があるようございまして。そして、そのためにどうしてもいすみ医療センターを建設という中で、この山武圏に入ることによって、不足しているからできたということであったということございまして。それで、今現在は山武医療圏に入っているわけですね。

当然、今、千葉県としては、ある程度拠点病院というのが幾つか構想の中にありまして、1つはいわゆる君津中央病院ですか、それからもう一つは東総のほうでは旭中央病院、県南では亀田がやはりその位置づけとして県としては出されております。それで、今一番空洞と

なっているのが、実は九十九里圏なんですね。そこに建設をしようということで、2年前からそれをやってきました。

私ども首長の中での話し合いの中で、東金・九十九里の医療圏のところに、まずこの地域の人がそこに行くことはないだろうと。全くゼロとは言いませんけれども、多少は行きますけれども、ほとんど利用しないだろうと。今の現状の実績を見ますと、やはりいすみ医療センターあるいは亀田病院にかかる率は同じぐらいなんですね。非常に利用率が高い。そういうことの中で、いすみ市、勝浦市、御宿町は当然高いんですね。ですから、やはり夷隅郡2市2町としては九十九里のほうに支援ではなくて亀田に支援しようということで、九十九里のほうの支援要請についてはお断りをしているわけでございます。もちろん、長生郡市もやはり自分の病院があるということで、なかなか支援ができないということのようでございますけれども、夷隅郡市の場合は特にそういうことで、亀田を我々の地域の中で支援をして我々のこの地域を守っていただくということの中で首長の中では話をしております。

先般、亀田の院長が来たときにお話が出ましたけれども、この後、これが動きますと、千葉県の医療地域の中で考えますと、安房・夷隅というのが1つの圏域に今度は地図がえをするということのお話も聞きました。今、これは県で検討しているようでございますから、そうしますと、今度は山武圏域から夷隅郡市が離れるのかなというふうな気がいたしますが、それは亀田院長の話でございますが、今、県でも検討しているのは安房郡、それから夷隅郡市は1つの圏域という方法にしようということで今動いているということでございます。私ども首長も、やはり利用率、そういうものを考えたときに、やはり亀田を支援していこうと。山武あるいは東金、九十九里の病院については、恐らくここから行く率が少ないということの中で、そちらの支援につきましてはお断りしたと、そういうことでございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ちょっとよくわかりませんが、県の計画が結構ずさんだったという意味ですか。この計画をつくるには、当然こちらのほうからも計画に携わって出ているというふうにも聞いているんですけども、そういう意味から言えば、今回も医療の再生計画によって看護師の不足は県内2カ所に要請をするんだということで県が補助金を出して2カ所に、亀田はその1カ所ですね、補助金を出して要請しようという方向があるし、医師は足りないという部分から、できるだけ圏外からも招聘しようということで予算を組んでやるというような計画で、この夷隅地域もしっかりした再生をするんだという県の方針であったというふうに計画は聞いていましたけれども、それを今度は枠を変えるというようなことな

のか、ちょっとよくわかりません。

県や国がしっかりやる中で、町がそこにまた予算を入れるというのがよくわからないんですけれども、先ほど課長の答弁等ありました。新しい予算の出し方でありますので、住民がしっかりとその部分を理解しなくてはいけないと思うんですけれども、理解が得られるような努力をしなければいけないと思うんですけれども、大多喜町にも医療公益性があって看護師をというような話がありましたけれども、大多喜町の医療の問題点はどこにあるか、あるいは大多喜の今現在のいろいろな課題や問題点はほかには全然ないんでしょうか。医師不足を含め、今回の計画でも1次、2次、3次、それぞれかかりつけ医、それぞれの役割分担をしっかりとしなさいという部分があるんですけれども、あるいは救急体制はどうなのか、そういう問題はないんでしょうか。つまり、そういう計画というか、医療の問題をしっかりと洗い出した上で、それで亀田にということであればわかるんですけれども、この町の医療の再生計画と申しますか、そういう部分は持っていらっしゃるんでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） まず、1つは医療圏の設定の問題なんですけれども、これは5年に1回県が医療計画を策定する際に2次医療圏の圏域を決めることになっております。それで、今回山武・長生・夷隅が1つの医療圏になりましたけれども、その前は長生と夷隅が1つの医療圏、その前が市原・長生・夷隅というふうに、計画ごとにある程度圏域の範囲が変わってきております。今回、山武・長生・夷隅というふうになったものはなぜかといいますと、この3つの地域が、まず3次救急が全くないということ、それから医療従事者が非常に不足しているということ、そういうことで、ないところに集中的に予算を投入するという県の方針がありまして、この圏域が決定されています。それをもとに計画が進んできているわけです。

それから、亀田とこの地域の公益性の問題なんですけれども、夷隅地域の2次救急医療はいすみ医療センターと、それから塩田病院が担っています。いすみ医療センターの外来の利用率が年間約1万1,000弱ぐらいなんですけれども、大多喜町がいすみ医療センターで利用している患者数が1万1,000人ぐらいなんですけれども、亀田のメディカルセンター、亀田の幾つかの病院、それから診療所がありますけれども、そちらの全部のメディカルセンターを利用している患者さんがやはり同じくらい、1万1,000人くらいということで、大体外来の患者さんは半々ぐらいの状況になっています。それから、救急につきましては、大多喜町で利用が一番多いのは亀田医療センターが救急車の搬送では一番多くなっています。続いて、

隣の地域の循環器医療センターが2番目に多いというような状況です。そういうことで、非常に大多喜町では医療を亀田に依存している部分が多くあります。

それから、大多喜町の今、医療の問題なんですけれども、少子高齢化の中でそういうふうには救急医療の需要が非常に高まっているわけですが、2次救急医療の施設がいすみ医療センターであるということ、それから隣の市の勝浦市にある塩田病院で、3次医療センターが亀田を利用しているということ、町内に救急医療の拠点となるところがないということ、それから小児の専門の診療がないということ、それから在宅医療にかかわるものなんですけれども、高齢化に伴いまして在宅医療の需要というのは非常に高まっているわけですが、訪問看護ステーションが町内にはありません。ですので、病院に看護師を抱えている病院は訪問看護は直接病院から行きますけれども、その病院の患者でない場合は訪問看護を派遣することができないという規則になっていますので、例えば西畑地区、老川地区で西畑地区の先生が非常に在宅医療に熱心に取り組んでいただいていますけれども、ご自分が今度、訪問看護を利用することができない。その分、医師もかなり過重の負担がありますし、それから多くの患者さんに在宅医療を供給できない、そういうような問題がございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 65ページ、健康増進事業の中に健康づくり推進協議会、それから保健推進活動事業補助金というのが計上されております。この2つについて内容を、どういうものか説明ください。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） まず、健康づくり推進協議会でございますが、町民の健康づくりを推進するために健康増進事業ですとか母子保健事業、その他町民の健康づくりの目的達成に必要なことを審議する機関でございます。構成員としましては医師会、歯科医師会、関係行政機関、事業所、ボランティアなどの代表となっております。今のところは年に1回の会議を実施しております。

それから、保健推進活動事業補助金ですが、こちらは町民の健康づくりのための食生活の改善に取り組む食生活改善推進協議会への補助金でございます。現在、推進員は町内で48名の方がいらっしゃいまして、活動をされております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 医療の問題がクローズアップされていますけれども、本当は医療費というのは病気を治していけばどんどん減るはずなのが、反対に急激にやはりふえている現状の中で、健康増進の問題、病気にならない健康な体づくりというのが今、本当は一番求められていることではないかと思うんです。そういう点で、健康増進事業のこの2つの、行政が民間に働きかける活動や機関だと思えますけれども、今まで、来年の活動も含めて進展が見られているのでしょうか。もっとここは活発にやらなきゃいけないし、活発に住民の中に入り込んでいかなきゃいけない事業なんだけれども、そういう見通しというのはどのくらいあるのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 町民の健康づくりに対する活動についてのご質問だと思いますが、予算的には財政から考慮してそれほど多くを見積もることはできないとは思いますが、この健康づくり推進協議会の構成メンバーにつきましては、それぞれの部署、例えば保健所なら保健所の活動の中、それから学校でしたら学校の中のそれぞれの保健活動を、お互いの状況を共有しながらいかに高めていくかということはこの会議の中で協議をして、それをまた日々のそれぞれの事業につなげていくというような役割の協議会でございますので、中身の協議を充実して、それぞれ担当しているところでの活動を広げていきたいというふうに考えております。

それから、保健推進活動事業につきましては、現在、食生活改善推進員が目標を2つ掲げて活動しております、1つは子供さんたち、それから保護者に対する食育の推進活動、それからもう一つは中高年を対象にしたメタボリックシンドローム予防のための知識の普及ということで活動しております。

食育につきましては、保育園に上がる前のお子さんを持っている保護者の方ですとか、それからまた小学校に上がってからのお子さん及び保護者の方を対象に、今学校の授業の時間をいただいたり、それから夏休みの時間を活用して活動をしているわけですが、かなり皆さん一生懸命やってくださってしまっていて、毎年だんだん中身が濃くなってきていますので、これをまた充実するようにしていきたいと思えます。

それから、メタボリックシンドロームの予防につきましては、今まで健康保健の中での事業ということで国保の事業として取り組んでいたんですが、なかなか参加者が少なくて効果が得られてきていない状況です。食生活改善推進員の方が住民の目線の中で対住民の方と和

気あいの雰囲気の中で活動して、参加者も少しずつふえてきておりますので、こちらのほうも今の状況を充実するように進めていきたいと考えております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 67ページ、資源循環事業47万5,000円、内容を伺います。

それから、同じく環境関係なので、一緒に。環境センター運営事業があります。ごみのリサイクル率、今、県下何番目でしょうか。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） まず、67ページのほうの資源循環事業の内容でございますが、町のバイオマスタウン構想の一つといたしまして、資源循環型社会を目指したBDF、バイオ・ディーゼル燃料精製の事業でございます。家庭等で使用した植物性の天ぷら油、廃食油ですね、この再資源化を図っているものでございます。予算的に計上したものについては、この精製装置に関しましてろ過ユニットの専用ホース、それからカートリッジフィルター等の消耗品、装置全体の定期点検、廃メタノール処理費等の手数料、製造用材料としての苛性カリ、メタノール等、原材料費でございます。

続いて、71ページのほうの環境センター運営事業のリサイクル率の関係ですけれども、これは県下何位だということでございます。21年度の実績でいきますと、総処理量、これが3,354トンでございます。再生資源化総量が923トン。そうしますと27.5パーセント、県下では12位ということになっています。これは県の発行しています一般廃棄物処理事業概況というのがありまして、ここで公表されております。22年度につきましては、総処理量が3,358トンの中で再資源化の総量が947トン。そうしますと28.2パーセントということで、前年度の21年度よりも多少はふえております。

以上でございます。

（「順位は」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） 22年度の順位につきましては、県のほうではまだ公表しておりません。ですので、3月に入ってから県のほうの関係機関のほうに連絡をとりましたら、やはりまだ結果が出ていないので、回答いただけなかったということでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 資源循環はわかりました。47万5,000円かけて12万1,000円の売却額で

すね。

それから、環境センター運営事業の中のごみのリサイクル率ですけれども、かつて建設課長が環境にいたころは、県がちょうどリサイクル率を出し始めたばかりのときで、ずっと大多喜町は、3年くらいですかね、県下2位というリサイクル率だったんです。何でこうやって下がっているのか、どのように原因を考えて、そして対策をとられる計画があるのか伺います。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 私のほうの認識で、先ほど21年度の実績ということと、また22年度の率ということで回答させていただいたんですが、その前のとき、ずっと前には県下2位だったんじゃないかということでございます。私のほうの認識不足と、また勉強不足のところもあるんですが、ちなみに21年度の県の公表の中で第1位と言われているところが我孫子市になります。ここがリサイクル率が39.8というすごい数字を出しております。2番目になるところが君津市です。君津市が県下2位ということで、これは21年度の実績でございますが、32.4パーセントということでございます。高い率を示しております。

大多喜町が12位ということで、22年度は若干上がったわけなんですけれども、順位はまだ公表されておられませんので、わかりませんが、今後、随分前に2位ということもありましたので、その原因が何なのか、また今後どうするのかという計画的なもの、その辺はまた環境水道課として町民の方々にも周知を図りながら、再資源化に向けられるような形をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 75ページ、基幹農道整備事業があります。事業内容を教えてください。

この中で光熱費が飛び抜けて29万4,000円とありますけれども、どんなところで光熱費を使うのでしょうか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 基幹農道整備事業につきましては、完成となった基幹農道の維持管理をする事業でございます。先ほどおっしゃられた金額29万円の光熱費は、トンネル3カ所ございますけれども、その電気料でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 85ページです。植栽用の苗木原材料ということで26万。簡単に説明をしていただきたいと思います。

続いて、93ページ、街なみ整備事業の補助金300万、これは新たに町100パーセントの原資でということだと思えるんですけども、対象範囲は現在どの範囲で、この部分については町単独でありますので、さらに広げていただける可能性はないのか。

それから、もう一点お願いします。75ページの施設園芸農家の育成補助金60万でありますけれども、利用状況、そして今回も一般質問で言いましたけれども、たけゆらの里の関係でこういうものを助成して端境期をなくすというふうなことで補助金を出したと思うんですけども、要件が大分厳しいのではないかと思いますけれども、さらに対象を広げるというか、予算ではなくて対象農家を広げるという部分、要件が厳しくてないので、その辺は考えていらっしゃいますでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 苗木でございますけれども、苗木はモミジの苗木を主に老川、西畑方面、要するに紅葉のとき、モミジが大分きれいでございます。お客さんも紅葉時、モミジを求めておいでになるわけでございます。老川、西畑方面、モミジの里というような構想でモミジの苗木を購入いたしたいと思っています。

また、街なみの補助金でございますけれども、街なみ整備、平成12年から10年間の事業で行ってまいりましたけれども、国の事業は終わりましたけれども、まだまだおいでになる観光客さんの要望もございます。要するに、街なみが整備されるといいねというような要望もございます。リピーターも必要であると思います。やはりその関係で、区域にしましては国の事業で行っていた整備区域、いすみ鉄道から夷隅川に囲まれた区域、それとあと重点区域が大通りに面した区域です。そこにうちの修景をするための補助といたしたいと思っています。

また、ハウスですけれども、利用状況等、手元に資料がございませんので、後ほどでよろしいでしょうか。後ほどお答えを申し上げます。

それと、あれは150平方メートル以上で販売目的と5分の1補助で上限30万ということですけれども、やはりもう少しその基準といいますか、下げたほうがいいのかというように担当者のほうも話をされておりますので、その辺は考慮いたしたいと思っています。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 関連してなんですけれども、モミジの苗木をとということですけれども、
どういうところに植える予定なんですか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） できれば道路沿い、道路沿いは非常に占用とかもございませ
けれども、できればお客さんが目につくようなところに植えたいと思います。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 桜だとかモミジの並木というのは、大体は街路とか川沿いとか、そう
いうところには似合うのですけれども、大多喜町に来る観光客は何を見に来るかといったら、
モミジだったら山、美しい自然を見に来ると思うんです。

道路沿いに並木をつくりますと、大多喜の自然って、話が飛んでしまいます。大多喜のい
いところは手つかずに見える自然なんです。例えば春だったら、山笑う春ですよ。山の
笑っている、本当に山が最も新緑で美しいところ、並木があると見えなくなっちゃうんです。
野の山の真ん中に厚化粧して振り袖を着ているみたいな、そういう観光地化というのは求め
られていないと思うんです。ただ、遠くの山に山桜が咲き誇る、あるいはモミジや黄色の葉
っぱたちが美しく彩る、そういうふうな形で、若干の手を加えた、より美しい自然にする
ということについては必要だけれども、厚化粧をした、そういう観光地化というのは老川、西
畑のほうの観光地化にはそぐわないことだと思うんです。町場の場合と自然を楽しむ場合と
違うわけですから、そのところをきちんと使い分けてやっていただきたい。

山の中に桜並木をつくることによって、本当に見ていただきたい自然の美しさが見られな
くなってしまいます。モミジもどこにつくっていくのかわかりませんが、道路管理上も道
路のすぐそばに木を植えると、落ち葉あるいは台風のときの倒木などで道路管理が大変だ
ということも伺っております。そういうことも含めて、安易な植栽というものについては考え
ていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 市原市の養老溪谷から大福山に上がる道がございませ
けれども、そこに市原市が以前に大分モミジを沿道に植えてございませ。もう大分大きくなっ
てございませ。そのモミジ、大分すばらしくなってきた。やはりそういうのもあるわけ
でございませ。

また、今回のモミジの苗木ですけれども、主に西畑、老川地区の区長さんに植えるところ

を探していただいて、それで希望のある区に配布をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 81ページに狩猟免許取得促進補助金が出ております。内容を教えてください。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 狩猟有害鳥獣駆除対策事業の狩猟免許取得事業 8 万 8,000 円でございますけれども、これにつきましては、くりわな、箱わなの免許取得補助金です。狩猟免許取得につきましては、1 人 1 万 3,200 円かかるわけでございますけれども、10 人分で 13 万 2,000 円、県・町合わせて 3 分の 2 を補助金として計上してございます。

また、ちなみに自己負担金は 3 分の 1 でございます。

以上です。

（「自己負担が」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） 3 分の 1 です。

（「3 分の 1」の声あり）

○産業振興課長（菅野克則君） はい。ちなみに、4,000 円になっております。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 同じく 81 ページだと思いますけれども、県民の森運営事業があります。一般財源より 458 万 3,000 円繰り入れておりますが、このことについて、県からの指定管理を受けている県民の森の運営に対して一般財源を入れることについてどういうふうに行われているか質問いたします。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ただいまの県民の森運営費にかかわります一般財源 458 万 3,000 円ということでございますけれども、これにつきましては、職員 1 名分がふえることにより増でございます。

県民の森を管理運営していくに当たりましては、おいでになったお客さんを事故なく楽しんでいただき、なおかつ喜ばれるサービスの提供を行っていくためには必要なものと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 県民の森の町民への貢献度というのは、保育園の子供たちが年に何度行けるかわかりませんが、1 度か2 度、バスを使って県民の森で半日ばかり遊ぶというのを聞いていましたけれども、それ以外にはそんなに大多喜町民への貢献度というのは、地元雇用の確保という面を除けば、そんなにはないと思うんですね。県からの補助金、大体これは18年度に指定管理が始まってから、ほとんど2,840万強の補助金があって、大体バーベキューなどの売上が400万前後あって、この中で運営すべきではないかと私は思うんです。

実際、例えば今まで町が一般財源から繰り出しているのは、予算レベルなんですけれども、21年度33万2,000円ですが、多分使っていないのではないかと思います。それから、22年度でいえば当初予算で繰り入れを440万一般財源から入れていますけれども、途中で減額補正なんかを入れて大幅に執行額は減らしております。今までずっと一般財源を入れないのと同じような状況で運営していたのに、24年度450万という多額の繰り入れをするというのは、どこか安易な考えがあるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 22年度440万で、それから減となったということでございますけれども、これは職員1名が減になったことによります。

職員の配置につきましては、指定管理を受けるときの事業計画の中の事務職員3名、臨時職員2名、作業員3名の8名での体制となっております。事務員につきましては、休日受付、来客対応、突発的な事故、工作指導等を考えあわせると、最低3名は必要となっております。よって、この金額は必要なものと考えます。

○議長（正木 武君） 質疑の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いし、午後1時から会議を再開します。

なお、12時半から議会運営委員会を開催いたしますので、ご承知願います。会場は後ほど連絡いたします。

（午後 零時06分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（正木 武君） 一般会計予算の質疑を続けます。

質疑ありますか。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） すみません。先ほどの小高議員さんの施設園芸農家育成補助金でございますけれども、22年度に2件申し込みがございました。23年度、今のところは実績はございません。しかしながら、たけゆらの直売組合等におきましては周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 質疑ありますか。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 少し話題を変えまして、予算書の中でいきたいと思います。款の12、目の、ページ数は14、15、持続支援施設療養費負担金とあります。これは保育園のあれでよろしいですね。前年度が1人1万7,160円掛ける12カ月、人数235人分ということで、今年度は前年度より588万2,000円減であるということで、ここの保育園の料金、園料と人数が変わったかどうか、そこら辺をお聞きします。

それと、17ページ、款の14の国庫支出金、節の区分の3、4、子ども手当給付負担金、子どものための金銭の給付交付金、載っていますけれども、具体的にどこが違うのかという説明と、たしか最近、児童手当の取り決めが3党合意でありましたね。それで、3党合意の結果、この予算額は変わりがありますか、ないですか。

2点お聞きします。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） 先に子ども手当、どこが違うかというほうをお答えしたいと思います。

子ども手当から児童手当に変わるという関係でございますけれども、3党合意ということで内示が来ていますけれども、額的には変わりはありません。

それで、額ですけれども、1子、2子が1万3,000円が1万円になるということで、それは変わりません。それと、3子につきましては、小学校6年生まで1万5,000円ということで、それも変わりません。

それと、17ページの子ども手当給付負担金と子どものための金銭の給付交付金ということですが、子ども手当給付負担金というのが今までの10月からやっています名称でございます。子どものための金銭の給付交付金というのが、先ほど申し上げましたけれども、

児童手当に名前が変わりましたが、その変わる前の変わった名前ということでご理解いただきたいと思います。

初めの児童福祉施設費負担金ということでございます。これは入園料でございますけれども、初めは、当初235人ということで、これは昨年度でございますけれども、それから215人に減っております。というのは、今申請を受け付けておりますけれども、今現在210人をちょっと下回っております。ということで、予算を12月つくったところは20名程度減になるだろうということで215名ということでしております。そういう関係上、若干金額が減っております。

(「保育料金は同じですか」の声あり)

○子育て支援課長(石井政一君) 保育料金は変わりございません。

以上です。

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありますか。

9 番野口議員。

○9 番(野口晴男君) 2点ほどお聞きしたいんですけれども、ページ数の前に、要するに同じようなものなんですけれども、建設課と産業振興課にお聞きしたいんですけれども、ページ数で93ページの橋梁補修工事、これが259万9,000円、これは先ほど一般質問で藤平さんからあった橋梁、83橋梁ですか、これはどこどこをやるのか。

それに、産業振興課のほうにお聞きしたいんですけれども、72ページの農業振興費か74ページの農地費か、あるいは林業総務費、78ページ、その中に橋梁は林道と農道で5つあります。この予算計上はどこに入っているのか。あと、これに対して橋が壊れた場合に区の負担がどのくらい出るのか、その関係をお聞きしたいんですけれども。

○議長(正木 武君) 建設課長。

○建設課長(磯野道夫君) それでは、橋梁維持事業の、まず委託料の設計業務委託料ということでご説明いたします。

これにつきましては、先般の会議でお話いたしました橋梁長寿命化計画の中に載っております、今一番傷んでいるというようなことがございますので、塩渕橋、これは堀之内から部田に向かう橋でございますが、その詳細な点検、それと補修にどのようなことが必要かということで詳細設計を委託するものでございます。

次に、工事請負費でございますが、これにつきましても、やはり橋梁長寿命化ということで、大戸跨線橋、これは愛野山のそばから久我原駅のほうに向かうところに鉄道をまたぐ橋

がございます。その橋でございますが、現在、橋面の舗装ですが、コンクリート舗装が破損してしまっていて、下の橋板とか、そちらのほうに影響の出る前に修理しようということで、この工事を計画しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） 農道3カ所、林道2カ所につきましては、今回のこの予算には入っておりません。

以上です。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 先ほど申しおくれましたけれども、町道につきまして地元負担金はありません。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

1 番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 39ページ、財産管理費の中で外構整備工事があります。庁舎改築に伴う最後の仕上げの工事かと思われそうですが、なぜ年が明けての外構整備なのか。庁舎増改築の一環ですから、できるだけ早く終わらせるというのが筋ではないかと思うんです。実際、あそこを歩いていて、いつかつまづくんじゃないかと思って不安なんです。高齢化社会を向かえまして、かなりのお年寄りが庁舎を訪れていらっしゃいます。これが延びた理由と、いつごろ取り組むのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 議員ご指摘のとおり、つまづくんじゃないかというご心配、私もそのとおりだと思います。

今回、中庁舎の改修工事がやはり耐震の問題でかなり工期的にもかかりますし、すべて周りが整備をされた段階において視覚障害の方の点字びょうとか、また周辺の排水等について、水回り関係、どのように流れるのか、そういったものを把握してからというつもりでございまして、手戻り工事のないようにと思っております。新年度に加えたものでございます。まだ詳細な設計が全部できているわけではございませんので、なるべく早く発注をして周辺整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） なるべく早くというか、本当に超特急で進めていただきたいと思ひます。

では、最後の質問になります。121ページ、海洋センター屋外施設管理運営事業の中でシルバー人材への委託料が46万、これ、今までなかった項目ではないかと思ひます。内容について伺ひます。121じゃないのかな。

（「121」の声あり）

○1 番（野中眞弓君） ですよね。121は違ひうか。屋外のほうです。

（「上から10行目ぐらひのところ」の声あり）

○1 番（野中眞弓君） はい。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 121ページの海洋センター屋外施設管理運営事業、全体で256万4,000円のところの121ページの13節、シルバー人材センター委託料46万の内訳なんですけど、草刈り業務を委託する予定であります。年間で60回を予定しております。おおむね単価が約1,000円掛ける1日8時間で、それを60回です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

11番野村議員。

○11 番（野村賢一君） ページでいひますと87ページ、観光振興事業の中で遊歩道整備事業、多額の金額が組まれておりますけれども、説明は遊歩道整備という話だったんですけども、この遊歩道に対する、多分観光ですから観光振興のためだと思ひますけれども、これだけの費用をかけて費用対効果はどのくらいということを考えているかどうか。

それと、95ページの土木費の住宅管理費、その中で工事請負費ですか、町営住宅修繕工事、この場所と工事内容と、入札はどんな入札を行うか教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 面白峡遊歩道の整備計画についてのご質問について答弁をさせていただきますと思ひます。

面白峡の遊歩道整備につきましては、養老川の川まちづくり計画という中で計画をしているものであります。確かに、本年度計画しておりますのは2.4キロメートルで、事業費としては2億円程度ということで計画になっております。

その費用対効果について、ここに宿泊客はどのくらいとか、また観光客はどのくらいお金を落とすとかということについては、詳細に全部を積算してあるわけではございませんが、現在、震災以降冷え込んでおります観光業、また大多喜についてはいすみ鉄道、また観光に携わる方が非常に多い中で、現在も秋の紅葉シーズンとか春の菜の花のシーズンとかに大分大勢の観光客の方が訪れておりますので、そういった効果が出るものとして計画しております。渋滞緩和等も考慮しながら、水辺も歩いて観光していただくということが老川地区、ひいては大多喜町の活性化に役に立つのではないかとということで計画をしておるものがございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 町営住宅管理事業費ということでご説明させていただきます。

工事請負費でございますが、これにつきまして、中野団地1棟5戸でございますが、これの改修工事ということでございます。工事の内容といたしまして、長寿命化を図るということで、屋根の防水加工、あとは外壁等々を予定しております。

それと、もう一件は田丁団地、これはふろの給湯器の入れかえ工事といえますか、入れかえを21件分予定しております。23年度で10件やりまして、あと、その残りの分を24年度で実施したいと考えております。

なお、入札につきましては、指名審査会を受けまして、そこで決定された業者により入札を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 遊歩道は、そこはヒルなんか、どうなんですか。ヒルがいた場合、リピーターは来ないですか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） ヒルはいると思います。ただ、川沿いの遊歩道、コンクリート舗装とか、そういったものをしますので、ある程度濡れていない部分については歩いてこないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） いると思いますでは困っちゃうんだよね。やはり自分が歩いてみて、

ヒルに食われて経験してヒル退治をしてもらわないと、本当に観光客はふえないと思いますよ。よろしくをお願いします。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私は、平成24年度大多喜町一般会計予算案に反対の立場から討論させていただきます。

地方自治法によれば、自治体の本旨というのは住民福祉の増進であるとうたわれております。住民福祉の増進というのは、私流の解釈によれば、住民が暮らしや健康面で心配がなくなる安心・安全のまちづくりだというふうに考えます。

今、住民が置かれている状況ですが、予算編成で町民税の積算で平均所得が5パーセント減と見込んだとの説明がありました。きょうの質疑で、来年度も含めての町民の平均所得ですが、22年度は173万、ところが、23年度は11万も減って162万、そして24年度の見込みは4万減って158万と、本当にすごい勢いで町民の収入は減っております。国民の経済活動を反映する歳入の部分の利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金など軒並み減少していることでも、このことは証明されているのではないのでしょうか。

こういう中で、住民の福祉の増進を言うなら、いろいろな町民負担をまず減らしていくということが挙げられるのではないのでしょうか。24年度歳出において、住民負担軽減の事業があったのでしょうか。新規事業は一つもありませんし、従来事業の拡充すらありません。例えば、子ども医療費無料化拡充について言えば、今議会の私の一般質問の際、町長は、本町はおくれているわけではないと述べられました。しかし、そのときも述べましたけれども、大多喜町を取り囲む自治体のうち、さらにちょっと離れますが、御宿町もこの4月から通院、入院とも中学3年生まで無料にする予算が決まりました。すると、この大多喜町を囲む周辺では、勝浦とごく一部、君津も隣接しておりますから、君津と大多喜だけということになります。決しておくれているわけではないのではなくて、おくれているという状況ではないで

しょうか。

子ども医療費もそうですけれども、負担軽減というのは、社会保険の方もそうだと思うんですけども、健康保険の保険料の高さ、介護保険料の高さ、特に国保、介護については収入の少ない階層、介護保険はお年寄り、国民健康保険は退職者とか失業者が今多く入っているという状況の中で、保険料の高さというのは住民は大変何とかしてほしいと思っております。それを解決するのは、先ほども申しました健康増進事業をいかに進め、医者にかからないまちづくりをしていくかだと思いますが、その健康増進事業については従前どおりの予算しかとっていないということは、事業が進んでいく見通しが来年度はないというふうにとられます。

また、去年の3・11大震災に付随する放射能の問題もあります。住民の安心・安全のためには住民の不安を取り除くということは非常に重要ですが、この不安を取り除く努力を怠っているのではないのでしょうか。線量を希望者にはかってくれと言っても、やりません。近くの公民館などをはかりますから、それで類推してください。それから、食料の放射能もかってくれくださいというのも、やりません。3月16日の千葉日報ですが、いすみ市では食品の計測器を2台買って、給食だけではなく、希望があれば農産物や海産物の測定にも応じると。いかに住民の不安を取り除くかということに努力をしています。にもかかわらず、周辺にそういう自治体がある以上、否が応でも大多喜町の町政が住民の意にそぐおうとしていないのかというのが目立ちます。線量計については、シーベルトですね、24年度から御宿町も希望する住民への検査を始めるそうです。いすみ市では、大体気になる方のところは終わったようで、最近希望者が激減しているという状況だそうです。一生ずっとつながるわけではありません。いつか職員に頑張ってもらって町民のところまで出かけていってくれば、用が済むことだと思えます。住民の気持ちに沿うこと、住民の願いに沿うことというのも福祉の増進の一つではないのでしょうか。

それから、亀田医療大学の助成の問題があります。質疑の中で、法制上はほぼ問題はないのではないかとおもわれますが、県の指導である住民の合意、今ここで住民の合意というのは、少なくとも議員の合意はいただかなければならないと思うのですけれども、あの質疑の中でもわかったように、議員の中でもまだ疑問を多く抱いていらっしゃるということがわかりました。住民、議員の合意の不足があります。そういう中で1,000万を超える助成金が計上されたことについては、問題ではないかと思えます。

また、県民の森の経営について、問題ないと言われましたけれども、行政は職員の単なる

雇用の場というふうにとらえられたのでは住民は困ります。与えられた中で十分な成果を上げるといふ努力を怠っているのではないかと思われまます。

こういう点から、温かい住民の立場に立った町政に大多喜町が向いてくれるよう希望いたしますして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） それでは、私は、平成24年度一般会計予算の賛成の立場から意見を述べたいと思います。

平成24年度一般会計予算の総額は、昨年度より3億6,300万円減の45億2,900万円であります。この行政運営に充てる自主財源についても、平成23年度に43.5パーセントであったのが、平成24年度は36.5パーセントと7パーセントも減少しておりますが、これは大多喜町の歴史の中でも非常に大きな事業であります役場庁舎の耐震補強大規模改修工事が終了したことが減少の一つの大きな理由であると判断をしております。

しかし、近年、国の財政状況は恒久的な改善のめどがつかず、綱渡りの財政運営をしている中で、国内外の経済不況や金融不安、さらには原油の高騰による消費、経済への影響、そして雇用の悪化に加えまして、被災地の復旧・復興、国を挙げて取り組まなければならない状況を判断しておりますと、来年度以降の国からの財政支援は予測以上に厳しい状況となることは確実でありまして、依存財源に頼るところの多い本町としては憂慮すべき状況であります。

そのような状況を的確にとらえた中で、今後の予算編成を行うことは当然のことです。町では、新第3次実施計画や平成22年度4月からスタートした過疎地域自立促進計画の着実な増進を目指すべく予算編成されているものであると理解をしておりますが、昨年発生した東日本大震災や国内外の経済的ダメージによって、その状況は大きく、そして急激に変わろうとしており、そのことを十分に精査して予算編成をすることが大多喜町の恒久的な健全財政の運営につながるものと思います。町においては、この点を常に念頭に置いていただき、予算編成されることが望まれます。

また、大多喜町は、これまでも少子化対策や定住化対策など各種の事業はどこの市町村よりも先駆けて行っていると思います。しかし、依然として少子化、人口減少はとまらず、高齢化率は平成23年度10月時点で32.3パーセントに達しております。ますます福祉や

医療、生活支援、保健事業などに社会保障費のふえることが予測されます。

飯島町長は、就任3年目にして、大多喜町の将来ビジョン達成のために財源が十分確保されれば、さまざまな事業を実施に移したいという考えもあると思いますが、自主財源の少ない現状の中で十二分に精査をされて、来年度事務事業を選択され、厳しい財政状況の中で予算案を編成されたものと私は判断いたします。

特に、平成24年度の予算で提案された主な事業として、大多喜小学校屋内運動場や中央公民館ホール耐震補強工事が予定され、町民や児童・生徒の安全を確保する内容となっております。また、大多喜町の魅力の一つである養老溪谷の拠点施設の整備予算や養老溪谷の遊歩道整備に向けた各種測量、そして調査費も計上されており、観光地としての魅力アップにつながるものと期待をしております。このほか、町道改良で予定されております大多喜高校線は、長年の懸案でもあります。大多喜高校の生徒だけでなく、観光客の安全も図れる大切な事業であります。さらに、防災対策、地域防災計画の早期改定が求められている状況ですが、その要となる消防団員の手当の増額や防火水槽設置も計上されております。また、障害者福祉、子ども医療費に対する給付や町民の各種健診と予防接種事業の実施、そして有害獣駆除の対策事業の継続実施のための予算も計上されております。また、定住化を図るための住宅取得奨励金を初めとする住宅助成事業関連の予算も措置されています。そして、定住化を図るため進めている町有地の売却、さらにその収益金を土地開発基金に積み立てる、次の定住化事業につなげようとしていることを私は高く評価いたします。

なお、亀田医療大学への補助金1,139万円の予算計上についても、当初予算で計上されておりますが、私はことし1月31日に開催された全員協議会で公式に初めて説明を伺い、正直びっくりいたしました。町民の大切な財産を一大学に補助金を出すこと、さらにその補助金額が人口割や均等割で割り振られた金額であることから、大多喜町が補助金として支出することの妥当性や公益性、その金額の妥当性については、正直同意しかねる考えでした。

しかし、再三にわたる議会への説明、またいすみ医療センター関係者の方の意見、考え方、その他いろいろと医療関係者の意見を伺う中で、千葉県内及び特に山武・長生・夷隅地域の看護師不足から生じている入院制度の状況や患者の受け入れの困難な状況、保健・医療の過疎化について、その深刻な状況を理解することができました。そのような状況の中で、大多喜町の住民も利用している亀田総合病院の関連大学である亀田医療大学の整備に関しては、千葉県全体高度医療の充実や看護師養成、大きな役割や期待ができるものであり、国・県も補助金を支出して整備が行われているものであります。これは将来的に安房・夷隅地域の看

護師の養成、そして間接的には夷隅地域の看護従事者の充実、保健事業の充実、大多喜町民の医療や保健福祉の向上につながるものと判断をいたしました。

このようなことから、財政状況が厳しい中で予算編成された平成24年度大多喜町一般会計については、賛成をするものであります。

以上。

○議長（正木 武君） ほかに討論ありますか。

4番小高芳一議員。

○4番（小高芳一君） 私は、平成24年度の一般会計予算は反対でありますので、その意見を言わせていただきたいと思います。

平成24年度の一般会計の予算は45億2,900万でありました。この町もさらに進む少子高齢化、景気の中の予算編成でありまして、基幹税である町税は、先ほども話が出ましたけれども、昨年より623万2,000円の減で10億5,898万7,000円でありました。町民の所得はさらに低下しているということでもあります。こういう中での大多喜小学校の屋内の運動場及び中央公民館ホールの耐震補強工事、これはもう絶対にやらなければならない工事ということで認めるものであります。また、少子化や定住化対策等の人口増対策、これもさらに強化をしなければならぬと思っております。また、土地開発基金の活用、これは未来に向けて大多喜町がさらに発展する財源であるというふうに理解しておりますし、さらにこの活用を大いにやっていただきたいという思いであります。

そんな中でありましてけれども、大多喜町は財政力、また下がりました県下でも多分一番下のほうだというふうに思っています。この財源確保には、やはり創意工夫、さらにそういうものが必須ではないか。よく言われるように事務事業の必要性、効率性、財源及び効果、こんなものを見直すというのは、これはもう当たり前の話であります。そのほかに、ぜひもっともっとうこういう形ではなくて、ほかの視点あるいは発想の転換、そういうもので事業をぜひ見直していただきたいというふうに思っています。

何点か反対理由を申し上げたいと思います。

まず、教育費についてでありますけれども、今回大多喜小学校の屋内運動場の耐震工事、これを最後に、最後といいますか、ほとんど教育関係の施設はこれで終了するような形になると思います。大多喜町の起債残高のうち12億は教育費というふうに認識をしています。そして、今この施設、建てましたけれども、少子化で統合を進めているというような状況であります。

こんな中でも、ぜひハードよりもソフトということで質をもっと高めるべきだということでも何回か意見を言わせていただきましたけれども、中学校の卒業式に行きました。66人で大多喜中学校ですけれども、そのうちの3分の1が地元の高校ということでありました。私たちが中学校のときから、大体3分の1ぐらいですかね、地元の高校へ行けるのは。でも、希望者は大体半分以上はいるというようなことでありました。よく言われますけれども、やはり地元から地元の高校へと願うのは、私ばかりではなく父兄の方も多くいるのではないかと思います。そういう意味で、もう少しやはり学力、教育は学力だけではないでしょうけれども、学力をつけることも大切な使命だというふうに思っています。そういう意味では、その予算がなかなかついてこない。施設ばかり見直すことには常につくんですけれども、そういう部分をもっと少し考慮すべきではないでしょうか。

次に、児童福祉費について申し上げます。

保育とか、あるいは児童手当、医療手当、児童クラブ、こういうことを支援しているんですけれども、あくまでも経済的な支援だというふうに思っています。先ほど質問しましたけれども、もう少し幼児教育といいますか、子供たちの能力をもっと引き出すような、育てるという部分でそちらのほうに予算をもっとつけるべきではないか。小さいうちから運動したり体を鍛えること、あるいは学ぶこと、こういうものを、子供の能力は限界がないと言われています。1週間に30分であきたから、もうだめだと、課長さんはそれ以上はあきちゃうというような話でありましたけれども、もっともっと幼児教育といいますか、そういう部分では研究をしていただきたい。そして、未来の子供を立派な者に育て上げるための投資をぜひしていただきたいというふうに思っています。そういう部分の予算をつけるべきだというふうに考えます。

次に、町有林管理の事業について申し上げたいと思います。

町は147ヘクタールですか、町有林を持っているということで、先ほど質問ありましたけれども、ほとんどそのままというような状況で、なかなかやはり今は持っていてお荷物というような感じが否めない。もっと発想を転換して資源だというような思いで、この147ヘクタールをもっともっと何かに使えないか、そういう部分をもっと考えるべきではないかと思えます。そこの裏に溝腐で伐採しました。そのときに私、桜、山桜を植えたらどうというようなことを言いましたけれども、生産樹木でないだめなんだよ、スギとかヒノキとか、そういうものじゃないと植えちゃいかんというような農林省の指導なんですかね。では、それならナメコでいいじゃないですか。あるいはモミジを植えて床柱で販売するというようなこ

とをやれば十分生産樹木として、あるいはまた景観の部分でもいいのではないかというように思っています。森林組合を使って、組合で委託してという部分がありますので、十分お金をかけなくてもそういうものができるのではないか。やはり桜の山とかモミジの山をどんどんつくっていくとおもしろいのではないかなというふうに思っています。

去年、町民憲章を策定しました。これは、ただ、今思えば策定をただけなのかなという感じがしないでもない。やはり町の憲法とよく言われる部分でありまして、これから何十年、何百年とこれが残る話でありますから、そういう面で言えば、きょう、苗木の配布の事業がありましたね、26万3,000円ですか。こういう機会にやはり記念樹として町じゅうに桜、モミジを配ったらどうですか。ふるさと創生資金はまだありますね。ふるさとをつくるという意味と、やはり町の憲法を制定した記念というのは、それを植えることによって町民もそういう部分の認識を高めるだろうし、町じゅうが桜やモミジで埋まるという夢を持ってもいいのではないのでしょうか。そんなにお金のかかる話ではないし、せつかく憲章という立派なものをつくって、ただつくりっ放しというのは残念な気がします。

最後でありますけれども、亀田の医療大学の施設整備の補助金の件であります。

私もいろいろな部分で質問しましたがけれども、町の予算を鴨川市に設置する医療大学の学生会館に補助金として寄附の依頼があった亀田に対して支援するということは、まだちょっと疑問を感じています。いろいろな話が出ましたけれども、千葉県における医師とか看護師不足というのは、医療の崩壊の対策というのは広域な問題でありまして、国とか県の所管だというふうに思っていました。医療の崩壊の背景というのは、やはり医師数や医療費の抑制施策を国がとったということも言われているんですね。そういう意味でいえば、国や県の責任というか、そういう部分が非常に大きいだろう。私たちも所得税を払っています。県民税も納めています。国には国の役割があるはずで、県には県の役割がある。こういう広域的なもの、それはやはり国・県が本当に責任を持ってやるべきだと思っています。

県は地域の医療再生計画の、国の審査を経て、2カ所のモデル地域をつくりましたね。香取・海匝、そして山武・長生・夷隅、そしてここをしっかりと立て直していこうと。10年、20年後を見据えた強化を目指していくんだということでは言われています。今回、2カ所の看護師養成所に補助金を出し、そのもう一つの1カ所はほとんど近隣の市町村が別に補助金を出して、そこを強化するという話では全くありません。大多喜の三育学園も看護科がありますけれども、ほとんど出しませんでしたよね。やれるところはやっているとこのように思っています。よく言われましたけれども、今、県下に37の養成所があるそうですけれども、半分

以上は、せっかく養成しても、みんな県外に行ってしまう。奨学金を出すと、80パーセントぐらいは県内に残る。こういうことから、県はそういう部分ではなしに、やはり奨学金も出して地元に残ってもらうと対策をとっているというような話でありました。奨学金の制度というのは、やはりかなりの効果があるのではないかと、そんなふうに思っています。地元で看護師をどうやったら担保するかという部分においては、いろいろな角度から検討する必要があると思います。

そして、もう一つ申し上げておきたいのは、夷隅・大多喜地区の医療をどういうふうにするのか。先ほど課長のほうから、大多喜の医療の問題は何だということで質問しましたがけれども、本当に亀田を中心にこれから、例えば支援をしていくとなると、どんどん亀田は充実しますよね。多分あそこでも看護師や医師は不足することはないでしょう。そうすると、周りの人たちは、やはり亀田へみんな行くんですよ。地域の医療の崩壊をなくすと言っても、やはり亀田というか、そういう大きい病院がどんどん充実をしていく、これは当たり前の話じゃないでしょうか。私たちがちょっと病気にかかって、安心なのは亀田だと。そうすると、周りの地域の本当に民間の病院とかかかりつけ医制度、そういうものが、逆に言えば崩壊してしまうんじゃないか。まだまだ看護師、医師は不足します。そういう中で亀田にやるというか、そういう危険性はないのか。地域の医療をしっかりとやる。行政はそういう弱い部分にお金を出す。こういうのが行政の出し方ではないかというふうに思っています。

そういうことで、亀田の件についてはまだまだ疑問が残るものでありまして、以上をもちまして反対討論としたいと思います。

○議長（正木 武君） ほかに討論ありませんか。

5 番 荻込議員。

○5 番（荻込孝次君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

24年度の一般会計は、昨年の一般会計に比べますと7.4パーセントの減という予算であります。この予算で24年度も第3次5か年計画や過疎地域自立促進計画を推し進めなければならないという厳しい財政状況でありますけれども、厳しいからといって考えているだけでは前進がありません。無駄を切り詰めつつ、住民の福祉を守っていく町政でなければならないと思います。そういうことからして、行政は知恵を絞った予算の執行を望んでおります。

それから、先ほどから問題になっております亀田医療大学の件なんですが、議員間で審議中で結論が出ていないうちに予算化されるというのは、いささか強引な感じがしないでもないわけでありまして、亀田医療大学の整備事業補助金として1,139万につきましては、

地元高校から優先的に入学をさせてもらって、卒業後は地元、家に居住しながら地元あるいは近郊の病・医院に勤めてくれれば、町の定住化促進につながり、また看護師不足の解消にもなるのではないかとささやかな望みを抱いているわけです。国吉病院へ6,780万2,000円という負担金を払っておりますけれども、医者だけいても病院というのは機能しないわけです。看護師がいてこそ病院として成立するものでありまして、そうすれば6,700万のこの負担金も生きるのではないかと考えております。

今後、住民が十分な医療を受けられるために、亀田の医療大学に看護師養成のための補助金を支出するのは、これから先を見越してのいわば保険代にもなるのではないかと私は考えておりまして、今年度の予算には賛成するものです。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

（「議長」の声あり）

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ここで議長に提出してありますけれども、平成24年度の大多喜町の一般会計予算に対して修正動議を提出したいと思います。お諮りいただきたいと思います。

○議長（正木 武君） ただいま議案第26号 平成24年度大多喜町一般会計予算に対して、4番小高芳一議員ほか1名の議員から修正の動議が提出されました。

事務局職員をして提出された修正案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（議案配付）

○議長（正木 武君） 修正案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 配付漏れはなしと認めます。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 提出者の説明を求めます。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 発議第3号 議案第26号平成24年度大多喜町一般会計予算に対する修正動議。

発議者は野村賢一、そして私、小高芳一であります。

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定によりまして、別紙修正案を添え提出をいたします。

提案理由を申し上げます。

先ほど反対討論で申し上げましたが、亀田医療大学に補助金を支出する件であります。私たち議員は予算を審議して、これを町民に説明責任を果たさなければなりません。今回の予算は、町でも、あるいは夷隅地域でもない鴨川市に建設する亀田医療大学学生会館に支出するもので、今までにない予算計上であります。それだけに明確な根拠、理由が必要であります。

県下の医療崩壊は医師、看護師不足等、深刻な問題であり、県は山武・長生・夷隅を地域医療再生計画の重点地域に位置づけ、看護師不足を初め、対策の強化を図っているところであります。本町の医療というのは、どうあるべきか、住民が安心して受けられる医療はどうあるべきなのか、本町の医師、看護師不足はどのぐらいあるのか、救急体制は大丈夫なのか、かかりつけ医制度あるいは在宅医師の問題、そういうものは大丈夫なんでしょうか。大病院に集中して、初期やあるいは2次、かかりつけ制度、こういうものは崩壊する危険性はないのか。

私たちは地域全体の医療について余り今まで考えてこなかった。それは、国や県の所管であったからであります。今後、町は広域的な支援を医療、福祉等で行う方針ならば、町の医療再生計画を作成し、少ない予算で最大効果を出すにはどこに予算を集中すればよいのか検討すべきであると思います。その結果が亀田医療大学の補助金であれば、住民にも理解が得られるでしょう。もう少し時間をかけて議論すべきであり、平成24年度一般会計予算は亀田医療大学補助金を抜いた予算で可決すべきだというふうに考えます。

それでは、本文のほうに移りたいと思います。

1枚目をめくっていただきたいと思います。

議案第26号平成24年度大多喜町一般会計予算に対する修正案。

議案第26号平成24年度大多喜町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「45億2,900万円」を「45億1,761万円」に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳出、款4衛生費4億7,862万2,000円、項1保健衛生費2億4,146万円、歳出合計45億1,761万円であります。

次に、3、歳出のところであります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億464万9,000円。一般財源1億464万9,000円。計でありますけれども、本年度2億4,146万円ということで一般財源が2億448万5,000円であります。

次に、裏部分でありますけれども、節区分19負担金補助及び交付金6,797万8,000円。保健衛生事務費6,822万2,000円、19負担金補助及び交付金6,797万8,000円。

以上であります。よろしく審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第26号平成24年度大多喜町一般会計予算の修正案について採決を行います。

まず、本案に対する小高議員ほか1名から提出された修正案について、挙手により採決します。

本修正案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手少数）

○議長（正木 武君） 挙手少数です。したがって、修正案は否決されました。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時00分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き審議を続けます。

（午後 2時11分）

○議長（正木 武君） 次に、原案について採決します。

原案に賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(正木 武君) 挙手多数です。

したがって、議案第26号 平成24年度大多喜町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

(「議長」の声あり)

○議長(正木 武君) 3番江澤議員。

○3番(江澤勝美君) 動議を提出させていただきます。

ただいま議決されました平成24年度大多喜町一般会計予算の付帯決議案の提出をいたします。

◎日程の追加及び順序の変更

○議長(正木 武君) お諮りします。

ただいま3番江澤議員から、平成24年度大多喜町一般会計予算に対する付帯決議案についての議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、提出された議案を日程に追加し、追加日程第1とし、議題にすることを決定しました。

お諮りします。

日程順序を変更し、追加日程第1、発議第4号を先に審議をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

追加日程第1、発議第4号を審議することに決定しました。

追加日程第1、発議第4号 平成24年度大多喜町一般会計予算に対する付帯決議案についてを議題とします。

事務局職員より議案を配付します。

(議案配付)

○議長(正木 武君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（正木 武君） 配付漏れなしと認めます。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 追加日程第1、発議第4号 平成24年度大多喜町一般会計予算に対する付帯決議についてを議題とします。

本案について、提出者からの趣旨説明を求めます。

3番江澤議員。

○3番（江澤勝美君） ありがとうございます。

それでは、付帯決議案の説明をさせていただきます。

発議第4号

大多喜町議会議長 正木武様。

提出者 大多喜町議会議員 江澤勝美 賛同者 野口晴男君でございます。

議案第26号平成24年度大多喜町一般会計予算に対する付帯決議案について説明をいたします。

大多喜町議会会議規則第16条の規定によりまして、別紙の付帯決議案を添えて提出するものであります。

提案理由でございますが、皆さんご承知のとおり、大多喜町は、少子化や都市部への人口の流出によって、人口減少が続いておりまして、平成22年4月に過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域となりました。この人口減少や高齢化によって、商店街の衰退や学校の統合、交通機関の存続、各産業の後継者問題、さらに消防団員の確保など、さまざまところで課題が増大しております。特に、夷隅地域では中核病院であるいすみ医療センターを初め、各医療機関は看護師や医師不足によって町民は十分な医療の提供が受けられず、深刻な課題となっております。継続的な医療従事者の確保と地域の医療体制の拡充によって町民が安心して生活できる社会基盤の確立を願うものであります。

そこで、大多喜町議会としては、町民の健康や命、生活を守るため、平成24年度の一般会計当初予算の執行に対しまして慎重かつ適切な運用を求めて、次の決議を行いたいというものであります。

議案第26号平成24年度大多喜町一般会計予算に対する付帯決議案についてですが、大多喜町は、これまで企業誘致や生活道路網の整備をはじめ、農業生産基盤の整備、町営住宅の建

設や宅地分譲、さらに統合保育園や学校教育施設の整備、光ファイバー網の整備、各種福祉施策の推進に取り組み、各種人口増対策を図ってきたが、若者の都市部への人口の流出によって人口減少が続き、その構成も少子化高齢社会となっている。

このことによって、教育や福祉、交通機関の存続、各産業の後継者不足、そして消防団員の確保など、様々なところで課題が増大している。

特に、夷隅地域の医療機関では、看護師や医師不足によって、出産、育児、子育てをするうえで必要な医療サービスや保健事業をはじめ、救急医療の場合でも支障が出るなど、深刻な課題となっている。

そこで、これまで進めてきた人口増対策に加え、町民の健康や命を守るために夷隅地域に医師や看護師を増やし、医療体制を拡充することで、若者からお年寄りが安心して生活できる地域づくりを目指すことで、人口減少の歯止めの1つになるものと確信をしております。

については、平成24年度予算執行にあたっては、各事業の優先度や財源確保の精査を慎重かつ適切に行い、町の将来を見据えた健全財政を求めるとともに、大喜多町議会として町の健康や命、生活を守るため、次の事項について付帯決議する。

記

1 予算執行にあたっては、第三次行財政改革推進計画を踏まえ、事業の必要性、優先度を十分精査し、無駄をなくし、効率的かつ効果的な行財政運営を引き続き推進する。

2 亀田医療大学施設整備にかかる補助金の支出にあたっては、いすみ医療センターをはじめ夷隅地域の医療機関、関係自治体と連携して、看護師の確保につなげ、夷隅地域の医療、保健事業、介護事業の強化に資する。

3 東日本大震災を教訓として、防災計画を見直し、町民の防災対策の充実と救援、避難時に必要な非常時備蓄品を拡充する。

平成24年3月21日、大多喜町議会。

以上であります。よろしくご審議の上、ご賛同いただけますようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(正木 武君) 挙手全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号から議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第2、議案第27号 平成24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(正木 武君) 挙手全員です。

したがって、議案第27号 平成24年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第28号 平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今、国民健康保険の県内一本化、広域化が言われておりますけれども、どの辺まで進められているのか伺いたと思います。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 県の広域化についてのご質問でございますけれども、お答え申し上げます。

今年度、県におきましては、広域化、国保財政の安定化を推進するための千葉縣市町村国保財政安定化等連携会議を設置いたしました。会議のメンバーですけれども、県、国保連合会ほか11市町17団体で構成され、連携会議そのものは2回開催されております。この3月28日に3回目の会議が予定されております。また、担当者レベルの作業部会も2回ほど開催されました。

検討内容につきましては、調整交付金基準の見直し、共同化により効果があると思われる事業等についてのアンケート調査の実施、このアンケート調査の結果、効率化や統一化が図れることができる事項について具体的改善案、取り組みについての調査が実施されました。24年度も引き続きこの会議は継続されるものであります。

現在の広域化についての取り組み状況は以上であります。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 今、広域化を目指しているのは、部分的にやれる部分だけやっという形なんではないでしょうか。そこで終わるのか。基本的には、各自治体ごとの国保があつて、共同化できる部分についてはもっと共同化の部分を進めようというのをずっと引っ張っていくのか、それとも共同化できるところをだんだんふやして、最終的には本当に保険料も県内同一というような広域化を目指している方向なのか、どうなんでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 広域化につきましては、最終的に、今は一つ一つつぶして、最終的には県内の一本の統一化ということを目指してやっております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） それについては、どのくらいのめどを、何年くらいに完全一本化を目

指して作業は進められているんですか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） うちのほうに示されておりますのは、23年、24年のスケジュールしか示されておられませんので、その後、県のほうでどういうふうに、まとめ状況にもよるとは思いますけれども、それによって変わってくると思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） ありがとうございます。

財政の問題なんですけれども、県・国の財政調整交付金が減額になっています。年少扶養控除の廃止によって保険料がふやされていると思うんですけれども、その額、わかりますか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 年少扶養控除の廃止の国保への影響へのご質問だと思いますけれども、国民健康保険税の税額計算につきましては、総所得から基礎控除分の33万円を差し引いたものに税率を掛けて計算しておりますので、影響はないものと理解しております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） それなら、財政調整交付金がマイナスになっている、その理由というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 国・県の財政調整交付金につきまして、マイナスになっているのご質問でございますけれども、予算編成時、国につきましては概算交付申請のみで正式な交付申請を行っておりませんでした。また、県につきましても、交付申請を行っていなかったため、前々年の実績を参考に予算編成をさせていただきました。国・県とも毎年交付金額が下がっておりまして、国におきましては前年比98パーセント、県につきましては96パーセントということで予算編成をさせていただきました。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） そうすると、国や県の財政調整交付金が少なくなっている分、どこが負担するんでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 予算編成時マイナスとなっておりますが、この後、変更交付申請あるいはきちんとした交付申請を行いますので、その分につきましては、そこで調整できると考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 毎年交付金が減らされている。国は98パーセント計算、県は96パーセントでと。交付金そのものが現実減っているわけでしょう。予算を立てる上で、名目上こういうふうにやりなさいということではなくて、交付金そのものが減ってきているわけでしょう。国保の支出そのものはふえているわけだから、国・県から入ってくる分少なくなっていれば、どこかがその負担を、少なくなった分補っているはず。どこのところに国・県の負担が少なくなった分、ふやされているのか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 国・県の負担が少なくなってきておるということで、当初国保につきましては、国・県合わせて50パーセント国で見ただけのことだったのであったんですが、現在の状況ですと、大体30パーセントぐらいしか見ていただいております。その分、被保険者あるいは町のほうからその分を穴埋めしているという状況になると思っております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「はい」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 私は、平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計に反対の立場から討

論させていただきます。

今の質疑でわかりましたように、国民健康保険税が高いという、高くなった原因というのは、もちろん医療費の高騰もありますけれども、国がかつては医療費の50パーセントを負担していたものが、今では30パーセントになっている。今回も如実に国・県の交付金が減らされている。一般会計のときもそうでしたけれども、住民の収入が減っている中でこういう保険料がどんどん高騰されていくというのは、国民はとても耐えられません。町では上昇分の2分の1を負担するという繰り入れを去年からしていますけれども、それでも上がっております。国民健康保険の特殊性を考えたときに、上昇分の2分の1ということではなくて、今や上昇を完全に抑える政策が必要だと思います。そういう点で、まだ国民健康保険の会計については、このまま認めるわけにはいきません。

以上をもちまして反対討論とさせていただきます。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の方の発言を許します。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 私は、賛成の立場から意見を言わせていただきたいと思います。

今、野中議員のほうから話がありましたけれども、内容については、野中議員のは相当熟知しています。この会計を反対したら、もっと困ってしまう状況であります。国が50パーセントだったのが30パーセント、これは当然苦しくなるのは当たり前の話であります。保険税を払っている半分の方は軽減世帯、上限の方は20人弱、こんな中で国保財政が持つわけない。そういう思いでありますし、審議をしても本当につらくなるばかりであります。これ以上上げることは認められないと言いたいんですけれども、これを通さなかったら医療を受けられないというような形になってしまいます。

町でも上昇分の半分以上を補助するという形ができました。これ以上難しいという部分もありますけれども、やはり最低限医療を受けられるような制度にしていかなければいけないという部分もありますので、今後町におかれましても、ある程度その状況をしっかりと見ながらの判断をお願いしたいというふうに考えております。

賛成という感じではありませんけれども、もうこういう状況で国に喝を入れるしかないという思いで賛成したいと思います。

以上であります。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第28号 平成24年度大多喜町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第29号 平成24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第29号 平成24年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時37分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時49分）

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（正木 武君） ただいま町長から議案第33号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2とし、日程順序を変更し、議題としたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、提出された議案を日程に追加し、追加日程第2とし、議題にすることを決定しました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 追加日程第2、議案第33号を議題とします。

事務局職員より議案を配付します。

（「配付済み」の声あり）

○議長（正木 武君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第2、議案第33号を議題とします。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 議案数の多い中で大変ご迷惑をおかけして申しわけございません。議案の追加をお許しくございましたことを感謝申し上げます。

それでは、大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

去る3月9日、平成24年度第1回議会定例会において可決した議案第12号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例について一部誤りがあり、誤りの部分を訂正する必要が生じ

ましたので、提案をさせていただきます。

では、本文に入らせていただきます。

議案第33号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例（平成24年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号の改正規定中「3万7,800円」を「3万8,700円」に改める。

附則、施行期日、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

この採決は挙手により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号から議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第5、議案第30号 平成24年度大多喜町介護保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） ページ数については、ちょっとお許してください。

保険料のことなんですけれども、特別徴収と普通徴収があります。普通徴収、納付書による徴収ですけれども、対象者は年金月額 1 万 5,000 円以下の方と、多分保険料が年金の 2 分の 1 以上になる方だと思えますけれども、この人たちがどのくらいいらっしゃるって、それぞれ滞納者はどのくらいになるのか伺います。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 普通徴収者のうち、月年金額が 1 万 5,000 円以下の方についてですが、58 人いらっしゃいます。そのうち 3 月の時点で滞納のある方が 15 人となっております。

それから、年金の 2 分の 1 以上の保険料の該当者ということですが、介護保険の場合ですと 18 万以下の方につきましては、特別徴収をしておりません。介護保険料はほかの制度に比べて先に特別徴収の制度ができたものですから、18 万以上の方のうち。

（「後期高齢者だったですか」の声あり）

○健康福祉課長（磯野幸子君） はい、先に介護保険は徴収させていただいております。ほかの制度で例えば 2 分の 1 以上に超えた場合には普通徴収するという制度になっておりますので、介護保険にはそういう該当になる方はいらっしゃいません。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 後期高齢者と混乱しておりました。わかりました、自分の間違いが。それから、その次、いきます。

介護職員支援交付金、国レベルの予算ですと 1 年間に 1,400 億円、3 カ年間ついていたんですが、24 年からは廃止されると聞いております。この影響はどこに出ると考えられるんでしょうか。介護職員の報酬が減るのか、もしそうでなければ利用者の介護利用料がふやされて介護職員の給料レベルを保つのか、あるいは事業所が全部かぶって職員確保をするのか、どういうふうに行われているか教えてください。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 介護従事者処遇改善臨時特例基金の解散に関するご質問だと思いますが、21 年度の 4 月からは介護報酬の 3 パーセントの改定があり、急激な上昇を抑えるためにこの基金を活用して 3 年間のうちで保険料を段階的にならしていったということが 1 つあります。そして、この解散をするに当たって 1.2 パーセントの介護報酬の改定があり

まして、職員の報酬に関しては加算制度が設けられています。ですので、利用料としてその中に加算部分も含まれておりますので、1割負担の中にその部分が上昇が出ますし、それから町の保険財政にも影響してくると思われまます。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） そうすると、国が支援金をなくすことによって利用者も利用料が上がるし、町も負担がふえるというふうに理解してよろしいんですね。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 全体的にはそういうことになりますけれども、介護度とか、それから利用するサービスの内容によって多少単位が減ってきたり、また上昇したりというものめり張りがつけられてきていますので、サービスの利用の内容によっては余り影響のない利用者の方もいらっしゃいます。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 全体としてはどうなんでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 全体としては、やはり上昇します。

○議長（正木 武君） 1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 生活援助というのはホームヘルパーさんによる家事援助ですけども、今まで1時間単位でしたっけ、だったのが45分に切られるということです。この影響についてどう考えていらっしゃるのかをお願いします。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） ホームヘルプの中の生活援助でございますが、現在行われているサービスの供給単位が30分以上60分未満が229単位、それから60分以上が235単位というふうになっております。これが改正後になりますと20分以上45分未満が190単位、それから45分以上が235単位ということで、45分以上利用した場合には現行の60分以上の単位と同じという料金体系になります。ですので、短い時間で利用する場合は上昇の割合が高いですが、比較的長い時間で利用される場合は上昇はないということになります。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありませんか。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 204ページの支払基金の交付金につきまして、どのような算定をしているのかをお願いをしたいと思います。

それから、この部分は町から、40歳から65歳の方が支払った保険料はそのままそっくり算定されて戻ってくるということによろしいのでしょうか。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 支払基金の交付金の関係でございますが、平成24年度から介護給付にかかわる第1号保険者と第2号保険者の負担割合が変わってきました。1パーセント交付金のほうが少なくなっておりまして、29パーセントになります。

それから、この交付金ですが、これは国保だけの交付金ではなくて、その他の健康保険を含めた交付金でございます。

（「試算はどういうふうになっていますか」の声あり）

○健康福祉課長（磯野幸子君） 試算は、介護給付費の29パーセントになります。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 介護保険、平成24年度特別会計について反対の立場から討論させていただきます。

介護保険でも滞納が出ております。先ほど滞納が出るのは年金から天引きされない普通徴収の方たちからだと思いますけれども、月1万5,000円以下の収入の方が年間1万何ぼ、約1割の保険料を取られる。1割といたら多いか少ないかといったら、パーセンテージでいっても少なくありませんし、残された額といったら生活そのものができなくなる額であります。こういう点で、残酷な制度だなどつくづく思います。

それと、介護保険においても、国が少しずつ少しずつ負担割合を減らして、それを国民負担にかぶせていくということがここでも行われている。老人から改めて保険料を取る上に、さらにちょびちょびやる姑息なやり方に対して、やはり黙ってこのまま認めるわけにはいき

ません。

本当に健康で人から介護を受けなくてもいいような老後の送り方のできるまちづくりということを切に希望して、私は反対討論とさせていただきます。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） それでは、私は平成24年度大多喜町介護保険特別会計予算について、賛成をする立場から討論をさせていただきます。

高齢者のひとり暮らし世帯や認知症高齢者の増加、核家族や近隣関係の希薄化と、高齢者を取り巻く環境が変化してきており、社会全体で高齢者を支える仕組みの必要性がますます高まってきております。大多喜町におきましても、高齢化率が32パーセントを超え、後期高齢者の割合も増加していることから、今後もさらに介護保険のサービスを利用する方がふえることが予想され、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、第5期介護保険事業計画に基づき予算の推計を行い、平成24年度予算が編成されております。

平成24年度は、介護報酬の改定が予定され、町内では介護老人保健施設の開設、平成24年度には認知症グループホームが開設を予定されていることから、ますます介護給付者等の増加が見込まれますので、今後の高齢者保健、福祉施策との連携を十分検討していただくようお願いし、平成24年度大多喜町介護保険特別会計予算の賛成の立場から討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成24年度大多喜町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数。

したがって、議案第30号 平成24年度大多喜町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第31号 平成24年度大多喜町水道事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成24年度大多喜町水道事業会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(正木 武君) 挙手多数です。

したがって、議案第31号 平成24年度大多喜町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第32号 平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(正木 武君) 挙手全員です。

したがって、議案第32号 平成24年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第8、発議第2号 大多喜町議会基本条例の制定についてを議題とします。

本発議案について、提出者の説明を求めます。

9番野口晴男議員。

○9番(野口晴男君) それでは、大多喜町議会基本条例案の説明の前に、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議員各位ご承知のとおり、平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方の自治体や二元制代表制の地方議会の役割、そして責任はさらに重くなりました。このような中で、その時代に対応し、議会改革、さらには議会活性化を目指しまして、大多喜町議会では平成13年以来、議会改革や議会の活性化、そして住民の意見をまちづくりにつなげるため、住民の議会の懇談会を平成22年9月から実施し、住民参加の議会づくりに取り組んできております。また、時代の移り変わりとともに、国民や住民の行政と議会に対するニーズも変化しまして、平成23年には地方議会制度に関する改正点を含む地方自治法の一部改正が行われました。議員及び議会にとって議会の改革、活性化は永遠のテーマでありまして、町民の代表である重要な議決機関として町民の意思を町政に的確に反映させるためにも、今後も議会の改革、そして活性化に取り組んでいくことが求められております。

そこで、大多喜町議会としては、地方分権時代や地域主権の進む時代においても議会としての権能を十分発揮し、その責任が果たせるよう、議会と議員の活動原則を定めた議会基本条例案を策定しようと策定検討委員会を立ち上げて、昨年5月から取り組んできたものであります。その結果、委員各位の調査や協議、議論を経て条例案がまとまりましたので、さきに開催いたしました議員全員協議会で報告させていただいたところでございます。

また、条例案のうち、町執行部との調整が必要な7項目につきまして、2月14日に協議を行いまして、条例案の内容で了承いただきました。

さらに、この条例案につきましては、広く町民の意見を伺うため、2月20日から3月9日までの19日間、町のホームページ、それから役場ロビー、出張所2カ所、中央公民館、老人福祉センターに条例案と意見募集を置きましてパブリックコメントを実施しましたが、寄せられた意見は特にありませんでした。

また、法政大学の広瀬教授にも監修いただき、ご提案するものでありますので、よろしくお願いいたします。

大多喜町議会条例案は、全22条で構成されております。

大多喜町議会基本条例案の骨子または特徴を申し上げますと、重要な議案に対する議員の態度、賛否の公表、町民の意見を議員の政策立案や町政推進に反映させるための住民と議会の懇談会の開催、請願、陳情の町民等からの政策提言としての位置づけ、議員相互間の討議の尊重、政策形成過程に関する必要な説明要求や当初予算編成に関する主要施策、主な事務事業説明会の開催、5項目にわたる議決事件の追加、より多くの町民が議会を傍聴し、まちづくりに参加できる機会を目指した日曜議会の開催、議員の質問に対する町長や町職員への逆質問の不要、議会改革や活性化に取り組むための検討組織の設置、町に対する政策提言の実施、重要な行政課題に迅速に対応するための議員全員協議会の開催、町政の課題に関する調査のため、有識者による調査機関の設置、政務調査費に関する透明性の確保、議会基本条例の最高規範性と見直しの明記、以上のような事項が条例の特徴であります。

なお、条例につきましては、議会事務局長のほうから説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしくご審議いただき、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（正木 武君） それでは、条文の説明については議会事務局職員をして朗読を願います。
議会事務局長。

○事務局長（高橋謙周君） それでは、提出されました大多喜町議会基本条例の条文につきまして、朗読、説明をさせていただきたいと思っております。

この条例案につきましては、最終的に先ほど野口議員のほうから提案説明でありましたけれども、全国の地方議会の活性化、改革の第一人者でございます、また議会改革フォーラムの代表でございます法政大学の広瀬克哉教授の監修を得たものでご提出でございますので、ご了承いただきたいと思います。

皆さんのお手元のほうには議会基本条例案と、それから議会基本条例案につきましての各条項の説明文、両方ございますので、この条項説明文につきましては、この条文の解釈、こういう経過でこの条文を規定したということでご理解をいただきたいと思います。

それでは、議会基本条例案につきまして、前文からご説明を申し上げます。

地方自治の進展を図るためには、町民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠である。

町民の意思を把握し、行政に反映する町議会は、町民と身近に接した町民の代表機関であり、町の意味決定機関である。

二元代表制は、町議会と町長がともに町民の信託を受け、対等な関係のもとに健全な緊張関係を保持しながら、町民の福祉の向上と町の発展に努める制度であり、この実現のために町議会が担う役割、果たすべき使命はますます重要となっている。

大多喜町議会（以下「議会」という。）は、先人が築いた歴史と伝統を受け継ぎ、これに安住することなく不断の改革に努め、町民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として、町民とともに地域の主体性を高めることを目指し、住民自治を推し進め、団体自治を確立する地方自治の本旨に則り、全力で町民の負託に応えるため、本条例を制定する。

目次でございますが、第1章の総則（第1条）から附則まで規定してございます。

第1章 総則

（目的）

2ページをお開きいただきたいと思います。

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、町民の負託に応え、町民が安心して生活できる大多喜町の実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町の意味決定機関としての議決責任を自覚し、町民及び町にとって最良の意思決定を行うよう務めるため、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

（1）政策決定並びに町長その他の執行機関の事務について、町民の立場に立って監視及び評価機能を果たすこと。

（2）提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言を行うこと。

（3）町民への説明責任を果たすとともに、議会活動への町民参加を推進すること。

（4）町民の多様な意見を的確に把握し、町政及び議会活動に反映させること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

(1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、町民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。

(3) 議会活動について、町民に対して説明責任を果たすこと。

(議会改革の推進)

第4条 議会は、議会の信頼性を高めるため、分権時代における地方議会のあり方を議論し不断の改革に努めるものとする。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定等に関し、合意形成に努めるものとする。

第3章 町民と議会の関係

(町民との連携)

第6条 議会は、町民の意見を議会活動に反映するよう努めなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会のほか議会の公式の会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。

4 議会は、町民に対し説明責任を果たすとともに、町民の意見を的確に把握するため、町民との意見交換の場を設けるものとする。

5 町民や町内の各団体等の請願、陳情及び要望を、町民及び町内の団体等からの政策提案と位置づけるとともに、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

6 議会及び委員会、議会議員全員協議会の傍聴が許可される場合で、傍聴者から審査資料の貸与の申し出がある場合は、会議当日に限り貸与することができるものとする。

7 議会は、より多くの町民が議会を傍聴できる機会を設けるため、必要に応じて日曜日

等に議会を開催する。

(情報公開及び広報広聴の充実)

第7条 議会は、議会の活動状況や町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、町民に対して分かりやすく周知するよう務めるものとする。

2 議会は、インターネット、広報紙等の多様な媒体を用いて、情報を発信し、町民の意見の把握に努めるものとする。

3 議会は、議会だより等で議案に対する各議員の賛否の状況を公表し、審議過程が町民に理解されるよう情報の提供に努めるものとする。

第4章 行政と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第8条 議会は、町長その他の執行機関及びその補助職員（以下「町長等」という。）と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会審議における議会と町長等との関係は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本会議における議員と町長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 本会議における一般質問での町長等との質疑応答は、一問一答の方式で行うものとする。

(3) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点や争点を明確にするため、逆質問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、町長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策の発生源

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 町民のニーズを反映した施策

(4) 町民参加の実施の有無とその内容

(5) 総合計画や各実施計画との整合性

(6) 政策等の実施にかかわる財源措置

(7) 将来にわたるコスト面の検討

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を町長に求めるものとする。

3 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について町長等から説明を受けるため、主要施策および主な事務事業の説明会を開催するものとする。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、町長等に対し政策提言を行うものとする。

(議決事件の追加)

第11条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、地方自治体を代表する町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、法第96条第2項の議会の議決事件について、次のとおり定める。

- (1) 大多喜町基本構想及び基本計画
- (2) 大多喜町地域防災計画
- (3) 大多喜町障害者計画・障害福祉計画
- (4) 大多喜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (5) 大多喜町町民憲章

2 議会は、前項に定めるもののほか、重要な事項を議決事件として追加することができる。

第5章 議会運営

(議会運営)

第12条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、別に定める会議規則を遵守し、円滑な議会運営に努めなければならない。

(委員会及び議会議員全員協議会)

第13条 議会は、社会経済情勢等により、新たに生ずる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会（以下、委員会という。）の設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

2 議会は、常任委員会、特別委員会だけでは対処することができない町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員が自由に情報及び意見交換ができるよう議会

議員全員協議会を開催することができるものとする。

第6章 議会の権能強化

(調査機関及び検討会等の設置)

第14条 議会は、町政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、町政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

(研修及び調査研究)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上、議員活動に資するため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

2 議会は、議員研修及び調査研究の充実強化に当たり、広く各分野の専門家や町民各層を招き、議員研修会及び調査研究を開催するものとする。

(議会図書室の充実)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実につとめるものとする。

(交流及び連携の推進)

第17条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換や情報を共有するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議員の政策提案機能、立案機能、監視機能及び調査機能を強化し、議会の円滑な運営を補助するため、議会事務局の充実強化に努めるものとする。

第7章 政務調査費

(政務調査費)

第19条 大多喜町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第12号）の規定により政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、政務調査費の適正な執行に努めなければならない。

2 議会は、議長が別に定める条例及び規則並びに規程に基づき、政務調査費の収支報告書を閲覧の方法により公開する。

第8章 議員の定数・待遇・政治倫理

(議員定数及び議員報酬)

第20条 議員定数（以下「定数」という。）及び議員報酬（以下「報酬」という。）は、

別に条例で定める。

2 定数及び報酬の改正にあたっては、行財政改革の視点のほか、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

3 議員が定数及び報酬を改正する議案を提出するにあたっては、改正理由の説明を付して、議長に提出するものとする。

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養い、行動しなければならない。

第9章 最高規範性と見直し手続き

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則、規程等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の理念に従うものでなければならない。

2 議会は、この条例の施行後も、常に社会情勢の変化や住民の意見等を勘案し、目的が達成されているかどうか不断の検証を行い、改正の必要があると認められる場合は、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行するということでございます。

以上です。

○議長(正木 武君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

5番 苅込議員。

○5番(苅込孝次君) 質疑ではないんですけども、せっかく先生からもらった意見は、ここに反映されているんですか。

○議長(正木 武君) 事務局長。

○事務局長(高橋謙周君) 変則的な形になりましたが、野口議員さんにかわりまして説明させていただきます。

この関係につきましては、先生のほうから全部で8項目ご指摘といたしますか、ご意見がございました。この内容については、すべて本条例の中に盛り込んでございます。

ただ、1つだけ、第15条の関係、できればこの中に地方自治法第100条の2の積極活用を

明記されると具体的な取り組みが項目に明確になると思いますということなんですけれども、これは特に明記しなくてもいいでしょうというような、一応コメントはいただきましたが、そういうふうなことで先生のほうからメールでいただいております。あとはすべて網羅させていただきました。

以上です。

(「ありがとうございました。お世話さまでした」の声あり)

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本発議案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本発議案は原案のどおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

(午後 3時38分)

○議長(正木 武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時52分)

◎日程の追加

○議長(正木 武君) お諮りします。

ただいま11番野村議員から、所定の賛成連名書により発議第5号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、提出された議案を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることを決定しました。

追加日程第3、発議第5号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

事務局職員により議案を配付します。

(議案配付)

○議長(正木 武君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 配付漏れなしと認めます。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 追加日程第3、発議第5号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について提出者から趣旨説明を求めます。

11番野村議員。

○11番(野村賢一君) それでは、大多喜町議会会議規則の一部改正についての提案理由を説明いたします。

それでは、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

この改正は、大多喜町議会基本条例の制定に伴いまして、議会の運営に関する一般的な手続及び内部規律等を定めた「大多喜町議会会議規則」のうち、関係する条文について必要な改正を行うことが第1点目の理由でございます。

第2点目としては、議会基本条例で最も重要とした議員の意見の尊重という面や平成12年の地方自治法の改正により、議員の議案の提出及び修正の動議提出が8分の1以上から12分の1以上に改正され、本町議会の会議規則についても所要の改正を行いました。その後、大多喜町議会では議員定数が削減され、現在12名となっております。そこで、このたびの議会基本条例の趣旨に沿って、そのほかの規定についても精査いたしまして、議長の表決及び議事進行等に対して異議がある場合の賛同する議員の人数を3人以上から2人以上に改めるものです。

3点目、議会基本条例の制定によりまして、一般質問についても4月1日から一問一答方式とすることから、一般質問の際の質問の回数を制限した第63条の準用規定の一部改正を行うものです。

4点目には、このたび役場庁舎の改修工事が終了し、議場が整備されましたが、これまで同様に専用の議場ではなく、多目的な議場ですので、大多喜町の議場及び設備、さらに本町の議会運営の実情に即した内容に改めるため、一部改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いします。

以上です。

○議長（正木 武君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

この採決は挙手により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（正木 武君） 挙手全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

長い期間にわたり議案調査及び審議、大変ご苦勞さまでした。

これにて会議を閉じます。

平成24年第1回大多喜町議会定例会を閉会といたします。

（午後 3時58分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成24年 8月 2日

議 長 正 木 武

署 名 議 員 藤 平 美 智 子

署 名 議 員 野 村 賢 一